

令和 6 年度版

那 霸 市 の 環 境

(令和 5 年度年次報告)



那 霸 市

環境部環境政策課

はじめに

本市は、令和6年7月に「那覇市SDGs推進都市宣言」を行いました。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を改めて私たちの心に深く刻み、その達成に向けて邁進していくことを宣言したものです。

SDGsの目標13には「気候変動に具体的な対策を」と掲げられており、国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を推進しています。

本市においても、令和6年1月に「第3次那覇市環境基本計画」の策定とともに「那覇市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。「第5次那覇市総合計画」で那覇市が目指す環境の将来像として掲げた「自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまちNAHA」の実現を、市民・事業者の皆さまと協働により目指しつつ、脱炭素社会の取組についても推進してまいります。

本書は、那覇市環境基本条例に基づく環境報告書として、令和5年度の本市の環境の現状や取組状況をまとめたものです。

本書が広く活用され、環境の保全と創出及び脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政の協働による取組が進み、より良い環境が未来の世代に引き継がれていくことを期待しています。

令和7年2月

那覇市長 知念 覚

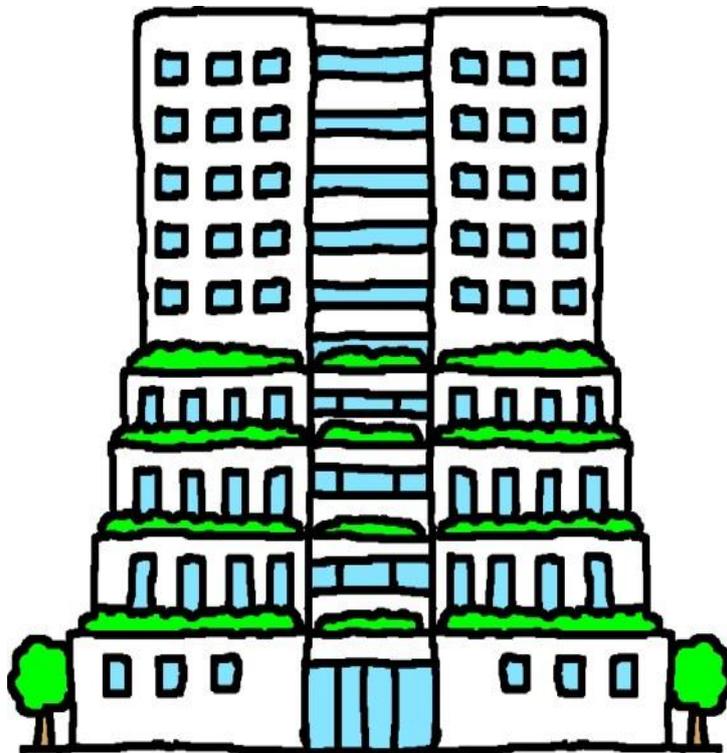
那覇市ホームページ掲載について

本書は那覇市ホームページにもカラー版で掲載されております。

○那覇市公式ホームページ URL <https://www.city.naha.okinawa.jp/>

【サイト】トップページ > くらし・手続き > 環境 > 環境政策 > 那覇市の環境

本書には那覇市ホームページによる閲覧者のため、事業内容に関連するリンク先を各所に貼り付けしております。ご参考にお役立てください。



目 次

第1章 市勢

1 位置・面積	2
2 地勢と地質	4
3 気候	5
4 人口	6

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは	8
(1) 計画の位置づけ	
(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
(4) 取組の体系	
(5) 計画の推進体制	
2 第2次環境基本計画の実績報告	16
(1) 各課の数値目標達成状況	
(2) アンケート指標達成状況	
(3) 「概ね達成」及び「未達成」指標の原因と対策	
(4) 令和5年度の市の取組一覧	

第3章 地球温暖化対策の推進

1 概要	64
2 主な実施事業	65
(1) 地球温暖化対策啓発事業	
(2) 那覇市地球温暖化対策協議会	
3 市域の温室効果ガス排出量について	67
(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
(2) 二酸化炭素の部門別排出量について	
(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4 那覇市エコオフィス計画の推進	69
(1) 計画策定の目的	
(2) 基本方針	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の対象範囲	
(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	

第4章 環境管理

1 那覇市環境管理について	72
---------------------	----

第5章 自然環境の保全

1 環境保全の啓発	74
(1) 環境啓発事業	
(2) 環境学習会	
2 環境保全対策事業	78
(1) 水資源有効利用推進事業	

(2) 安謝川上流浄化対策	
(3) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3 広域的事業	79
(1) 国場川水系環境保全推進協議会	
4 自然保護	79
(1) 鳥獣保護区の設定	

第6章 水質

1 公共用水域等の水質保全対策事業	82
(1) 事業概要	
(2) 測定の実施概況	
(3) 実施結果の概要	
(4) 測定結果等	
2 水質汚濁防止法に基づく規制	107
(1) 工場・事業場対策	
3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	108
4 浄化槽の設置及び維持管理	110
(1) 浄化槽とは	
(2) 市内における設置基数	
(3) 届出件数	
(4) 浄化槽法に基づく三大義務	
(5) 浄化槽設置者講習会	

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	112
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2 騒音・振動苦情の状況	114
(1) 騒音に係る苦情	
(2) 振動に係る苦情	
3 自動車交通騒音	117
4 航空機騒音	117
(1) 那覇空港の沿革	
(2) 那覇空港の施設の概要	
(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
(4) 環境対策	
5 悪臭	124
(1) 悪臭とは	
(2) 悪臭防止法による規制	
(3) 臭気指数規制基準	
(4) 悪臭に関する苦情	

第8章 大気

1 概要	128
2 測定結果	129
(1) 二酸化硫黄	

- (2) 二酸化窒素
- (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)
- (4) 一酸化炭素
- (5) 光化学オキシダント
- (6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})
- (7) 有害大気汚染物質

第9章 ダイオキシン類

1 概要	134
2 測定結果	134

第10章 公害苦情・公害防止

1 公害苦情・陳情	136
(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数	
2 建築等に伴う公害防止指導状況	137
(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	

第11章 墓地行政

1 那覇市識名霊園の維持管理業務	140
2 墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務	141

第12章 廃棄物

1 概要	144
2 ごみ処理の基本方針	145
3 令和5年度一般廃棄物処理実施計画	145
(1) 基本方針（4Rの推進）	
(2) ごみの減量・資源化計画	
4 今後の展開及び課題等	149
(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
(2) 資源化物の分別の徹底	
(3) 資源化物の持ち去り対策	
(4) 収集・運搬	
(5) ごみ処理施設	
(6) 不法投棄ごみ対策	
(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
(8) 在宅医療廃棄物への対応	
(9) 災害ごみへの対策	
(10) 産業廃棄物への対応	
5 ごみ処理等状況	151
(1) 形態別ごみ収集状況	
(2) ごみ種別、処理状況	
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移	
(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況	
(6) ごみ質試験成績	
(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流量）	
6 分析測定結果	158

	(1) 一般廃棄物中間処理施設（ダイオキシン類・ばい煙濃度）	
	(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）	
	(3) (旧)一般廃棄物最終処分場周辺及び浸出水処理施設の原水（ダイオキシン類）	
	(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水下水道放流施設（浸出水の水質）	
7	し尿処理状況	162
	(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8	産業廃棄物対策事業	163
	(1) 概要	
	(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
	(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
	(4) 許可等の実施状況	
	(5) 立入調査の実施状況	

第13章 環境衛生

1	概要	166
2	犬猫の適正飼養の推進	167
	(1) 適正飼養の普及啓発	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
3	飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業	170
	(1) 事業の概要	
	(2) 事業の流れ	
4	人と猫との共生社会推進事業	171
	(1) 那覇市の現状と背景	
	(2) 人と猫との共生に関するガイドラインの策定	
	(3) なはねこサポーター制度	
5	ハブ・衛生害虫等対策	172
	(1) ハブ対策	
	(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
6	あき地管理対策	174

資料

1	環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）	176
2	那覇市環境基本条例	177
3	那覇市公害防止条例	181
4	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	185
5	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例	193
6	那覇市ハブ対策条例	198
7	那覇市あき地管理の適正化に関する条例	200
8	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	201
9	那覇市霊園条例	209
10	環境行政の沿革	215

第1章 市 勢

1	位置・面積	2
2	地勢と地質	4
3	気 候	5
4	人 口	6

1 位置・面積

沖縄県は、北緯 24～27 度、東経 122～131 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧をえがいて連なる 160 の島々（面積が 0.01 km²以上の島）が点在する島しょ県です。

その中で、那覇市は最大の島「沖縄島」の南部に位置し、東西約 11.2 km（東経 127° 37' 50" ～127° 44' 19"）、南北約 8 km（北緯 26° 10' 35" ～26° 14' 46"）で市域の北側では浦添市、東側では西原町、南側では豊見城市、南風原町と接しています。西側には東シナ海が広がっています。

資料 沖縄県「沖縄の統計」 第1章「土地」 1-1 位置

「第 63 回令和 5 年度版那覇市統計書」（I 土地・気象 1. 位置、広ぼう及び高低）

本市は鹿児島と台北のほぼ中間にあり、那覇市を中心とする 2,000km の円周域には、東京、ピョンヤン、上海、香港、ソウル、北京、マニラなどの主要都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南玄関として地理的に好条件の位置にあります。

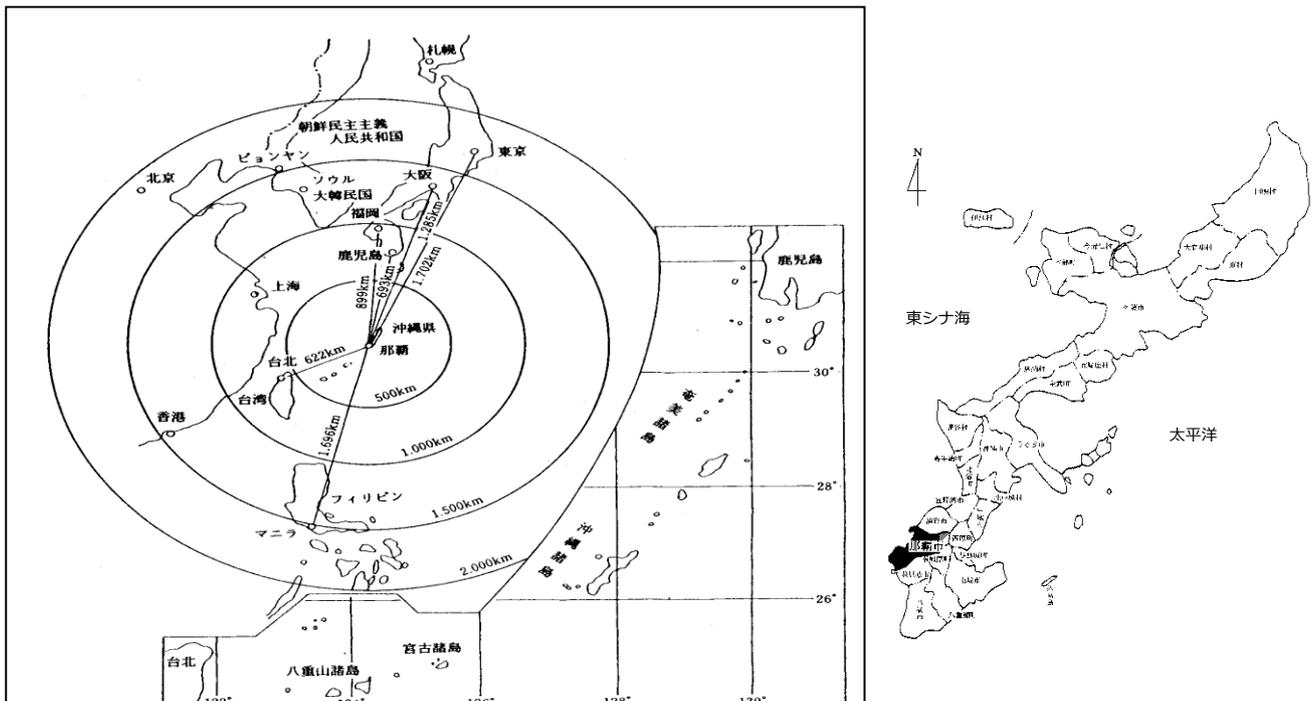


図 1-1.2 位置図 各都市との距離、沖縄本島

表 1-1 面積

沖縄県総面積	2,282.10 km ²	全国 47 都道県中 44 位(令和 6 年 4 月 1 日現在)
沖縄島	1,208.44 km ²	日本の島面積第 7 位(令和 6 年 4 月 1 日現在)
那覇市面積	41.46 km ²	令和 5 年 3 月 28 日埋立による増

資料 国土交通省 国土地理院 「令和6年全国都道府県市町村別面積調」(第II章都道府県別面積、付4)

「第 63 回令和 5 年度版那覇市統計書」（I 土地・気象 2. 那覇市の面積）

市域の西側に商業地が集積し、東側は住宅や緑地が多くなっています。
 商業地の多くが道路沿いに線状に分布しています。

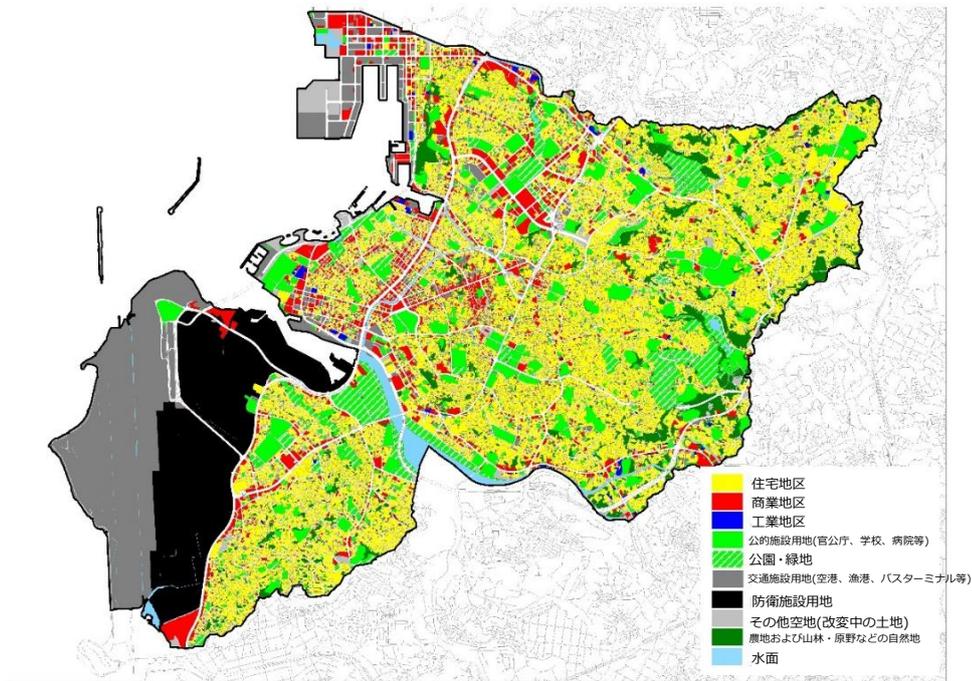


図 1-3 那覇市土地利用現況図 「都市計画基礎調査 2017 (H29) 年度」より作成

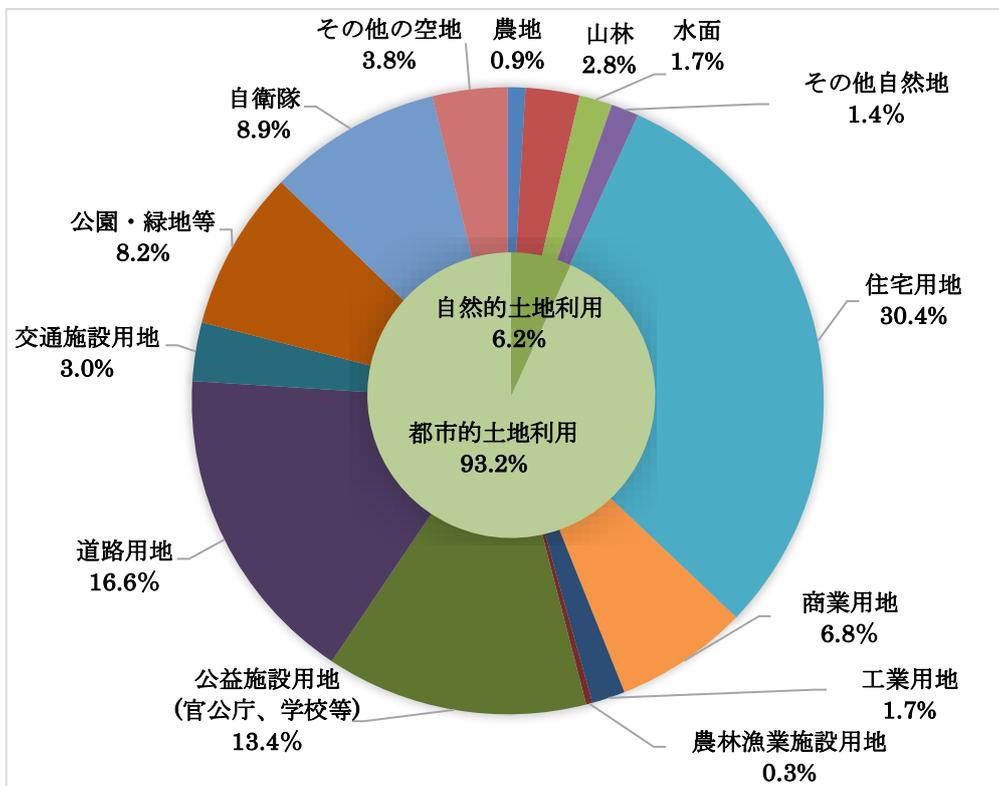


図 1-4 土地利用面積割合 「都市計画基礎調査 2017 (H29) 年度」より作成

2 地勢と地質

本市は、西方に東シナ海を擁し、南北及び東の三方は、他の市町村と隣接します。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開します。また、市内を東から西に国場川と安里川、安謝川が流れ、それぞれ那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭を経て東シナ海に注いでいます。

地質構造は、全体として北側に単純傾斜構造をなしていますが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質構造が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見られます。

また、市内にはいくつかの断層があり、その主なものに首里断層があります。それは泊、大道、首里の南側、南風原町新川を経て与那原を結ぶ線です。さらにこれから分岐して、大道、首里、西原を結ぶ線も断層となっています。

地質は、大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀新世から第四紀洪積世にかけての琉球石灰岩及び沖積世の隆起珊瑚礁からなっていますが、旧市内においては海浜堆積物からなるところもあります。

その分布状況は、旧市街地及び首里から天久、安謝にかけての一带及び識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっています。

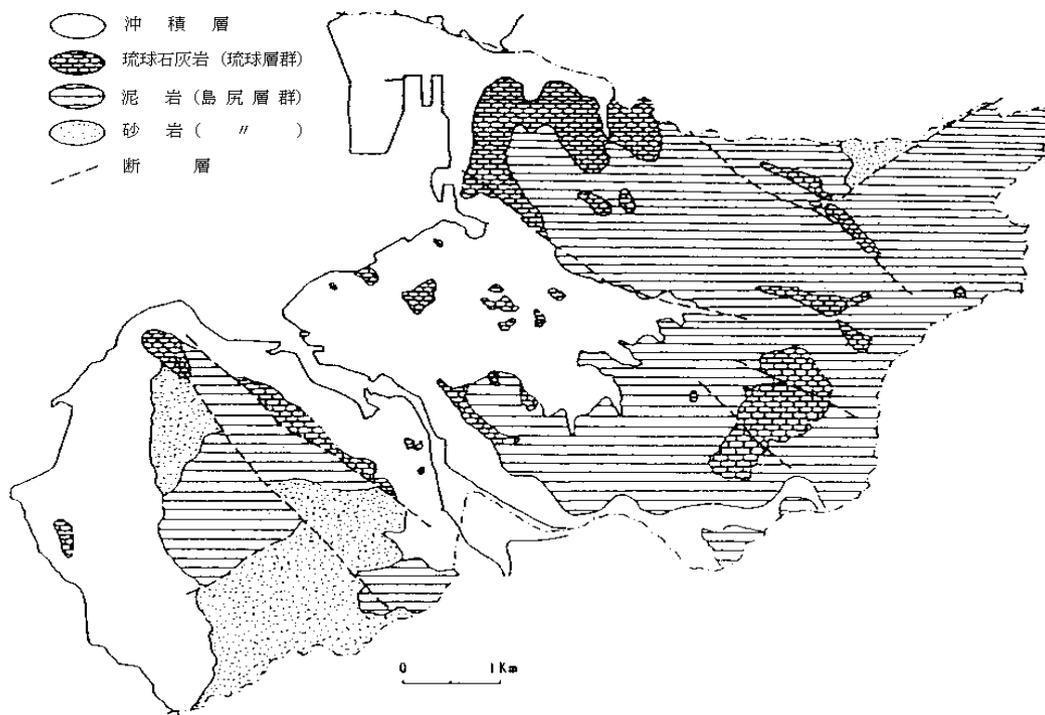


図 1-5 地表における土質分布図

出典：国土庁、沖縄県、1983年国土調査土地分類基本調査

3 気 候

亜熱帯モンスーン地帯に属する沖縄の気候は、一年を通して温暖です。春秋の特徴ははっきりしませんが、連日気温 30 度前後の蒸し暑く長い夏と平均温度 16～17 度の暖かく短い冬とに分けられます。

春から夏にかけては雨量が比較的多く、夏から秋には熱帯低気圧の通過路となって毎年数個の台風が来襲します。特に、沖縄近海が台風の進路変更点になっているため、台風通過の際長時間にわたり強風に襲われることが多いのも特徴です。

本市の平成 21（2009）年から令和 5（2023）年における平均気温は 23.5 度、平均湿度は 74.7%、年間降雨量は 2,355.4mm となっております。

表 1-2 気象の概況

年 次	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	年間降雨量 (mm)	台風数(那覇市から 300km 以内通過)
	平 均	最 高	最 低			
平成 21 年	23.4	34.6	9.3	72	1,864	2
平成 22 年	23.1	33.2	9.1	74	2,895	4
平成 23 年	22.9	32.9	8.7	75	2,122	4
平成 24 年	23.0	33.3	11.6	74	2,733	8
平成 25 年	23.3	34.8	10.3	73	2,071	6
平成 26 年	23.1	33.9	10.6	73	2,584.5	6
平成 27 年	23.6	33.8	9.6	73	1,425	4
平成 28 年	24.1	33.9	6.1	74	2,368	3
平成 29 年	23.6	35.1	10.7	71	1,907	2
平成 30 年	23.5	33.1	9.3	74	2,469.5	9
平成31・令和元年	23.9	33.9	12.0	77	2,637.5	3
令和 2 年	23.8	34.7	10.6	77	2,481.0	3
令和 3 年	23.6	33.5	9.7	77	2,485.5	5
令和 4 年	23.7	33.8	11.7	80	2,996.5	3
令和 5 年	23.8	34.3	8.4	77	2,291.5	2

資料 沖縄気象台「沖縄地方顕著現象報告（第 52 号）」（資料 1. 台風の統計）
「統計那覇 令和 6 年 5 月 No.189」（32. 気象）

4 人 口

本市の人口は平成 27 年をピークに減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1-3 那覇市の世帯数と人口

各年 12 月 31 日現在

年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人 口 (人)	324,169	324,157	323,290	322,624	322,011	320,467	318,339	317,030	315,485
世帯数 (世帯)	147,206	149,274	150,658	152,423	154,537	155,472	156,309	158,212	159,637

資料：「第 63 回令和 5 年版 那覇市統計書」(Ⅱ人口 32. 住民基本台帳人口)

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは 8

(1) 計画の位置づけ

- ① 計画の位置づけ
- ② 計画の期間
- ③ 計画の範囲
- ④ 計画の構成

(2) 那覇市が目指す環境の将来像

- (3) 環境の将来像を実現するための基本目標
- (4) 取組の体系
- (5) 計画の推進体制

- ① 計画の推進体制
- ② 計画の進捗管理の考え方

2 第2次環境基本計画の実績報告..... 16

- (1) 各課の数値目標達成状況
- (2) アンケート指標達成状況
- (3) 「概ね達成」及び「未達成」指標の原因と対策
- (4) 令和5年度の市の取組一覧



「第2次環境基本計画」那覇市公式ホームページ (city.naha.okinawa.jp)

※令和6年度より第3次環境基本計画がスタートしています。

1 環境基本計画とは

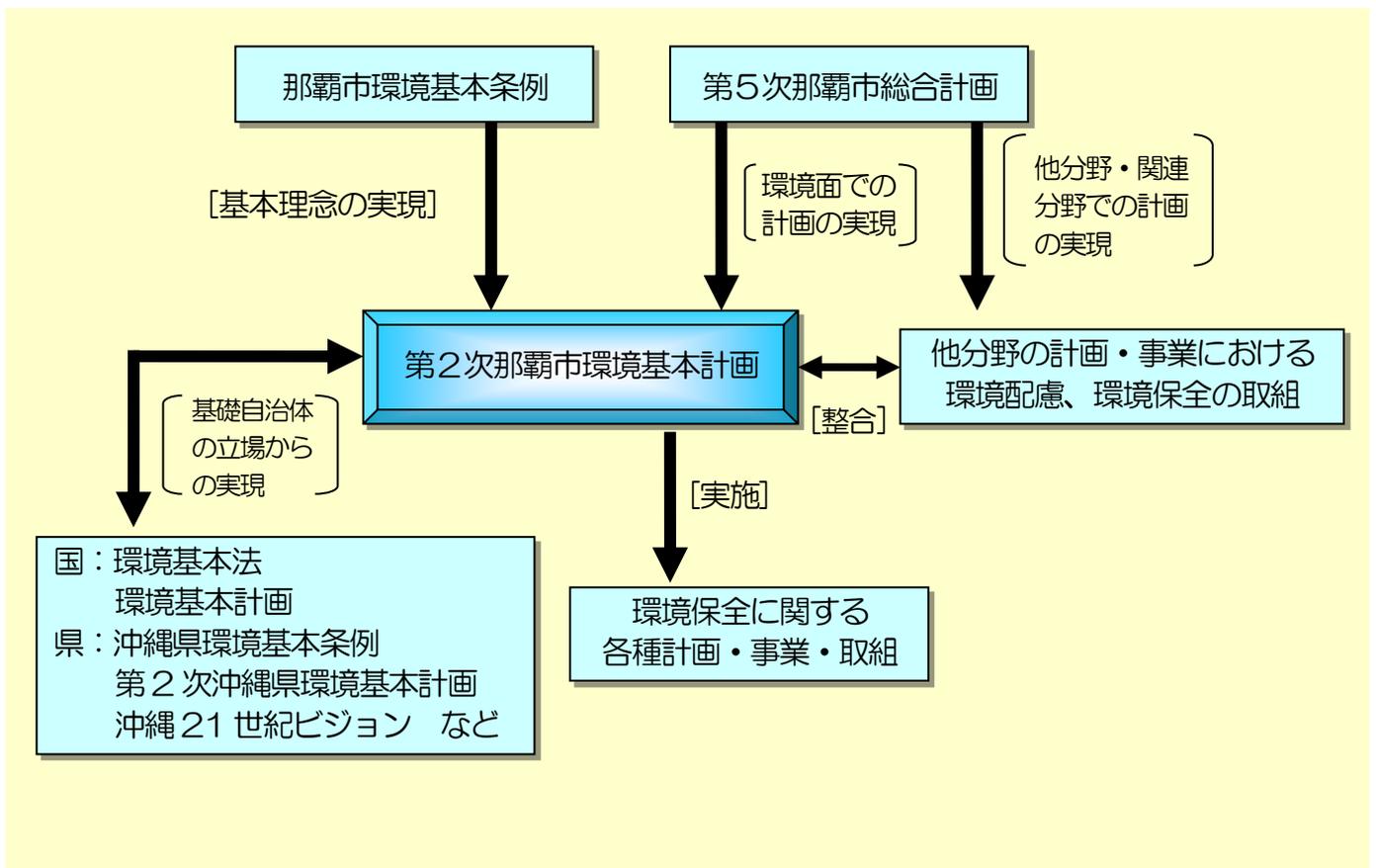
(1) 計画の位置づけ

① 計画の位置づけ

平成 16(2004)年に制定された那覇市環境基本条例第8条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は「5次那覇市総合計画：平成 30 年3月」に掲げられた都市像の『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。

すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄 21 世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。



② 計画の期間 <平成26(2014)年度～令和5(2023)年度>

本計画は、那覇市が目指す環境の将来像(21世紀半ばの姿)を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの立場で、環境の保全と創造に関する長期的な取組を実践するための指針として位置づけられるものです。

一方、計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に立ちながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進捗管理が可能となるよう設定することが求められます。

そのため、本計画の期間は、令和5(2023)年度を目標年度と定め、平成26(2014)年度からの10年間と設定し、本計画の計画期間が終了しても、環境の保全と創造に関する取組が終了するのではなく、その時点での本市の環境の状況や社会状況の変化、本計画の進捗状況・成果等を踏まえ、計画の見直しを行い、目指すべき環境の将来像の実現に向けた、さらなる取組の段階に移行することとしております。

③ 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地球環境」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」とします。

生活環境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都市環境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自然環境	生物、生態系等
地球環境	資源循環、地球温暖化等
人づくり	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての環境教育・学習、地域活動、環境情報等
環境と経済 ・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

④ 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

各章	各章の項目	記載内容
第1章	計画の基本的事項	■計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどを記載しています。
第2章	那覇市の環境の概況	■本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況について記載しています。 ■本市の気象条件や環境の特徴・課題などの概要を記載しています。 ■環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要を記載しています。
第3章	那覇市が目指す環境の将来像	■那覇市環境基本条例の理念や現在の環境の状況等を踏まえ、21世紀半ばに実現することを目指す、那覇市の環境の将来像を示しています。
第4章	環境の将来像の実現に向けて	■環境の将来像を実現するための市・市民・事業者の主な取組や取組の成果を確認するための目標(指標)について記載しています。
第5章	計画の推進	■計画の推進体制や進捗管理の方法について記載しています。

(2) 那覇市が目指す環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、「第5次那覇市総合計画」の環境に関する都市像を継承し、『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』とします。

自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA

『自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA』は、21世紀半ばの那覇市の環境の姿をイメージしています。

21世紀半ばの那覇市は、漫湖や末吉公園などの自然環境が、人と自然が共生する場として大切に守られ、活かされています。

公園の整備や建築物の緑化など、市内の緑も充実し、歴史的な街なみの保全や都市的な景観も整えられ、市民だけではなく国内外から訪れる来訪者にとっても、快適な都市空間が形成されています。

川や海は、生活排水対策や家庭での取組により良好な水質が保たれ、様々な生き物の生息環境となるとともに、人々の憩いの空間ともなっています。

川、緑、海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物多様性も確保されています。低公害車の普及や自転車利用の促進、利便性や安全性の高い公共交通網の整備により、きれいな空気が保たれています。

学校教育における環境教育が盛んに行われるとともに、環境NPOや大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座が頻繁に開催され、市民一人ひとりが環境を意識し、「水を汚さない」、「ごみを減らす」、「自然を傷つけない」など、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らしています。特に、リサイクル商品の販売やマイバッグの持参など、商品の販売方法から買い方まで、「4Rを基本とした資源の有効利用と、ごみの減量化を意識したライフスタイル」が定着し、家庭や事業所から排出されるごみの量は、着実に減少しています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入や電気自動車等の低公害車の導入、省エネルギー型建築が、公共施設だけではなく、個々の住宅や事業所においても進み、さらには、積極的な省エネルギーの取組により、特に家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

観光産業をはじめとする産業分野においても、環境保全に関する意識が高まり、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業活動が積極的に展開され、その取組が『那覇市ブランド』として定着し、産業振興や経済振興につながっています。

これらの展開を通じて、市・市民・事業者が、環境保全に対する責任と役割を自覚し、協働してエネルギーと資源利用のあり方を見直し、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球環境の保全に貢献しています。このような環境に配慮した質の高い生活・産業は、観光客等を通じて国内外に広く認識され、観光振興にも寄与しています。

(3) 環境の将来像を実現するための基本目標

環境の将来像を実現するためには、本計画の主体である市・市民・事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、本市の環境の保全と創造に向けた取組を自主的に進めていくことが重要です。

そこで、将来像を実現するための取組の基本目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。

本計画の基本目標は、身の回りの環境をより良くしていくための取組に着目した「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」、那覇市民であるとともに、地球市民としての取組に着目した「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」、環境保全活動などに積極的に取り組む市民や地域の育成に着目した「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」、環境保全を通じて持続的な経済振興を実現することに着目した「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の4つの視点から設定することとします。

基本目標1

快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」の目標です。

自然や緑、歴史文化と共生し、公害の被害がほとんどなく、健康的で、快適に暮らせる那覇市を目指します。

基本目標2

身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」の目標です。

4Rを基本とした資源の有効利用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取組など、環境に配慮した日常の生活活動や事業活動を通じて、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全に貢献する那覇市を目指します。

基本目標3

環境を大切に市民が暮らすまち

「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」の目標です。

環境を守り育て、後世に引き継ぐ心が市民に浸透し、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らす那覇市を目指します。

基本目標4

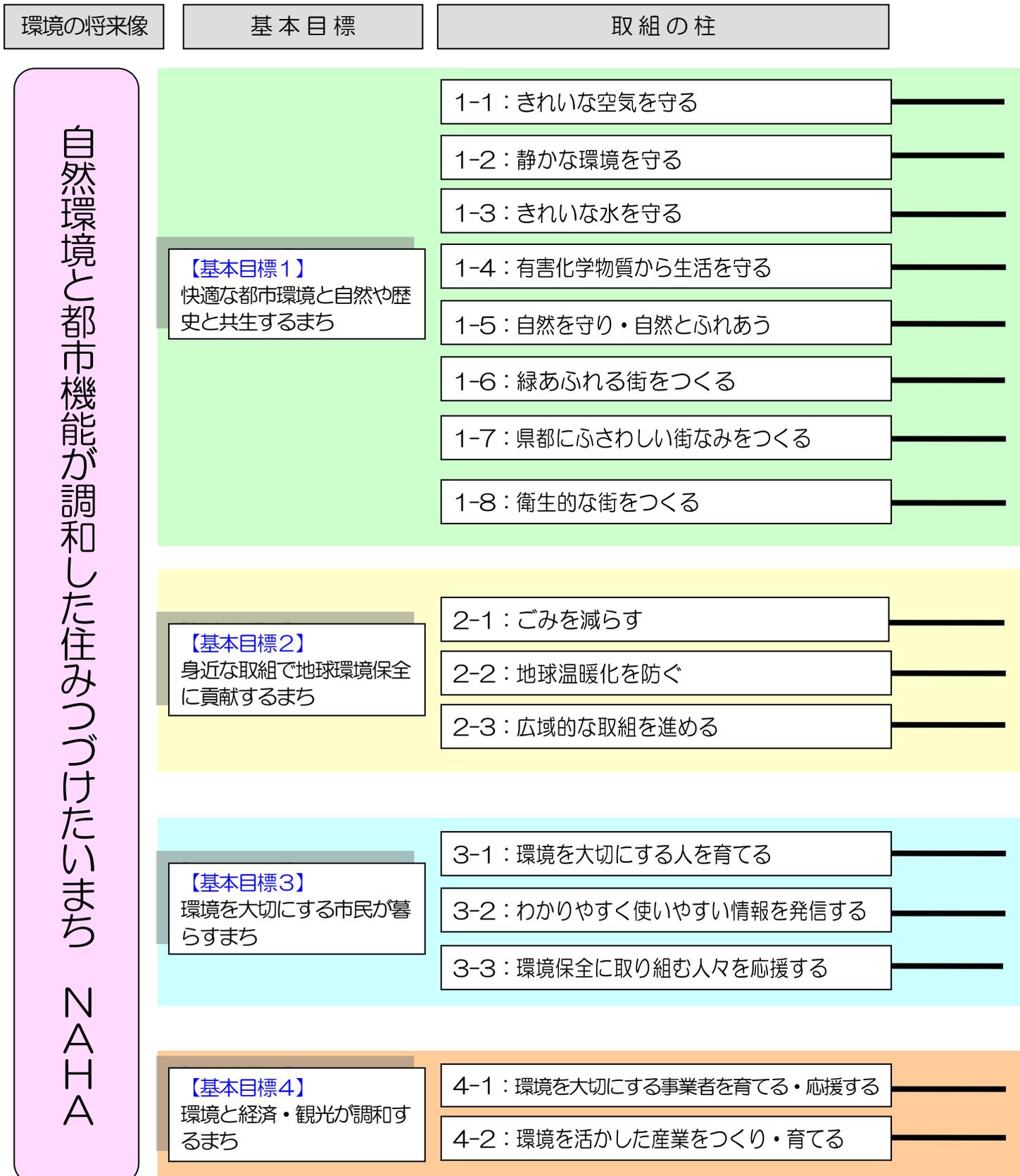
環境と経済・観光が調和するまち

「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の目標です。

環境マネジメントシステムの導入や環境共生型観光産業、那覇市発の環境商品の開発・販売、資源循環ビジネスの推進など、本市の環境を活かした観光産業振興や経済振興が持続的に展開する那覇市を目指します。

(4) 取組の体系

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、以下の体系に沿って“市・市民・事業者が協働で取り組む”取組を進めていきます。



取組の展開

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 大気環境の調査・監視

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 航空機対策の推進

① 健全な水質と水循環の確保 ② 水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

① ダイオキシン類対策の推進 ② 有害大気物質等対策の推進 ③ 土壌汚染対策の推進

① 自然環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ ふれあう場づくり

① 緑の保全と創出 ② 身近な緑の充実

① 観光都市にふさわしい景観づくり ② 歴史・文化の保全・活用

① 衛生的な街づくり ② 動物と共生する街づくり ③ 墓地の環境整備

① ごみの排出抑制・循環的利用の促進 ② 不法投棄の防止と街の美化の推進

① 温室効果ガスの抑制 ② 新エネルギーの導入 ③ 省エネルギーの推進

① 国、県、周辺市町村との連携・協力

① 学校教育における環境教育の推進 ② 家庭や地域における環境学習の推進

① 利用しやすい環境情報の整備・発信

① 環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

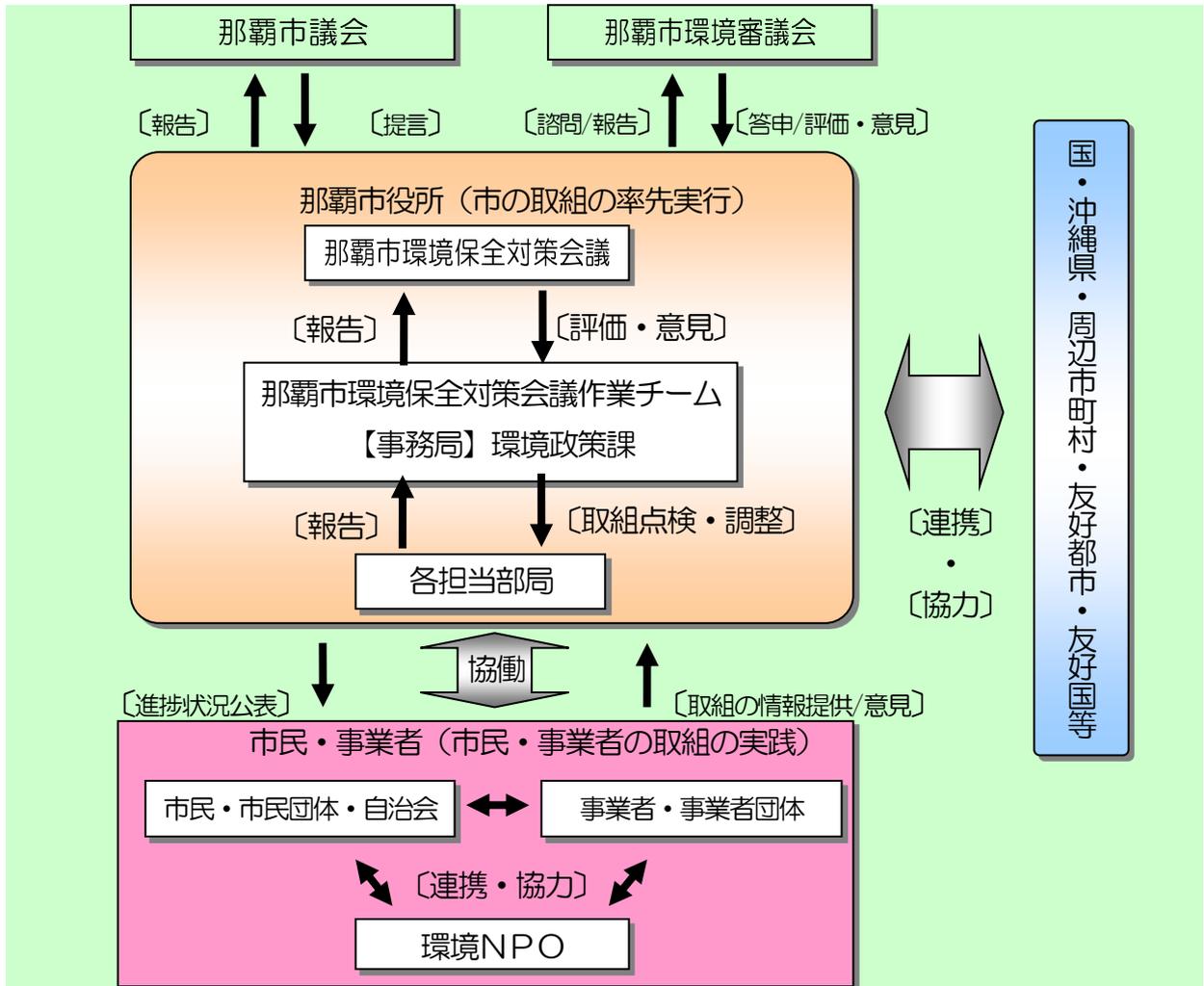
① 事業所における環境教育の推進 ② 環境に配慮した取組に対する支援

① 環境関連産業の育成 ② 環境共生型観光の育成

(5) 計画の推進体制

① 計画の推進体制

本計画の推進は以下のような体制で進めます。



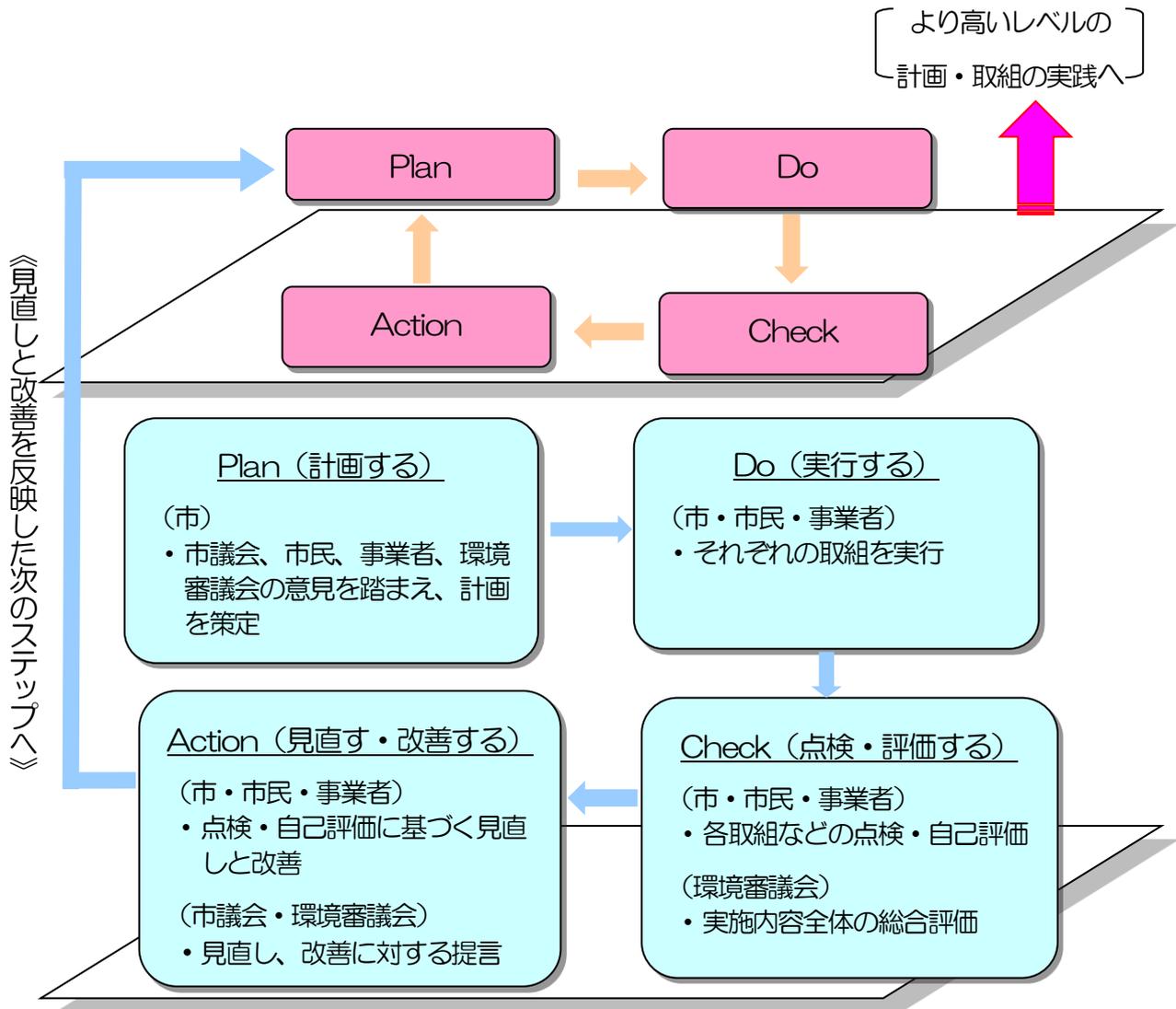
名称	役割
那覇市議会	◇計画の策定及び見直しに参画します。
那覇市環境審議会	◇那覇市環境基本条例に基づき設置される、市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、那覇市以外の関係行政機関の職員などから構成される組織です。 ◇専門的かつ広域的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。
那覇市環境保全対策会議	◇庁内関係部局で構成される組織で、副市長、部長級で組織される「対策会議」と、環境部長、副部長級で組織される「対策会議幹事会」があります。 ◇実行部隊である作業チームからの報告を受け、評価・意見を返すとともに、各担当部局の関連計画・事業の進捗状況などに応じて、全庁的な調整を行います。
那覇市環境保全対策会議作業チーム	◇庁内関係部局の担当者で組織される、「那覇市環境保全対策会議」の実行部隊です。 ◇各担当部局間の調整を図り、市の取組を総合的に推進・管理します。また、庁内関係部局が実施する施策や事業についての自己評価を「那覇市環境保全対策会議」に報告し、次年度の市の取組に反映させます。

② 計画の進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、環境管理の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を用いています。

「PDCA サイクル」とは、「①Plan(計画する)」→「②Do(計画に基づき実行する)」→「③Check(進捗状況や取組効果を点検・評価する)」→「④Action(評価結果を踏まえて計画や取組を見直す・改善する)」の4つのステップを繰り返し行い、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

本計画では、「Do(実行する)」はもちろんですが、その結果を「Check(点検・評価する)」し、さらなる取組に結びつける「Action(見直す・改善する)」を重視して、計画の実効性を高めていきます。



2 第2次環境基本計画の実績報告

令和5年度に第2次環境基本計画の最終年度を迎えたことから各課数値目標の達成状況（27指標）とアンケート指標の達制状況（16指標）の最終評価を行ないました。

第2次那覇市環境基本計画の数値目標の評価基準

達成・・・令和5年度の実績が目標を達成している指標

概ね達成・・・令和5年度の実績は目標を達成していないが、経年実績の推移等から目標達成が見込まれる指標

未達成・・・令和5年度の実績が目標を達成しておらず、経年実績の推移等から目標達成までに相当の期間を要する指標

(1) 各課の数値目標達成状況

【基本目標1】快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

(各課目標の達成状況) 達成・・・12指標 概ね達成・・・3指標 未達成・・・1指標

	取組の柱	指標	実績					目標	評価	担当部署	
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)			2023年度 (R5年度)
1	1-1 きれいな空気をを守る	大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	環境保全課
2	1-2 静かな環境を守る	自動車騒音環境基準（面的評価区間）達成率	96.8%	99.5%	98.2%	99.8%	99.6%	99.8%	100%	概ね達成	環境保全課
3	1-3 きれいな水を守る	河川の水質が改善している箇所割合（BOD値5mg/L以下）	96.3%	96.3%	96.3%	96.3%	95.2%	95.2%	95%	達成	環境保全課
4		類型指定されている海域水質環境基準の達成率（COD値2mg/L以下）	66.7%	100%	83.3%	83.3%	66.7%	100%	100%	達成	環境保全課
5		下水道処理人口普及率	98.2%	98.2%	98.2%	98.3%	98.3%	98.3%	98.6%	概ね達成	下水道課
6		下水道接続率	95.9%	96.2%	96.5%	96.6%	96.8%	97.0%	97.0%	達成	料金サービス課
7	1-4 有害化学物質から生活を守る	環境中のダイオキシン類濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	環境保全課
8		有害大気汚染物質の環境基準の達成率環	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	環境保全課
9	1-5 自然を守り自然とふれあう	自然観察会等へ参加する市民の満足度	70%	85%	-	96%	98%	98%	75%	達成	環境保全課
10	1-6 緑あふれる街をつくる	緑化推進事業への市民参加数	4,450人	4,543人	2,554人	3,514人	5,997人	6,390人	4,816人	達成	公園管理課
11		公園緑地等面積	201.1ha	206.0ha	206.1ha	208.1ha	207.1ha	207.1ha	218.6ha	概ね達成	公園建設課
12		市道街路樹の植栽本数	13,527本	13,537本	13,561本	13,617本	13,617本	13,700本	13,600本	達成	道路建設課
13	1-7 県都にふさわしい街なみをつくる	都市景観資源の指定件数	66件	68件	69件	69件	70件	71件	86件	未達成	都市計画課
14	1-8 衛生的な街をつくる	犬の収容数	88頭	88頭	92頭	82頭	58頭	51頭	80頭	達成	環境衛生課
15		猫の収容数	185頭	96頭	54頭	53頭	34頭	44頭	160頭	達成	環境衛生課
16		狂犬病予防注射接種率	58.6%	59.9%	58.5%	59.3%	61.0%	61.4%	58.0%	達成	環境衛生課

【基本目標2】身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

(各課目標の達成状況) 達成・・1指標 概ね達成・・2指標 未達成・・2指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価	担当部署	
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)			
17	2-1 ごみを減らす	1人当たり1日のごみ排出量	797g/人日	788g/人日	741g/人日	726g/人日	740g/人日	740g/人日	730g/人日	概ね達成	環境政策課	
18		資源化(リサイクル)率	22.8%	17.1%	19.7%	17.1%	18.3%	15.9%	22.6%	未達成	環境政策課	
19	2-2 地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量 (CO ₂ 換算)	2,110千t (H28年度)	2,081千t (H29年度)	2,049千t (H30年度)	2,091千t (R1年度)	1,946千t (R2年度)	1,944千t (R3年度)	2,091千t	達成	環境政策課	
20		公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数)	合計	2,396.0万人/年	2,349.3万人/年	1,382.4万人/年	1,509.4万人/年	1,994.8万人/年	2,295.6万人/年	合計 2,842万人/年	概ね達成	都市計画課
			モノレール	1,905.7万人	1,869.4万人	1,029.7万人	1,099.5万人	1,584.9万人	1,865.1万人			
バス	485.2万人		479.9万人	379.2万人	352.7万人	409.9万人	430.5万人					
21		那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)	54法人・団体	55法人・団体	55法人・団体	53法人・団体	52法人・団体	53法人・団体	65法人・団体	未達成	環境政策課	

【基本目標3】環境を大切に市民が暮らすまち

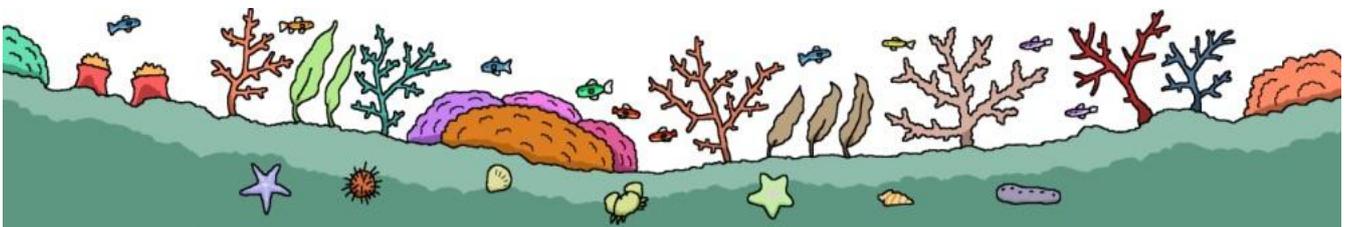
(各課目標の達成状況) 達成・・3指標 概ね達成・・1指標 未達成・・1指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価	担当部署
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)		
22	3-1 環境を大切に する人を育てる	環境学習等の開催教室数	507教室	471教室	327教室	200教室	267教室	352教室	560教室	概ね達成	環境政策課 環境保全課 公園管理課 生涯学習課
23		環境推進員の登録人数	55人	54人	57人	58人	54人	54人	70人	未達成	環境政策課 クリーン推進課 環境衛生課
24	3-2 わかりやすく 使いやすい 情報を発信する	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	5件	5件	5件	5件	5件	13件	10件	達成	環境政策課
25	3-3 環境保全 に取り組む人々 を応援する	道路ボランティア関連の参加団体数	142団体	160団体	164団体	166団体	181団体	182団体	162団体	達成	道路管理課
26		公園ボランティアの参加団体数	212団体	222団体	227団体	241団体	245団体	240団体	222団体	達成	公園管理課

【基本目標4】環境と経済・観光が調和するまち

(各課目標の達成状況) 概ね達成・・1指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価	担当部署
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)		
27	4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる	那覇市地球温暖化対策協議会のホームページにおける企業の取組事例公開件数	0件	0件	0件	0件	3件	7件	15件	概ね達成	環境政策課



(2) アンケート指標達成状況

【基本目標1】快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

(アンケート結果) 未達成・6指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)	
1	1-1 きれいな 空気を守る	空気のきれいさに対する市 民満足度	47.6%	—	—	—	53.7%	—	75%	未達成
2	1-2 静かな環境 を守る	まちの静けさを守るに対す る市民満足度	44.2%	—	—	—	47.0%	—	75%	未達成
3	1-3 きれいな 水を守る	水や水辺とのふれあいのし やすさに対する市民満足度	17.2%	—	—	—	14.4%	—	50%	未達成
4	1-5 自然を守り 自然とふれあ う	生きものとのふれあいのし やすさに対する市民満足度	14.8%	—	—	—	14.4%	—	50%	未達成
5	1-6 緑あふれ る街をつくる	公共の広場、公園、緑に対 する市民満足度	40.6%	—	—	—	41.6%	—	60%	未達成
6	1-7 県都にふさわ しい街なみをつくる	歴史的な資源の豊かさに対 する市民満足度	28.7%	—	—	—	32.5%	—	60%	未達成

【基本目標2】身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

(アンケート結果) 概ね達成・2指標 未達成・2指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)	
7	2-1 ごみを減 らす	ごみと資源物の分別を行っ ている市民の割合	92.3%	—	—	—	95.1%	—	100%	概ね達成
8		ごみと資源物の分別を行っ ている事業者の割合	92.7%	—	—	—	92.3%	—	100%	概ね達成
9	2-2 地球温暖 化を防ぐ	太陽光発電を行っている市 民の割合	4.8%	—	—	—	4.2%	—	10%	未達成
10		太陽光発電を行っている事 業者の割合	2.4%	—	—	—	3.8%	—	20%	未達成

【基本目標3】環境を大切に市民が暮らすまち

(アンケート結果) 未達成・1指標

	取組の柱	指標	実績						目標	評価
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)	
11	3-3 環境保全 に取り組む人々 を応援する	自治会等が主催する地域の 環境保全活動に参加してい る市民の割合	19.8%	—	—	—	16.7%	—	40%	未達成

【基本目標4】環境と経済・観光が調和するまち

(アンケート結果) 未達成・4指標

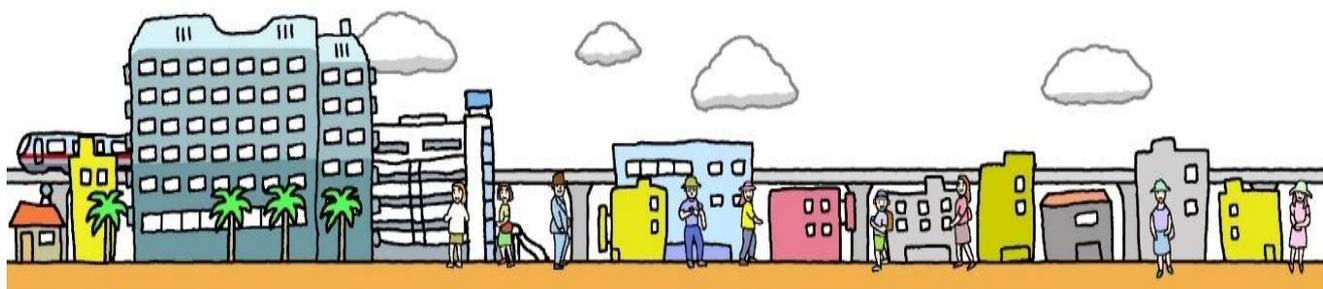
	取組の柱	指標	実績						目標	評価
			2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2023年度 (R5年度)	
12	4-1 環境を大 切にする事業者 を育てる	事務所内に環境教育の担当 者を配置している事業者の 割合	14.6%	—	—	—	7.7%	—	30%	未達成
13		社員・従業員に対して環境 セミナーの講習会を実施し ている事業者の割合	12.2%	—	—	—	3.8%	—	20%	未達成
14	4-2 環境を活 かした産業をつ くり・育てる	環境マネジメントシステム の導入を行っている事業者 の割合	9.8%	—	—	—	3.8%	—	10%	未達成
15		環境に配慮した製品・サー ビスの開発・提供を行って いる事業者の割合	4.9%	—	—	—	11.5%	—	30%	未達成

(3) 「概ね達成」及び「未達成」指標の原因と対策

令和5年度の評価において、「概ね達成」及び「未達成」している数値目標項目の原因と対策については以下のとおりです。

数値目標項目	現状分析（達成できなかった理由等）	今後の対策 （第3次那覇市環境基本計画での取組や課題等）	担当課
<p>【1-2 静かな環境を守る】</p> <p>自動車騒音環境基準（面的評価区間）の達成率</p> <p>概ね達成</p>	<p>市内は、特に昼間の自動車の交通量が多ことから基準を達成できなかった。</p> <p>なお、令和5年度に行われた自動車騒音常時監視の全国の達成率は、99.79%である。</p>	<p>自動車の騒音が環境省令で定める限度を超え、かつ、自動車の騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、沖縄県公安委員会に対し、信号機などの設置、管理による自動車の通行禁止などの交通規制、最高速度の制限などの道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する必要がある。</p>	環境保全課
<p>【1-3 きれいな水を守る】</p> <p>下水道処理人口普及率</p> <p>概ね達成</p>	<p>未供用箇所が多くが私道地権者からの布設承諾取得が困難なため、汚水事業概成の課題となっている。毎年、課題を解決しながら未供用箇所の整備を行ってきたが、最終年度における目標値を達成することができなかった。</p>	<p>私道地権者からの布設承諾を取得できるように尽力していき、未供用箇所の整備を行っていく。</p>	下水道課
<p>【1-6 緑あふれる街をつくる】</p> <p>公園緑地等面積</p> <p>概ね達成</p>	<p>公園予定地には墳墓が多く、さらに所有者不明地や無縁墳墓も存在するため、収用までに長期間を要することや、文化財発掘調査の実施なども、事業長期化の要因となっている。加えて、近年、交付金の配分額が年々減少しており、事業費の確保が十分出来ないことなどから、事業進捗に大きな影響を受けており、最終目標値の達成が困難な状況であった。</p>	<p>地権者との調整や関係機関との連携を図るとともに、予算確保に向けて公園整備に必要な事業費を適切に要望していく。</p>	公園建設課
<p>【1-7 県都にふさわしい街なみをつくる】</p> <p>都市景観資源の指定件数</p> <p>未達成</p>	<p>公共及び企業等が所有する景観資源候補については、比較的景観資源指定の同意を得やすいが、個人所有の景観資源候補は、維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得られないことがある。</p> <p>景観資源候補のうち、同意を断られたものや所有者の特定ができないものなど景観資源の指定が困難な候補が多く残ることから、年々指定件数を増やすことが難しくなっている。</p> <p>また、指定された景観資源が、倒木等の理由から解除されるものもあり件数が伸びない状況である。</p>	<p>個人や自治会が所有する景観資源については、景観資源の維持保全の費用の1/2を補助できるため、景観資源の指定に繋げる。</p>	都市計画課
<p>【2-1 ごみを減らす】</p> <p>1人1日あたりのごみ排出量</p> <p>概ね達成</p>	<p>人口は減少していく一方で事業所ごみは増加傾向にある。そのため、事業系ごみ、家庭系ごみをの合算を人口で除する「1人1日あたりのごみ排出量」は目標達成が難しい状況である。</p>	<p>適正化による、事業系ごみの資源化物搬入量の減少は今後も継続するものと思われる。その上で、資源化率を上昇させるために引き続き、次のとおり対応する。</p> <p>家庭系の資源化物については、引き続き4Rの啓発を推進し、資源化物の分別に関する啓発を強化する。また拠点回収事業の奨励・資源化物の持ち去り対策の継続実施により、更なる資源化物の収集促進を図る。使用済小型家電については、宅配便回収についての広報を引き続き実施し、資源回収量の増を図る。</p> <p>事業系ごみについては、事業所訪問時にその分別状況を確認し紙類の資源化の指導を継続します。事業活動に伴い発生する食品残渣や草・木については、飼料化・堆肥化、チップ化等資源化を促進する取組を継続し、減量化を推進する。</p>	環境政策課

数値目標項目	現状分析（達成できなかった理由等）	今後の対策 （第3次那覇市環境基本計画での取組や課題等）	担当課
【2-2 地球温暖化を防ぐ】 公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス(市内線)利用者数) 概ね達成	令和2、3年度について新型コロナウイルスの影響で減少していたが、令和4年度からは利用者数から回復傾向にあり、目標が概ね達成できた。	今後も、「誰もが移動しやすいまち」をつくるため、関係機関等との協力を継続して公共交通の利便性向上等を推進していく。	都市計画課
【2-2 地球温暖化を防ぐ】 那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体) 未達成	前年度から1団体増えたものの、近年会員数は停滞している。協議会への入会によるメリットを十分にPR出来なかったことが考えられる。	協議会への入会が加入団体等にとって有益となるよう、当協議会の活動内容や加入団体の活動を、協議会ホームページやイベントなどを通じて積極的に広報する。	環境政策課
【3-1 環境を大切にすることを育てる】 環境学習の開催数 概ね達成	新型コロナウイルス感染症の流行により、環境学習の開催教室数は激減したが、コロナウイルス感染症の影響が薄れた令和4年度より、開催教室数は増加している。	新型コロナウイルス感染症の影響が薄れたことにより、開催教室数は増加している。（令和4年度実績267教室⇒5年度実績352教室）令和2年度にエコマール那覇プラザ棟の環境学習の事業が終了しなければ、目標を達成できた可能性がある。	環境政策課 環境保全課 公園管理課 生涯学習課
【3-1 環境を大切にすることを育てる】 環境推進員の登録人数 未達成	クリーンサポーターは定数40人に達しているが、エコライフサポーターは減少した。コロナ禍でイベント等を休止していた影響が残り、募集活動が停滞していた。	現サポーターと協力イベント開催を行う。その中で市民に対しエコライフサポーターの活動を広く知ってもらい募集活動を再開する。	環境政策課
【4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる】 那覇市地球温暖化対策協議会ホームページにおける企業の取組事例公開件数 概ね達成	那覇市地球温暖化対策協議会会員向けに「地球温暖化対策の取組事例アンケート」を実施したことで、公開件数は大幅に増加傾向にある。	今後もアンケートを実施し、公開件数の増加を図る。	環境政策課



(4) 令和5年度の市の取組一覧

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、市の取組の全146項目についての実績は以下のとおりです。

【基本目標1】 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

1-1 きれいな空気を守る

①自動車対策の推進

◆事業者と協力してバスやモノレールなどの使いやすさを向上します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
1	小中学校等における交通まちづくりをテーマとした啓発活動 【都市計画課】	平成30年度に環境省のクールチョイス事業を活用し作成した、小学校高学年を対象にした那覇市公共交通教材動画(「まなブーン! 交通からのクールチョイス」)を配布した市内小中学校に動画活用依頼の実施、HP内で動画を公開する等、普及啓発活動を行いました。 那覇市公共交通教材動画を活用し、モビリティ・マネジメントを目的とした出前講座を市内小学校に行いました。	那覇市公共交通教材動画活用依頼:市内小学校36校、市内中学校17校 出前講座:市内小学校4校	・公共交通利用促進に繋がるよう本教材を活用し、広く普及させていく必要があります。 (数値目標:年1回以上実施) ・新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、モノレールとバスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。 (R6年のモノレール乗客数回復見込み:57,000人/日)
	街路整備事業 【道路建設課】	・都市計画道路 石嶺線(沖縄都市モノレール延長事業)を整備し、モノレールの利便性向上に努める。 ・観光都市としてのグレードアップを図るため、観光客等が沖縄の強烈な日差しや風雨を避け、快適に公共交通機関を利用できるようにバス停上屋の整備を行う。	工事:5件 委託:1件	沖縄都市モノレール延長事業は平成30年度に事業完了。バス停上屋整備事業は令和3年度に事業完了。 今後は、街路整備事業と合わせてバス停上屋の整備を推進する。
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業 【道路管理課】	・都市及び地域における骨格的な緑の軸として、街路樹の緑化や美化を推進し、都市の景観形成の向上を図った。	管理業務委託:4件 昇降機修繕等:5件	・インフラ施設の計画修繕に必要な予算を確保し、継続して維持管理に努める。

◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整備します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
2	自転車シェアサイクル事業 【都市計画課】	移動環境の向上と充実を図るため、サイクルポート用の市有地の確保を進めました。	市有地のサイクルポート:15箇所 (事業全体でのサイクルポート:36箇所)	・市有地等において、管理者と調整できた箇所にシェアサイクル用駐輪場を設置します。
	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・透水性舗装のコーラル色歩道の整備を行う。 ・自転車道の整備を行う。	工事:6件	引き続き同事業の中で整備を進める。 歩行者や走行車両に配慮し安全に整備する必要がある。
	道路施設の管理 【道路管理課】	・歩道等の維持管理を適正に行い、歩行者や自転車利用者の快適性及び安全性の確保を図った。	管理業務委託:4件	・今後も継続してポットホールや段差の早期解消、繁茂した雑草の除草など、パトロールや市民との連携(情報提供・ボランティア)を推進していく必要がある。

◆公共交通や自転車等の利用を呼びかけます

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
3	スマートムーブ NAHA 等による啓発活動 【都市計画課】	クルマだけでなく移動をエコにするスマートムーブに考え方を広げ交通に対する意識改革に取り組む、スマートムーブ NAHA パネル展を9月19日から22日まで開催し公共交通の利用促進に取り組ましました。	年1回 (開催日9/19~9/22)	継続的な効果を発揮する取組を検討します。 (数値目標:年1回実施)

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
3	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、公共交通や自転車の利用、エコドライブの普及啓発を行う。	各種イベントで公共交通や自転車等の利用を呼び掛けるパネルを展示した他、令和5年度県民環境フェア(主催:沖縄県)や小祿南公民館まつりでは、ドライブシュミレーターでのエコドライブ講習会を実施しました。(参加人数:20人程度)	コロナ禍で休止した期間もありましたが、毎年6月の環境月間に本庁舎1階で環境パネル展を開催し、公共交通や自転車の利用を推進しました。また、イベントでのドライブシュミレーターは人気のコーナーであるため、今後も積極的に利用しエコドライブの普及啓発を行います。
	①健康増進計画「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみかち健康ウォーキング同時開催) ②地域・職域連携推進事業 ③成人の健康教育・相談事業 【健康増進課】	①市民のみなさんが元気で健康に生活できるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取り組んでいくためのイベント ②事業所に対して運動促進を意識しながら健康づくり情報の発信を行う。 ③成人の健康づくりに関する運動促進を意識しながら教室、出前講座、健康相談(電話)等を行う。	①令和5年11月12日に開催した「なは健康フェア」のチラシ・ポスターに「ご来場は公共交通機関をご利用」を明記し、公共交通機関の利用を促した。9ブース設置市開催(各ブース利用者:延1,150人) ②40事業所以上に年4回健康づくりに関する情報の発信 ③出前講座(延べ359名/24回開催)、健康相談(延べ72名)	ウォーキングや自転車利用推進と同時に、熱中症対策もしていく必要があり、関係課と連携し、イベント等の機会を活用し、取組を継続していく。

◆公用車のエコカー導入を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
4	EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業 【環境政策課】	・各部局へエコカー(EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等)の導入を推進し、地球温暖化対策推進を図る。	令和5年度7月末時点 EV8台、PHV1台、ハイブリット38台	エコカー導入の推進を継続します。

◆市の職員に対して自家用車以外の通勤を奨励します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
5	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・エコオフィス計画の中で自転車・徒歩による通勤を、目標達成に向けた取組として奨励している。	通年	今後も取組の奨励を継続していきます。

②固定発生源対策の推進

◆ごみ焼却施設や火葬場の適正な維持管理を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
6	いなんせ斎苑維持管理事業 【環境保全課】	・老朽化による火葬炉の更新工事を行いながら、いなんせ斎苑の適正な維持管理を行う。 ・告別室2室、収骨室2室、待合室6室、待合ロビー、炉前ホール、エントランスホール、事務室、炉室8炉(主燃炉・再燃炉設備)、集じん設備(排ガス処理設備)、炉制御室(監視設備)、霊安室(冷蔵設備)を備えた大気環境保全に配慮した施設で、1体あたり2時間弱の火葬により、1日に16体の火葬能力がある(8炉のうち6炉が常時稼働している)。	火葬内訳 死体:4,431件 改葬:607件 肢体:32件 戦没者遺骨:0件	【継続実施】 施設の老朽化により火葬炉設備等更新工事を令和5年度から令和8年度までの間実施している。また、当該斎苑の維持管理と並行して建物や電気等設備の適切なメンテナンスに努める必要がある。

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
6	ごみ処理施設の適正運営 【環境政策課】	<p>・那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中の有害物質等の測定を行い、その結果を公表している。</p> <p>・大気汚染防止法第16条および同法施行規則第15条等に基づき、焼却炉及び灰溶融炉から排出されるばい煙を測定しています。焼却炉(1.2.3号)は2カ月を越えない作業期間ごとに1回以上測定し、灰溶融炉(1.2号)は年1回測定している。</p> <p>・ばい煙に関する排出基準値および法令等規制値は以下のとおり。 ばいじん濃度 0.01g/m³N以下(排出基準値)、0.04g/m³N以下(法令等規制値) 硫酸酸化物濃度 20ppm以下(排出基準値)、430ppm以下(法令等規制値) 塩化水素濃度 50ppm以下(排出基準値)、430ppm以下(法令等規制値) 窒素酸化物濃度 50ppm以下(排出基準値)、250ppm(法令等規制値)</p> <p>・大気汚染防止法第18条の30及び同法施行規則第16条の12に基づき、平成30年度より、焼却炉及び灰溶融炉から排出される排ガス中の水銀濃度(全水銀)の測定を開始している。焼却炉(1、2、3号炉)は4ヶ月を越えない作業期間ごとに1回以上測定し、灰溶融炉は年1回測定している。</p> <p>・水銀(全水銀)の法令等規制値は50(μg/N m³)である。</p> <p>・ばい煙及び水銀濃度(全水銀)のサンプルについて、焼却炉1～3号は煙突中間部から採取、灰溶融炉1、2号炉は触媒反応塔出口から採取している。</p>	<p>焼却炉1号(R6.2.8測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫酸酸化物濃度:6ppm 塩化水素濃度:44ppm 窒素酸化物濃度:44ppm 全水銀 0.035 μg/N m³</p> <p>焼却炉2号(R6.1.10測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫酸酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:40ppm 窒素酸化物濃度:42ppm 全水銀 0.064 μg/N m³</p> <p>焼却炉3号(R6.2.1測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫酸酸化物濃度:2ppm 塩化水素濃度:34ppm 窒素酸化物濃度:38ppm 全水銀 0.077 μg/N m³</p> <p>灰溶融炉1号(R5.12.12測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫酸酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:2ppm 窒素酸化物濃度:25ppm 全水銀 10 μg/N m³</p> <p>灰溶融炉2号(R5.6.13測定) ばいじん濃度:0.0005g/m³ 硫酸酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:4ppm 窒素酸化物濃度:26ppm 全水銀 3.9 μg/N m³</p>	<p>【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガスを測定し、公表を行います。</p>

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
7	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	<p>・特定施設の設置、変更の受理審査、また特定施設台帳の整備を行います。</p>	<p>台帳(ばい煙:138件、粉じん:4件、VOC:1件 合計:143件)</p>	<p>・今後も引き続き適正な審査を行う</p>

◆野焼き・自家焼却禁止の指導を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
8	公害苦情処理業務 【環境保全課】	<p>・市民から野焼き・自家焼却の苦情があった場合(事業者以外)、現地調査を行い、野焼き・自家焼却を行った者に対し、野焼きすることは禁止されているとの指導を行う。</p>	<p>指導件数:7件</p>	<p>・野焼きには、廃棄物の焼却や火災などの問題が出てくるため、関連する課との協力体制が必要である。</p>

③大気環境の調査・監視

◆大気汚染物質(PM2.5を含む)の常時監視を実施し、その情報を公開します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
9	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	<p>・一般環境大気測定局(那覇市保健所3階)、自動車排気ガス測定局(琉球銀行松尾支店3階)を沖縄県から譲渡を受け、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントの常時監視測定を行っています。測定値は、市ホームページで公開しています。</p>	<p>光化学オキシダントのみ環境基準を達成できませんでした。基準値を超過した日は19日/年ありました。</p>	<p>・機器の老朽化がみられるため、計画的に買い替えを検討する。</p>

◆PM2.5 や光化学オキシダントの警報等発令時には、関係部署との連携により健康被害の軽減を図ります

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
10	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・沖縄県から光化学オキシダントの警報、注意報、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起等が発令された場合、庁内連絡網において関係部署に周知するとともに、住民に対して、防災行政無線等で予防対策や望ましい行動基準について周知を行います。	0件 (注意報及び注意喚起情報の発令なし)	・警報等発令時には関係部署、住民に周知出来る体制を整えているが、今後はさらに SNS 等を使用した周知体制を整える。

◆事業場から発生する悪臭については、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
11	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音などの苦情があった場合、現場確認し、騒音状況の調査や指導を行います。	36件 悪臭原因者内訳 事業場:13件 事業場以外:23件	・悪臭の原因として特定されたものの中に浄化槽関係があるため、広報誌等も活用して浄化槽の適正管理を啓発し、悪臭苦情の減少に努めています。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
12	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	本市で測定したデータや県内各の測定場所のデータは県で一括管理され、常時確認する事ができます。	県内の測定箇所は10箇所あり、6物質が常時観測されている。	・PM2.5 や光化学オキシダントは本島3市の測定局の内、1局でも暫定指針の濃度を超えた場合は本島全域に注意喚起が発令されることになっています。

1-2 静かな環境を守る

①自動車対策の推進

◆低騒音排水性舗装の使用など自動車騒音防止対策を検討します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
13	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・道路の整備により円滑な交通を行い自動車騒音防止対策を行う。	工事:7件	引き続き同事業の中で整備を進める。供用中の道路が多いため、工事を行う際は歩行者・交通車両の安全に留意する必要がある。 工事:22件

◆用途地域の見直しにあわせて騒音・振動規制区域の見直しを行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
14	騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直し 【環境保全課】	・都市計画法に基づく用途地域の見直しにあわせて、騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直しを行う。	騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直しはありません。	・都市計画法に基づく用途地域の変更がある場合は、規制区域の見直しを行っていく。

◆自動車騒音の常時監視・測定を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			・第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
15	自動車騒音常時監視業務 【環境保全課】	・那覇市内の主要幹線道路における自動車騒音の測定を行う。	99.79%(環境基準達成率)	・要請限度を超えた場合は、公安委員会へ必要な措置を講ずるよう要請する必要がある。

②固定発生源対策の推進

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
16	騒音・振動規制法に基づく特定施設設置届出 【環境保全課】	特定施設設置届出の内容審査及び台帳の整理を行う。	届出受理件数:1件	届出内容の適正審査を行い、台帳整備していきますが過去の届出は情報が古いいため時間を要する。

◆公共事業を実施する際の騒音・振動対策を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
17	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 自治会活動育成事業(安次嶺自治会館) 那覇市こども家庭センター設置準備事業(こども家庭センター) 【建築工事課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう受注者に指導しました。	工事: 【完了】 18件 【継続】 21件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 雨水排水溝改良事業 伊江殿内庭園保存整備事業 なは市民協働プラザ省エネ化推進事業 首里支所庁舎照明器具改修事業 安謝複合施設修繕事業
	【小学校】 ・小学校遊具改修事業 ・小学校空調設備改修整備事業 ・小学校プール設備改修整備事業 ・小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・小学校擁壁改修事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・小学校環境整備事業(トイレ整備) ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設ブロック塀対策事業 ・小学校変電設備整備事業 ・小学校給水設備改修整備事業 ・城東小学校屋内運動場大規模改修事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) 【中学校】 ・中学校環境整備事業(トイレ整備) ・中学校プール設備改修整備事業 ・中学校空調設備改修整備事業 ・中学校環境整備事業(屋内運動場) ・中学校給水設備改修整備事業 ・安岡中学校長寿命化改良(予防改修)事業 ・寄宮中学校長寿命化改良(予防改修)事業 ・松島中学校長寿命化改良事業 【施設課】	・敷地境界付近の工事では、騒音に対し防音シートの設置検討や振動によって隣接建物に影響が無いように機械の選定を設計段階及び施工段階で十分に検討、確認した。 ・建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、設計段階及び施工段階で確認した。	・事業数:27事業	・敷地境界付近の工事では、騒音に対し防音シートの設置検討や振動によって隣接建物に影響が無いように機械の選定を設計段階及び施工段階で十分に検討、確認する。 ・建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、設計段階及び施工段階で確認する。

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
17	公園整備事業 【公園建設課】	・公共工事に使用する建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、騒音・振動対策を推進した。今後も引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し、騒音・振動対策に取り組む。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件
	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	・工事にあたっては、騒音・振動対策を推進。	地下壕対策事業 工事:1件	・課題は特になし。 地下壕対策事業については、現場監督員等による現場確認をしながら、工事を進める。
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負業者に指導を行った。 また、近隣の環境に配慮した、防音シートの設置検討や騒音、粉塵などを抑えるため機材の選定など、設計段階及び施工段階で十分に検討、確認を行った。	工事:4件	・工事着手前に使用機器等の資料を提出してもらい、騒音・振動対策について指導・確認を行った。今後も継続して指導を行う必要がある。工事:2件
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・騒音・振動対策型の機械を使用するよう指導を行う。	工事:17件	引き続き同事業の中で整備を進める。工事着手前に使用機器等について提出させる必要がある。
	文化財維持管理費 【文化財課】	・那覇市指定及び市所有文化財とその周辺の適切な管理のため補修工事等を行う。	・補修工事等3件	・課題:維持管理を行いながら、文化財の保護・整備について検討する必要がある。 ・数値目標:補修工事4件
	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、振動・騒音の対策をし施工する。 【水道管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、振動・騒音の対策をし施工する。	工事:0件	・施工計画書の中に、低騒音、低振動の建設機械使用を記載するよう請負業者へ引き続き指導します。 【数値目標】 令和6年度以降は工事発注予定なし
	公共工事を実施する際の騒音・振動対策の推進 【水道工務課】	・上水道施設工事の際、振動・騒音の対策をし施工します。	工事:10件	・作業内容に適した規格(排気量・低騒音)の機械を使用や走行速度の減速等を実施しました。今後も引き続き、生活環境が保全されるように努めます。 【数値目標】水道事業19件
	公共工事を実施する際の騒音、振動への配慮 【下水道課】	・公共工事による環境への影響を抑制するため、施工において騒音・振動に配慮する。	工事:19件	・工事施行の際は担当自ら現場での確認を行ってきた、今後も確認を徹底していく。 (数値目標)公共下水道工事16件予定

◆近隣生活騒音や建築工事等に伴う騒音に対する調査や指導を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
18	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音などの苦情があった場合、現場確認し、騒音状況の調査や指導を行います。	86件	・工事着手前に、公害防止指導申請書を提出させる等により、建築工事に伴う騒音等の防止に努めていく。

③航空機対策の推進

◆空港及び基地から発生する騒音の実態把握を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
19	軍用機の騒音測定結果の把握 【環境保全課】	・令和5年5月に提供のあった沖縄県環境部環境保全課作成の「令和4年度航空機騒音測定結果(那覇空港)」の報告書(案)から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握する。 (①那覇浄化センター局、②具志局)	令和5年度平均Lden()内は環境基準値 ①那覇浄化センター-50(62) ②具志 54.9(57)	・定期的な情報収集に努める。

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
19	<p>・自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等への対応</p> <p>・本市が加盟する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通しての要請活動”</p> <p>【平和交流・男女参画課】</p>	<p>・令和5年10月に公表された沖縄県環境生活部環境保全課作成の「令和4年度航空機騒音測定結果(那覇空港)」の報告書から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握しました。 (①那覇浄化センター局、②具志局)</p> <p>・市民からの自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等の記録”</p>	<p>・騒音測定結果 令和4年度平均 Lden ()内は環境基準値 ①那覇浄化センター 50(62) ②具志 52(57)</p> <p>・市民からの騒音苦情・連絡 件数:R5年度 412件”</p>	<p>・定期的な情報収集に努めます。</p>

◆沖縄県や周辺市町村と連携し、国へ騒音低減の取組を要請します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
20	<p>航空機騒音状況への対応</p> <p>【環境保全課】</p>	<p>・市民より、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音などの苦情があった場合、現場確認し、騒音状況の調査や指導を行います。</p>	<p>86件</p>	<p>・工事着工前に、公害防止指導申請書を提出させる等により、建築工事に伴う騒音等の防止に努めていく。</p> <p>・市民からの苦情・要望については、良く話しを伺い、的確に防衛局等へ伝達する。</p>
	<p>・自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等への対応</p> <p>・本市が加盟する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通しての要請活動</p> <p>【平和交流・男女参画課】</p>	<p>①市民からの苦情・要望等を受けた時は、その内容を記録し、自衛隊・米軍機が原因の場合は、沖縄防衛局及び自衛隊等関係機関へ連絡する。</p> <p>②沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請活動(令和5年11月17日)において、「7 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について(所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備を行うことや外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。)」等を、内閣総理大臣はじめ、関係関係僚等に要請した。</p>	<p>・騒音苦情件数:R5年度 412件</p> <p>・要請活動:令和5年11月17日の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請活動</p>	

1-3 きれいな水を守る

①健全な水質と水環境の確保

◆水質に関する環境調査を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
21	<p>公共用水域及び地下水の水質測定業務</p> <p>【環境保全課】</p>	<p>・市測定計画に基づき、河川12地点、海域6地点、地下水1地点について水質測定を実施する。</p> <p>・波の上ピーチの水質測定を開設前(4月)と開設中(8月)に実施する。</p>	<p>・環境基準が設定されている河川10地点中9地点が環境基準(BOD)を達成。</p> <p>・海域は6地点全て環境基準(COD)達成。</p> <p>・地下水は全ての項目で基準値達成。</p> <p>・水浴場は開設前はA判定、開設中はAA判定。</p>	<p>継続して環境基準が設定されている河川10地点、海域6地点、波の上ピーチの水質測定を実施する。</p>

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
22	<p>公共用水域及び地下水の水質測定業務</p> <p>【環境保全課】</p>	<p>・河川について、県測定計画に基づく10地点について、中核市移行に伴い本市が年間4~12回水質調査を実施する。</p> <p>・国場川水系については、5市町で水質調査を実施し、河川の汚濁状況や経年変化の把握に努める。</p>	<p>①全ての県測定地点で環境基準を達成</p> <p>②夏季(8月)及び冬季(2月)の2回合同水質調査実施</p>	<p>・継続して県測定計画の河川10地点、国場川水系については、5市町と連携し広域的に水質調査を実施する。</p>

◆公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
23	公共下水道の整備普及の推進 【下水道課】	・下水道未共用区域の整備推進を図り、更に共用区間における未接続箇所の下水道取付工事を行った。	下水道普及率:98.3%	未供用箇所の多くが私道地権者からの布設承諾取得が困難なため、汚水事業概成の課題となっている。毎年、課題を解決しながら未供用箇所の整備を行ってきたが、最終年度における目標値を達成することができなかった。次計画も同様な課題がある中で最終目標を達成できるように尽力していく。 (数値目標)下水道普及率:98.4%
	公共下水道接続促進 【料金サービス課】	・公共下水道の未接続世帯(汲取り便所世帯及び浄化槽利用世帯)を戸別訪問し、接続指導を行った。 ・下水道接続工事の費用確保が困難な世帯に対し、貸付や補助の事業を実施した。 (1)水洗便所改造等資金貸付 (2)水洗便所設置費等補助金 ①低所得者世帯に対する補助 ②生活扶助世帯に対する補助 ③障がい者世帯に対する補助 ④低地帯建物に対する補助	・戸別訪問件数:約 700 件 ・貸付事業: 4 件 ・補助事業: 6 件	・汲取り及び浄化槽利用世帯への普及指導を継続して実施する。 ・下水道接続に伴う貸付や補助の事業を活用し、接続率向上に努める。 ・供用開始箇所の普及活動を行う。
	生活排水対策推進事業 【環境保全課】	・公益社団法人沖縄県環境整備協会による法定検査の結果、不適正等の判定があった浄化槽管理者に対し、文書等で適正管理の指導を行う。 ・法定検査の受検依頼書の送付を通して管理者への受検や届出等を指導、また、得られた情報から浄化槽台帳の整備を行う。	・不適正判定の指導件数:2 件	・浄化槽の維持管理状況を把握するため、年1回検査を義務付けられている法定検査の受検率の向上が課題である。

◆道路整備における透水性舗装の整備を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
24	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・透水性舗装の歩道を整備する。	工事:4件	引き続き同事業の中で整備を進める。施工後に透水試験を実施し透水能力を確認する必要がある。

◆保水機能や浄化機能を重視した緑地や公園の整備を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
25	公園整備事業 【公園管理課】	・保水機能や浄化機能等を考慮した緑地や公園整備を行う。	1 件	・経済性・耐久性等を勘案しながら透水性舗装での整備を推進した。今後も引き続き、経済性・耐久性の比較及び新工法等の導入を検討しながら保水機能や浄化機能の向上を図る。

◆公共施設における雨水や再生水の利用を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
26	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、雨水利用設備を設置しました。	工事: 【完了】0 件 【継続】4 件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業
	公園整備事業 【公園建設課】	・公園施設であるトイレ等に貯留槽の設置や再生水の利用推進を図る。	0 件	・公園施設への再生水の利用促進にはトイレが主として考えられるが、予算や供給エリアが限定的である等の課題がある

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
26	公園維持管理 【公園管理課】	・雨水、再生水利用施設の維持管理を行う。	新都心公園他10公園	【継続実施】 継続して維持管理を行っていく
	公共施設における再生水の利用の促進 【下水道課】	・那覇浄化センターで下水を高度処理し、新たな水源として有効利用することを目的として、再生水利用下水道事業区域内にある公共施設へ再生水の利用を推進する。	調整:1件	・沖縄県と共同で取り組んでおり、今後も再生水の利用を推進していく。 (数値目標)再生水接続調整1件
	【小学校】 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 【中学校】 ・松島中学校屋内運動場建設事業 ・中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・松島中学校屋内運動場建設事業 ・中学校施設ブロック塀対策事業 【施設課】	・既設建物で整備済みの為、令和5年度において、整備はありませんでした。	・事業数:12事業	・設計段階では、雨水利用設備を積極的に導入することを検討する。また、施工段階では設計時の内容を鑑み、整備する。

◆水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組を普及啓発します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
27	水を汚さないための取組について普及啓発 【下水道課】	・工事前の住民説明会にて、下水道供用開始後、速やかに家庭内汚水等を公共下水道への接続推進に関する啓発を実施する。	住民説明会(未普及):1件	・工事完了後においても速やかに管理移管を行い、公共下水道の供用開始を行ってきた、今後も啓発を実施していく。 (数値目標)住民説明会(未普及)2件
	事業場排水水質分析調査 【料金サービス課】	・公共下水道施設の機能を保全するため、市内の事業場排水(飲料製造業、豆腐製造業、病院等)の水質分析を実施し、監視指導を行う。	・事業場30か所の水質分析調査を実施 改善指導:8件	・下水排除基準超過事業場について、引き続き監視指導を行う。また、公共下水道施設の機能を保全するため、広報誌等をとおして、水をよごさないための方法に関する啓発を行う。

◆市民や事業者に対して節水に対する広報活動を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
28	水資源有効利用推進事業 【環境保全課】	・建築確認申請時に添付を求める水資源有効利用・節水計画書を提出する市民や事業者に対し、節水及び雨水の有効利用の必要性について、助言などを行う。	提出件数:337件	湧水の保全・活用のため計画書データの整備等を図っていく。
	広報誌「なはの水」(市内全戸配布)及び上下水道局ホームページでの広報活動。 【上下水道局 総務課】	・令和5年度に発行した広報誌「なはの水」で、節水を呼びかける標語を掲載している。また、上下水道局ホームページにて「節水コーナー」のページを掲載している。 https://www.city.naha.okinawa.jp/water/suidoukyoku/sessui/index.html	発行部数: 156,150部(7月)、155,750部(2月) 発行回数: 2回(7月・2月)	・多くの市民に節水に対する理解が得られるよう、広報誌等による継続的な広報活動を実施する。広報誌は令和6年度も市内世帯全て(157,500部・令和6年7月・なは市民の友と同数)に配布する。



◆市民や事業者に対して雨水利用の啓発を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
29	水資源有効利用推進事業 【環境保全課】	建築確認申請時に添付を求める水資源有効利用・節水計画書を提出する市民や事業者に対し、節水及び雨水の有効利用の必要性について、助言などを行う。	提出件数:337件	・水資源有効利用・節水計画書をとおして、節水及び雨水の有効利用の必要性について、助言などを行う。
	「那覇市住生活月間」パネル展 【まちなみ整備課】	「住生活月間」(毎年10月)において、関係課と連携し、本市の住宅関連施策についてパネル展示(本庁舎1階展示コーナー)やパンフレット配布等を通じ、市民向けの情報提供を行います。 令和2年度以降は、環境保全課の補助事業終了に伴い、雨水利用についての情報提供は実施しておりません。	住生活月間パネル展 令和5年10月2日～10月6日	次期計画への課題 環境保全課の「水資源有効利用推進事業」の補助終了に伴い、左記パネル展への資料提供も無くなったことから、現在当課では雨水利用の啓発に該当する事業や取組は実施していない状況です。
	公園維持管理 【公園管理課】	・雨水、再生水利用施設の維持管理を行う。	新都心公園他10公園	【継続実施】 継続して維持管理を行っていく

◆井戸・湧水の有効活用を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
30	井戸・湧水の有効活用推進 【環境保全課】	・渇水時や災害時の生活用水として有効活用を検討する。	-	・関係部署と必要に応じ意見交換を行う

②水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

◆多様な生物の生息・生育環境となっている干潟や海岸、河岸等の水辺環境を保全します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
31	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥・湿地センター管理運営事業 ③那覇空港滑走路増設事業環境監査委員会 【環境保全課】	①ホテル観察会、湿地の生き物観察会、湧水めぐり、大嶺海岸観察会を実施する。 ②漫湖水鳥・湿地センターにおいて、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全の理解を深めるために少人数の活動(自然観察会や特別企画展等)を行う。 ③委員会の事前説明会及び委員会に参加する。	①ホテル観察会:年1回(19人)、湿地生き物観察会:年1回(11人)、湧水めぐり:年1回(18人)、大嶺海岸観察会:年1回(11人) ②イベント実施:34回(1399人) ③専門家との意見交換:1回	①ホテル観察会1回、湧水めぐり1回、大嶺海岸観察会1回、湿地生き物観察会1回を実施する。 ②30回/年を実施する。 ③令和5年度で委員会は終了となった。

◆赤土流出の情報収集とパトロールを推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
32	沖縄県赤土流出防止条例に基づく事業現場のパトロール 【環境保全課】	・那覇市内における1,000㎡以上の土地の造成及び建設現場からの赤土等の流出を防止する。	-	・事業現場の確認については、同条例に基づく届け出を受けて沖縄県南部保健所がパトロールをしている。 ・地域住民から赤土等流出の通報があった場合は、パトロールを行い、県に報告することとしている。

◆市民や事業者と協働して水辺環境の保全活動(美化活動等)を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
33	①漫湖チュラカーゴ作戦37(漫湖南岸大清掃) ②安謝川清掃活動 【環境保全課】	①多くの市民に、身近に残された貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうためのイベントを開催する。 ②「安謝川をきれいにする住民の会」等と協力し、付近住民や学童クラブなどへも呼びかけ、毎月第2土曜日に清掃活動を実施する。	②参加人数:84名 ②清掃活動:12回	①長年の事業継続やボランティア活動によりゴミ問題は解消されつつある。今後も内容を変更しながら事業継続をする。 ②事業継続する。

◆市民参加型の水辺、海辺の生き物調査を実施します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
34	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥・湿地センター管理運営事業 【環境保全課】	①ホタル観察会、湿地の生き物観察会、湧水めぐり、大嶺海岸観察会を実施する。 ②漫湖における鳥獣の生息状況調査に協力する。	①ホタル観察会:年1回(19人)、湿地生き物観察会:年1回(11人)、湧水めぐり:年1回(18人)、大嶺海岸観察会:年1回(11人) ②38種の水鳥を含む合計71種の鳥類を確認した。	①ホタル観察会1回、湧水めぐり1回、大嶺海岸観察会1回、湿地生き物観察会1回を実施する。

1-4 有害化学物質から生活を守る

①ダイオキシン類対策の推進

◆環境中のダイオキシン類の常時監視と情報の公開を行います

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
35	ダイオキシン類監視事業 【環境保全課】	ダイオキシン測定(大気4回、水質・底質2カ所1回、地下水質・土壌1回)を実施する。	測定を実施した全ての測定値で環境基準を達成した。	ダイオキシン測定(大気4回、水質・底質2カ所1回、地下水質・土壌1回)を実施する

◆那覇・南風原クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出を抑制します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
36	ごみ処理施設の適正運営 【環境政策課】	・那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N 以下になるようにごみを焼却し、濃度を測定し、公表した。 ・測定頻度は年1回である。 ・排出基準値および法令等規制値 0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 (0°C、1気圧における1m ³ あたり0.1ng(ナノグラム:10億分の1g)以下 TEQ:毒性等価量(Toxic Equivalents)の略) ・サンプルは、焼却炉1~3号および灰溶融炉1、2号ともに触媒反応塔出口で採取している。	焼却炉1号(R6.2.8測定) ばいじん濃度:0.0005g/m ³ 硫酸化物濃度:6ppm 塩化水素濃度:44ppm 窒素酸化物濃度:44ppm 全水銀 0.035 μg/N m ³ 焼却炉2号(R6.1.10測定) ばいじん濃度:0.0005g/m ³ 硫酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:40ppm 窒素酸化物濃度:42ppm 全水銀 0.064 μg/N m ³ 焼却炉3号(R6.2.1測定) ばいじん濃度:0.0005g/m ³ 硫酸化物濃度:2ppm 塩化水素濃度:34ppm 窒素酸化物濃度:38ppm 全水銀 0.077 μg/N m ³ 灰溶融炉1号(R5.12.12測定) ばいじん濃度:0.0005g/m ³ 硫酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:2ppm 窒素酸化物濃度:25ppm 全水銀 10 μg/N m ³ 灰溶融炉2号(R5.6.13測定) ばいじん濃度:0.0005g/m ³ 硫酸化物濃度:3ppm 塩化水素濃度:4ppm 窒素酸化物濃度:26ppm 全水銀 3.9 μg/N m ³	【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N 以下になるようにごみを焼却し、濃度の測定し、公表を行う。



②有害大気物質等対策の推進

◆有害大気汚染物質の常時監視と情報の公開を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
37	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	継続的に摂取することで人の健康を損ねるおそれがある有害大気汚染物質について、那覇市保健所(21物質)と琉球銀行松尾支店(6物質)の2か所で測定を実施しました。	環境基準が定められている4物質及び指針値が定められている9物質については全て環境基準又は指針値を達成しました。	今後も引き続き環境基準等を達成しているが監視していく必要があります。

◆アスベスト飛散防止対策を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
38	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	特定粉じん(アスベスト)排出等作業実施届出のあった現場に立ち入りし、作業手順や飛散防止の養生が適切に実施されているかについて検査・確認を行い、不適切なケースは指導を行い、作業の変更・追加を指導しました。	137件	解体等作業実施者へ適切な指導・啓発を実施するとともに、届出のあった現場への立入調査を行い、検査・確認を行います
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 【建築工事課】	・工事において、アスベスト飛散防止対策を行いました。	工事: 【完了】4件 【継続】1件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業
	アスベスト(石綿)対策 【建築指導課】	・パトロール等を行い、アスベスト(石綿)に関する情報を収集し関係機関と協力しながら、アスベスト飛散防止対策を行う。	令和5年度 補助事業実施:0件 関係機関への連絡通知:186件	・既存建物において、今なお相当量が使用されていると思われるアスベスト含有建材の取り扱いについて、市民や事業者に対し、引き続き、情報提供や周知・啓蒙を行なう必要がある。

③土壌汚染対策の推進

◆有害化学物質による土壌汚染や地下水汚染の状況について、調査を実施し、情報の公開を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
39	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染や地下水汚染が判明した場合に、周囲に健康被害が及ぶおそれがあれば調査を実施し、必要に応じて情報の公開を行う。	地下水汚染の恐れがある地区の井戸の調査の実施:0件	・飲用に係る地下水はありませんが、地下水の汚染状況を確認したうえで、汚染が確認された井戸の地下水利用者に対しては使用に係る指導を行い、汚染井戸の周辺住民に対しては情報の公開を行い注意を喚起。 なお、当該地下水の調査は、水質汚濁防止法に基づき、周辺調査として実施され、公開されるものとなっている。

◆土壌汚染対策法に基づく「有害物質使用特定施設」が廃止された場合は、事業者に対して、土壌汚染調査を指導します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
40	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染対策法第3条等に基づき、調査を実施した事業者から提出された土壌汚染状況調査結果により、当該事業敷地のうち基準超過した区域について同法に基づく区域指定を行う。 ・同法第4条に係る届出。	土対法4条の届出:9件	・開発行為に伴う土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出は、5月時点で1件の届出がある。

◆汚染された土壌の適正処理について事業者に対して指導します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
41	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地の所有者等に対し、土壌汚染対策法第16条第1項に基づき、除去した汚染土壌を同法の許可を受けた処理施設に適切に運搬するよう指導を行う。	0件	・許可を受けた汚染土壌処理業者を利用するよう指導する。

1-5 自然を守り・自然とふれあう

①自然環境の保全

◆都市部の貴重な自然環境を形成する緑地や樹木を保全します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
42	緑の基本計画推進事業 【環境保全課】	・公園建設課の緑の基本計画推進事業へ対応する。推進計画策定の調整会議は新型コロナウイルス感染拡大予防により書面開催となった。	対面による会議:0回	対面による会議:0回

◆那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
43	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋戻し等対策工事を行います。工事に当たっては、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従い、工事します。	地下壕対策事業 工事:1件	・課題は特になし。 ・今後、対策工事が必要となった場合環境配慮への意識を継続できるように、指導を行う。
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 自治会活動育成事業(安次嶺自治会館) 那覇市こども家庭センター設置準備事業(こども家庭センター) 【建築工事課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう受注者に指導しました。	工事: 【完了】17件 【継続】21件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 雨水排水溝改良事業 伊江殿内庭園保存整備事業 なは市民協働ブラザ省エネ化推進事業 首里支所庁舎照明器具改修事業 安謝複合施設修繕」事業
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに基づく環境配慮事項を遵守する。	工事:17件	引き続き同事業の中で整備を進める。 工事期間中、適宜、環境配慮をした施工をしているか確認する必要がある。
	道路施設の維持修繕等 【道路管理課】	・道路施設の修繕等に当たっては、「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」に沿って、環境に配慮した工事を行った。	道路修繕工事:46件	・今後も継続して修繕計画の検討や道路パトロールの効率化等を推進していく必要がある。
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負業者に指導を行った。	工事:4件	・工事着手前に施工計画書及び使用材料承諾書等の資料を提出してもらい、環境配慮マニュアルに従うよう指導を行った。今後も継続して指導を行う必要がある。工事:2件
	公園整備事業 【公園建設課】	・那覇市公共工事環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックする。	工事:10件 委託:5件	・確実に遵守されており、特に問題はない。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進める。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
43	公園整備事業 【公園管理課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアル等を活用し、公共工事請負業者に対して環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表で確認する。	5件	【継続実施】 継続して環境マニュアルの活用を行い、公共工事を適正に行う。
	文化財維持管理費 【文化財課】	・那覇市指定及び市所有文化財とその周辺の適切な管理のため補修工事等を行う。	・補修工事等3件	・課題:維持管理を行いながら、文化財の保護・整備について検討する必要がある。 ・数値目標:補修工事4件
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事の実施 【水道管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従って施工する。	工事:0件	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿って施工するよう施工計画書等へ記載することを請負業者へ引き続き指導します。 【数値目標】 令和6年度以降は工事発注予定なし
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施 【水道工務課】	自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施します。	工事:10件	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った工事を実施した。今後も引き続き請負業者への指導を行う必要がある。 【数値目標】水道事業19件
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施 【下水道課】	・自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施する。	工事:19件	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従うよう請負業者へ指導してきた、今後も指導を行っていく。 【数値目標】公共下水道工事16件予定
	小学校遊具改修事業 他26事業 【施設課】	・工事において、環境配慮マニュアルに則った施工を実施するよう受注者に指導した。 ・委託においては、環境配慮マニュアルに則った設計を検討するよう受注者に指導した。	・事業数:27事業	・設計段階より環境配慮マニュアルに沿った施工方法を検討しておく必要がある。
	公共工事環境配慮マニュアル 【環境保全課】	・公共工事(小規模工事を除く。)を行う部署より提出された環境配慮仕様書及びチェック表の確認を行う。	チェック表の提出件数:114件	・当該マニュアルが策定されてから18年が経ち、公共工事において、当該マニュアルの目的に沿って工事が実施されていることを考慮し、今後3年(R5~R7)を目標に、環境配慮仕様書及びチェック表の提出を不要とすることを検討する。

◆天然記念物を保全します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
44	首里金城の大アカギ再生事業 【文化財課】	・国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」について過去の樹勢調査により弱まっている状況を確認しており、アカギの樹勢の回復を目的とした診断業務及び樹勢回復業務を行った。	・樹勢診断業務1件 ・樹勢回復業務1件	・課題:近年発生した害虫対策として、樹勢回復を進める必要がある。 ・数値目標:樹勢診断及び樹勢回復業務の実施。

②生物多様性の保全

◆生き物の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全対策を行います

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
45	環境啓発事業 【環境保全課】	・絶滅危惧種であるキバナノヒメユリについて、関係部署(公民館・文化財課)との調整を行い、貴重種の保全を行う。	種子散布後の草原環境維持のための環境攪乱としての草刈り: 年0回	・保全の必要な緑地や樹木等の把握をする必要がある。

◆環境省などと協力して特定外来生物による生態系の破壊を防止します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
46	外来種対策 【環境保全課】	・OISTと協働し、ハヤトゲフシアリ防除を継続する。 ・特定外来生物ツルヒヨドリについて、市広報へ掲載を行い、問い合わせに対する現場調査を行っている。	①捕獲トラップ設置:3回 ②広報掲載:1回、「那覇市広告付き本庁舎総合案内板」の行政情報掲載モニターで市民向け案内文を放映(10~12月)、現地調査:15回	① トラップ設置数は8月に36ポイント、その他の月は20ポイントに設置。 ②ツルヒヨドリについて市民情報を基に、現地調査を行う。

◆公園、緑地等を整備して生態系ネットワークの保全や創出を図ります

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
47	公園整備事業 【公園建設課】	・環境配慮仕様書で動植物への配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、動植物への配慮を行った。今後も引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し、生態系ネットワークの保全や創出を図る。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件

③自然とふれあう場づくり

◆自然観察会や体験教室、市民参加型環境学習を実施します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
48	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会 【環境保全課】	①ホテル観察会、湿地の生き物観察会、湧水めぐり、大嶺海岸観察会を実施する。 ②漫湖水鳥・湿地センターにおいて、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全の理解を深めるために少人数の活動(自然観察会や特別企画展等)を行う。	①ホテル観察会:年1回(19人)、 湿地生き物観察会:年1回(11人)、 湧水めぐり:年1回(18人)、 大嶺海岸観察会:年1回(11人) ② イベント実施:34回(1399人)	・参加者の拡大や参加した市民のニーズの把握に努める。

◆学校や公共施設にピオトープを整備します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
49	公園整備事業 【公園建設課】	・公園施設においてピオトープを整備する。	0件	・公園施設におけるピオトープの整備については、地域住民や利用者のニーズ・意向を確認し、また、公園管理者の管理方針等も考慮しながら、整備を推進する。 ・水鳥・湿地センターのピオトープ整備は、環境学習の場として有効でありますので、整備を進める。
	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会 【環境保全課】	・漫湖水鳥・湿地センター木道入口付近の人工ピオトープの整備(草地、湿地)を実施する。 ・大雨による漫湖水鳥・湿地センターに周辺小川からの流入した土砂の除去作業を実施する。	・ピオトープ整備:適宜 ・土砂除去作業:適宜	

◆観光客に対するエコツーリズムを推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
50	観光基本計画 【観光課】	・第2次那覇市観光基本計画の中で本市の観光等における環境への配慮を、課題解決に向けた取組として奨励しています。	1件(2025年から10年計画)	観光基本計画において、引き続き環境への配慮を推進する。

1-6 緑あふれる街をつくる

①緑の保全と創出

◆周辺環境に配慮した公園緑地を整備します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
51	公園整備事業 【公園建設課】	・地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っている。	説明会1件	・必要に応じて住民説明会等を行い、地域の意見を取り入れながら公園緑地を整備した。今後も公共施設の建設にあたっては、地域住民や利用者のニーズ・意向を確認し、また、公園管理者の管理方針等も考慮しながら、整備を推進する。
	協働のまちづくり 【公園管理課】	・自治会による公園管理業務の委託の推進、公園ボランティアなどの育成を行う。	・自治会委託:16団体 ・企業ボランティア:65社 ・公園愛護会:164団体 *計:245団体	【継続実施】 前年度計画同様2件増の年間目標を設定し、取り組んでいく。

◆市民農園を提供します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
52	市民農園事業 【商工農水課】	・1区画約9㎡規模の耕作地を提供し、野菜の栽培収穫を通して、農業への関心をもってもらう。	60区画(60世帯) 中途契約・中途利用者有	・中途解約時の報告がない場合があるので、定期的に現場確認を行い、農園利用者と密に連絡を取る。

◆道路や公共施設の緑化を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
53	【小学校】 ・小学校緑化保全対策事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・高良小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業	・敷地内緑化及び保全を推進した。	・事業数:11事業	・敷地内緑化及び保全を推進する
	【中学校】 ・中学校緑化保全対策事業 ・松島中学校屋内運動場建設事業			
	【施設課】 本庁舎維持管理事業(内、植栽の適正管理)	【事業概要】 本庁舎外周(ベランダ含む)及び中庭に設置されている植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図ることにより、植栽の目的・機能を達成、維持するものである。 【R5年度の取組】 管理する植栽及び構内を随時巡回点検し、整枝、剪定、施肥、芝刈、病虫害防除、除草、伐根除草、灌水、補植等を行った。	通年	【課題】 方角や階によって日当たり等が異なるため、植物の生育状況に差異がある。日当たり等が良くない箇所の生育を良くしていくことが課題である。
	【管財課】 街路整備事業	・街路樹の植栽を推進する。	工事:2件	交流オアシス整備事業は令和元年度に事業完了。今後は、街路整備事業や道路新設改良事業の中で整備を進める。植栽計画について地域住民との合意形成が必要である。
	【道路建設課】			
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業 【道路管理課】	・都市及び地域における骨格的な緑の軸として、街路樹の緑化や美化を推進し、都市の景観形成の向上を図った。	街路樹剪定:1932本 植栽面積:8,589㎡	・今後も継続して路線毎に適切な時期に剪定を実施していく必要がある。
	花いっぱい運動推進事業 【公園建設課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行い、草花苗などを無料で配布している。	花苗配布数:29,834鉢	【継続実施】 今年度は、約21,000鉢の花苗を配布予定。

②身近な緑の充実

◆緑地協定による民有地の緑化を推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
54	緑化に関すること 【公園建設課】	・緑地協定等により、民有地における緑化推進に取組む。	0 件	・地区計画や建築協定を所管する都市計画課や建築指導課と連携し、民有地における緑化推進を研究する。 ・民有地所有者の協力体制を構築する必要がある。

◆緑化に対する広報活動を強化します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
55	花いっぱい運動推進事業 【公園建設課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行い、草花苗などを無料で配布している。	花苗配布数:29,834 鉢	【継続実施】 今年度は、約 21,000 鉢の花苗を配布予定。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・県民環境フェア及び公民館まつりで緑化講習会を実施し普及啓発を行いました。	・県民環境フェア(21 名) 小祿南公民館まつり(11 名) 石嶺公民館まつり(25 名)	関係団体と連携し、今後も取組の奨励を継続していきます。

◆敷地や建物の緑化に関する技術指導や支援を実施します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
56	那覇市緑化センター 【公園建設課】	・緑化センターにおいて、市民からの緑化に関する質問に対して回答、指導を行っている。	回答実績:104 件	【継続実施】 ・那覇市緑化センターにて行っている緑化相談を中心に、緑化に関する技術指導や支援を実施する。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・県民環境フェア及び公民館まつりで緑化講習会を実施し普及啓発を行いました	県民環境フェア(21 名) 小祿南公民館まつり(11 名) 石嶺公民館まつり(25 名)	関係団体と連携し、今後も取組の奨励を継続していきます。

1-7 県都にふさわしい街なみをつくる

①観光都市にふさわしい景観づくり

◆景観計画等にもとづき観光拠点などの景観形成を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
57	那覇市景観計画の推進 【都市計画課】	・平成 24 年 4 月の景観計画施行に伴い、市における届出業務を開始。景観計画区域内行為届出書により、那覇市景観計画に基づいて建築物及び工作物等の行為について各類型別エリアに沿った良好な景観形成を促進する。	景観計画区域内行為届出書(景観法第 16 条第 1 項 2 項)及び通知書(景観法第 16 条第 5 項)の合計 244 件	引き続き景観区域内行為届出書により、良好な景観形成の促進を行う。景観計画の改定に向けて、上位計画との関連及び 10 年間の運用実績を検証し、基準の見直し等の検討が必要である。

◆景観資源の指定を推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
58	都市景観資源の指定 【都市計画課】	・那覇市都市景観条例第 26 条第 1 項の規定に基づき、都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる樹木などを景観資源として指定する。	71 件 平成 9 年～令和 5 年度末累計	・民間所有の景観資源候補は維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得られないことが予想される。 ・目標年間指定件数 2 件

◆道路や公共施設等の整備にあたっては周辺景観との調和を図ります

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
59	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・各事業にて整備を行う道路施設は、周辺環境との調和を図りながら整備を行う。	—	引き続き同事業の中で整備を進める。地域の文化や特色を踏まえ道路施設整備を行う必要がある。
	街路樹維持管理 【道路管理課】	・交通空間や歩行空間の安全性確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に対する配慮を行った。	街路樹の高木剪定:1,448本 道路除草等:54,725㎡	・今後も継続して路線毎に適切な時期に剪定を実施していく必要がある。
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 【建築工事課】	・道路や公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施工しました。	工事: 【完了】17件 【継続】11件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 雨水排水溝改良事業
	公園整備事業 【公園建設課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っている。	説明会1件	・必要に応じて住民説明会等を行い、地域の意見を取り入れながら周辺景観との調和を図った。今後も公共施設の新設にあたっては、地域住民や利用者のニーズ・意向を確認し、また、公園管理者の管理方針等も考慮しながら、整備を推進する。
	・小学校緑化保全事業 他 10 事業 【施設課】	・周辺地域との調和を図りながら、樹木の選定や植栽の位置を検討した。	・事業数:11事業	・周辺地域との調和を図りながら、樹木の選定や植栽の位置を検討する。

◆観光都市にふさわしい屋外広告物となるよう指導します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
60	那覇市屋外広告物適正化推進計画、那覇市公共サイン計画の推進 【都市計画課】	・平成 25 年に作成した「那覇市屋外広告物適正化計画」及び「那覇市公共サイン計画」を推進する。	屋外広告物許可申請件数(那覇市屋外広告物条例第 11 条、第 19 条、第 20 条)366 件	・那覇市屋外広告物条例が制定されてから 10 年以上経過し、新規・継続許可件数は上がってきている。今後も新規申請向上の取り組みや、継続通知の送付による継続申請向上の取り組みが必要である。 屋外広告物許可申請の目標件数:300 件(5 次総計の目標値)

②歴史・文化の保全・活用

◆歴史的な街なみや資源を保全し、適切に活用します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
61	首里金城町石畳道保存修理工事 【文化財課】	・県指定文化財である、「首里金城町石畳道」の石が欠損・陥没した部分の修復を行い、文化財として保全すると共に、観光資源としても活用を図った。	・石畳道保存修理工事 1 件	・課題:維持管理を行いながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:石畳道保存修理工事 1 件 ・数値目標:石積修復工事 1 件

◆指定文化財の保存整備を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
62	伊江殿内庭園保存整備事業 【文化財課】	・国指定名勝「伊江殿内庭園」の遺構の確実な保存を図り、今後の活用に向けた整備を行うものであり、主庭部保存整備工事、樹木撤去工事を行った。	【伊江殿内庭園】 ・主庭部保存整備工事 1 件、植栽撤去工事 1 件	・課題:維持管理を行いながら、文化財の保存・整備について検討する必要があります。 ・数値目標:伊江殿内庭園保存整備工事 1 件

◆歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
63	首里金城町まちづくり推進協議会の運営 【都市計画課】	・首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の課にまたがる工事を執り行っている。 本課は、その全体のとりまとめとして全体会や地域との意見交換会を実施する。	首里金城町まちづくり推進協議会開催件数:0回(関係課との意見交換等:通年)	首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課等複数の関係課による工事等が実施又は計画されている。その全体のとりまとめとして会議や地域との意見交換会の窓口となり、良好な景観形成を推進する。 事業課の業務進捗に合わせて推進連絡会の開催時期、回数、方法を検討する必要がある。
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行う。	-	引き続き同事業の中で整備を進める。 過去の歴史と現存構造物が保全可能な調査する必要がある。
	公園整備事業 【公園建設課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っている。	説明会1件	・必要に応じて住民説明会等を行い、地域の意見を取り入れながら景観の保全等を図った。今後も公共施設の新設にあたっては、地域住民や利用者のニーズ・意向を確認し、また、公園管理者の管理方針等も考慮しながら、整備を推進する。
	玉陵管理事業 識名園管理事業 文化財維持管理費 【文化財課】	・世界遺産の「玉陵」の維持管理を行う。 ・世界遺産の「識名園」の維持管理を行う。 ・市内各文化財の維持管理を行う。	・維持管理業務→通年で実施	・課題:文化財施設の公開を行いながら、文化財の保護、管理、公開を進めることが課題である。 ・数値目標:文化財の修景1件

◆開発事業等に対して、歴史的・文化的な資源や背景への配慮について指導します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
64	埋蔵文化財試掘調査 【文化財課】	・市内の各種開発に伴い、埋蔵文化財の有無を確認する申請を受け付ける。必要な場所に関しては、試掘調査等を行い埋蔵文化財の保護に対して配慮を図る啓発を行った。	試掘調査数:8ヶ所	【継続実施】 市内の各種開発と文化財保護の調和のため、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図ることが必要である。15件の試掘調査を実施予定。

◆公共施設の整備にあたっては歴史的な街なみ景観との調和を図ります

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
65	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 【建築工事課】	・公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施工しました。	工事: 【完了】13件 【継続】19件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行う。	-	引き続き同事業の中で整備を進める。 歴史的な街並みに合った整備をする必要がある。
	公園整備事業 【公園建設課】	・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っている。	説明会1件	・必要に応じて住民説明会等を行い、地域の意見を取り入れながら街の調和を図った整備方針を決定した。今後も公共施設の新設にあたっては、地域住民や利用者のニーズ・意向を確認し、また、公園管理者の管理方針等も考慮しながら、整備を推進する。

◆赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材を活用した住宅建設に対する支援を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
66	景観形成推進事業 【都市計画課】	・龍潭通り沿線地区(平成14年12月～)、首里金城地区(平成6年4月～)、壺屋地区(平成14年4月～)の3地区において、歴史的景観に配慮して、赤瓦や琉球石灰岩を活用した建物に対し、景観助成金を交付している。	修景物件数:3件 助成金合計 2,160,000円	引続き地区内の申請物件に対し助成金交付を行う予定である。 ・歴史的景観を保全していくために、地域の方々や設計者には、景観整備基準の理解を深めて頂く必要がある。 ・令和7年度実施計画では5件を予定している。

◆地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
67	歴史資料編集・普及事業 【文化財課】	・那覇市内106ヶ所に設置した「旧跡・歴史的地名標示板」を、周辺環境に配慮し、適切な維持管理を行った。	設置箇所: 市内106か所	・課題:維持管理のため、定期的に設置状況を確認し、予算措置など適切な処理を行う必要がある。 ・数値目標:市内106か所の標示版管理 引き続き同事業の中で整備を進める。 歴史文化を文書や地域の方たちから情報を集める必要がある。
	歴史散歩道整備事業 【文化財課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行う。	-	

1-8 衛生的な街をつくる

①衛生的な街づくり

◆ハブ対策を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
68	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ハブ咬症防止の啓発、目撃情報に基づくハブ捕獲器設置による捕獲、ハブ咬症者への医療費の一部扶助、棲みかとなる石垣の穴埋めのための原材料の支給を行った。	※啓発パネル展・出前講座:1回 目撃等相談件数:121件 捕獲器設置:220件 ハブ捕獲:116匹 原材料支給:2件	・観光客へのハブ咬症防止に関する周知も重要となっています。 ・啓発パネル展及び出前講座を2回以上実施する。

◆野良犬、野良猫対策を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
69	犬猫適正飼養推進事業 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業 【環境衛生課】	・狂犬病予防法、那覇市動物の愛護及び管理に関する条例に基づく徘徊犬の捕獲、所有者不明犬猫の引取り、犬猫適正飼養の啓発、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行った。	徘徊犬捕獲:9頭 所有者不明犬猫の引取り: 犬 42頭、猫0匹 飼い主のいない猫の不妊去勢手術:300匹	・猫は1回の出産で複数の子猫を産み、1年に2~4回の出産が可能である。メスは生後4~12ヶ月で繁殖できるようになるため、地域での過剰な繁殖が課題である。 ・年間手術数、200匹を目指す。

◆あき地の適正管理を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
70	あき地の所有者又は管理者への適正管理の指導 【環境衛生課】	・草が繁茂するなど管理が十分でないあき地の所有者又は管理者に対し適正管理の指導を行った。	相談受付:140件 解決:139件 継続:1件	・登記簿等でも所有者の追跡ができないあき地への対応が課題である。 ・継続件数、10件以内を目指す。

◆ゴキブリなどの衛生害虫の駆除を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
71	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ねずみやゴキブリなどの衛生害虫の駆除に関する助言・指導、噴霧器の貸出し、重点薬剤散布箇所への薬剤散布、環境に配慮した衛生害虫の発生防止及び防除法の普及啓発を行った。	相談件数:106件 噴霧器の貸出し:38件 重点薬剤散布箇所への薬剤散布:34箇所	・平常時からの感染症媒介蚊対策を普及啓発し、感染症予防に取り組む必要がある。

②動物と共生する街づくり

◆市民や関係団体と連携し、畜犬登録の推進やペットの正しい飼い方に関する啓発を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
72	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・沖縄県獣医師会への鑑札・済票交付の委託、未接種世帯への再通知や市の広報誌を活用して犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進した。 ・コロナ禍の為、狂犬病予防集合注射事業中止により、協力動物病院での狂犬病予防注射の接種を推進した。	集合注射実施:6会場 犬のしつけ教室:4回 動物愛護学習会:0校 なは動物愛護フェスタ:1回 適正飼養パネル展:1回	・不妊去勢手術、猫の室内飼育等が十分普及していないことが課題である。 ・パネル展を年間10回以上実施する。 ・狂犬病予防注射接種率58.6%以上を目指す。 ・協力動物病院での狂犬病予防注射の接種率向上が課題である。

◆犬、猫の殺処分数の減少に向けた取り組みを推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
73	犬猫適正飼養推進事業 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業 【環境衛生課】	・終生飼養の原則に反する安易な引取依頼に対する指導・啓発や収容犬猫を返還するための所有者情報の収集、並びに犬猫の譲渡事業を実施した。 ・飼い主のいない猫への無責任な餌やりへの啓発、不妊去勢手術の普及啓発に努めた。	抑留・収容数:犬51頭、猫44匹 返還数:犬39頭、猫2匹 譲渡数:犬12頭、猫18匹 殺処分数:犬0頭、猫24匹 飼い主のいない猫の不妊去勢手術:300匹	・猫は1回の出産で複数の子猫を産み、1年に2~4回の出産が可能である。メスは生後4~12ヶ月で妊娠できるようになるため、地域での過剰な繁殖が課題である。 ・成犬(高齢犬)、成猫の譲渡促進が課題である。

◆動物愛護管理行政の拠点となる施設を整備し、動物愛護事業を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
74	建設用地取得に向けた調査、研究 【環境衛生課】	・建設用地の取得に向けての調査を行った。 ・施設整備に関する環境部の基本構想(案)及び基本計画(案)をブラッシュアップした。	基本構想(案)・基本計画(案)の修正(案)の策定	・市内での建設用地の確保が課題です。 ・計画の見直しを検討する必要がある

③基地の環境整備

◆市民共同墓の適正管理を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
75	識名霊園の適切な管理・運営 【環境保全課】	・市民共同墓の申込受付、申請書類審査、台帳整理(管理システムへの入力)、納骨日の調整、霊園管理事務所への状況報告、霊園管理事務所職員(会計年度任用職員2人、シルバー2人)による納骨の立会い及び施設の維持管理を行った。 ・施設概要:合葬室約20,000体の焼骨埋蔵可能、合葬用納骨室2,613壇、短期収蔵納骨室1,812壇、参拝室2室、屋外参拝所7ヶ所、トイレ1ヶ所、管理事務所1棟	施設使用件数内訳 短期収蔵納骨室:128件 合葬用納骨室:57件 合葬室:485件 (その内生前予約:23件)	【継続実施】 市民共同墓の申込案内を那覇市ホームページ等で随時募集の掲載を行い、今後も継続する。

◆市民共同墓を活用し、無縁墓地や空き墓の適正な管理を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
76	公営墓地一般管理業務 【環境保全課】	・市民共同墓短期収蔵納骨室の使用許可未更新の使用者には、通知・調査を踏まえ「那覇市識名霊園内施設使用許可未更新に係る事務処理及び焼骨等の取扱基準」に基づき、使用許可未更新お骨所有者への引続き通知を行った。 ・使用承継の行われていない墳墓には、連絡依頼の貼り紙を継続した。	・使用許可未更新お骨所有者への通知175件(延べ)を発送した。	【継続実施】 ・市民共同墓短期収蔵納骨室の使用許可未更新の使用者には通知・調査を踏まえお骨の引取り及び改葬を促し、使用許可未更新お骨をまちなみ整備課仮安置棟へ移動する。 ・使用承継の行われていない墳墓には、連絡依頼の貼り紙を継続する。

【基本目標2】 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

2-1 ごみを減らす

①ごみの排出抑制・循環的利用の促進

◆4Rの普及啓発を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
77	<p>ごみ減量・資源化推進事業</p> <p>【環境政策課】</p>	<p>循環型社会を目指し、ごみの発生抑制及び排出抑制を促進するため、ごみ分別表、ごみ分別マニュアル、ホームページ等での4Rの普及・啓発を行いました。</p> <p>・4R推進ポスターコンクール(中学生を対象とする。)</p> <p>・環境作品展(作品展示を含めた4R啓発イベントの実施)</p>	<p>・市広報紙にて、1世帯あたりのごみ排出量を掲載</p>	<p>【継続実施】</p> <p>ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施します。</p> <p>・広報啓発の充実 家庭ごみ分別チラシの全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報</p> <p>・家庭ごみ有料化制度を継続</p> <p>・大規模事業所等を訪問しての助言・指導</p> <p>※4R推進ポスターコンクール・環境作品展は、令和6年度より事業休止。</p>

◆クリーンサポーターと連携して市民のリサイクル活動を支援します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
78	<p>環境推進員(クリーンサポーター)事業</p> <p>【クリーン推進課】</p>	<p>・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図る。</p>	<p>・40名で実施している。</p>	<p>・構成員の高齢化が今後の課題である。</p> <p>・クリーンサポーター一定数40名の確保に努める。</p>

◆徹底したごみの分別を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
79	<p>ごみ減量・資源化推進事業</p> <p>家庭ごみ有料化事業</p> <p>【環境政策課】</p>	<p>家庭ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施しました。</p> <p>・広報啓発の充実 家庭ごみの分別チラシの全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報</p> <p>・事業系ごみの排出区分の適正化を図るため、市内の事業者に対し、個別に事業系ごみの分別チラシ及び手関連通知などを郵送</p> <p>・大規模事業所等への訪問(ごみの減量・資源化の助言・指導)</p> <p>・家庭ごみ有料化制度を実施し、ごみ処理費用に対する意識啓発を行い、受益者負担の公平性を確保することにより、ごみの減量・資源化を促進</p>	<p>・転入者向けごみ分別マニュアル:8,430部</p> <p>大規模事業所等訪問件数:141件</p> <p>減量化計画書提出率:95.3%(281件中268件)お</p>	<p>【継続実施】</p> <p>ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施します。</p> <p>・広報啓発の充実 家庭ごみ分別チラシの全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報</p> <p>・家庭ごみ有料化制度を継続</p> <p>・大規模事業所等を訪問しての助言・指導</p>
	<p>・ごみ減量・資源化推進事業</p> <p>・ごみ収集事業</p> <p>【クリーン推進課】</p>	<p>・資源化物の無断持ち去り行為防止のための巡回パトロール及び指導を行い、悪質な持ち去り行為者に対しては、自宅訪問なども含めたより積極的な指導等の実施により、資源化物の適正処理の推進及び廃棄物の減量化を図る。</p> <p>・資源化物拠点回収事業を実施し、資源化物の持ち去り行為の抑制及び廃棄物の減量・資源化の促進を図る。</p> <p>・門口収集を推進することで、ごみの分別排出の徹底を図る。</p>	<p>・報告書上の数値を基にした指導等実施数は、概ね250人、290件。</p> <p>・拠点回収事業登録団体数37団体(R6.3.末時点)</p> <p>・門口推進:288件</p>	<p>・過料を滞納した者への滞納処分等業務を確実に実施するための体制やノウハウ等の構築が課題である。</p> <p>・拠点回収事業登録団体数の維持・拡充を目指すため、不安定な資源化物の市場価格に適宜対応していく。</p> <p>・門口収集の新規設定等を適宜実施し、対応件数は、直近5年間の平均値290件程度を目標とする。</p>

◆生ごみや雑紙の資源化を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
80	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業等を実施しました。 ・広報啓発(雑がみの分別、生ごみのひと絞り:分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・大規模事業所等への助言指導(古紙類の分別及び生ごみ限定許可業者の紹介) ・食品ロス削減対策として、食べきり協力店登録制度の周知・啓発の実施	・市の広報誌やホームページで周知した。 ・大規模事業所訪問実績(令和4年度:152件)	【継続実施】 可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業を実施します。 ・広報啓発(雑がみの分別、生ごみのひと絞り:分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・大規模事業所等を訪問しての助言・指導 ・事業系生ごみの資源化促進のため、生ごみ限定収集運搬許可業者の活用の推奨

◆アシスト収集によって高齢者や障がい者のごみ出しを支援します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
81	アシスト収集事業 【クリーン推進課】	・65歳以上の独居・高齢者等で、ごみ出しに支障のある世帯に対し、関係機関と調整した上で、クリーン推進課職員が直接ごみ出しのアシストを行う。	・定期収集を469世帯実施している。	・高齢化社会に伴い、利用世帯が増加傾向にあるため、より一層関係機関との連携が求められる。 ・定期収集 499 世帯を目標値とする

◆使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用の自粛を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
82	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ等での広報)	・市のホームページで周知した。	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、に広報紙「市民の友」、ホームページ等

◆詰め替え商品の購入やマイバッグ運動を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
83	ごみ減量・資源化推進事業 【環境政策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ)	分別チラシの配布枚数:169,740枚 分別マニュアルの配布部数:12,020部	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(分別チラシ、分別マニュアル、ホームページ) ・レジ袋有料化の周知・広報を通じてマイバッグ運動を推進

◆事業系一般廃棄物排出事業者や収集運搬許可業者に対して適正処理を指導します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
84	廃棄物に関する専門家の紹介 【環境政策課】	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。	実績なし	【継続実施】 ・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。

◆産業廃棄物排出業者・処理業者に対して適正処理を指導します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
85	産業廃棄物適正処理促進事業 【環境政策課】	・産業廃棄物の適正処理を促進するため那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施しています。	立入検査等実施件数 1.産業廃棄物処理業者:6者 2.産業廃棄物排出事業者(建築解体現場を除く大規模事業所157件、医療機関5件)	・産業廃棄物処理業に係る許可更新審査及び産業廃棄物排出事業者に対する適正処理指導を適正に実施しました。 ・産業廃棄物の適正処理について、認識が不足している事業者が散見されることから、根気強く助言・指導を行うとともに、周知啓発を継続していきます。

◆廃自動車の適正処理・再資源化を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
86	産業廃棄物適正処理促進事業 【環境政策課】	・適正処理を促進するため那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への助言・指導、また立入検査等を実施しています。	立入検査等実施件数 自動車リサイクル関係事業者:0事業場	・自動車リサイクル関連業者の新規登録・更新に係る事務を適正に実施しました。 ・中核市移行に伴う権限移譲後、自動車リサイクル関連業者の登録・許可数は、未更新等により減少傾向にあります。現在の登録・許可業者に対し更新申請等の周知を図るとともに、未登録業者を確知した場合は迅速に登録・許可について指導していきます。

◆建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
87	建設リサイクル法に基づく届出等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、建設廃棄物の適正処理・再資源化を促進する。	令和5年度 届出件数:373件	・民間工事における建設現場の分別解体、再資源化の実施等はほぼ定着していると思われるが、更なる周知徹底を図るため2回のパトロールを行うなどして、建設リサイクルに対する意識をより一層高めていく。
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 自治会活動育成事業(安次嶺自治会館) 那覇市こども家庭センター設置準備事業(こども家庭センター) 【建築工事課】	・工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】20件 【継続】12件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 雨水排水溝改良事業 伊江殿内庭園保存整備事業 なは市民協働プラザ省エネ化推進事業 首里支所庁舎照明器具改修事業 安謝複合施設修繕」事業
	公園整備事業 【公園建設課】	・適正処理や再資源化について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進した。今後も再生資源利用計画書等を利用しながら建設廃棄物の適正処理・再資源化に取組む。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
87	建設廃棄物の適正処理・再資源化推進事業 【環境政策課】	・建築物解体事業場において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、定期的な監視/パトロールや分別解体・再資源化に係る助言・指導を実施しています。	立入検査等実施件数: 386 事業場	・対象となる建築物解体事業場及び確知した未届事業場の監視/パトロールを適正に実施しました。(建築物に係る分別解体、再資源化等に関する認識は定着してきています。) ・建設リサイクル法第10条の無届解体が散見されますので、関係機関と連携し、合同パトロール(年2回)を実施しながら、毎月定期的に監視/パトロールを実施し、更なる周知徹底を図ります。

◆公共施設等の長寿命化対策を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
88	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 【建築工事課】	・公共施設等の工事においては、コンクリート造を標準として施行しました。	工事: 【完了】13 件 【継続】19 件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 伊江殿内庭園保存整備事業 なは市民協働プラザ省エネ化推進事業 首里支所庁舎照明器具改修事業 安謝複合施設修繕」事業
	市営住宅建替事業 【市営住宅課】	・市営住宅の建替えにおいて、躯体の耐久性と間取りの変性を備えた長寿命建築物の建設に努めます。	令和5年度 338 戸の建替工事を実施(建替済み総戸数 2,849 戸)	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。 R6年度建替工事戸数:234 戸
	都市公園安全・安心対策事業 【公園管理課】	・公園施設長寿命化計画で策定した公園施設の補修・撤去・更新を行う。	15 公園	【継続実施】 今年度は7公園を予定している
	モノレール等インフラ修繕 【道路管理課】	・経年劣化に伴う修繕管理(点検・修繕等)の増大が見込まれることから、長寿命化修繕計画に基づき、施設の延命を図るため、モノレール及び橋梁等の修繕事業を実施した。	モノレールインフラ修繕業務:1 件 道路舗装点検調査及び道路舗装長寿命化計画策定:1 件	・沖縄都市モノレール(株)と連携を図りながら、モノレールに係る機器の修繕を実施する必要がある。
	【小学校】 ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) 【中学校】 ・安岡中学校長寿命化改良(予防改修)事業 ・寄宮中学校長寿命化改良(予防改修)事業 ・松島中学校長寿命化改良事業 【施設課】	・外壁塗装、屋上防水を施し建物の老朽化を抑えるため、各建物にあった材料や施工方法を検討しより長く効果が得られるように施工、計画した。	・事業数:4 事業	・外壁塗装、屋上防水を施し建物の老朽化を抑えるため、各建物にあった材料や施工方法を検討しより長く効果が得られるように施工、計画する。

◆公共施設等を解体する時は、再資源化等の適正処理を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
89	建設リサイクル法に基づく通知等の指摘 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく通知書の審査及び現場パトロール等により、公共施設の建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進する。	令和5年度 通知件数:147 件	・公共工事における建設現場の分別解体、再資源化の実施等はほぼ定着していると思われるが、更なる周知徹底を図るため年2回のパトロールを行うなどして、建設リサイクルに対する意識をより一層高めていく。

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
89	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・解体工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】5件 【継続】1件	・建設資材の再資源化のため、分別解体の徹底、指導を進めます。 【数値目標】 工事:【完了】1件
	公園整備事業 【公園建設課】	・再資源化等の適正処理について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、再生資源化等の適正処理を推進した。今後も再生資源利用計画書等を利用しながら再生資源化等の適正処理に取り組む。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件
	【小学校】 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 【中学校】 ・松島中学校屋内運動場建設事業 【施設課】	・計画段階から、解体する建物にアスベストの含有するレベル3のボード等があるか十分に調査し、沖縄県生活環境保全条例を順守しながら計画、施工した。	・事業数:7事業	・計画段階から、解体する建物にアスベストの含有するレベル3のボード等があるか十分に調査し、沖縄県生活環境保全条例を順守しながら計画、施工する。

◆民間住宅の長寿命化対策を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
90	住宅関連情報の発信 【まちなみ整備課】	・住宅の長寿命化に有効とされているスケルトンインフィル住宅についての情報を提供し、周知を図ります。	課のホームページにて情報の提供	課題は特にありません。今後もホームページにて情報を提供し、周知を図る予定です。

◆道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
91	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・再生資源利用計画書にて、再生材等の利用促進を指導する。	工事:17件	引き続き同事業の中で整備を進める。 工事着手前に再生資源利用計画書を確認し、工事途中及び完了後に利用状況を確認する必要がある。
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター) 自治会活動育成事業(安次嶺自治会館) 那覇市子ども家庭センター設置準備事業(子ども家庭センター) 【建築工事課】	・工事において、積極的に再生材等を利用するよう受注者を指導しました。	工事: 【完了】10件 【継続】18件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 認定こども園施設維持管理費(宇栄原みらいこども園) 老人福祉センター等改修事業(壺川老人福祉センター) (仮称)識名消防出張所整備事業 雨水排水溝改良事業 伊江殿内庭園保存整備事業 なは市民協働プラザ省エネ化推進事業 首里支所庁舎照明器具改修事業 安謝複合施設修繕事業
	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等対策工事を行います。使用材料には再生材の利用を推進する。	地下壕対策事業 工事:1件	・課題は特になし。 現場監督員等による現場確認をしながら、工事を進める。

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後（第3次那覇市環境基本計画）にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績（人数、件数等数量）	
91	公園整備事業 【公園建設課】	・再生資材などの利用について、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、再生資材等の利用を推進した。今後も引き続き現場状況に合わせた再生材等の利用推進に取組む。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件
	小学校遊具改修事業他 26 事業 【施設課】	・工事においては、路盤材は再生クラッシャーを利用して工事を進めているが、生産が追いつかず県内に再生材が不足する場合がある。工程に合わせて早期の発注を業者に促す等、可能な限り再生材を利用した。 ・引き続き設計段階から再生材の使用を推進する。	・事業数:27事業	・工事においては、路盤材は再生クラッシャーを利用して工事を進めているが、生産が追いつかず県内に再生材が不足する場合がある。工程に合わせて早期の発注を業者に促す等、可能な限り再生材を利用した。 ・引き続き設計段階から再生材の使用を推進する。

◆PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理を推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後（第3次那覇市環境基本計画）にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績（人数、件数等数量）	
92	PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理推進事業 【環境政策課】	・建築物解体事業場において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等のPCB廃棄物の適正保管、処分について、助言・指導を実施しています。	立入検査等実施件数 1.アスベスト含有建築物解体現場:135事業者 2.PCB保管事業者等:28事業場	・アスベスト廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理、適正保管、処分に係る助言・指導を適正に実施しました。（アスベスト廃棄物の分別解体・保管及び適正処理に関する認識は定着してきています。） ・ひとたび不適正処理が発生すると生活環境への影響が大きいことから、定期的に解体事業場を巡回し適正処理の助言・指導及び周知を図ります。 ・PCB保管事業者等に対し、PCB廃棄物の適正保管・処分について指導・助言を行い、期限内処理に向けた周知徹底を図ります。

②不法投棄防止と街の美化の推進

◆不法投棄防止に関する啓発活動を推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後（第3次那覇市環境基本計画）にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績（人数、件数等数量）	
93	産業廃棄物不法投棄防止パトロールの実施 【環境政策課】	クリーン推進課（一般廃棄物担当課）と合同で、市内の不法投棄監視パトロールを実施しています。	市内3件	・不法投棄防止県下一斉パトロールの時期に合わせ、市内（不法投棄箇所）のパトロールを実施しました。 ・不法投棄の解決には至っていませんので、今後もクリーン推進課（一般廃棄物担当課）と合同で、市内の不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄箇所の早期発見及び解消に向けた取り組みを継続していきます
	不法投棄の防止及び環境美化促進事業 【環境政策課】	・那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例第14条により美化促進重点地域に指定している沖映通りに花壇を設置・維持管理することで、当該通りのポイ捨て防止及び美化促進を図っている。 ・市内において不法投棄の多かった場所3か所に監視カメラの設置を実施。 ・市内各地域の巡回パトロールを行い、必要に応じて不法投棄防止に係るポスターの提供、看板・プラントナーの設置等により、不要投棄の防止及び環境美化促進を図る。	・平成29年度 市内3か所に不法投棄防止のための監視カメラを設置。 ・清明祭・盆の時期に不法投棄の多い識名霊園を中心に看板・プラントナーを設置、日曜日にはごみの持ち帰り（不法投棄防止）の広報活動及びパトロールを実施。 ・不法投棄に関する陳情497件を処理。排出者指導99件、管理者責任指導134件、警告ビラ貼付け240件、その他看板・プラントナー設置等を実施。	・花壇の設置によるポイ捨て防止及び環境美化促進の効果を検証し、事業の改善点等を検討する。 ・監視カメラ設置による不法投棄防止の効果検証と敷地等管理者への情報提供・助言等の連携について検討していく。 ・他機関（警察・道路管理者等）との連携強化による不法投棄防止の推進を図る。 ・令和6年度の陳情件数は、令和5年度件数の同等以下に抑えることを目標とする。

◆クリーンサポーターの育成を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
94	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図る。	・40名で実施している。	・構成員の高齢化が今後の課題です。研修会を年1回開催する。

◆クリーンサポーターや地域住民と協力して不法投棄防止パトロール等を強化・推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
95	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・上記事業のほか、各自治会敷地内(市営団地等)の不法投棄防止を監視する。	40名で実施している。	・安全確保のため、2人以上での活動を基本としている。 8自治会40名で実施。
	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業 【まちづくり協働推進課】	・担当課より依頼があった際に、自治会に対して、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力を依頼している。(各支部の定例会)	149自治会	【継続実施】 引き続き、担当課より依頼があった際に、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力依頼を進めていく。

◆不法投棄がなされた土地の所有者に指導や助言を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
96	不法投棄場所の土地所有者等への指導・助言の実施 【環境政策課】	関係部署と連携し、土地所有者へ不法投棄物の適正処理について助言・指導を実施しています。	指導件数:24件	・発生事案に係る調査及び不法投棄場所の土地所有者等へ適正処理の助言・指導を実施しました。 ・不法投棄された廃棄物から排出者特定に至るケースは稀であることから、土地所有者に対し適切な管理や再発防止対策、廃棄物の適正処理について助言・指導を継続していきます。
	不法投棄の防止及び敷地管理者等への指導・助言 【クリーン推進課】	・不法投棄に関する相談対応。監視パトロール、ポスター掲示、看板・プランター設置等の指導・助言を行い、不法投棄の防止及び敷地管理者等の責任について啓発を図る。	・不法投棄に関する陳情対応中、管理者責任指導134件。	・敷地管理者等の責任について丁寧な説明に努め、啓発を図る。 ・他機関(警察・道路管理者等)との連携強化による不法投棄防止の推進を図る。 ・令和6年度の管理者責任指導件数は、令和5年度件数の同等以下に抑えることを目標とする。

◆市民を対象とした美化清掃イベントを推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
97	ごみゼロイベント等への参加協力 【クリーン推進課】	・4R運動を基調とした取り組みを、市民へ広く広報・啓発する。	実績なし	・広報の強化を図る。
	市民憲章推進協議会運営補助金 【市民生活安全課】	・補助金の交付先である那覇市民憲章推進協議会が年末美化清掃を実施。松山公園周辺を中心とした範囲で、児童・生徒や自治会、企業、関係団体等が一緒に、清掃活動を行いました。	約200人	【数値目標】 参加人数:400名 【達成方法】 清掃地域での早い時期からの周知を行い、参加人数の確保を目指す。
	校区まちづくり協議会支援事業 【まちづくり協働推進課】	【事業実施団体】 ・与儀小学校校区まちづくり協議会 ・石嶺小学校校区まちづくり協議会 ・銘苅小学校校区まちづくり協議会 ・若狭小学校校区まちづくり協議会 ・曙小学校校区まちづくり協議会 ・仲井真小学校校区まちづくり協議会 ・城西小学校校区まちづくり協議会 ・小禄南小学校校区まちづくり協議会 ・天妃小学校校区まちづくり協議会 ・城南校区まちづくり協議会 ・大名小学校校区まちづくり協議会 ・城東小学校校区まちづくり協議会 ・真和志小学校校区まちづくり協議会 ・那覇小学校校区まちづくり協議会 ・金城小学校校区まちづくり協議会	15小学校区まちづくり協議会 (活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 各小学校区まちづくり協議会ごとに、地域の特性を生かした美化清掃イベントを推進する。

◆イベント開催時の美化清掃活動を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
98	イベント開催前後の美化清掃活動の実施 【観光課】	イベント開催前後及び開催期間中に美化清掃活動の実施に努めている。また、課イベント所管団体に対し美化清掃活動に努めるよう説明を行っている。	イベント実施団体への説明:4回(各イベント開催時)	イベント実施団体や関係者だけではなく、来場者に対する効果的な意識付けの方法も検討が必要。

2-2 地球温暖化を防ぐ

①温室効果ガスの排出抑制

◆事業者と連携して公共交通の利用環境の向上と充実を図ります

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
99	イベントにおける「カーボン・オフセット」の状況について情報収集 【都市計画課】	既存のイベントにおいてカーボンオフセットの実施はありませんが、今後の実施に向けて情報収集を行っている。	情報収集:4回(各イベント開催時)	実施団体である各実行委員会等において、カーボンオフセットを実施するための費用の捻出が課題である。

◆慢性的な交通渋滞を緩和するため、体系的な道路網を整備します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
100	都市計画決定変更 【都市計画課】	那覇広域都市計画道路の変更を行うことにより、体系的な道路網の整備を進めました。	都市計画変更案件:1件(国道330号・真地久茂地線)	・道路基盤等の整備の遅れている地域に、新たなまちづくりと運動させた道路の整備を推進するため、事業課等の関係機関や地域住民との連携が必要となります。(数値目標:年1回実施)
	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・国・県道等の幹線道路を補完する地域内の補助幹線道路の整備を行う。	工事:8件	引き続き同事業の中で整備を進める。道路整備をする前に地域の方や関係機関と意見交換会や住民説明会を行う必要がある。

◆自転車、徒歩による移動を促進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
101	スマートムーブ NAHA 等による啓発活動 【都市計画課】	クルマだけでなく移動をエコにするスマートムーブに考え方を広げ交通に対する意識改革に取り組む、スマートムーブ NAHA パネル展を9月19日から22日まで開催し公共交通の利用促進に取り組みました。	年1回(開催日9/19~9/22)	・継続的な効果を発揮する取組を検討します。(数値目標:年1回実施)
	・温暖化対策啓発事業 ・クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業、クールチョイス啓発事業の一環として、公共交通や自転車の利用、エコドライブの普及啓発を行う。	・各種イベントで公共交通や自転車等の利用を呼び掛けるパネルを展示した他、令和5年度県民環境フェア(主催:沖縄県)や小祿南公民館まつりでは、ドライブシュミレーターでのエコドライブ講習会を実施しました。(参加人数:20人程度)	コロナ禍で休止した期間もありましたが、毎年6月の環境月間に本庁舎1階で環境パネル展を開催し、公共交通や自転車の利用を推進しました。
	①健康増進計画「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみかち健康ウォーキング同時開催) ②地域・職域連携推進事業 ③ 成人の健康教育・相談事業 【健康増進課】	①市民のみなさんが元気で健康に生活できるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取り組んでいくためのイベント ②保健師等が事業所に対して運動促進を意識しながら健康づくり情報の発信を行う。 ③成人の健康づくりに関する運動促進を意識しながら教室、出前講座、健康相談(電話)等を行う。	①令和5年11月12日に開催した「なは健康フェア」のチラシ・ポスターに「ご来場は公共交通機関をご利用」を明記し、公共交通機関の利用を促す。9ブース設置市開催(各ブース利用者:延1,150人) ②40事業所以上に年4回健康づくりに関する情報の発信 ③出前講座(延べ359名/24回開催)、健康相談(延べ72名)	ウォーキングや自転車利用推進と同時に、熱中症対策もしていく必要があり、関係課と連携し、イベント等の機会を活用し、取組を継続していく。

◆公共工事における温室効果ガスの排出を抑制します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
102	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【まちなみ整備課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等対策工事を行います。工事にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮する。	地下壕対策事業 工事:1件	・課題は特になし。 現場監督員等による現場確認をしながら、工事を進める。
	公園整備事業 【公園建設課】	・温室効果ガスについて、排出ガス対策機械の使用など、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしている。	工事:10件 委託:5件	・環境配慮仕様書に基づき、温室効果ガスの排出抑制を推進した。今後も引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し、温室効果ガスの排出抑制に取り組む。 【数値目標】 工事:10件 委託:6件
	小学校遊具改修事業 他 26 事業 【施設課】	・工事においては、重機を使用する際において、工程や現場状況を踏まえて効率よく無駄のないように配置して、極力排ガスの放出を抑えるようにした。 ・設計段階から温室効果ガスの抑制を推進した。	・事業数:27 事業	・工事においては、重機を使用する際において、工程や現場状況を踏まえて効率よく無駄のないように配置して、極力排ガスの放出を抑えるようにする。 ・引き続き設計段階から温室効果ガスの抑制を推進する。

◆農水産物の地産地消を推進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
103	・農業振興 ・市魚マグロ等水産物流通支援事業 【商工農水課】	・市内の農地は非常に狭小で、減少傾向にあるが、JAとも連携して、新規就農者の確保等もめざし、地産地消の継続促進を図る。 ・那覇農産物フェア(野菜即売会)を4年ぶりに開催することができ、市内農業・農家のPRをすることができた。 ・なはまぐるを販売している量販店へPRシールやのぼりの配布、メディアを利用したテレビ放送等の取組を実施した。また、市魚マグロの流通の安定、普及促進を図るイベントの支援を行った。	・農産物フェア(野菜即売会)を4年ぶりに開催することができた。 ・市内世帯のマグロの年間支出金額の維持 4,874 円、那覇市民の市の魚マグロの認知度約 62%	・農産物フェア(野菜即売会)などのイベントを開催するにあたり、地産地消に繋がるさらなるPRが必要である。 ・アンケート結果から効果的である取組を継続して実施することで、前年度から認知度が向上した。今後も市魚マグロの認知度向上、さらなる消費拡大につながるような事業を行う。

◆市民、事業者に対して「エコライフ」の実践を呼びかけます

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
104	クールチョイス啓発事業 温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・クールチョイス啓発事業の一環として成人向けの「再エネセミナー」子ども向けの「エンカル消費」の出前講座を実施。 県民環境フェアや公民館まつりでは、ZEH や省エネ、グリーンカーテンに関する普及啓発を行いました。	再エネセミナー(参加人数:20人) エンカル消費(参加人数:20人)	参加者のアンケート結果を反映させ、より効果的な事業計画にします。周知方法が市民の友、ホームページ、SNSに限られ、周知不足が課題であるため、効果的な周知方法を検討していく必要がある。

◆イベント主催団体に「カーボン・オフセット」の取組を奨励します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
105	イベントにおける「カーボン・オフセット」の状況について情報収集 【観光課】	既存のイベントにおいてカーボンオフセットの実施はありませんが、今後の実施に向けて情報収集を行っている。	情報収集:4回(各イベント開催時)	実施団体である各実行委員会等において、カーボンオフセットを実施するための費用の捻出が課題である。

◆低炭素住宅の普及を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
106	住宅関連情報の発信 【まちなみ整備課】	低炭素建築物認定制度やZEHについての情報を提供し、周知を図ります。	課のホームページにて制度の紹介 住生活月間パネル展にてZEHの紹介 (令和5年10月2日～10月6日)	課題は特にありません。引き続き、ホームページや10月に開催予定の住生活月間のパネル展にて情報を提供し、周知を図る予定です。

②新エネルギーの導入

◆市民や事業者の太陽光・太陽熱システム等の導入を促進します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
107	クールチョイス啓発事業 温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・クールチョイス啓発事業の一環として成人向けの「再エネセミナー」を実施。県民環境フェアや公民館まつりでは、ZEH や省エネ、グリーンカーテンに関する普及啓発を行いました。	再エネセミナー(参加人数:20人)	補助金や融資の優遇等の情報提供を行い、導入を促進します。

◆公共施設に太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等を積極的に導入します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
108	真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、太陽光発電システムを設置しました。	工事: 【完了】0件 【継続】2件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業
	公園整備事業 【公園建設課】	・ソーラーパネルを活用した公園施設の整備を図る。	0件	・ソーラーシステムを採用した照明器具は初期費用・保守費用ともに高額であるため、技術開発、普及等により一層の低廉化が望まれる。
	公共施設への太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等の導入推進 【環境政策課】	・沖縄電力と包括連携協定を締結し、かりーる一ふの公共施設へのモデル事業として高良小・石嶺小への導入の検討を進めた。	随時	太陽光発電設備については、公共施設へのPPA方式でモデル事業を進めるに至った。今後も引き続き再生可能エネルギー等の公共施設への導入を進める。

◆企業、大学等と協働して新エネルギー等の導入を検討します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
109	沖縄県コージェネレーション協議会への参加 【環境政策課】	・沖縄県コージェネ協議会へ参加し情報収集、意見交換を行いました。	協議会:年1回	協議会:年1回

◆新エネルギー機器の情報提供等、新エネルギーの導入に関する普及啓発を行います

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
110	クールチョイス啓発事業 温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・クールチョイス啓発事業の一環として成人向けの「再エネセミナー」を実施。県民環境フェアや公民館まつりでは、ZEH や省エネ、グリーンカーテンに関する普及啓発を行いました。	再エネセミナー(参加人数:20人)	各種イベントで新エネルギーに関する情報提供及び普及啓発を行います。

◆天然ガス資源の利活用を検討します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
111	天然ガス資源有効利活用調査研究事業 【環境政策課】	・クリーンな水溶性天然ガスを地産地消エネルギーとして那覇市民の健康福利及び観光資源として利活用するため調査研究を行い、事業化の可能性を計る上で、基礎資料とすることを目的に実施しました。・平成28年調査終了。	—	調査は完了している。今後、クリーンな水溶性天然ガスを地産地消エネルギーとして、活用できないか、継続して模索していく必要がある。

③省エネルギーの推進

◆公共施設等の省エネ化を推進します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
112	市営住宅建替事業 【市営住宅課】	・市営住宅の建替えにおいて、躯体の耐久性と間取りの変容性を備えた長寿命建築物の建設に努めます。	令和5年度 338 戸の建替工事を実施(建替済み総戸数 2,849 戸)	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。 R6年度建替工事戸数:234 戸
	石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 那覇市子ども家庭センター設置準備事業(子ども家庭センター) 【建築工事課】	・工事において、施設の照明の一部をLEDにしました。	工事: 【完了】1 件 【継続】6 件	【継続実施】 石嶺市営住宅建替事業 宇栄原市営住宅建替事業 真地市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 (仮称)識名消防出張所整備事業
	【小学校】 ・小学校空調設備改修整備事業 ・小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・石嶺小学校屋内運動場建設事業 ・古蔵小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校屋内運動場建設事業 ・識名小学校校舎建設事業 ・若狭小学校屋内運動場建設事業 ・松川小学校屋内運動場建設事業 ・天妃小学校校舎建設事業 ・小学校照明LED化事業	・引き続き学校施設においては、省エネ化、LED照明の導入等、省エネ化を検討し設計、施工した。	・事業数:15 事業	・引き続き学校施設においては、省エネ化、LED照明の導入等、省エネ化を検討し設計、施工した。
	【中学校】 ・中学校空調設備改修整備事業 ・中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備) ・松島中学校屋内運動場建設事業 ・松島中学校長寿命化改良事業 ・中学校照明LED化事業 【施設課】			
	本庁舎省エネ支援業務委託 【管財課】	【事業概要】 本庁舎にある化石燃料由来のエネルギーを使用する全ての設備の運用改善や設備投資について専門業者に委託することにより、エネルギー使用削減に伴う地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制及び経費の削減を図ることを目的とする。 【令和5年度の実績】 ・令和5年度取組の継続をベースとし、委託事業者と更なる省エネにつながる手法を模索。 ・照明機器のLED化。 ・電気使用料の動向等を注視し、必要に応じて契約種別の変更、新しい電力会社への切り替え等を検討。	【削減効果】 対前年度比 ・電気料金 5,477,276 円 (※使用量 5.1%の減) ・ガス料金 6,714,867 円 (※使用量 10.7%減) 計 12,192,143 円 ※電気・ガス料金ともに昨年度に引き続き、削減されており、R5年度の実績を継続して行う。	【課題】 ・労働安全衛生面から職員の健康を考慮すると、単にエネルギー削減の理由で申請を却下することのできない時間外クーラー使用申請が多い。ただ、SDGsの観点からは職員へのエネルギー節約の意識づけは必要であるため、意識を高める取り組みが必要がある。 ・地球温暖化の影響で年々冬場でも気温が高くなっている。そのため、基準となる室温28℃を超える場合は、クーラー稼働期間外でも稼働せざるを得ない状況となっている。

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
112	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・クールチョイス啓発事業の一環として成人向けの「再エネセミナー」子ども向けの「エシカル消費」の出前講座を実施。 県民環境フェアや公民館まつりでは、ZEH や省エネ、グリーンカーテンに関する普及啓発を行いました。	再エネセミナー(参加人数: 20人) エシカル消費(参加人数: 20人)	参加者のアンケート結果を反映させ、より効果的な事業計画にします。周知方法が市民の友、ホームページ、SNSに限られ、周知不足が課題であるため、効果的な周知方法を検討していく必要がある。
	公園整備事業 【公園建設課】	・公園内にタイマー式の照明灯を設置(常夜灯との区別)する。	0件	・市民の安心及び安全確保に配慮しながらタイマー式の照明灯を設置を行い省エネ化を推進した。今後も引き続き適正な照度を確保しつつ省エネ化を推進する。
	保健所施設の照明器具 LED 化 【保健総務課】	・今後、メーカーの白熱灯・蛍光灯器具等の生産中止が予想されることや、省エネルギー化のために、照明器具等はLED器具へ移行することが必要である。 そのため、施設修繕の際は LED 器具への交換に取り組む。	11箇所 168 台の照明器具を LED へ交換	照明器具の修繕箇所が発生した場合又は施設修繕の予算残が見込まれる場合は、LED 器具への交換を実施する。

◆市民、事業者に対して省エネに関する普及啓発を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
113	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・クールチョイス啓発事業の一環として成人向けの「再エネセミナー」子ども向けの「エシカル消費」の出前講座を実施。 県民環境フェアや公民館まつりでは、ZEH や省エネ、グリーンカーテンに関する普及啓発を行いました。	再エネセミナー(参加人数: 20人) エシカル消費(参加人数: 20人)	参加者のアンケート結果を反映させ、より効果的な事業計画にします。周知方法が市民の友、ホームページ、SNSに限られ、周知不足が課題であるため、効果的な周知方法を検討していく必要がある。

◆保安灯の省電力取替に対する補助を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
114	那覇市保安灯設置等事業補助金 【市民生活安全課】	・自治会や5世帯以上の地域住民で組織される地縁団体等を対象に、保安灯の新設・修繕・LED 取替に係る費用に対し、補助金を交付した。	【実績】 団体数: 43 団体 灯数: 157 灯(省電力取替)	【数値目標】 団体数: 60 団体 灯数: 300 灯(省電力取替) 令和5年度の実績が目標に届かなかったため、積極的な自治会等への呼びかけを行う必要がある。

2-3 広域的な取組を進める

①国、県、周辺市町村との連携・協力

◆資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて沖縄県、周辺市町村と連携して取り組みます

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
115	おきなわアジェンダ21県民会議 【環境政策課】	・地球温暖化問題という広域的な課題に対応するために事業者団体、市民団体、学識経験者、行政機関で構成される、「おきなわアジェンダ21 県民会議」へ本市も参画しています。 ・本会議は、「NPO 等環境ボランティア活動支援事業」等により、市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行いました。	149 構成団体(員)	市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行います。参加団体と引き続き協力・連携していきます。

◆地球環境保全に関する市民レベルでの国際協力や交流促進を支援します

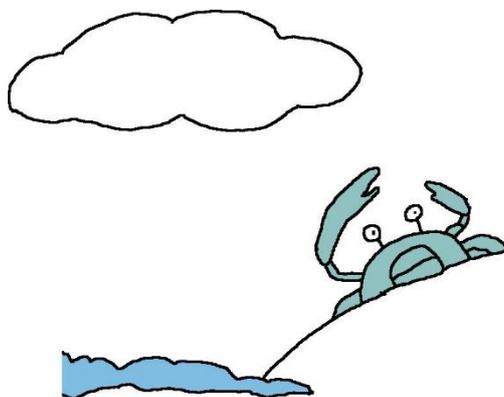
取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
116	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、協議会の会員やエコライフサポーターと情報を共有しながら、情報収集を行いました。	随時	引き続き、国内の事例の調査研究や情報収集を行い、協議会会員等と相互に情報共有を行います。
	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 【環境保全課】	・ラムサール条約登録湿地の適正管理のため、関係市町村間の情報交換及び協力を推進し、地域レベルの湿地保全活動を促進する。	1回(北海道)	・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会員市として、自然環境の保全に係る啓発に努める。
	JICA(独立行政法人国際協力機構/ジャイカ)課題別研修への協力支援 【クリーン推進課】	地球環境保全に関する国際的な取り組みを支援するため、一般社団法人沖縄リサイクル運動市民の会が実施する「島嶼地域における持続可能な廃棄物管理」研修に協力していく。	年1回対応 期間:23/11/16~ 23/12/1 人数:JICA 研修員 9名	【継続実施】 JICA 研修実施に伴う協力依頼に対し、協力支援を行う。

◆地球環境保全に関する国際会議等の開催を支援します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
117	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、協議会の会員やエコライフサポーターと情報を共有しながら、情報収集を行いました。	随時	引き続き、国内の事例の調査研究や情報収集を行い、協議会会員等と相互に情報共有を行います。

◆ラムサール条約に関する国際協力や豊見城市、沖縄県、環境省と連携して漫湖の保全を図ります

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
118	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会事業 【環境保全課】	・漫湖水鳥センターの管理運営は、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県、那覇市、豊見城の4機関で構成する「漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会」で行っている。 ・野生生物の保護と湿地の保全に対する理解を深めるために様々な事業を行う。	イベント実施:34回 (1,399人)	・漫湖の保全を実施するためには、今後も、協力して、事業を実施する必要がある



【基本目標 3】 環境を大切に作る市民が暮らすまち

3-1 環境を大切に作る人を育てる

①学校教育における環境教育の推進

◆環境教育の視点を踏まえた、全体計画、年間指導計画を作成します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
119	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・学校の実態に応じた全体計画・年間指導計画の作成・見直しを推奨する。	・全体計画(小学校91%・中学校72%)・年間指導計画(小学校80%・中学校72%)の作成・見直しを行った。	・各教科との関連を明確にした年間指導計画や学校の実態に応じた作成が必要になる。 ・全体計画目標(小85%以上・中80%) ・年間指導計画目標(小85%以上・中80%以上)の作成・見直し。
	年次報告書の作成 【環境政策課】	・第2次那覇市環境基本計画【平成31年3月改訂版(中間見直し)】の手順に従って、「PDCAサイクル」を用いた進捗管理を行った。	年1回	・平成30年度から始まった「第5次那覇市総合計画」との整合性を図りながら、第3次那覇市環境基本計画の目標に向けて、引き続き進捗管理を行う。 【数値目標】 年次報告の作成1回

◆副読本を活用して環境学習を実施します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
120	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・デジタル副読本として、全児童生徒が閲覧できる環境を整え小学校3・4年生社会科の学習で活用している。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からでるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を進めている。	・市内小学校全3・4年生児童が活用	・副読本のデジタル化を通して、写真、動画等を閲覧することで、より体験的に理解を深めることができた。今後は、授業等の活用方法の工夫を進めていく必要がある。
	環境学習 【環境政策課】	・副読本として環境学習に活用できるように「那覇市の環境」を発行し、市ホームページで公開した。	年1回	・環境学習を行う小・中学生に対して、理解を深めていけるよう掲載方法等工夫が必要です。そのため、関連部署と連携して取組を進める必要があります。 【数値目標】 冊子の発行・配布年1回

◆教職員を対象とする環境教育研修を実施します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
121	初任者・中堅教諭等・その他研修事業 【教育研究所】	① 中堅教諭等資質向上研修の中で、県立総合教育センターの指導主事を招聘して、SDGs(持続可能な開発目標)について講義を実施した。 ② 研究主任研修会で市内学校のESD(持続可能な開発のための教育)の実践事例を紹介した。	① 年1回 ② 年1回	教職員の働き方改革等を鑑み、研修内容の精選を図るため、次年度の実施の仕方を検討したい。
	環境学習 【環境政策課】	・学校教育課等環境教育関連課へ環境省等からの環境教育に関する情報提供を行った。	随時	・環境との関わりについて、環境教育を積極的に展開していくことが必要です。そのため、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆「緑のカーテン事業」などの緑化事業を通じた体験型環境活動を実施します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
122	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・環境教育推進校の表彰を行う。	・環境教育推進校表彰: 延べ8校	・令和6年度以降も、一人一鉢運動を推奨しながら、花とみどり課と連携して種や苗を各学校へ無償配布する。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・県民環境フェア及び公民館まつりで緑化講習会を実施し普及啓発を行いました。	県民環境フェア(参加人数: 21名) 小祿南公民館まつり(11名) 石嶺公民館まつり(25名)	関係団体と連携し、今後も取組の奨励を継続していきます。

◆環境学習プログラムやごみ処理施設の見学による環境学習を実施します

取組No.	令和4年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
123	ごみ減量・資源化推進業務 エコモール那覇プラザ棟啓発推進業務 【環境政策課】	・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施しました。 ・小学校4年生を対象に、に那覇・南風原クリーンセンター、エコモール那覇リサイクル棟及びプラザ棟の施設見学対応を行いました	買い物ゲーム:54クラス、1,579人 施設見学:35校、3,016人	【継続実施】 ・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施します。 ・小学校4年生を対象に、ごみ処理施設の見学対応を引き続き実施します。
	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・デジタル副読本として、全児童生徒が閲覧できる環境を整え小学校3・4年生社会科の学習で活用している。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からでるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を進める。	・小学校中学年を対象に、ごみ処理施設見学を実施している。	・関係機関等と連携し、環境保全について学習したことを学校や家庭で実践していくことを推奨する。

②家庭や地域における環境学習の推進

◆環境推進員の育成と活用を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
124	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・県民環境フェアや公民館祭り等、各種イベントへの環境推進員(エコライフサポーター)の参加協力を行いました。	R5年度エコライフサポーター一委嘱人数10名。県民環境フェア、小禄南公民館まつりの出展に参加・協力いただきました。	引き続き、エコライフサポーターへ各種イベント等への積極的な参加協力を行います。
	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・研修開催及び環境イベントへの積極的な参加を求める。	実績なし	・クリーンサポーターのスキルアップと広報の強化を図る。 ・環境・清掃イベントへの参加。
	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・適正飼養等動物愛護を推進するため、動物愛護推進員を活用した。	委嘱人数4人 ・市の主催するイベントに参加し、飼い方の指導助言	・飼い主に対しペットの適正飼養の助言等を行うため、動物愛護に高い見識をもつ者の確保が必要です。

◆学校等と連携して家庭における環境学習を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
125	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・デジタル副読本として、全児童生徒が閲覧できる環境を整え小学校3・4年生社会科の学習で活用している。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」では、家から出るごみを調べ、家庭ごみの正しい分け方・出し方を学習する。	・市内小学校全3・4年生児童が活用	・関係機関等と連携し、環境保全に関する啓発を行う。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・さつき小学校への出前講座を実施し、環境教育の推進を行いました。	さつき小学校6年生85人	今後も継続して環境出前講座を実施します。(年1校以上)
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市内に残された自然環境への理解を深め、その大切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行う。	・出前講座24回(1,011人)	・出前講座の需要が高いため、次年度以降の実施回数などについて、検討していく。

◆未就学児童への環境活動・環境体験を推進します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績(人数、件数等数量)	
126	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の【環境】のねらい「(1)身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ」等に基づいた教育・保育を展開する 【こども教育保育課】	・日常的に自然と関わり遊びに取り入れられるよう、園庭の自然環境を整えていきます。 ・草花や野菜等を栽培することで、植物の成長や食・環境への興味関心を育みます。 ・身近な生き物や昆虫などを育てることで、生き物への興味関心を育みます。 ・園内外のゴミ拾いや清掃活動を通して、きれいにする心地よさや環境への関心を育みます。	【継続実施】 公立こども園:14園 公立みらいこども園:5園	園外活動を伴うことがあるので、安全面への配慮が必要になります。 【目標値】 公立こども園14園 公立みらいこども園5園

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
126	身近な自然を観察し、自然の変化に興味や関心を持たせる 【こども教育保育課】	児童館を利用する未就学児と身近な自然を観察し、自然の変化に興味や関心を持たせられるよう環境整備を行う。 ・自然物遊び ・草花や野菜の栽培 ・清掃活動	児童館:10館	(指定管理者による児童館業務)よりよい環境整備ができるよう引き続き工夫する。 令和6年度目標値:11館

◆公民館活動等を活用した環境学習体制(講師の派遣等)を整備します

取組No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
127	○公民館講座 ・市民講座 ・成人講座 ・少年教室 ・青年講座 ・親子ふれあい教室 ・家庭教育学級 ○地域連携事業 ○プラネタリウム事業 【中央公民館】	○環境学習が含まれる公民館の講座・事業の概要(抜粋) ・市民講座 南の島の南極教室 2023 趣旨:南極観測や観測隊員の生活などについて知ることで、南極を身近に感じ環境保全に関心を持つようになる。また、地球規模の視野を持って思考し行動するきっかけとなることを目的とする。 ・少年教室 仲間と自然体験 In みんな 趣旨:身近な自然を体感しながら、異年齢の交流を深めるとともに、創造性あふれる活動を通して、自然の大切さや豊かな感性を育む。 ・親子ふれあい教室 親子で学ぶエネルギー教室 趣旨:普段何気なく使っている電気の仕組み、様々な発電方法を学び、風車を作ったり、自転車をこいで発電させ、電気の大切さを体感する。太陽光発電の再生可能エネルギー(ペルチェ素子)、最新の発電の仕組みも学習する。 ・家庭教育学級 わが街なはde楽しく学ぶ宇宙の学校 趣旨:「宇宙」という壮大なテーマを通して、子どもたちには「好奇心」「冒険心」などを育ませるとともに「いのちの大切さ」にも気づかせる。また、保護者は子どもの最も近くにいる理解者として、子どもたちの多種多様な興味関心に合わせて日常的・継続的に向き合うことを意識づけ、さらに親子協力で絆を深め、家庭教育力向上の一助とする。 ・地域連携事業 あたいぐわープロジェクト 「昔の繁多川豆腐」を再現する中で、地域の方々の活躍の場作りと地域の子も達への食文化の継承(味と製造過程)とさらなる地域の活性化に寄与する。	【講座・事業コマ数】 市民講座 5コマ 成人講座 8コマ 少年教室 16コマ 青年講座 1コマ 親子ふれあい教室 8コマ 家庭教育学級 5コマ 地域連携事業 12コマ プラネタリウム事業 12コマ 合計 67コマ 【講座・事業参加者】 市民講座 77人 成人講座 104人 少年教室 180人 青年講座 10人 親子ふれあい教室 134人 家庭教育学級 281人 地域連携事業 1,243人 プラネタリウム事業 562人 合計 2,615名	第2次那覇市環境基本計画中にコロナ禍があり、公民館の講座、事業を対面で行うことが難しくなったが、ネットを活用しての実施等、非常時の公民館の在り方について考えることができた。今後、環境学習等についても多数の住民の参加があるよう、興味、関心を持ってもらえる講座、事業を実施する必要がある。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・環境フェアや公民館祭り等、各種イベントにエコライフサポーターを派遣し、環境教育を推進しました。	小禄南公民館まつり(11名) 石嶺公民館まつり(25名)	今後も継続して公民館まつりへエコライフサポーターの派遣を行います。 (年2回以上)
	那覇市立森の家みんなを活用した事業 ①子どもたちが自然に触れる機会を提供する事業 ②自然の不思議への気づき、理解を子どもたちに促す事業 ③講師派遣幹旋事業 ④自然体験・環境教育の人材育成事業 ⑤協働あるいはボランティアによる自然体験及び環境教育イベント(自主事業) ⑥SNSを活用した自然体験・環境教育(自主事業) 【生涯学習課】	①自然を感じる遊び、親子で森の遠足 ②空と森のおさんぽ ③森の指令ゲーム、夜の観察会等 ④森の小鳥観察会 ⑤安謝川クリーンアップ大作戦 ⑥気象プログラム(SNS)など	講座数:127回 (対面:116回、ライブ:11回) 対面講座参加者数:2,039人 ライブ配信閲覧数:424件	対面講座とライブ配信講座を併用し、数多くの講座を実施した結果、参加者を増やすことができた。引き続き、市民のニーズに応えられるような様々な講座を実施し、学びの機会を提供していく。

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
127	環境啓発事業 【環境保全課】	・市内に残された自然環境への理解を深め、その大切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行う。	・出前講座 24回(1,011人)	・出前講座の需要が高いため、次年度以降の実施回数などについて、検討している。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	令和5年は子どもフェスタ in 那覇においてブースを設け、「生ごみをギュッと絞って減らす作戦を考えよう」を子供たちに実施した。他 CGG 年末美化清掃参加	年1回	地域清掃等を含め今後も実施していく予定。

◆こどもエコクラブの活動を支援します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
128	環境啓発事業 【環境保全課】	・令和3年度より環境啓発事業と合わせて委託団体が対応する。 ・日常で活動している事のSDGsとの関連付けを行い、活動状況をエコ新聞としてまとめ県大会等への提出をサポートする。	登録団体数:2クラブ (36人)	・こどもエコクラブの登録団体の拡大に努める。

◆エコマール那覇プラザ棟での環境学習講座を実施します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
129	令和2年度で事業終了 【環境政策課】	—	—	—

3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する

①利用しやすい環境情報の整備・発信

◆わかりやすい「那覇市の環境(環境白書)」を市の公式ホームページで公開します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
130	広報活動 【環境政策課】	・「那覇市の環境」を発行、市ホームページに掲載しました。	年1回	・環境負荷の低減等の観点から冊子の発行部数を削減し、ネット閲覧の利便性を図る必要がある。また、広く周知理解を深めるため、関連部署と連携して取組を進めていく。 【数値目標】 冊子発行及び市ホームページ公開年1回

◆市民や事業者、環境保全活動団体等の活動の市の公式ホームページでの広報します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
131	広報活動 【環境政策課】	那覇市地球温暖化対策協議会会員向けに「地球温暖化対策の取組事例アンケート」を実施し、回答のあった企業の取組内容について、協議会ホームページでの公開やイベントでの掲示など、広報活動を行います。	会員の取組事例公開 件数:11件	アンケートの回答を基に、今後も継続して協議会会員の環境活動を広報します。

◆環境保全に関するNPOや活動団体、環境推進員等の情報を提供します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
132	広報活動 【環境政策課】	・おきなわアジェンダ21県会議や那覇市地球温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	引き続き、環境に関する情報を市ホームページなどを活用し発信していきます。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民などから、環境保全に係るボランティアなどをしてほしい等との要望があれば、把握しているNPO等を紹介したり、必要な情報を提供します。	随時	・NPO団体などや市民に必要なとされる環境保全に係る情報の収集を実施していく必要がある。

3-3 環境保全に取り組む人々を応援する

①環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

◆環境関連イベントなどを積極的に広報します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
133	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各環境イベントの開催に際し、共催・後援等での支援等、協力を行っています。	随時	・多種多量のイベント情報を整理し、その中から連携可能なイベント等を抽出することが課題です。 ・今後も広報等を活用し、参加促進に努める。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・市広報等へ掲載を行い、参加者を募集した(漫湖水鳥・湿地センター夏休みイベント情報、ホテル観察会、湧水めぐり、湿地の生き物観察会、大嶺海岸観察会)。	広報等:5回	

◆市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
134	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・各環境イベントの開催に際し、共催・後援等での支援等、協力を行っています。	随時	・多種多量のイベント情報を整理し、その中から連携可能なイベント等を抽出することが課題です。 ・NPO団体の支援の在り方及び方法について検討が必要である。
	①漫湖水ユルカーギ作戦 36 (漫湖南岸大清掃) ② 安謝川清掃活動 【環境保全課】	①多くの市民に、身近に残された貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうためのイベントを開催する。 ②安謝川をきれいにする住民の会の河川清掃後のごみ収集を行う。	①参加人数:84名 ③ 開催数12回	

◆優れた活動に対する表彰制度の創出や運用を行います

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
135	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業の一環として、地球環境保全に資する活動を行っている市民や事業者を協働大使に推薦します。	実績なし	環境保全に取り組む市民を引き続き支援します。

◆市民や環境保全活動団体などの取組を公表する機会を提供します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
136	環境活動事業促進 【環境政策課】	・おきなわアジェンダ 21 県民会議や温暖化対策協議会を通して環境情報を提供している。	随時	引き続き、環境に関する情報を市ホームページなどを活用し発信していきます。 協働大使通信は2回発行した。 10周年記念誌の作成
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	協働大使通信「なーふあぬわ」にて、協働大使を中心とした市民の活動についての情報を発信している。特に、環境については環境部会が中心となり活動を実施している。	協働大使通信は2回発行した。 10周年記念誌の作成	

◆道路ボランティアへの支援を行うとともに、道路ボランティアに対する積極的な参加・協力を呼びかけます

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
137	道路ボランティア 【道路管理課】	・本市の協働のまちづくりの一環として、道路の美化活動を自主的に行う団体を支援するため、道路ボランティア制度を推進した。	協定新規締結:5団体	締結団体の全体的な活動状況把握及び更なる協定締結に向けた活動に努めることができた。今後も協定新規締結及び活動の維持に努める。

◆公園ボランティア(自治会、愛護会、企業)への支援を行うとともに、自治会、愛護会、企業等に対して公園ボランティアへの積極的な参加・協力を呼びかけます

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
138	公園ボランティアの育成 【公園管理課】	・公園ボランティアを育成し、公園ボランティアによる公園美化、緑化活動及び助成制度。2団体の増を目指し積極的に対外へ呼びかけを行う。	・自治会委託:16団体 ・企業ボランティア:65社 ・公園愛護会:164団体 *計:245団体	【継続実施】 前年度計画同様2件増の年間目標を設定し、取り組んでいく。

【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち

4-1 環境を大切にできる事業者を育てる・応援する

①事業所における環境教育の推進

◆事業者を対象とした環境関連講習会や出前講座を開催します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
139	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	那覇市地球温暖化対策協議会会員向けに「Jクレジット制度説明会」を実施しました。	参加数:6事業者	講習会の実施を周知するための広報を強化することが課題であり、市ホームページや当協議会ホームページなどを活用し、積極的に情報発信をしていきます。 ・年1~2回
	浄化槽適正維持管理 【環境保全課】	・浄化槽設置者に対して、設置手続きや、適切な設置工事・維持管理について理解してもらうため、浄化槽設置者講習会を月1回(第3木曜日)開催した。	講習会回数:7回(11人)	・浄化槽の適正管理、法定検査等の義務について周知を図る。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行う。	実績なし	・事業所と一般家庭からのごみ出し方法が異なるため、担当課からの依頼があれば必要に応じて対応する。

◆様々な環境テーマに即した専門家等人材の紹介します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
140	事業者への環境教育 【環境政策課 産業廃棄物 G】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行う。	実績なし	・事業所と一般家庭からのごみ出し方法が異なるため、担当課からの依頼があれば必要に応じて対応する。
	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課 温暖化対策 G】	那覇市地球温暖化対策協議会会員向けに「Jクレジット制度説明会」を実施しました。	参加数:6事業者	講習会の実施を周知するための広報を強化することが課題であり、市ホームページや当協議会ホームページなどを活用し、積極的に情報発信をしていきます。 ・年1~2回
	廃棄物に関する専門家の紹介 【環境政策課】	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。	実績なし	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を検討します。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・事業所から環境教育に関する講師の依頼があった場合、環境テーマに即した専門家を紹介する。	実績なし	・専門的な知見が必要で、職員での対応が難しくなっている。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	・テーマに応じた人員派遣及び紹介を行う。	実績なし	・事業所と一般家庭からのごみ出し方法が異なるため、担当課からの依頼があれば必要に応じて対応する。

②環境に配慮した取組に対する支援

◆環境マネジメントシステム(エコアクション21等)に関する説明会等を開催し、導入を支援します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
141	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	那覇市地球温暖化対策協議会の中で周知を行いました。	随時	講習会の実施を周知するための広報を強化することが課題であり、市ホームページや当協議会ホームページなどを活用し、積極的に情報発信をしていきます。 ・年1~2回

◆優れた活動に対する表彰制度を創出し、運用します

取組 No.	令和5年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
142	温暖化対策啓発事業 クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・温暖化対策啓発事業の一環として、地球環境保全に資する活動を行っている市民や事業者を協働大使に推薦します。	実績なし	環境保全に取り組む事業所を引き続き支援します。

◆環境に配慮した商品、サービス等の提供事業者の情報を提供します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
143	クールチョイス啓発事業 【環境政策課】	・エコライフの実践についてのパネル展を各種イベント等で開催し、クールチョイス啓発イベントや広報を通じ、環境に配慮した商品やサービスを紹介します。	随時	多種多量な環境に配慮した商品やサービスの情報を整理し、その中から提供事業者の情報等を抽出することが課題です。

4-2環境を活かした産業をつくり・育てる

①環境関連産業の育成

◆先進的な取組をする環境関連企業を支援します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
144	環境活動事業促進 【環境政策課】	・おきなわアジェンダ 21 県民会議や温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	引き続き、環境に関する情報を市ホームページなどを活用し発信していきます。

②環境共生型観光の育成

◆観光事業者向けの環境配慮指針を策定します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
145	環境活動事業促進 【環境政策課】	・環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて検討を行う。	随時	新型コロナウイルス感染拡大の影響等に対応が出来ない期間があったが引き続き検討を行う。

◆環境に配慮した観光関連事業者へのインセンティブ事業を実施します

取組 No.	令和 5 年度の実績・取組に関する項目			第2次環境基本計画の総括及び今後(第3次那覇市環境基本計画)にむけての課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)	
146	環境活動事業促進 【環境政策課】	・環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて検討を行う。	随時	新型コロナウイルス感染拡大の影響等に対応が出来ない期間があったが引き続き検討を行う。





第3章 地球温暖化対策の推進

1	概要	64
2	主な実施事業	65
	(1) 地球温暖化対策啓発事業	
	① 事業概要	
	② 事業内容	
	③ 啓発事業実績	
	(2) 那覇市地球温暖化対策協議会	
	① 事業概要	
	② 目的	
	③ 実績	
3	市域の温室効果ガス排出量について	67
	(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
	(2) 二酸化炭素部門別排出量について	
	(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4	那覇市エコオフィス計画の推進	69
	(1) 計画策定の目的	
	(2) 基本方針	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の対象範囲	
	(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
	(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	



1 概 要

本市では、2002(平成 14)年 3 月、未来に向かって持続的に発展するため、資源循環型社会を目指すゼロエミッション社会の構築が必要であると考え、市民のライフスタイルを転換し、産業構造を再構築して新たな那覇市の社会システムづくりを目指すことを目的とした「那覇市ゼロエミッション基本構想」を策定しました。

2002(平成 14)年 4 月には、行政の温室効果ガス削減目標を定めた「那覇市エコオフィス計画」を策定しました。

2004(平成 16)年 3 月には、環境に対する基本的な考え方や施策の方向、市・事業者・市民等の役割を明確にし、様々な環境保全施策を推進する根拠となる「那覇市環境基本条例」を制定しました。

2005(平成 17)年 2 月には、新エネルギーの導入推進のため、「那覇市地域新エネルギービジョン」を策定し、2010(平成 22)年度の新エネルギー導入目標を設定しました。

2007(平成 19)年 3 月には、「那覇市環境基本計画」を改定し、環境教育と地球温暖化対策を重点施策としました。

2008(平成 20)年 3 月には、地球温暖化対策の行動指針となる「那覇市地球環境保全行動計画」を策定しました。この 2 つの計画を『那覇市地球温暖化対策地域推進計画』と位置づけました。

2010(平成 22)年 3 月には、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 21 年 6 月）に基づき、那覇市地球温暖化対策アクションプランを策定し温室効果ガスの大幅削減を目指し、2009(平成 21)年度から 2013(平成 25)年度までの 5 年以内に具体化する取組内容を定めました。

2014(平成 26)年 6 月には、第 2 次那覇市環境基本計画を策定し、その中で温室効果ガスを 2023(令和 5)年度までに、2000(平成 12)年度比で 5 %削減する目標を設定しました。

2013(平成 25)年 4 月に中核市となったことをうけ、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、その区域における温室効果ガス排出量の抑制等を行うための、より具体的かつ実効的な施策に関する計画として、「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」及び「那覇市地域新エネルギービジョン」を取り込み、統合し 2015(平成 27)年 3 月に「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2 主な実施事業

(1) 地球温暖化対策啓発事業

① 事業概要

第2次那覇市環境基本計画及び中核市に策定が義務付けられる那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、本市の温室効果ガスを2023(令和5)年度までに2000(平成12)年度レベルから5.0%削減することを目標として掲げております。目標を達成するためには、本市の二酸化炭素排出量の約7割を占める民生（家庭・業務）部門の排出量を削減する必要があり、その対策として、エコライフサポーターと連携したイベントや啓発講座など、市民・事業者向けの啓発事業を実施します。

② 事業内容

*環境推進員（エコライフサポーター）事業の実施

[エコライフサポーターについて | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

*地球温暖化対策出前講座、イベントの実施

*新エネルギーや省エネの利用促進啓発

*広報活動

③ 啓発事業実績

[エコライフサポーター] 委嘱人数：10人

[啓発講座、イベント] 実施回数：9回 参加者：461人

表 3-1 啓発講座、イベント年間活動実績

時期	講座及び行事名	事業内容等	備考
6月	6月環境月間パネル展	6月環境月間に合わせ、地球温暖化の現状や対策、省エネについてパネル等による広報活動。	
9月	Jクレジット制度オンライン説明会	温暖化対策協議会会員（事業者）に対してJ-クレジット制度の認知及び理解を促すことを目的として、ZOOMによるオンライン説明会を実施。	
10月	地球温暖化防止啓発映画の無料上映会	地球温暖化防止啓発活動の一環として、環境省制作アニメ『地球との約束』『私たちの未来』の無料上映会を実施。	
11月	令和5年度県民環境フェア	沖縄県主催の県民環境フェアに環境政策課ブースを出展し、緑化講習会やドライブシュミレーターによるエコドライブ体験、パネル展示等を実施。	サポーター参加
1月	小学校出前講座（さつき小学校）	地球温暖化防止啓発活動の一環として、小学校へ出向き、地球温暖化や自然のエネルギーについて、風力発電・火力発電・自転車発電・ペルチェ発電の4つの発電方法を実験を通して学ぶ出前講座を実施。	
2月	公民館まつりへの出展（小禄南公民館、石嶺公民館）	小禄南公民館まつり及び石嶺公民館まつり内の環境政策課出展ブースにて、緑化講習会、エコドライブ体験会等を実施。	サポーター参加
2月	「エシカル消費が作る脱炭素社会」講座	那覇市内の児童とその父兄を対象に、エシカル消費の講座を通して、買い物で未来を変えること、脱炭素社会の実現につながることを学ぶセミナーを開催	
2月	再生可能エネルギー促進セミナー	那覇市民、那覇市内の建築士・建築事業者等を対象に、太陽光発電等の再生可能エネルギーが普及することで、わたしたちの暮らしにどのようなメリットがあるのか、また、どのように再エネの普及に繋げるかについてセミナーを実施	

(1) 那覇市地球温暖化対策協議会

① 事業概要

温対法 40 条により総合的な地球温暖化対策のため平成 20 年に設立した那覇市地球温暖化対策協議会への負担金を交付します。

- ア 地球温暖化対策の具体的な行動及び活動の普及促進事業
- イ 自然エネルギーの利用促進及び普及活動並びに省エネルギーの取組みの推進事業
- ウ 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進事業
- エ 那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗管理に関する事業
- オ その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

※協議会会員数(R 6.9 月現在) 事業者 39 団体 11 個人 4

② 目的

市民、事業者及び行政機関等の協働により、那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることで、地球温暖化の防止を推進します。

③ 実績

- ・ 6 月環境月間パネル展
- ・ J クレジット制度オンライン説明会
- ・ 地球温暖化防止啓発映画の無料上映会
- ・ 県民環境フェアへの出展
- ・ 地球温暖化対策出前講座 (さつき小学校)
- ・ 公民館まつりへの出展 (小禄南公民館まつり、石嶺公民館まつり)

[那覇市地球温暖化対策協議会について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

3 市域の温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移

温室効果ガスの総排出量は、2021（令和3）年度で約1,945千トン（二酸化炭素換算）となっており、その約91.3%を二酸化炭素が占めています。

那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における2000（平成12）年度（基準年度）の排出量と比較すると約10.0%減少、前年度比で約2.0%増加となっています。

表3-2 温室効果ガス種類別排出量の推移

年度 区分	基準年度										単位：千t-CO ₂
	2000 H12	2005 H17	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	
二酸化炭素(CO ₂)	2,071	2,291	1,978	1,943	1,992	1,939	1,902	1,935	1,741	1,776	
メタン(CH ₄)	60	20	2	2	2	2	2	2	2	2	
一酸化二窒素(N ₂ O)	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	
代替フロン類	19	30	103	113	125	131	137	145	156	159	
合計	2,160	2,351	2,090	2,066	2,127	2,080	2,049	2,090	1,907	1,945	
2000年度比	100.0%	108.8%	96.8%	95.6%	98.5%	96.3%	94.9%	96.8%	88.3%	90.0%	
前年度からの伸び率(%)	—	3.4%	-2.8%	-1.2%	3.0%	-2.2%	-1.5%	2.0%	-8.8%	2.0%	
一人当たりの二酸化炭素 排出量(t-CO ₂ /人)	6.9	7.3	6.2	6.1	6.2	6.1	6.0	6.1	5.5	5.6	

令和6年度3月時点

(注1) 少数点以下を四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。

(注2) 温室効果ガス排出量については、推計方法の変更や、推計に使用するデータの修正により、過年度報告書における数値と異なる場合があります。

(2) 二酸化炭素の部門別排出量について

2021（令和3）年度における部門別排出量は、民生業務部門の排出量（672.8千t）が最も大きく、次に民生家庭部門の排出量（555.6千t）、運輸部門の排出量（404.0千t）となっています。

表3-3 二酸化炭素部門別排出量の推移

部門	基準年度										単位：千t-CO ₂
	年度	2000	2005	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
		H12	H17	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
産業		179.8	152.7	113.9	117.5	115.6	115.9	114.1	112.4	105.6	106.1
運輸		402.0	392.3	392.0	398.2	411.6	414.7	422.7	429.2	385.1	404.0
民生家庭		650.5	745.7	640.2	627.6	652.2	636.7	591.7	613.0	576.6	555.6
民生業務		820.1	961.0	788.4	754.3	762.7	727.4	729.3	734.6	633.3	672.8
廃棄物		18.3	39.8	43.5	45.1	49.9	44.1	43.9	45.7	40.6	37.8
合計		2,070.8	2,291.4	1,978.1	1,942.8	1,992.1	1,938.7	1,901.6	1,934.9	1,741.2	1,776.3
2000年度比		100.0%	110.7%	95.5%	93.8%	96.2%	93.6%	91.8%	93.4%	84.1%	85.8%
前年度からの伸び率(%)		—	3.8%	-3.6%	-1.8%	2.5%	-2.7%	-1.9%	1.8%	-10.0%	2.0%

(注1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。

(注2) 温室効果ガス排出量については、推計方法の変更や、推計に使用するデータの修正により、過年度報告書における数値と異なる場合があります。

(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量

2021（令和3）年度における二酸化炭素の燃料種別排出量は、電力の割合が最も大きく、全体の約64%を占めています。次いで、全体の約14%を占めるガソリンとなっています。

表3-4 二酸化炭素の燃料種別排出量の推移

燃料種別	基準年度						排出量(千t-CO ₂)	
	2000	2017	2018	2019	2020	2021		
	H12年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	排出量	構成比	
電力	1,310	1,256	1,215	1,198	1,114	1,127	64%	
石炭	0	0	0	0	0	0	0%	
ガソリン	216	254	256	250	235	240	14%	
灯油	74	42	36	36	31	38	2%	
軽油	83	64	67	71	47	38	2%	
重油類	224	152	155	152	148	173	10%	
LPG	79	65	66	67	65	60	3%	
都市ガス	66	62	63	65	61	61	3%	
エネルギー未区分	18	44	44	46	41	38	2%	
合計	2,071	1,939	1,902	1,935	1,741	1,776	100%	

(注1) 小数点以下を四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。また、エネルギー起源以外の二酸化炭素排出量は廃棄物の燃焼によるものです。

(注2) 温室効果ガス排出量については、推計方法の変更や、推計に使用するデータの修正により、過年度報告書における数値と異なる場合があります。

4 那覇市エコオフィス計画の推進

(1) 計画策定の目的

地球温暖化問題の重要性や危機感が広まっている現在において、地球環境を保全していくためには、那覇市役所が一事業者として、エネルギー使用量等の削減や環境にやさしい製品の利用を促進するなど、率先して環境に配慮した行動を実行する必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項で、地方公共団体へすべての事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定を義務付けています。本計画は、【地方公共団体実行計画（事務事業編）】として位置付けます。

以上のことから2002(平成14)年4月に那覇市エコオフィス計画を策定し、順次改定を重ね、2021(令和3)年度からは第5期実行計画により地球環境保全対策の推進を図っています。

(2) 基本方針

- ① 本市が行うすべての事務・事業において計画を推進し、環境負荷の低減に努めます。
- ② 職員が計画を率先して推進することにより、市民・事業者の意識高揚を図ります。
- ③ 可能な限り目標を明確にし、そのための具体的な取組を推進します。
- ④ 計画、取組状況及び点検結果については、外部へ公表します。

(3) 計画の期間

第5期実行計画の期間は、2021(令和3)年度～2026(令和7)年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象範囲

市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
教育委員会、上下水道局、消防局

(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標

国の策定マニュアルでは基準年度を2013(平成25)年度とすることを推奨していますが、本市においては、指定管理者施設等が追加された2016(平成28)年度より温室効果ガス総排出量が大幅に増加したことから、比較対象の公正・公平化を図るため、第5期実行計画では、「2025(令和7)年度に2016(平成28)年度比で13.0%減の水準にすること」を目標として設定します。

表3-5 年度ごと温室効果ガス総排出量の目安 (単位:t-CO₂)

年度	基準値	温室効果ガス総排出量目安(削減目標値)				
	2016 平成28年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度
総排出量	32,840	31,986	31,132	30,278	29,425	28,571
目標値		-2.6%	-5.2%	-7.8%	-10.4%	-13.0%

[エコオフィス計画](#) | [那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](#)

表3-6 各エネルギー使用量等削減目標値

取組項目		削減目標
温室効果ガスの算定基礎項目	電気使用量	2021(令和3)年度については、基準年度の2016(平成28)年度比で2.6%の削減、2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの各年度は前年度比2.6%削減することを目指します。
	ガソリン使用量	
	軽油使用量	
	都市ガス使用量	
	LPガス使用量	
	灯油使用量	
	A重油使用量	
その他の資源等	水使用量	
	紙使用量	
	ごみ排出量	

(6) 那覇市エコオフィス計画の実績

2023(令和5)年度の温室効果ガス総排出量等の実績は、表3-7のとおりです。

温室効果ガス総排出量等は、全体として対前年度比7.0%の減となり、2.6%削減という目標は達成されました。事務局別では市長事務局が5.5%の削減、教育委員会が8.7%の削減、上下水道局が3.0%の増加、消防局が2.6%の削減となりました。

表3-7 令和5年度 エコオフィス活動実績

削減目標及び増減率(基準年度:2016(平成28)年度)

令和5年度削減目標:対前年度比-2.6%、対平成28年度比-7.8%

CO₂排出係数(電力):0.709kg-CO₂/kWh(沖縄電力)、0.441kg-CO₂/kWh(沖縄ガスニューパワー)

項目 部局名	温室効果ガス (t-CO ₂)	温室効果ガス算定基礎項目								その他の資源等		
		電気 (kwh)	ガソリン (ℓ)	軽油(ℓ)	都市ガス (m ³)	LPガス (kg)	灯油(ℓ)	A重油 (ℓ)	水(m ³)	紙(枚)	ごみ(kg)	
市長部局	R5	8,184	9,890,970	41,670	43,384	460,457	829	17,005	11,201	145,922	29,578	329,006
	R4	8,660	10,306,072	42,527	42,503	501,683	1,317	18,117	9,900	194,678	32,402	382,590
	増減率	-5.5%	-4.0%	-2.0%	2.1%	-8.2%	-37.1%	-6.1%	13.1%	-25.0%	-8.7%	-14.0%
教育委員会	R5	16,851	19,684,991	12,307	2,567	902,013	7,920	92,181	262,878	396,115	51,306	431,184
	R4	18,465	21,669,283	12,957	3,150	887,838	9,384	100,413	268,012	396,702	57,796	424,023
	増減率	-8.7%	-9.2%	-5.0%	-18.5%	1.6%	-15.6%	-8.2%	-1.9%	-0.1%	-11.2%	1.7%
上下水道局	R5	1,435	1,980,594	10,107	535	556	-	-	1,529	2,846	1,666	5,851
	R4	1,393	1,905,885	10,210	372	534	-	-	104	5,141	1,661	5,908
	増減率	3.0%	3.9%	-1.0%	43.5%	4.1%	-	-	1370.2%	-44.6%	0.3%	-1.0%
消防局	R5	926	838,314	73,697	42,863	22,377	349	-	-	8,337	480	21,356
	R4	950	850,418	82,811	37,041	22,320	342	-	-	8,186	550	19,601
	増減率	-2.6%	-1.4%	-11.0%	15.7%	0.3%	2.0%	-	-	1.8%	-12.7%	9.0%
合計	R5	27,396	32,394,869	137,781	89,349	1,385,403	9,098	109,186	275,608	553,220	83,030	787,397
	R4	29,468	34,731,658	148,505	83,067	1,412,375	11,043	118,530	278,016	604,707	92,409	832,122
	対前年度 像減率	-7.0%	-6.7%	-7.2%	7.6%	-1.9%	-17.6%	-7.9%	-0.9%	-8.5%	-10.1%	-5.4%
	H28	32,840	36,196,223	146,810	90,438	834,419	23,816	150,415	298,996	650,148	101,141	1,003,296
	対H28 増減率	-16.6%	-10.5%	-6.2%	-1.2%	66.0%	-61.8%	-27.4%	-7.8%	-14.9%	-17.9%	-21.5%

※消防局の緊急車両(消防車等)で使用する「ガソリン」「軽油」に関しては計画の趣旨に添わないと判断し、削減目標の対象外とする。

第4章 環境管理

1 那覇市環境管理について	72
---------------------	----



1 那覇市環境管理について

本市では環境の将来像である「自然環境と都市機能が調和した住みつづけたいまち NAHA」を実現するための計画として、「那覇市環境基本計画」や「那覇市エコオフィス計画」等を策定しています。平成15年にはそれらを有効に運用管理するために、国際規格ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、令和3年度にコロナ禍によりISO14001の認証を返上しましたが、令和4年度には本市の環境管理を見直し、法に基づく自治体、一事業者としての取組に係る事務の整理を行い、これまでの環境ISOの取組の利点を継承した新たな環境管理を構築しました。

今後は、これまで培ってきた活動を基に、引き続き「那覇市環境基本計画」及び「那覇市エコオフィス計画」を運用管理し、環境負荷の改善及び環境保全と創造に取り組みます。

第5章 自然環境の保全

1	環境保全の啓発	74
(1)	環境啓発事業	
①	国場川水あしび	
②	漫湖チュラカーギ作戦	
③	令和5年度那覇市環境啓発事業委託業務	
(2)	環境学習会	
①	ホタル観察会	
②	湧水めぐり	
③	漫湖観察会	
④	湿地の生き物観察会	
⑤	大嶺海岸観察会	
2	環境保全対策事業	78
(1)	水資源有効利用推進事業	
①	水資源有効利用・節水計画書	
(2)	安謝川上流浄化対策	
(3)	メジロ捕獲及び飼養登録事務	
3	広域的事業	79
(1)	国場川水系環境保全推進協議会	
4	自然保護	79
(1)	鳥獣保護区の設定	
①	漫湖地区	
②	末吉地区	



1 環境保全の啓発

市・市民・事業者の自然環境保全に関する意識を高めるために、自然環境に関する各種の啓発事業や学習会を市民等に対し行っています。

(1) 環境啓発事業

① 国場川水あしび 令和5年12月9日(土) 9:00~11:30

国場川水系(国場川、長堂川、饒波川)の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖はラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に登録(平成11年5月15日)された貴重な湿地となっています。

その豊かな自然環境は市民の憩いの場所となっており、生態系の保全や水質浄化の必要性等の理解を深めるため、毎年12月頃に清掃ボランティアと共に、漫湖周辺のごみ拾い、自然体験型ゲーム、漫湖の生き物等の展示を行っています。

② 漫湖チュラカーギ作戦

多くの市民に身近に残された貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうため、漫湖の清掃、マングローブの稚樹抜き、自然観察会を開催しています。

③ 令和5年度那覇市環境啓発事業委託業務 令和5年4月27日~令和6年3月15日

本業務は、環境学習等を通して身近な那覇市の自然環境に触れその大切さを認識してもらうための主催事業、出前講座及び子どもエコクラブ活性化事業を委託するものである。

ア 事業内容

(ア) 主催事業

a 外来植物メリケントキンソウ撲滅作戦

第1回(末吉公園) 5月14日(日) 9:30~11:30

第2回(新都心公園) 5月21日(日) 9:30~11:30



【メリケントキンソウ抜き取り作業】

b 環境教育指導者養成講座Ⅰ (グローイングアップワイルドエドゥケーター養成講座)

c 環境教育指導者養成講座Ⅱ (グローイングアップWETエドゥケーター養成講座)

(イ) 出前講座

市内24団体に対して出前講座を実施。

a 森の指令ゲーム

b 末吉公園夜の観察会

c 末吉公園昼間の観察会

d 授業 総合学習 「葉っぱの授業」城西小学校1年生



【出前講座：末吉公園内】

(ウ) こどもエコクラブ活性化事業

市内の既存のこどもエコクラブ及び新たにエコクラブを結成しようとする団体に対して、自らの団体が行う活動のヒントとなる気づきの機会を提供し、市内こどもエコクラブ活動の活性化を図ることを目的に、身近な自然と出会う様々な体験型活動を開催・提供しています。

a こどもエコクラブ説明会 令和5年7月6日(木) 13:30~15:00

参加者：個人2名 放課後児童クラブ2団体 (オンライン参加)

主催者より、こどもエコクラブの説明と本市での活動状況及び自然観察会等の利用方法の紹介

b エコクラブ交流会(那覇大会) 令和6年1月13日(土) 13:30~15:00

こどもエコクラブ2団体の活動発表、次年度の計画づくりを行いました。



【エコクラブ交流会：森の家 みんな】

c 環境啓発講座

エコクラブを対象とした環境啓発講座として、こどもエコクラブ2団体に対して、「末吉公園自然散策」やワークショップなど希望する出前講座を実施しました。



【末吉公園自然散策】

※こどもエコクラブとは

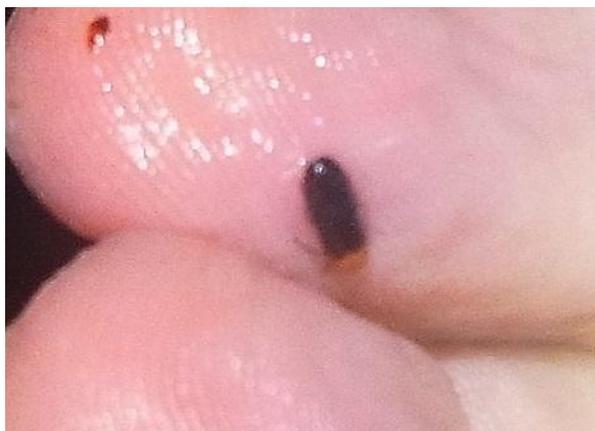
こどもエコクラブは幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。自然観察会や食育の勉強会などを通して、子どもたちが人と自然環境の関わりについて理解し、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環に加わっていくことを目的としています。

(2) 環境学習会

①ホタル観察会（末吉公園） 令和5年5月24日（水）開催

本市では、都市化が進みホタルが見られる場所も少なくなっていますが、末吉公園にはオキナワスジボタルやクロイワボタルなどの陸生のホタルが生息しています。

那覇市自然観察指導員と共に末吉公園内のホタルの生態や生息に適した環境を観察し、生き物や自然環境の保護、保全について、学習会を行っています。



② 湧水めぐり「首里カーマーい」 令和5年10月21日（土）開催 コース：首里城公園～宝口樋川
古来より身近な存在であった井戸や湧水は、都市化による緑地減少等で大きく変化してきました。

首里地区の湧水をめぐり、先人の知恵から学び水環境の保全を考える機会としています。



【首里カーマーい（宝口樋川）】

- ③ 漫湖観察会（ひやみかちなはウォーク関連事業）令和5年11月12日（日）開催
多くの市民が参加する「ひやみかちなはウォーク」の関連事業として、ラムサール登録湿地としての漫湖の貴重な干潟の保全や自然環境の大切さを考える機会として開催しました。
- ④ 湿地の生き物観察会（漫湖水鳥・湿地センター）令和5年8月26日（土）開催
ラムサール条約に登録された漫湖の様々な生き物を観察し、干潟や身近に残された自然環境の大切さを認識する機会とするため、観察会を実施しています。



- ⑤ 大嶺海岸観察会（那覇空港海側）令和6年3月9日（土）開催
那覇空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、那覇市に残された自然海岸であり、干潮時にはサンゴ礁原、海草藻場、泥岩盤域等の多様な環境が姿をみせ、いろいろな生き物も生息しています。自然とのふれあいをおして、人と海、自然とのつながりについて考えることを目的に、観察会を実施しています。



2 環境保全対策事業

(1) 水資源有効利用推進事業

総合的な水資源の有効利用と節水、その他の施策を推進し、快適な都市づくりに寄与するために、「那覇市水資源有効利用推進要綱」を平成11年2月10日に施行しました（一部は平成12年4月1日施行）。

① 水資源有効利用・節水計画書

平成12年度から、市内にて建築物を設置する際に、設置者に「水資源有効利用・節水計画書」の市への提出を義務付け、水資源に対する意識啓発に取り組んでいます。さらに、平成12年度に策定した「那覇市水環境保全推進計画」の中に水資源有効利用推進策を盛り込みました。

表5-1 令和5年度水資源有効利用・節水計画書の内訳

水資源有効利用・節水計画書提出 (うち、下記の方法による水資源有効利用を予定しているのは83件です。)	337件
雨水タンク設置予定	2件
井戸水利用予定	2件
再生水利用予定	0件
地下浸透設備（浸透マス等）設置予定	79件
	計83件

(2) 安謝川上流浄化対策

安謝川の水質を浄化し、潤いある水辺空間を創出するため、平成5年から、「安謝川をきれいにする住民の会」等と協力し、事業を実施しています。

付近住民や学童クラブなどへも呼びかけ、毎月第2土曜日に清掃活動を実施しています。

安謝川をきれいにする住民の会は、平成30年度の環境大臣、地域環境美化功労者表彰を受けました。



【安謝川クリーン作戦】

(3) メジロ捕獲及び飼養登録事務

鳥獣保護行政における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、愛がん飼養を目的として、メジロ（「1世帯1羽」に限定）に係る捕獲及び飼養登録に関する事務を平成21年度から沖縄県（自然保護課）より権限委譲を受けています。

平成23年9月、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改定されました。同指針に基づき、沖縄県において「第11次鳥獣保護事業計画」が策定され、「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」こととなりました。

表5-2 メジロ飼養登録状況〔令和5年度〕

交付件数	種別	交付件数(①)	手数料(②)	計(①×②)
	更新	2件	3,400円	6,800円
	再交付	0件	3,400円	0円
	合計	2件	—	6,800円

[鳥獣（メジロ）の捕獲及び飼養について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

3 広域的事業

(1) 国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は、国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町、さらに那覇市の7つの市や町に流域を持ち、那覇港海域に注ぎ込んでいます。

国場川水系環境保全推進協議会は、これら7つの自治体で構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水環境の回復を図るために組織されています。

4 自然保護

(1) 鳥獣保護区の設定

① 漫湖地区

漫湖は全国でも有数の渡り鳥の集団渡来地であり、鳥獣の保護繁殖を図るため、昭和52年に国設鳥獣保護区の設定を受けました。漫湖は、シギ、チドリ類やクロツラヘラサギ等の野鳥を観察することができ、市民が自然とふれあう貴重な場所となっています。

平成9年からは、水鳥の保護に特に重要な水域であるとして、漫湖の水面部分が国設鳥獣保護区特別保護地区に設定されており、平成19年には、保護期間が令和9年までの20年間に更新されました。

また、平成11年5月15日には、漫湖の水鳥生息地としての重要性が世界的に認められ、水面部分の国設鳥獣保護区特別保護地区（58ha）がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録されました。

[ラムサール条約 | Ramsar Convention | 漫湖水鳥・湿地センター \(manko-mizudori.net\)](#)

表5-3 国設鳥獣保護区

種別	名称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面積	期間	面積	期間
集団渡来地	漫湖	174ha	平成19年11月1日 令和9年10月31日	58ha	平成19年11月1日 令和9年10月31日



漫湖

② 末吉地区

末吉の森は、都市における生活環境改善のために都市公園として整備されており、同時に、野生生物の保護管理を目的として、県設鳥獣保護区及び県設鳥獣保護区特別保護地区にも設定されており、平成18年には、保護期間が令和8年までの20年間に更新されています。

同地区では、タカ科のツミの繁殖、ウグイス科のヤブサメの越冬が観察されるなど、小規模ながらも市街地に残された森林環境として重要な役割を果たしています。

表5-4 県設鳥獣保護区

種別	名称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面積	期間	面積	期間
誘致地区	末吉	19ha	平成18年9月26日 令和8年9月25日	19ha	平成18年10月3日 令和8年10月2日



第6章 水 質

1	公共用水域等の水質保全対策事業	82
(1)	事業概要	
(2)	測定の実施概況	
(3)	実施結果の概要	
①	河川	
②	海域	
③	底質	
④	水浴場	
⑤	地下水（概況調査）	
⑥	地下水（汚染井戸周辺地区調査）	
(4)	測定結果等	
①	測定地点	
②	環境基準等	
③	主な用語の解説	
④	測定結果	
⑤	水質の経年変化	
⑥	国場川水系合同河川水質調査結果	
2	水質汚濁防止法に基づく規制	107
(1)	工場・事業場対策	
3	土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況…	108
4	浄化槽の設置及び維持管理	110
(1)	浄化槽とは	
(2)	市内における設置基数	
(3)	届出件数	
(4)	浄化槽法に基づく三大義務	
①	保守点検	
②	清掃	
③	法定検査	
(5)	浄化槽設置者講習会	



1 公共用水域等の水質保全対策事業

(1) 事業概要

本市は、以下のように、公共用水域及び地下水の水質測定をこれまで県が行ってきた測定ポイントも含め実施しています。

調査を実施している河川は市の中心部を東西に流れている安里川水系、北側に安謝川水系、南側に国場川水系、そして国道58号線に沿った形態の久茂地川水系、小禄地区の河川（排水路）に区分されます（図6-1参照）。

河川の水質調査は、4河川と2水路の22地点で、年4～12回の水質調査を実施しています（表6-1～表6-3参照）。

海域（那覇港海域）については、6地点で年6～12回水質調査を実施しています（表6-4参照）。

加えて、水浴場（波の上ビーチ）では水浴に適した水質であるかどうか、環境省の「水浴場水質判定基準」に基づいて水質調査を実施しています（表6-10参照）。

地下水調査においては、概況調査として真和志地区のハンタガーにて測定を実施しました。

[水質汚濁 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

(2) 測定の実施概況

那覇市公共用水域及び地下水等の水質測定は、令和5年度は、令和5年4月6日から令和6年3月31日までの期間で行いました。

測定は、地点別測定計画に基づき、定められた地点及び回数、検体の採水、分析を行っています。

分析、採水方法は、令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（沖縄県）に掲げる方法により、採水時には、採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気、透視度（海域：透明度）、採取水深（海域：全水深も含む）を記録しています。

なお、採水地点の一部である国場川については、河川域の合同調査を目的として、南部保健所と調整し、同じ日に実施しています。

河川は、県測定計画で、国場川3地点・久茂地川2地点・安里川3地点・安謝川2地点の採水地点があり、生活環境項目や健康項目、ふっ素・ほう素、底質項目（2地点のみ）を測定しています。独自に策定した市測定計画では、安謝川2地点・安里川4地点・久茂地川2地点・国場川2地点・その他2地点で採水し、生活環境項目のみ測定を実施しています。

海域は、那覇港の6地点で採水し、生活環境項目や全窒素・全リン、健康項目、全亜鉛、底質項目（1地点のみ）、底層溶存酸素量（1地点のみ）の測定を実施しています。

水浴場は、波の上ビーチで採水し、ふん便性大腸菌群数や化学的酸素要求量、水素イオン濃度の測定を遊泳期間前と遊泳期間中に実施しています。

地下水採水は、概況調査を真和志地区のハンタガーで実施し、pH（水素イオン指数）、EC（電気伝導率）他環境基準28項目の測定を行っています。

(3) 実施結果の概要

①河川

●県測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、宝口樋川下流 10m で 1 回。DO（溶存酸素）が環境基準を満たしていない地点及び回数は、那覇大橋で 1 回、泉崎橋で 2 回、安謝橋で 2 回でした。一方、BOD、SS については、全ての地点で環境基準を満たしていました。さらに、健康項目においても、全ての地点で環境基準を満たしていました（表 6 - 1、表 6 - 2 参照）。

●市測定計画

生活環境項目においては、pH が環境基準の適正範囲外であった地点及び回数は、茶湯崎橋で 1 回、開眼橋で 4 回。DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は、夫婦橋で 2 回、十貫瀬橋上流で 3 回、袋廻川で 1 回。BOD が環境基準を超過した地点及び回数は、鳥堀橋で 2 回でした。SS においては、全ての地点で環境基準を満たしていました（表 6 - 3 参照）。

②海域

生活環境項目においては、DO が環境基準を満たしていない地点及び回数は那覇港沖、那覇港入口で各 6 回、那覇港内、那覇新港入口、泊港内で各 12 回、自謝加瀬東で 5 回。COD が環境基準を超過した地点及び回数は、那覇港入口、那覇港内で各 1 回でした。pH、大腸菌数、n-ヘキササン抽出物質（ノルマンヘキササン抽出物）、健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました（表 6 - 4 ~ 表 6 - 6 参照）。

③底質

河川 2 地点、海域 1 地点において調査を行いました。河川、海域ともに暫定除去基準がある総水銀及び PCB（ポリ塩化ビフェニル）については、基準を満たしていました（表 6 - 8、表 6 - 9 参照）。

④水浴場

波の上ビーチの水浴場において、遊泳期間前において「水質 A」、遊泳期間中において「水質 AA」の区分でした（表 6 - 10 参照）。

⑤地下水（概況調査）

真和志地区のハンタガーで調査を行いました。全ての項目で環境基準を満たしていました（表 6 - 11 参照）。

※なお、調査については特段の記載がない限り、令和 5 年度の調査結果を示しています。

(4) 測定結果等

①測定地点

計画	河川名	県地点番号	類型	地点名
県測定計画 ○	国場川	7-口	C	那覇大橋 ●
		8	E	真玉橋 ●
		9	(E)	一日橋
	久茂地川	81	C	泉崎橋 ●
		83	(C)	四条橋
	安里川	85	D	安里新橋 ●
		86	(D)	大道練兵橋
		88	(D)	宝口樋川下流10m
	安謝川	92	C	安謝橋 ●
93		(C)	宇久増橋	

● 感潮域

計画	河川名	市地点番号	類型	地点名
市測定計画 ○	安謝川	2	C	花見橋
		6	C	環状2号線上の橋
	安里川	7	D	鳥堀橋
		10	D	茶湯崎橋
		11	D	ナーゲラ橋
		14	D	開眼橋
	久茂地川	18	C	夫婦橋 ●
		20	C	十貫瀬橋上流 ●
	国場川	24	E	新国場橋 ●
		29	C	袋廻川 ●
	その他	30	-	具志川
		31	-	ハーゲラ川
	地下水			ハンタガー(繁多川) (真和志地区) ☆

● 感潮域

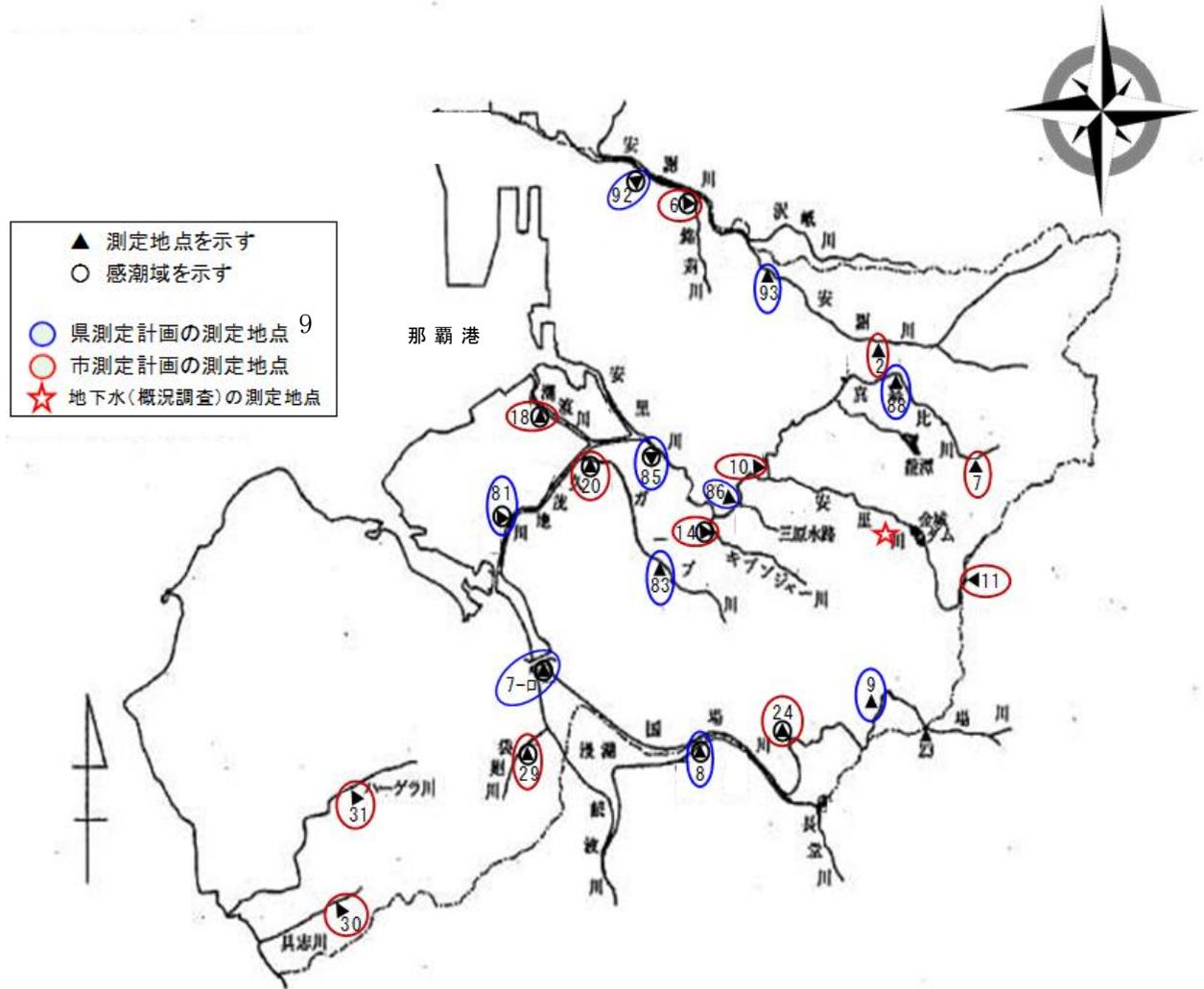


図6-1 河川及び地下水の測定地点図

沖縄本島南部



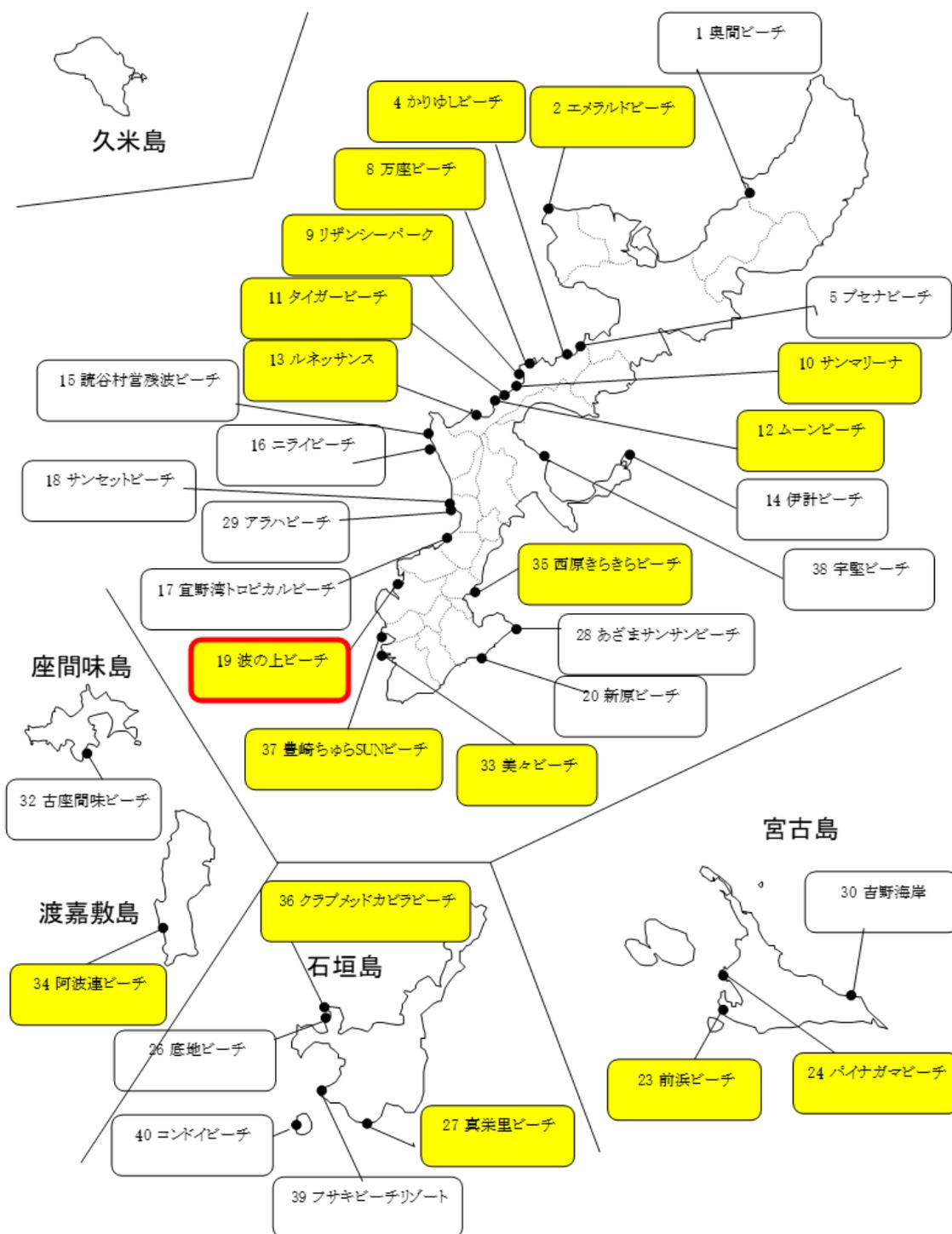
海域名	県地点番号	統一番号	類型	地点名
那覇港海域	31	47-604-01	A	那覇港沖
	32-I	47-604-54	(A)	那覇港入口
	33	47-604-02	A	那覇港内
	34	47-604-03	A	那覇新港入口
	35	47-604-04	A	泊港内
	36	47-604-05	A	自謝加瀬東
6地点				

図6-2 海域の測定地点図

海域の測定地点図

令和5年度 水浴場調査地点一覧

※網掛け地点が令和5年度調査予定ポイント



調査対象：19 波の上ビーチ

図6-3 主要水浴場の測定地

②環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準及び分析方法

項目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) ⁵⁵² 、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。) ⁵⁵³ 及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。) ⁵⁵⁴ に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するよう六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。) ⁵⁵⁵ 若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が少量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) ⁵⁵⁶ に定める方法又は規格34.1.c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。) ⁵⁵⁷ に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) ⁵⁵⁸ 及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。別表2において同じ。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表1-3 公共用水域水質分析方法及び環境基準値

項目	基準値	分析方法
生活環境項目	水素イオン濃度	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) ⁵⁵⁹ 12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量	規格32に定める方法又は膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
	化学的酸素要求量	水質汚濁にかかる環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)の別表2 生活環境の保全に関する環境基準に掲げる基準値 ...<別添>を参照。
	浮遊物質質量	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。) ⁵⁶⁰ 付表9に掲げる方法
	大腸菌数	告示付表10に掲げる方法
	n-ヘキサン抽出物	告示付表14に掲げる方法
	全窒素	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
	全燐	規格46.3に定める方法
	全亜鉛	規格53に定める方法
底層溶存酸素量	告示付表13に掲げる方法	

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

(水質汚濁に係る環境基準について昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海城もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海城もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海城もこれに準ずる。)
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(海城もこれに準ずる。)

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)省略

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
 - 2 省略
 - 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4 mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3 mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2 mg/L以上
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

水浴場水質判定基準

<p>(別紙)</p> <p>1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。</p> <p>(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。</p> <p>(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。 ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。 ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。 ・これら以外のものを「水質C」とする。 <p>また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。</p>					
区分					
		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*
<p>(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。</p> <p>「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。</p> <p>CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。</p> <p>透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。</p> <p>2. 「改善対策を要するもの」について</p> <p>以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。</p> <p>(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。</p> <p>(2) 油膜が認められたもの。</p>					

別表2-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いる。規格65.2.3、65.2.4及び65.2.5の備考11b)に定める方法による場合、並びに規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、試料に、濃度が基準値相当分の0.02mg/L増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認する。また、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注②)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

③主な用語の解説

◎水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性となります。

◎生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の好気性微生物(バクテリア等)が、水中に含まれる有機物を分解する時に消費する酸素量を表しています。従って、水中に含まれる汚濁有機物の量が多いほど、多量の酸素を消費することになるため、河川における有機物汚濁の目安となっています。

5mg/L ----- 魚類の生息、河川の自浄限界

10mg/L ----- 悪臭の発生限界、環境保全上の基準

◎化学的酸素要求量 (COD)

海水などに含まれる有機物などを酸化する時に消費される酸化剤(過マンガン酸カリウム等)の量を、酸素の量に換算したものです。数値が高いほど水中の有機物などの量が多いということを示します。湖沼や海域では、プランクトン等の呼吸作用や塩分の影響を受けることから、CODのほうがBODよりも水質汚濁の状況を示すのに適していると考えられています。

◎溶存酸素 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量を表しています。水中の酸素溶解量を左右するのは水温、気圧などですが、有機物による汚染度の高い水は、微生物により消費される酸素の量が多くなるため、溶存している酸素の量は少なくなっています。なお、きれいな水ほど酸素は多く含まれているので、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには、水中の酸素が過飽和状態になります。酸素が十分に水中に存在することが、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものとなっているため、水中生物の生息状況に係る目安となっています。

◎浮遊物質 (SS)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称です。採水した一定量の水を所定のろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値(mg/L)が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

◎大腸菌数

大腸菌数は、水がふん便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。令和4年4月1日より、生活環境の保全に関する環境基準として、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標となった。大腸菌群数で検出されていた水や土壤に分布する自然由来の細菌を検出せず、よりの確にふん便汚染を捉えることができる。

◎ノルマルヘキサン抽出物質 (n-ヘキサン)

油分の試験方法の一つであるヘキサン抽出物質試験において、抽出・測定される物質です。主に油状物質で、グリース・ワックス・アルコール・農薬・染料なども抽出されます。

◎全窒素 (T-N)

水中に含まれる窒素化合物の総量のこと、窒素量で示し、総窒素量ともいいます。動物及び植物に由来しているため、全ての水に含まれており、生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加します。また、窒素はリンとともに水源の富栄養化の原因物質の一つといわれます。

◎全リン (T-P)

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量をいいます。水中のリン化合物には地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や科学的作用を受けて変化しやすく、無機及び有機リンが溶存状態または懸濁状態で存在しています。リン化合物の増加は湖沼、海域の富栄養化を促進する一因とされています。

◎全亜鉛 (Zn)

水中に含まれる亜鉛及び亜鉛化合物の総量をいいます。高濃度の亜鉛を含む水は、金属の味がしたり、灰濁します。また、公共用水域の亜鉛濃度の上昇に影響を与えているものとしては塩化亜鉛や硫酸亜鉛等の「亜鉛の水溶性化合物」があげられます。

さらに、ニジマス等のサケ・マス類は幼稚魚において亜鉛の急性毒性を受けやすい傾向があります。

④測定結果

○河川水質測定結果（県測定計画）

表 6 - 1 生活環境項目及び全亜鉛（河川）

（備考）m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	※1達成期間	調査区分	採取水深(m)	pH				DO (mg/L)				BOD (mg/L)								SS (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)					全亜鉛 (mg/L)					
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m		n	平均値	90%値		
																					最小値	最大値	x	y	平均値													中央値	75%値
国場川(1)	7-口	那覇大橋	47-004-01	C	口	年間	0.4	8.0	8.5	0	6	4.4	11	1	6	6.4	0.5	4.9	0	6	0.5	4.9	0	6	1.7	0.9	2.4	9	39	0	6	22	14	370	-	6	200	370	-
国場川(2)	8	真玉橋	47-005-01	E	ハ	年間	0.3	7.7	8.4	0	6	3.7	11	0	6	5.4	0.8	5.4	0	6	0.8	5.4	0	6	2.7	2.2	4.5	8	48	0	6	20	300	3800	-	6	1100	3800	-
	9	一日橋	47-005-51	(E)	ハ	年間	0.1	8.2	8.2	0	1	4.8	4.8	0	1	4.8	1.0	1.0	0	1	1.0	1.0	0	1	1.0	1.0	1.0	4	4	0	1	4	200	200	-	1	200	200	-
久茂地川	81	泉崎橋	47-024-01	C	イ	年間	0.2	7.9	8.1	0	6	3.9	5.3	2	6	4.9	<0.5	2.1	0	6	<0.5	2.1	0	6	0.8	0.6	0.7	6	18	0	6	12	89	1700	-	6	760	1700	-
安里川	85	安里新橋	47-025-01	D	イ	年間	0.3	7.9	8.4	0	6	5.0	8.1	0	6	6.2	0.6	1.0	0	6	0.6	1.0	0	6	0.8	0.8	0.8	2	20	0	6	7	330	8800	-	6	2300	8800	-
	86	大道練兵橋	47-025-52	(D)	イ	年間	0.2	8.3	8.3	0	1	8.7	8.7	0	1	8.7	0.7	0.7	0	1	0.7	0.7	0	1	0.7	0.7	0.7	<1	<1	0	1	<1	6100	6100	-	1	6100	6100	-
	88	宝口樋川下流10m	47-025-54	(D)	イ	年間	0.1	8.0	8.6	1	4	6.8	8.1	0	4	7.5	0.7	3.3	0	4	0.7	3.3	0	4	1.6	1.1	1.5	1	2	0	4	1	7400	28000	-	4	14000	28000	-
安謝川	92	安謝橋	47-026-01	C	イ	年間	0.2	7.8	8.1	0	6	3.5	7.7	2	6	5.8	0.7	3.6	0	6	0.7	3.6	0	6	1.5	1.2	1.6	1	9	0	6	5	14	1100	-	6	480	1100	-
	93	宇久増橋	47-026-51	(C)	イ	年間	0.1	8.3	8.3	0	1	8.0	8.0	0	1	8.0	0.5	0.5	0	1	0.5	0.5	0	1	0.5	0.5	0.5	1	1	0	1	1	4300	4300	-	1	4300	4300	-

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成 「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※**赤字**は、環境基準不適合の回数

表 6 - 2 健康項目 (河川)

		河川名		国場川			久茂地川		安里川		安謝川	
		地点名		那覇大橋	真玉橋	一日橋	泉崎橋	四条橋	安里新橋	大道練兵橋	安謝橋	宇久増橋
		統一地点番号		4700401	4700501	4700551	4702401	4702452	4702501	4702552	4702601	4702651
		県地点番号		7-口	8	9	81	83	85	86	92	93
分類	項目名	採水日		8/15	8/15	8/15	8/15	8/15	8/15	8/15	8/15	
		環境基準値	単位	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康項目	カドミウム	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	全シアン	検出されないこと	mg/L	検出せず(<0.1)	検出せず(<0.1)		検出せず(<0.1)		検出せず(<0.1)		検出せず(<0.1)	
	鉛	0.01以下	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	六価クロム	0.02以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
	砒素	0.01以下	mg/L	0.002	0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	総水銀	0.005以下	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	検出せず(<0.0005)	検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)	
	PCB	検出されないこと	mg/L	検出せず(<0.0005)	検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)		検出せず(<0.0005)	
	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	チウラム	0.006以下	mg/L	<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006	
	シマジン	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	
	ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	セレン	0.01以下	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	硝酸性窒素	-	mg/L	<0.02	0.30		0.04		0.81		0.14	
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	<0.004	0.092		0.005		0.017		0.028	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	mg/L	<0.024	0.39		0.045		0.82		0.16	
ふっ素	0.8以下	mg/L			0.16		0.24		0.08		0.17	
ほう素	1以下	mg/L			0.09		0.10		0.04		0.05	
1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		

○河川水質測定結果（市測定計画）

表 6 - 3 生活環境項目（市河川）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日 総観測日

水域名	市番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深(m)	pH				DO (mg/L)				BOD (mg/L)							SS (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)										
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値	90%値		
																					最小値	最大値	x	y	平均値												中央値	75%値
安謝川	2	花見橋	—	C	イ	年間	0.1	8.3	8.4	0	4	7.8	9.2	0	4	8.7	<0.5	<0.5	0	4	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1	3	0	4	2	23	210	—	4	100	210			
	6	環状2号線上の橋	—	C	イ	年間	0.04	8.0	8.4	0	4	7.8	9.7	0	4	9.1	<0.5	0.8	0	4	<0.5	0.8	0	4	0.6	0.6	0.7	<1	3	0	4	2	12	340	—	4	110	340
安里川	7	鳥堀橋	—	D	イ	年間	0.04	7.5	8.1	0	4	3.1	6.7	0	4	4.7	5.0	24	2	4	5.0	24	2	4	12	8.9	10	<1	2	0	4	2	640	44000	—	4	19000	44000
	10	茶湯崎橋	—	D	イ	年間	0.1	8.1	9.0	1	4	8.9	11	0	4	9.7	0.7	0.9	0	4	0.7	0.9	0	4	0.8	0.8	0.8	<1	1	0	4	1	680	7600	—	4	3500	7600
	11	ナーゲラ橋	—	D	イ	年間	0.1	8.0	8.3	0	4	6.8	8.0	0	4	7.4	0.5	2.0	0	4	0.5	2.0	0	4	1.1	1.0	1.3	<1	6	0	4	2	78	360	—	4	190	360
	14	開眼橋	—	D	イ	年間	0.1	8.9	10.0	4	4	10	17	0	4	14	0.8	2.0	0	4	0.8	2.0	0	4	1.4	1.4	1.8	<1	3	0	4	2	100	1200	—	4	650	1200
久茂地川	18	夫婦橋	—	C	イ	年間	0.3	7.9	8.0	0	4	4.1	6.0	2	4	5.2	<0.5	1.4	0	4	<0.5	1.4	0	4	0.8	0.6	0.7	3	4	0	4	4	420	15000	—	4	4400	15000
	20	十貫瀬橋上流	—	C	イ	年間	0.3	7.8	8.0	0	4	1.8	5.2	3	4	4.0	<0.5	1.3	0	4	<0.5	1.3	0	4	0.8	0.7	0.8	4	12	0	4	6	360	8200	—	4	3600	8200
国場川(2)	24	新国場橋	—	E	ハ	年間	0.1	7.7	8.1	0	4	3.6	6.9	0	4	4.9	1.6	2.4	0	4	1.6	2.4	0	4	2.0	2.0	2.1	2	26	0	4	18	130	550	—	4	320	550
国場川(1)	29	袋廻川	—	C	ロ	年間	0.1	7.8	8.2	0	4	4.0	9.1	1	4	6.1	0.6	1.5	0	4	0.6	1.5	0	4	1.1	1.1	1.3	2	8	0	4	5	220	5600	—	4	2800	5600
その他	30	具志川	—	—	—	年間	0.02	8.0	8.2	—	4	5.2	8.0	—	4	6.7	1.1	2.2	—	4	1.1	2.2	—	4	1.7	1.7	2.1	<1	1	—	4	1	580	3900	—	4	1500	3900
	31	ハーゲラ川	—	—	—	年間	0.07	8.4	8.7	—	4	10	14	—	4	12	1.1	2.1	—	4	1.1	2.1	—	4	1.5	1.3	1.3	<1	1	—	4	1	9800	560000	—	4	170000	560000

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成 「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※平均値を求めるときに、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱ひ、計算した。

※太字は、環境基準不適合の回数

○海域水質測定結果

表 6 - 4 生活環境項目及び全亜鉛（海域）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深(m)	pH				DO (mg/L)				COD (mg/L)							大腸菌数 (CFU/100mL)					n-ヘキサン抽出物質油分等 (mg/L)					全亜鉛 (mg/L)						
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	平均値	90%値	最小値		最大値	m	n	平均値		
																					最小値	最大値	x	y	平均値													中央値	75%値
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	x	y	平均値	中央値	75%値	最小値	最大値	m	n	平均値	90%値	最小値	最大値	m	n		平均値					
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.3	7.2	6	6	6.8	0.7	1.3	0	6	0.7	1.3	0	6	0.9	0.9	0.9	<1	4	0	6	1.7	4	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	(A)	□	年間	0.5	8.0	8.2	0	6	6.2	7.2	6	6	6.8	1.3	2.1	1	6	1.3	2.1	1	6	1.8	1.9	2.0	5	120	0	6	58	120	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-
	33	那覇港内	47-604-02	A	□	年間	0.5	8.0	8.2	0	12	5.3	7.4	12	12	6.5	1.0	2.4	1	12	1.0	2.4	1	12	1.4	1.3	1.5	1	40	0	12	13	32	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	0.007
	34	那覇新港入口	47-604-03	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	12	6.0	7.2	12	12	6.8	0.8	1.5	0	12	0.8	1.5	0	12	0.9	0.9	1.0	<1	7	0	12	2.6	6	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	35	泊港内	47-604-04	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	12	5.9	7.2	12	12	6.6	0.9	1.5	0	12	0.9	1.5	0	12	1.1	1.1	1.3	<1	160	0	12	27	42	<0.5	<0.5	0	12	<0.5	-
	36	自謝加瀬東	47-604-05	A	□	年間	0.5	8.1	8.2	0	6	6.2	7.5	5	6	6.8	0.8	1.5	0	6	0.8	1.5	0	6	1.0	0.8	1.3	<1	8	0	6	2.2	8	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	-

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

※太字は、環境基準不適合の回数

表 6 - 5 生活環境項目（全窒素、全リン）

(備考)m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に値しない日数、y:総観測日。

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	調査区分	採取水深(m)	全窒素 (mg/L)									全リン (mg/L)								
						最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	日間平均値				
										最小値	最大値	x	y	平均値					最小値	最大値	x	y	平均値
						最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	x	y	平均値	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	x	y	平均値
那覇港海域	32-イ	那覇港入口	47-604-54	年間	0.5	0.55	1.5	-	2	0.55	1.5	-	2	1.0	0.046	0.081	-	2	0.046	0.081	-	2	0.064

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表6-6 健康項目（海域）

		地点名		那覇港内
		統一地点番号		47-604-02
		県地点番号		33
		採水日		8/15
分類	項目名	環境基準値	単位	-
		健康項目	カドミウム	0.003以下
全シアン	検出されないこと		mg/L	検出せず(<0.1)
鉛	0.01以下		mg/L	<0.002
六価クロム	0.02以下		mg/L	<0.005
砒素	0.01以下		mg/L	<0.002
総水銀	0.005以下		mg/L	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと		mg/L	検出せず(<0.0005)
PCB	検出されないこと		mg/L	検出せず(<0.0005)
ジクロロメタン	0.02以下		mg/L	<0.0002
四塩化炭素	0.002以下		mg/L	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下		mg/L	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		mg/L	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		mg/L	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	1以下		mg/L	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下		mg/L	<0.0002
トリクロロエチレン	0.01以下		mg/L	<0.0002
テトラクロロエチレン	0.01以下		mg/L	<0.0002
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下		mg/L	<0.0002
チウラム	0.006以下		mg/L	<0.0006
シマジン	0.003以下		mg/L	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下		mg/L	<0.001
ベンゼン	0.01以下		mg/L	<0.0002
セレン	0.01以下		mg/L	<0.002
硝酸性窒素	-		mg/L	<0.02
亜硝酸性窒素	-		mg/L	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		mg/L	<0.024
1,4-ジオキサン	0.05以下		mg/L	<0.005

表6-7 底層溶存酸素量（海域）

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	底層DO (mg/L)	
				8月	2月
那覇港海域	33	那覇港内	47-604-02	5.9	7.2

○底質測定結果

表 6 - 8 底質 (河川)

河川名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
国場川	真玉橋	47-005-01	2023/10/13	29	6.4	4.2	0.22	13	<1	-	7.1	0.05	<0.01	0.03
安里川	安謝橋	47-026-01	2023/10/13	22	4.2	3.4	0.16	10	<1	-	6.2	0.02	<0.01	0.04
暫定除去基準値 (mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(※)シアンと六価クロムは隔年で測定。令和5年度はシアンが対象。

表 6 - 9 底質 (海域)

水域名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
那覇港海域	那覇新港入口	47-604-03	2023/8/15	28	7.0	0.6	<0.01	13	<1	-	8.8	0.03	<0.01	<0.01
暫定除去基準値 (mg/kg)				-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	10

(※)シアンと六価クロムは隔年で測定。令和5年度はシアンが対象。

○水浴場水質測定結果

表 6 - 10 主要海水浴場

番号	(ふりがな) 水浴場名	遊泳期間前											遊泳期間中														
		調査月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定		調査月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜の有無	判定	
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和5年	令和4年		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		令和5年	令和4年
1	なみうえ波の上	4/17 4/18	<2	27	9	1.3	1.7	1.4	>1	>1	>1	なし	水質A	水質A	7/24 7/25	<2	<2	<2	0.8	1	0.9	>1	>1	>1	なし	水質AA	水質AA

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

○地下水（概況調査）水質測定結果表

表6-11 地下水（概況調査）

調査区分		①概況(新) 2.概況(再) 3.モニタリング 4.周辺	
市町村名		那覇市	
地区名		真和志地区	
井戸名又は井戸番号		ハンタガー(繫多川)	
井戸の諸元	井戸深度(m)	-	
	浅井戸深井戸の別	-	
	用途	雑用水	
採水年月日		2023年8月15日	
水温(°C)		25.0	
		基準値	結果
健康項目	カドミウム (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと	検出せず(<0.1)
	鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	六価クロム (mg/L)	0.02以下	<0.005
	砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.002
	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	検出せず(<0.0005)
	PCB (mg/L)	検出されないこと	検出せず(<0.0005)
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.0002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	<0.0002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン(MC) (mg/L)	1以下	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	<0.0002
	トリクロロエチレン(TCE) (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	テトラクロロエチレン(PCE) (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	<0.0002
	チウラム (mg/L)	0.006以下	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.003以下	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	<0.001
	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.0002
	セレン (mg/L)	0.01以下	<0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	1.9
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	1.9	
ふっ素 (mg/L)	0.8以下	<0.05	
ほう素 (mg/L)	1以下	<0.02	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	<0.005	
その他	pH	-	8.1
	電気伝導率(EC) (mS/m)	-	35.8
	透視度 (cm)	-	>30
	色相	-	無色
	臭気	-	無臭

- ⑤ 水質の経年変化
○ 河川の経年変化（県測定計画）

表6-12 河川（県測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1	国場川(1)	7-口	C	5	那覇大橋	2.1	2.4	2.0	2.4	1.8	1.7	1.3	1.3	2.5	2.4
						1.5	1.8	1.6	1.8	2.0	1.5	1.1	1.4	1.5	1.7
	国場川(2)	8	E	10	真玉橋	3.5	4.2	3.4	4.9	4.3	4.5	2.8	2.2	3.6	4.5
						3.8	3.4	2.9	4.3	3.6	3.6	2.3	2.4	2.5	2.7
	9	(E)	10	一日橋	6.4	3.2	2.9	4.1	2.8	2.3	1.6	2.9	0.8	1.0	
					4.1	3.0	2.5	3.2	2.2	1.6	1.6	2.1	0.8	1.0	
2	久茂地川	81	C	5	泉崎橋	1.2	0.6	1.1	0.8	1.1	<0.5	0.6	0.5	0.6	0.7
						1.0	0.6	0.8	0.8	0.8	0.5	0.6	0.5	0.6	0.8
3	安里川	85	D	8	安里新橋	1.4	1.0	1.2	1.5	1.0	1.1	0.5	0.8	0.9	0.8
						1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	1.1	0.8
		86	(D)	8	大道練兵橋	1.7	1.8	1.7	1.1	1.1	1.3	1.2	1.4	0.7	0.7
						1.5	1.3	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	1.1	0.7	0.7
		88	(D)	8	宝口樋川下流10m	3.9	1.5	2.1	1.7	1.2	1.5	2.1	0.9	1.6	1.5
						2.1	1.2	1.5	1.3	1.1	1.1	1.7	0.9	1.4	1.6
4	安謝川	92	C	5	安謝橋	1.0	1.0	1.6	0.8	1.2	0.5	1.3	0.9	1.5	1.6
						0.9	0.8	1.1	0.7	0.9	0.5	0.9	0.8	1.2	1.5
		93	(C)	5	宇久増橋	1.9	1.5	2.7	3.3	3.2	1.3	4.1	0.7	<0.5	0.5
						1.7	1.2	2.1	2.0	3.2	1.2	2.9	1.1	<0.5	0.5

※類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

※定量下限値未満の値については、定量下限値の数値として取り扱い、グラフに示した。

※水域名の下線付きは、平成16年度に上位類型へ見直しを行った水域

○河川の経年変化（市測定計画）

表6-13 河川（市測定計画）（数値上段：BOD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	市 地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1	安謝川	2	C	5	花見橋	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5
						<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5	<0.5
		6	C	5	環状2号線上の橋	1.2	0.6	1.3	1.2	1.0	0.8	0.5	0.9	<0.5	0.7
						1.6	0.9	1.0	1.0	0.8	0.6	0.6	1.1	0.8	0.6
2	安里川	7	D	8	鳥堀橋	11	111	14	15	14	15	11	11	11	10
						43	62	10	12	14	13	8.8	11	9.6	12
		10	D	8	茶湯崎橋	1.4	1.0	1.5	1.0	0.9	1.2	1.0	1.6	0.8	0.8
						1.4	1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	0.8	1.5	1.4	0.8
		11	D	8	ナーゲラ橋	2.6	2.3	1.6	3.6	3.8	2.2	0.6	1.1	0.8	1.3
						2.3	3.7	1.3	2.6	3.6	1.7	0.6	1.0	1.6	1.1
		14	D	8	開眼橋	2.8	4.2	1.9	2.2	1.7	1.8	1.8	2.5	1.4	1.8
						3.0	3.4	1.8	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	1.3	1.4
3	久茂地川	18	C	5	夫婦橋	1.2	1.1	0.9	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.8	0.7
						1.1	1.0	0.8	0.6	0.6	0.5	1.2	0.6	0.9	0.8
		20	C	5	十貫瀬橋上流	1.2	1.4	1.0	0.5	0.9	0.5	0.5	0.7	0.7	0.8
						1.1	1.8	1.0	0.6	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8
4	国場川(2)	24	E	10	新国場橋	3.5	6.4	3.8	4.5	4.0	5.5	2.0	3.0	1.9	2.1
						3.3	5.3	3.8	5.1	3.6	5.5	2.8	2.4	2.1	2.0
	国場川(1)	29	C	5	袋廻川	1.8	1.5	1.3	1.5	1.6	1.0	1.1	1.2	2.8	1.3
						1.3	1.6	1.1	1.4	1.3	1.2	0.9	1.3	2.3	1.1
5	その他	30	-	-	具志川	8.5	9.3	7.6	6.5	4.2	3.3	4.9	3.0	1.1	2.1
						9.1	8.5	6.6	5.3	4.5	6.9	5.4	3.1	1.0	1.7
		31	-	-	ハーゲラ川	4.5	6.9	4.2	3.0	2.3	3.7	1.9	2.4	2.0	1.3
						9.5	3.9	3.6	4.0	2.1	3.1	1.7	2.1	2.1	1.5

※太字は、環境基準不適合

※定量下段値未満の値については、定量下段値の数値として取り扱い、グラフに示した。

○海域の経年変化

表6-14 海域（数値の上段：COD75%値、下段：平均値：単位 mg/L）

海域 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1	那覇港海域	31	A	2	那覇港沖	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.4	1.8	0.9
						1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.2	1.4	1.4	1.5	0.9
		32-イ	(A)	2	那覇港入口	2.3	2.2	2.2	2.3	3.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.0
						2.2	2.1	2.0	2.3	2.6	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8
		33	A	2	那覇港内	2.3	2.2	2.4	2.6	2.7	1.9	2.3	1.8	2.3	1.5
						2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	1.7	2.0	1.9	2.0	1.4
		34	A	2	那覇新港入口	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.6	1.3	1.6	1.0
						1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.2	1.5	1.3	1.6	0.9
		35	A	2	泊港内	2.3	2.2	2.2	2.2	1.8	1.6	1.8	1.9	1.8	1.3
						2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	1.5	1.7	1.6	1.7	1.1
		36	A	2	自謝加瀬東	1.9	2.1	2.0	1.7	1.9	1.5	1.4	1.4	1.6	1.3
						1.9	2.0	1.9	1.6	1.6	1.2	1.5	1.2	1.6	1.0

※類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

※太字は、環境基準不適合

⑥国場川水系合同河川水質調査結果

○調査目的

国場川水系(国場川、宮平川、手登根川、長堂川、饒波川)の環境保全対策を広域的に展開していくことを目的に、年2回5市町(夏季:20地点 冬季:14地点)合同で実施する水質調査である。同日に全地点で採水を行い、分析の結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。

国場川	運玉森に端を発し、長さ約11.2km、流域面積43.06km ² の2級河川で那覇港に注いでいます。 ・明治橋～真玉橋:C類型 ・真玉橋～一日橋:E類型
宮平川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
手登根川	南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。
長堂川	南城市字仲間付近に端を発し、南風原町、豊見城市の境を流れる長さ約6.2km流域面積7.39km ² の2級河川です。 ・真玉橋～琉糖橋:E類型
饒波川	大里城跡付近を源として、八重瀬町、豊見城市を流下して、国場川(漫湖)に合流する長さ約11km、流域面積13.4km ² の2級河川です。 ・全域:D類型

○調査方法

調査方法は、環境庁水質保全局環水管第30号(昭和46年9月30日付)で告示されている「水質調査方法」に準拠して行いました。

○調査時期

- ・夏季 令和5年8月15日、17日
- ・冬季 令和6年2月7日

○調査地点

5市町(20地点): 那覇市、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町
調査地点を表6-15及び図6-4に示します。

表 6-16 那覇市内域の調査結果

項目	河川名	国場川	
	地点番号	K-4	
	地点名	新国場橋	
	調査時期	夏季	冬季
採水年月日		R5.8.17	R6.2.7
採水時刻		12:07	9:19
天候 (前日/当日)		曇り/晴れ	曇り/曇り
気温 (°C)		34.0	21.0
水温 (°C)		31.0	19.0
外観・水色		無色	無色
透視度 (度)		>30	>30
臭気		無臭	無臭
pH		8.1	7.7
BOD (mg/L)		2.1	2.4
SS (mg/L)		17	2
DO (mg/L)		6.9	3.9
大腸菌数 (CFU/100mL)		130	340

表 6-17 水質経年変化 (BOD) 夏季・冬季平均値

調査番号・地点名			年度				
			平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国場川	K-4	新国場橋	6.9	4.5	1.6	2.5	2.3

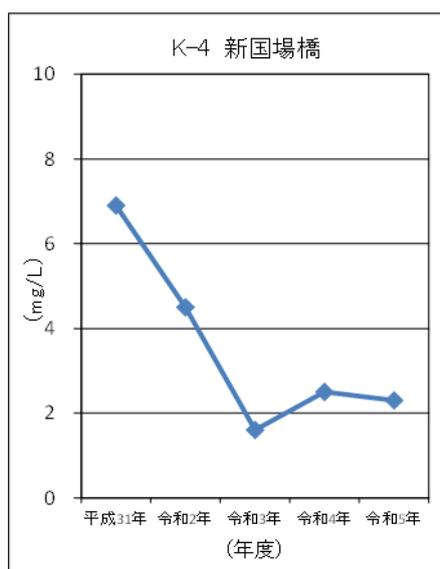


図 6-5 水質経年変化図 BOD (mg/l)

表 6 - 18 国場川水系水質調査 BOD (mg/L)

水系	国場川							宮平川		手登根川	長堂川			饒波川							
市町村名	那覇市				南風原町			南風原町	南城市	南城市	豊見城市	南風原町		豊見城市				八重瀬町		南城市	
地点名	那覇大橋	真玉橋	新国場橋	一日橋	大子橋	前田橋	安里又川上流	池原橋	宮平川	福原橋	山垣橋	武川良橋下流	新垣橋	石火矢橋	高入端橋	川崎橋	饒波橋	宜次橋	友寄橋	仲程橋下流	公害衛研前
令和5年8月	4.9	5.4	2.1	1.0	0.8	4.0	1.0	1.0	2.6	1.0	2.3	0.7	1.3	-	1.0	0.6	0.8	1.4	1.3	2.1	0.7
令和6年2月	0.5	0.8	2.4	-	1.2	14	8.2	1.9	-	-	4.1	7.4	5.6	-	3.0	3.4	5.9	-	-	-	-

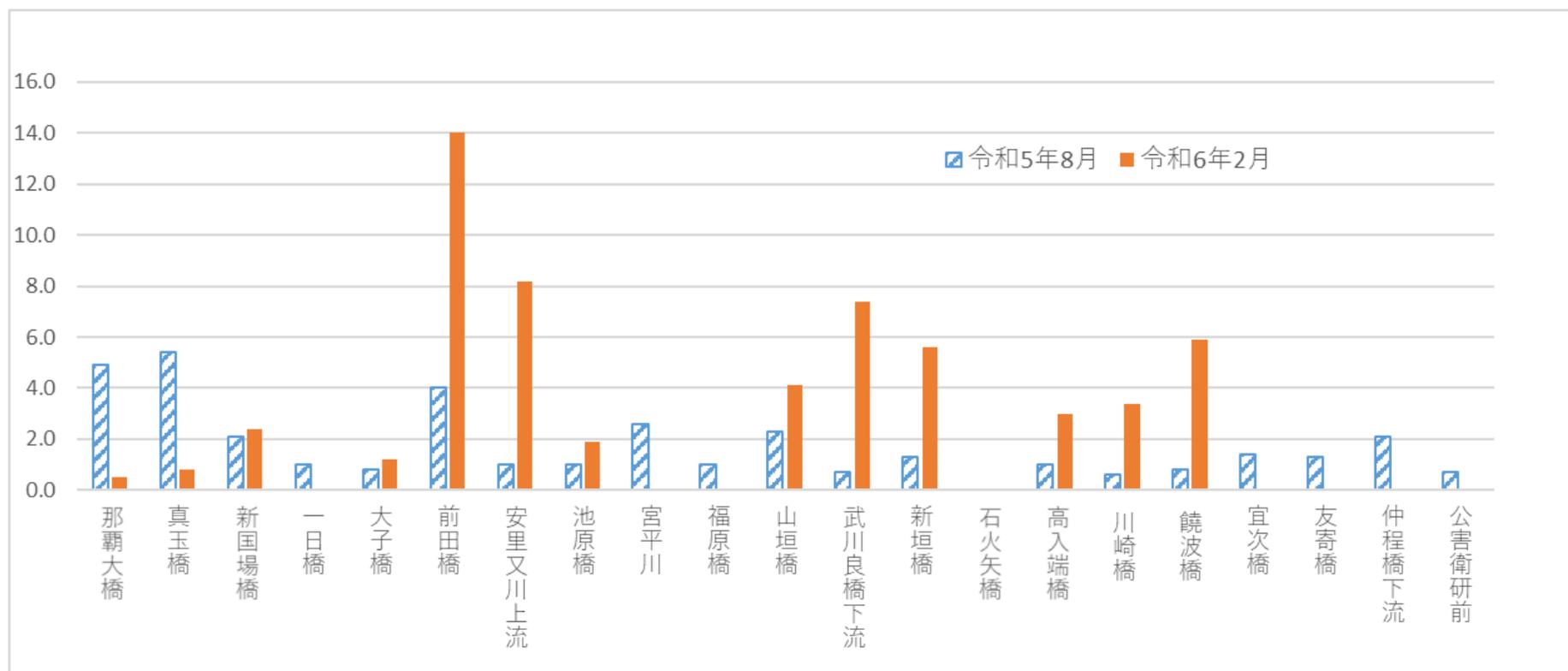


図 6 - 6 令和 5 年度 国場川水系調査結果一覧 (BOD、mg/L)

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

河川や海域等の水質を良好に維持するために、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定施設を設置する場合に、事前の届出を義務付けています。

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排水水については、全国一律に排水基準が設定されていますが、一部の地域では同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律の排水基準より基準が強化された「上乘せ排水基準」が定められています。那覇市においては、国場川水域又は那覇港海域へ繋がる公共用水域に汚水等を排出する場合は、上乘せ排水基準が適用されることとなります。

また、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 1 日に施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

なお、令和 5 年度の特定施設の届出件数は下記のとおりとなっています。

表 6-19 特定施設の届出件数（令和 5 年度）

届出の種類	届出のタイミング	水濁法根拠	件数
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置届出	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置しようとするとき	第 5 条第 1 項	6
	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	第 5 条第 2 項	0
	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	第 5 条第 3 項	0
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用届出	届出対象ではなかったものが法、施行令改正等により新たに届出対象施設となった場合	第 6 条	0
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 構造等変更届出	施設にかかる構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法や地下浸透水の浸透の方法等に変更をしようとするとき	第 7 条	5
氏名等変更届出	届出者の氏名又は名称、住所等に変更があった場合	第 10 条	3
特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき	第 10 条	0
承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について譲り受け、借り受け、相続等により届出者の地位を承継したとき	第 11 条	0
事故の届出	特定施設、指定施設、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水などが公共用水域や地下水を汚染し、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	第 14 条の 2	2

[有害物質などを取り扱っている事業者の皆様へ（特定施設） | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

3 土壤汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況

土壤汚染対策法の目的は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することです（土壤汚染対策法1条）。

例えば、特定有害物質に汚染（表6-21に示す特定有害物質の指定基準に不適合な土壤）された土地に対し、掘削するなどの工事を実施すること（土地の形質変更）は、汚染土壤の飛散や汚染土壤が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された汚染土壤の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、土壤汚染対策法では、法の目的を達成するため同法第3条にて特定有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）を廃止した事業者は、当該有害物質使用特定施設を廃止してから120日以内に、指定調査機関に調査をさせ当該土地の土壤汚染状況調査の結果を市長に報告しなければなりません。

また、同法第4条に基づき、3,000㎡以上の土地（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地については900㎡以上の土地）の形質の変更（一定規模以上の土地の形質変更）を行う者に対しても、工事着手の30日前までに届出をさせ、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、市は土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとなっています。なお、一定規模以上の土地の形質変更の令和5年度の届出数は、9件でした。

さらに同法第3条及び第4条などの届け出の要件に該当しない場合でも、事業者が自主的に行った土壤汚染状況調査の結果を同法第14条に基づき市に報告することができます。

上記の調査結果の報告を受け、法に基づき、市は当該土地の汚染状況が、表6-21の基準に適合しない場合は、当該土地を有害物質に汚染されている区域として指定することができます。汚染されているものとして指定される区域は、要措置区域（同法第6条）と形質変更時要届出区域（同法第11条）に区分され、後者は、周辺住民への健康被害のおそれはないものとなっています。なお、本市の指定状況は、表6-20のとおりです。

[土壤汚染対策法について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

表6-20 汚染されている区域の指定状況

	種別	所在地	指定に係る物質の種類	指定期間
1	形質変更時 要届出区域	港町3丁目2番1号の一部	ベンゼン 鉛及びその化合物	指定日:平成26年6月16日 解除日:平成26年9月16日
2	形質変更時 要届出区域	古波蔵4丁目113番2号及び121番1号の一部	砒素及びその化合物	指定日:平成27年1月15日 一部解除日:平成27年7月1日
3	形質変更時 要届出区域	泉崎1丁目20番6号の一部	鉛及びその化合物	指定日:平成27年8月17日 解除日:平成27年12月1日
4	形質変更時 要届出区域	古波蔵4丁目113番地1の一部	砒素及びその化合物	指定日:平成29年11月15日 解除日:平成31年3月15日
5	形質変更時 要届出区域 (自然由来 特例区域)	古波蔵1丁目111番及び112番の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	指定日:平成29年12月1日 一部解除日:平成30年4月2日
6	形質変更時 要届出区域	安謝619番32、619番33、619番34、619番35、619番67の一部	鉛及びその化合物 六価クロム及びその化合物	指定日:平成31年4月1日 解除日:令和2年2月3日

表6-21 特定有害物質の指定基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0 以下
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下	

4 浄化槽の設置及び維持管理

(1) 浄化槽とは

浄化槽は、台所・トイレ・風呂場など各家庭等から出る生活排水を、それぞれの建物単位で浄化処理し、法で定めた水質基準を維持した排水を河川や海域などへ排出するための施設となっています。

浄化槽には、トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」というものがありますが、新規の設置が禁止されており、平成13年以降は、生活排水全般を処理する「合併処理浄化槽」の設置のみが認められています。なお、市内において新たに浄化槽を設置できるのは、下水道が未整備、又は下水道の接続が困難な地域の方となります。

平成25年度の中核市移行に伴い、県から浄化槽法に基づく事務の権限移譲を受けたのを機に、市では同法の実施取り扱い方法を定めた「那覇市浄化槽取扱要綱」を策定し、浄化槽管理者に対する適切な浄化槽の設置や維持管理の指導に努めておりますが、浄化槽設置及び廃止の届け出が、適切に実施されない案件が存在し浄化槽管理台帳の登録件数が実態と乖離していたため、上下水道局の台帳を活用し平成28～29年度で大幅な台帳整備を実施し乖離を解消しました。

[浄化槽 | 那覇市公式ホームページ \(https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/joukasou.html\)](https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/joukasou.html)

(2) 市内における設置基数（令和5年度末時点）

合併処理浄化槽	528基
単独処理浄化槽	3,416基

(3) 届出件数（令和5年度）

設置届及び設置計画書	10件
廃止届	29件

(4) 浄化槽法に基づく三大義務

浄化槽法では法で定めた水質基準を維持した排水を実施するため、浄化槽管理者に保守点検、清掃、法定検査の実施義務が課されています。なお、実施しない管理者に対しては、罰則が定められています。

① 保守点検（メンテナンス）

浄化槽の点検、調整、修理、消毒剤の補充などを、年に法律で定められた回数以上実施しなければなりません。保守点検は、県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者のみ行うことができます。

② 清掃（汚泥の引き抜き）

浄化槽本体に溜まった汚泥の引き抜き清掃を、年に1回以上実施しなければなりません。清掃は、浄化槽管理者が市長の許可を受けた業者に委託して実施してもらいます。

③ 法定検査

浄化槽を設置した3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、はじめての検査（法第7条に基づく検査）を受検し、その後は定期検査（法第11条に基づく検査）を毎年1回受検する必要があります。法定検査は、沖縄県知事が指定する公益社団法人沖縄県環境整備協会のみ実施することができます。なお、令和5年度の定期検査の受検率は、約4.3%でした。

(5) 浄化槽設置者講習会

新たに浄化槽を設置する方を対象に、浄化槽に関する設置の手続きや、施工及び維持管理等について理解して頂くために、浄化槽設置者講習会を月に1回実施しています。令和5年度は、合計11人の受講者がありました。受講済み証は、設置届出書への添付をお願いしています。

第7章 騒音・振動・悪臭

1	騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況 …	112
	(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
	(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2	騒音・振動苦情の状況 ……………	114
	(1) 騒音に係る苦情	
	(2) 振動に係る苦情	
3	自動車交通騒音 ……………	117
4	航空機騒音 ……………	117
	(1) 那覇空港の沿革	
	(2) 那覇空港の施設の概要	
	(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
	① 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定	
	② 環境基準の設定	
	(4) 環境対策	
5	悪臭 ……………	124
	(1) 悪臭とは	
	(2) 悪臭防止法による規制	
	① 規制対象	
	② 規制地域	
	(3) 臭気指数規制基準	
	(4) 悪臭に関する苦情	



1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況

工場、建設作業現場及び交通機関などから発生する騒音は、睡眠や会話などの生活環境を損なう「好ましくない音」「無い方がいい音」として規制されています。他にも、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声機を使って行われる商業宣伝放送も身近な騒音とされています。しかし航空機などのような特別な場合を除くと、騒音の伝達距離は短く、音源から数百メートルを超えることはまれです。

公害として問題になる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤の振動が発生し、建物を振動させ、物的損害を与える、あるいは市民の日常生活に影響を与えることにより問題とされる振動をいいます。公害振動の伝達距離は例外的なものを除くと振動源から数100m以内、多くの場合は10～20m程度でその大きさは地震でいうと地表において、おおそ微震(震度Ⅰ)から弱震(震度Ⅲ)の範囲にあります。

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

騒音規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表 7-1 特定施設の届出施設数

特定施設の種類	令和5年度分	累計届出施設数
1. 金属加工機械	0	34
2. 空気圧縮機等	4	673
3. 土石用破碎機等	0	0
4. 機械	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	2
6. 穀物用製粉機	0	0
7. 木材加工機械	0	4
8. 抄紙機	0	0
9. 印刷機械	0	0
10. 合成樹脂用射出形成機	0	0
11. 鋳型製造機	0	0
合計	4	713

表7-2 特定建設作業実施届出件数（令和5年度）

作 業 の 種 類	届 出 件 数
1. くい打機等を使用する作業	16
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	117
4. 空気圧縮機を使用する作業	14
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. ハックホウを使用する作業	11
7. トラクターシャベルを使用する作業	0
8. フルトローサーを使用する作業	0
合 計	158

(2) 振動規制法に基づく届出状況

振動規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表7-3 特定施設の届出施設数

特定施設の種類の種類	令和5年度分	累計届出施設数
1. 金 属 加 工 機 械	0	0
2. 圧 縮 機	0	25
3. 破 碎 機 等	0	0
4. 織 物	0	0
5. コンクリートフレックスマシン等	0	0
6. 木 材 加 工 機 械	0	0
7. 印 刷 機 械	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0
9. 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	0	0
10. 鋳 型 造 形 機	0	0
合 計	0	25

表7-4 特定建設作業実施届出件数（令和5年度）

作 業 の 種 類	届 出 件 数
1. くい打機等を使用する作業	14
2. 鋼球を使用する作業	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0
4. フレーカーを使用する作業	105
5. ハックホウを使用する作業	0
合 計	119

2 騒音・振動苦情の状況

(1) 騒音に係る苦情

騒音に係る苦情は、建設作業に伴う騒音についての相談が多くなっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-5 騒音苦情受付件数（令和5年度）

発 生 源		件 数
工場・事業場	特定工場等	0
	その他	1
建設作業	特定建設作業	6
	その他	21
自動車走行音		0
航空機	民間機	0
営 業	深夜営業	18
	その他	15
拡 声 機		2
家 庭 生 活		7
アイドリング・空ぶかし		0
そ の 他		16
合 計		86

(2) 振動に係る苦情

振動に関する苦情は、建設作業に伴う振動についての相談となっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-6 振動苦情受付件数（令和5年度）

発 生 源		件 数
工場・事業場	特定工場等	0
	その他	0
建設作業	特定建設作業	0
	その他	2
道 路 交 通		0
そ の 他		0
合 計		2

表7-7 騒音の大きさの例

音量 (デシベル)	
120	・飛行機のエンジンの近く
110	・自動車の警笛(前方2m) ・リベット打ち
100	・電車が通る時のガードの下
90	・大声による独唱 ・騒々しい工場の中
80	・地下鉄の車内 ・電車の車内
70	・電話のベル ・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭
60	・静かな乗用車 ・普通の会話
50	・静かな事務所
40	・市内の深夜 ・図書館 ・静かな住宅地の昼
30	・郊外の深夜 ・ささやき声
20	・木の葉のふれ合う音 ・置き時計の秒針の音(前方1m)

※「新日本法規発行騒音規制法の解説（三訂）編集環境庁大気保全（騒音の基礎知識）」より

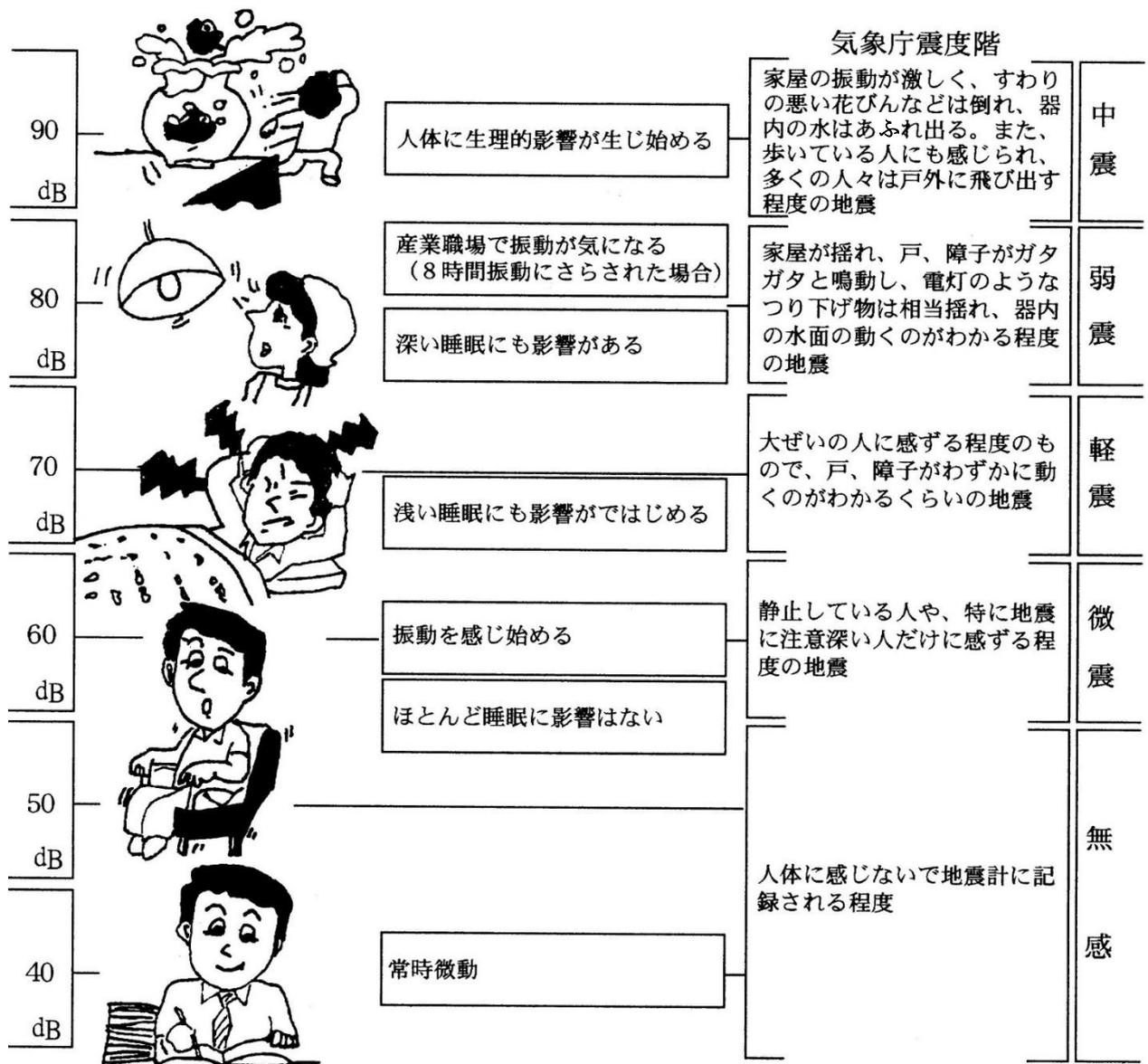


図7-1 振動による影響

[dB (デシベル) とは]

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

3 自動車交通騒音

都市騒音の中でも大きな騒音源となっているのが自動車による交通騒音です。自動車が日常生活に欠かすことのできない交通手段となっている現在、多かれ少なかれその影響は市民生活にも及びます。

市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っています。令和5年度は、幹線道路9区間（延長11.7km）に面する地域について、7,761戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）の達成状況の評価を行いました。7,761戸のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは7,745戸（99.79%）でした。

[自動車騒音 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

4 航空機騒音

(1) 那覇空港の沿革

那覇空港は那覇市の中心から西南西6kmの位置にあって、昭和8年旧日本軍により小禄飛行場として建設されましたが、昭和11年、当時の逓信省航空局が内地～台湾間に民間定期航空を就航させるため、約4万坪を買収拡張し、その後、那覇飛行場として使用していました。

昭和16年、太平洋戦争が勃発し、翌年には海軍が管轄し、海軍小禄飛行場と改称され、昭和19年頃からは軍専用飛行場の色が濃くなりました。

昭和20年6月、米軍の沖縄占領とともに飛行場もその管理下におかれ、その施設も大々的に拡張されて今日の姿となりました。

昭和23年に至り、米軍施政権のもとに、外国民間定期航空が乗り入れを始めましたが、我が国の民間航空は昭和29年から国際線定期として運行を始めました。

昭和47年5月15日、沖縄県の本土復帰に伴い飛行場は長い間の米軍管理の手を離れ運輸省所管の第二種航空空港に指定（運輸省告示236号）され、名称も那覇空港と改められました。一方、米軍施設の一部が自衛隊に引き継がれ、自衛隊機の編隊飛行、離着陸訓練等と県内離島線、国内線、国際線がひしめく特異な空港となっています。

平成28年1月31日には、那覇空港を共用している航空自衛隊那覇基地の戦闘機部隊改編による2個飛行隊化に伴い、自衛隊機が増加配備されています。

また、令和2年3月より第2滑走路が供用開始されました。

航空機騒音の測定については、沖縄県が固定局5局で航空機騒音常時監視オンラインシステムを取り入れ、航空機騒音の常時監視を実施しています。（No.5.豊崎局が、平成28年2月15日に新設、測定が開始されています。）

(2) 那覇空港の施設の概要

※国土交通省大阪航空局ホームページ参照

- ① 所在地 沖縄県那覇市安次嶺531番地の3
- ② 標高 3.3m
- ③ 面積 330.0ha (沖縄県HPより)
- ④ 滑走路 (A) 長さ 3,000m 幅 45m
(B) 長さ 2,700m 幅 60m (令和2年3月より供用開始)
- ⑤ 運用 24時間

(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域

- ① 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定
 - ア 昭和50年6月17日「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定。
 - イ 昭和52年9月28日告示(運輸省第484号)にて、那覇空港周辺の騒音対策区域として、第1種区域を指定。(図7-2 図中の既存区域)
 - ウ 平成27年5月1日告示(国土交通省第623号)にて、第1種区域を追加指定。(図7-2 図中の新規拡大区域)

表7-8 特定飛行場周辺の騒音対策区域の区分

区分	基準値	騒音対策
第1種区域	Lden62dB以上 (WECPNL75以上)	(住宅の騒音防止工事助成対象区域)
第2種区域	Lden73dB以上 (WECPNL90以上)	(移転の補償等対象区域)
第3種区域	Lden76dB以上 (WECPNL95以上)	(緑地帯その他の緩衝地帯整備対象区域)

(注) Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

航空機騒音の評価指標となる騒音値及びその算定方法として、平成25年4月1日より、従来採用されていた評価単位「WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)」から変更されました。従来より精緻に、より実態に即した航空機騒音の評価が可能です。

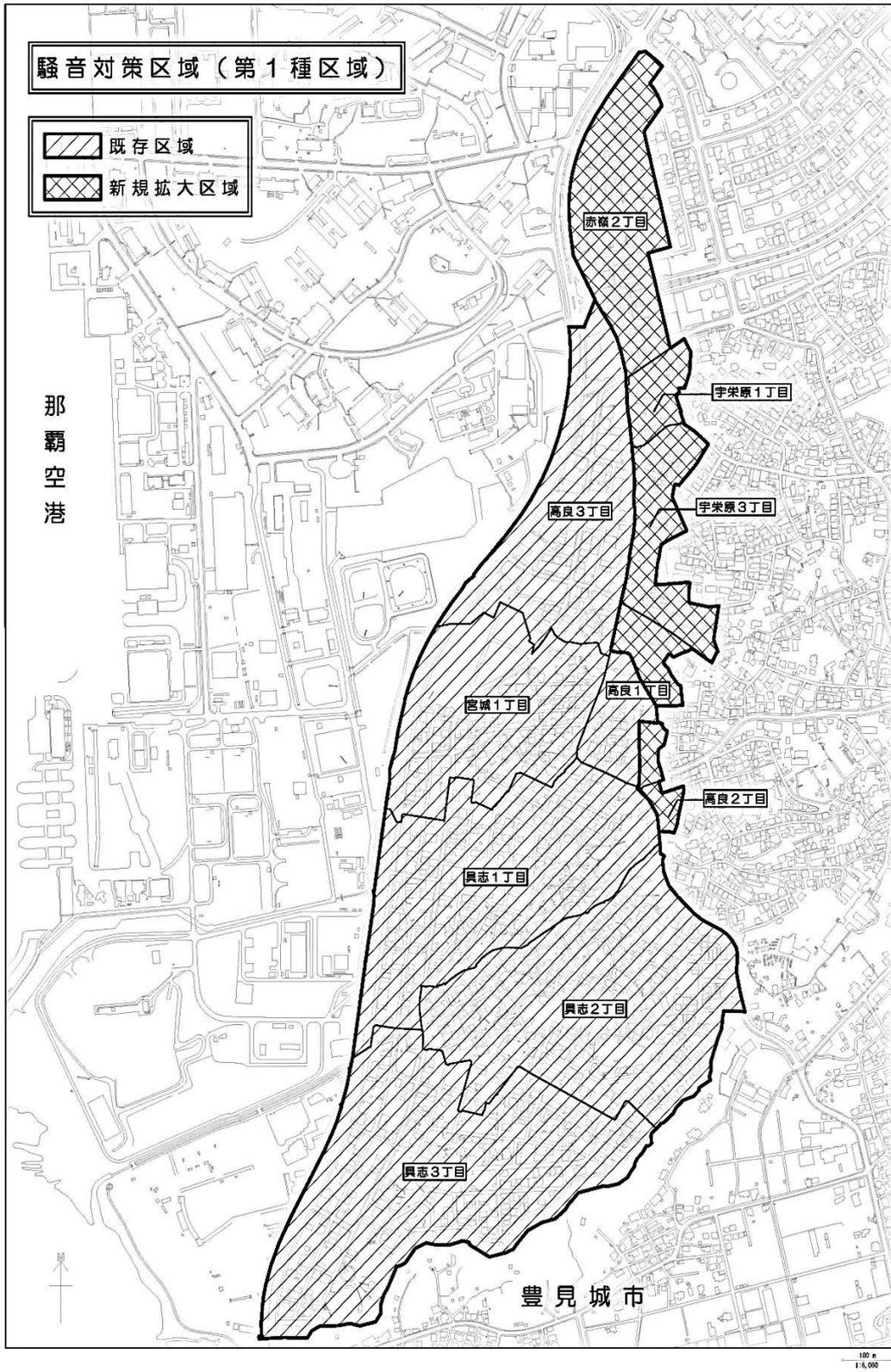


図7-2 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく第1種区域図

② 環境基準の設定

沖縄県が昭和58年3月28日に航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定を行い、同空港周辺の監視測定調査を実施しています。

表7-9 航空機騒音に係る環境基準の地域類型について

地域類型	環境基準値（注1）	あてはまる地域（注2）
I	57dB以下	・第1種、第2種低層住居専用地域及び 第1種、第2種中高層住居専用地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	62dB以下	・第1種、第2種及び準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域並びに工業地域

（注1）環境省告示平成19年環告第114号（平成25年4月1日施行）により、Ldenへ変更。

（注2）あてはまる地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域です。

表7-10 令和5年度 月毎の航空機騒音測定結果（速報値）

測定局名	環境基準 (Lden)dB	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	旧環境基準 (WECPNL)												
那覇浄化 センター	62	50	49	52	51	49	48	50	51	49	49	50	50
	75	64	63	64	64	62	62	64	66	64	63	64	65
具志	57	53	53	54	52	53	52	53	57	57	57	55	57
	70	68	68	69	67	68	67	67	71	71	72	69	72

備考 沖縄県が設置している測定局について、速報値を掲載しています。

※沖縄県環境部環境保全課ホームページ参照

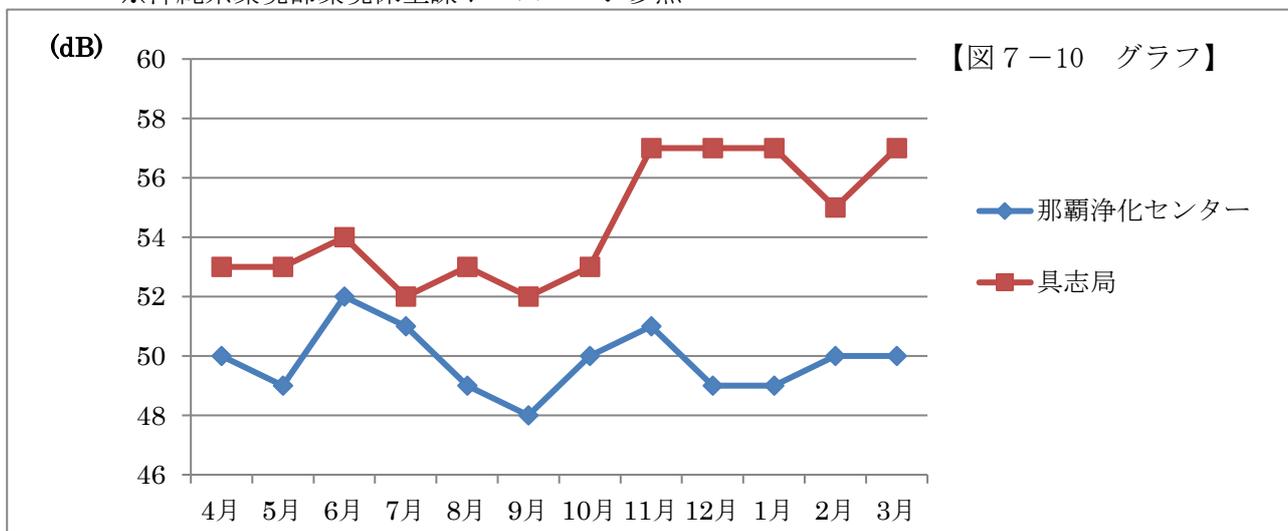




図 7-3 環境基準地域類型及び県の航空機騒音測定地点

備考 令和5年度の航空機騒音測定結果を示しています。（前ページ、表7-10 関連）

表 7-11 航空機騒音測定結果の概要

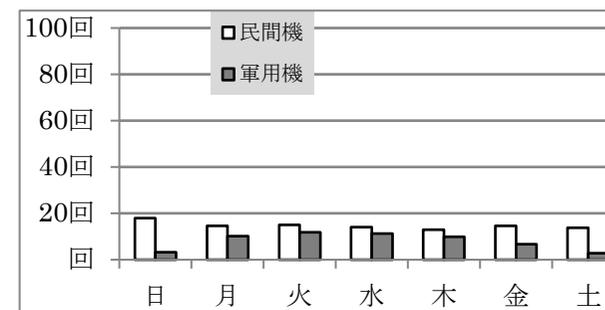
測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden (dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大ピーク レベル (dB)	平均ピーク レベル (dB)	測定期間内 平均 Lnight (dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数
No.	測定局名	類型	Lden (dB)									
1	那覇浄化センター	II	62	50 (50)	64 (64)	22.1 (21.4)	97.4(102.4)	76.0 (76.2)	29 (32)	7分32秒	R5/4/1 ~ R6/3/31	366
2	具志	I	57	55 (52)	70 (67)	113.0(86.8)	100.8(100.0)	74.6(73.2)	32 (36)	36分12秒		365

※ 平成 25 年 4 月 1 日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標が WECPNL から Lden に変更となっている。
 ※ 測定期間内平均 WECPNL、1日あたりの騒音発生回数、最大ピークレベル及び平均ピークレベルの()内は令和 3 年度の値を示す。

表 7-12 民間機・軍用機の曜日別平均騒音発生回数

No.	測定局名	種別	日	月	火	水	木	金	土	平均
1	那覇浄化センター	民間機	17.9	14.6	15.1	14.1	12.9	14.6	13.8	14.7
		軍用機	3.3	10.2	11.8	11.3	9.9	6.7	2.8	7.4
2	具志	民間機	71.5	82.9	86.2	91.5	99.5	93.6	90.3	87.9
		軍用機	18.2	30.7	33.1	31.3	29.7	25.7	17.6	25.1

【図 7-12 No.1 那覇浄化センター】
表 7-12 をグラフ化



【図 7-12 No.2 具志】 表 7-12 をグラフ化

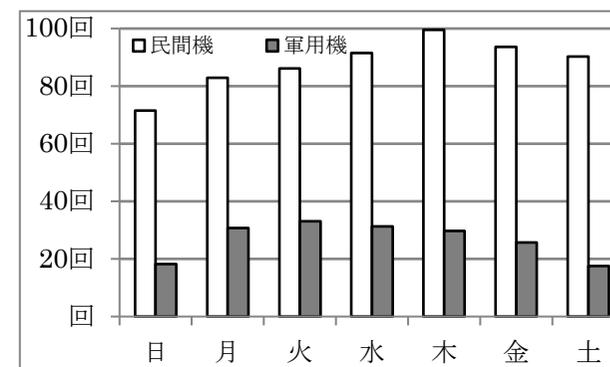


表 7-13 時間帯別月平均騒音発生回数

測定地点/時間帯		N1(0時~7時)		N2(7時~19時)		N3(19時~22時)		N4(22時~24時)		終日
No.	測定局名	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数
1	那覇浄化センター	2.8	0.4%	571.0	84.6%	96.4	14.3%	4.9	0.7%	675.2
2	具志	20.5	0.6%	2935.5	85.2%	478.9	13.9%	11.2	0.3%	3,446.1

【図 7-14 グラフ】

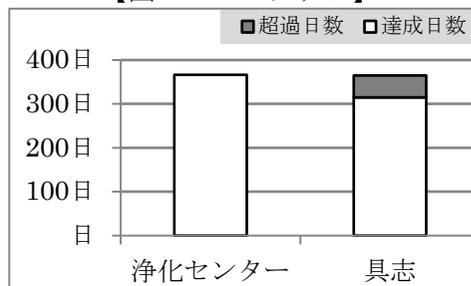


表 7-14 環境基準超過日数の割合

	浄化センター	具志
測定日数	366	365
達成日数	366	315
超過日数	0	50
超過率(%)	0	13.7

(4) 環境対策

住宅騒音防止対策事業

那覇空港は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）に基づく同法施行令（昭和42年9月7日政令第284号）により、昭和50年6月17日、「特定飛行場」の指定を受けました。

昭和52年9月28日告示（運輸省第484号）にて、那覇空港に係る騒音対策区域の「第1種区域」として、宮城一丁目、具志一丁目、二丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び三丁目の一部（およそ県道231号線より空港側）が指定されました。（図7-2 図中の既存区域）

これに伴い、昭和52年9月28日以前の建築家屋を対象とする住宅騒音防止対策事業（国庫補助）を、昭和52年度から実施しています。

また、平成3年からは、昭和57年3月30日以前の建築家屋（告示日後住宅）も対象となり、事業が拡大しました。

更に、平成27年5月1日告示（国土交通省第623号）にて、「第1種区域」として、赤嶺二丁目、宇栄原一丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び二丁目の一部が追加指定され、事業対象区域が拡大しています。（図7-2 図中の新規拡大区域）

住宅騒音防止工事のうち、防音工事については、一定額までは全額が国の補助、一定額を超える部分は限度額の範囲内で国が50%、市が50%を負担し、限度額を超える部分は住民が負担する助成制度となっています。令和5年度は4件、昭和52年からの累計で2,231件の助成を行いました。

一方、平成元年からは、「防音工事」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事①）の助成が始まり、平成3年からは、告示日後住宅においても更新工事①の助成を行っています。

また、平成11年度からは、「更新工事①」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事②）の助成を行い、更に平成22年度からは更新工事③（更新工事②実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷暖房機を取替工事）、令和5年度からは更新工事④（更新工事③実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷暖房機を取替工事）の助成も行っています。

令和5年度は、更新工事②2台、更新工事③2台、更新工事④5台合計9台の助成を行いました。

[那覇空港周辺における住宅防音工事について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

5 悪臭

(1) 悪臭とは

悪臭とは、不快で生活環境を損なうおそれのある臭いの総称です。悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境の保全や健康の維持につながります。

(2) 悪臭防止法による規制

昭和53年3月、沖縄県では悪臭防止法による規制地域の指定、及び規制基準の設定がなされました。那覇市における規制方法は、従来、アンモニアや硫化水素など特定の22悪臭物質ごとの濃度で規制する「特定悪臭物質規制」を採用していましたが、様々な物質の臭いが混ざり合った複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」を平成18年4月から導入しています。

① 規制対象

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。工場だけでなく、飲食店、事務所なども対象です。

事業者は、敷地境界線上・気体排出口・排出水における規制基準を守らなければなりません。

② 規制地域

工場、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域を、用途地域ごとに区域分けし規制地域として指定しています。（表7-15）

表7-15 用途地域ごとの規制地域区域分け

A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域
B区域	準工業地域、工業地域

(3) 臭気指数規制基準

〔臭気指数とは〕

気体又は水の悪臭の程度を示す値であり、人の嗅覚に基づき、臭気が感知できなくなるまで希釈した場合における、希釈の倍数から求めた値です。

この方法は、においそのものを人の嗅覚で測定するため、周辺住民の悪臭に対する被害感（感覚）と一致しやすいというメリットがあります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

悪臭防止法に基づく規制基準は表7-16 のとおりとなっています。

表7-16 用途地域ごとの規制地域区域分け（表7-15）における臭気指数規制基準

	敷地境界線上	排出水
A区域	15	31
B区域	18	34

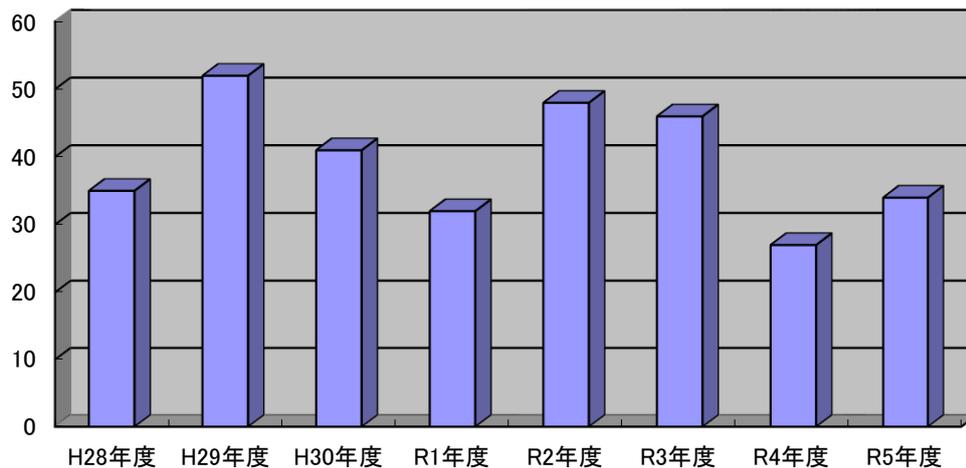
(4) 悪臭に関する苦情

最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、一般家庭の日常生活における排水や飲食店などサービス業からの、いわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が急激に増加しています。悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められているのです。

また、野外焼却(野焼き)による悪臭の苦情も毎年発生しています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「那覇市公害防止条例」において禁止されている為、環境政策課と協力して禁止の普及啓発を行っています。

表7-17 悪臭に関する苦情の件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	35	52	41	32	48	46	27	34



【図7-17 グラフ】



第8章 大 気

1 概 要	128
2 測定結果	129
(1) 二酸化硫黄	
(2) 二酸化窒素	
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)	
(4) 一酸化炭素	
(5) 光化学オキシダント	
(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)	
(7) 有害大気汚染物質	



1 概要

那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染に係る環境基準の定められている二酸化硫黄や二酸化窒素等の物質を測定しています。令和5年度は、光化学オキシダントが環境基準を達成できず、（表8-6）また、一酸化炭素は機器の故障により有効な測定時間を満たせませんでした。

有害大気汚染物質21物質についても、那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）で調査をしています。環境基準又は指針値が定められている13物質は、すべて基準値を達成しました。

（表8-8及び8-9）

表8-1 大気測定局の測定項目

測定局名称 所在地 測定項目	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
	那 覇	松 尾
	那 覇 市 保 健 所	琉 銀 松 尾 支 店
二 酸 化 硫 黄	○	-
二 酸 化 窒 素	○	○
一 酸 化 炭 素	-	-
オ キ シ ダ ント	▲	-
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	-
微 小 粒 子 状 物 質	○	-

○：環境基準達成 ▲：環境基準非達成 -：未測定

※両局とも平成9年度に県が開局。平成25年度に那覇市へ移管。

[那覇市大気常時監視情報 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

2 測定結果

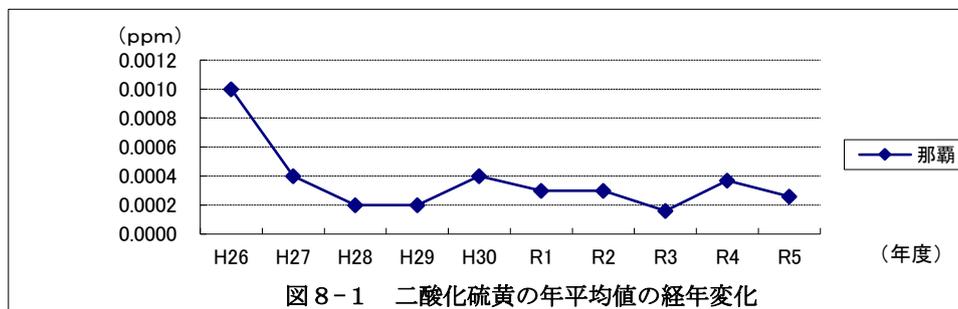
(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な大気汚染物質です。

令和5年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準（0.04ppm以下）を達成しています。

表8-2 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 覇	8,235	0.00026	0.001	適



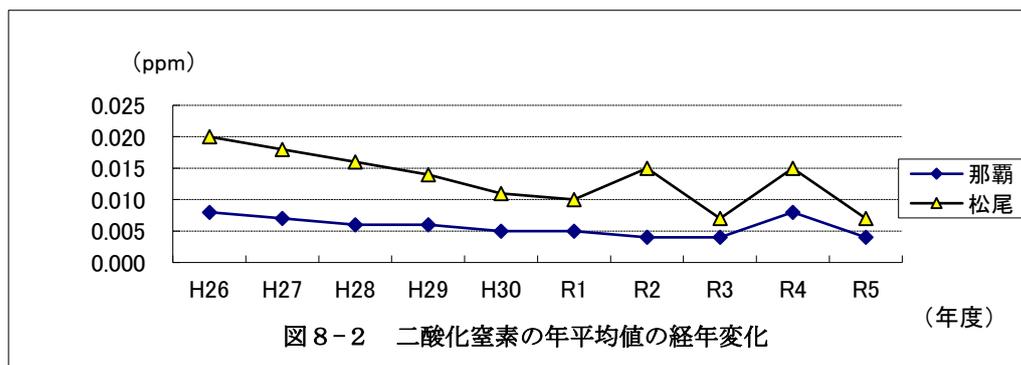
(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、物質の燃焼に伴って必然的に発生し、高濃度の場合、呼吸器に喘息性の症状を起こします。また炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線により光化学反応を起こすため、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

令和5年度の測定結果について、那覇局、松尾局ともに長期的評価による大気の汚染に係る環境基準(0.04~0.06ppm又はそれ以下)を達成しています。

表8-3 二酸化窒素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 覇	8,216	0.004	0.008	適
松 尾	7,983	0.007	0.016	適



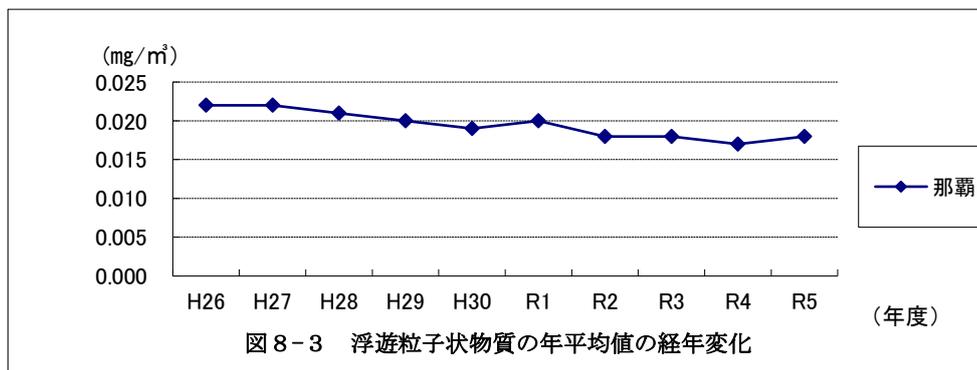
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、浮遊する粒子状の物質うち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の物質で、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となります。

令和5年度の測定結果は、長期的評価による大気汚染に係る環境基準 ($0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下) を達成しています。

表 8-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(適否)
那 覇	7,760	0.018	0.043	適



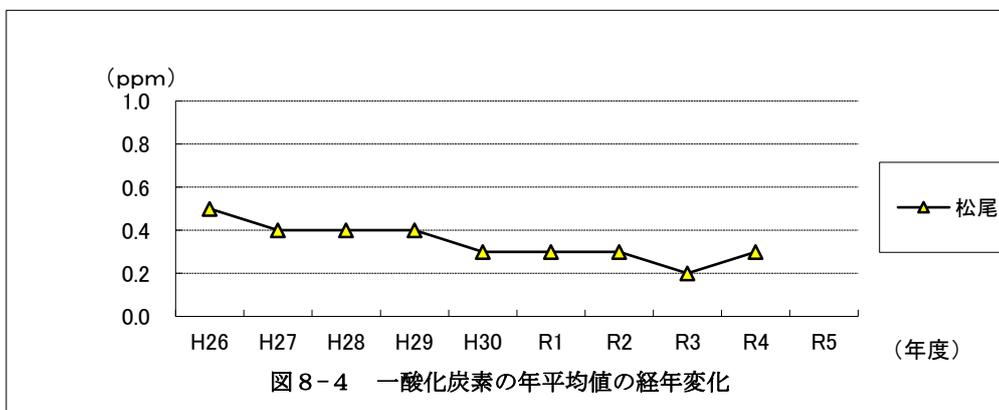
(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、不完全燃焼により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素輸送を阻害します。

令和5年度は機器の故障により有効な測定時間 (6,000時間) を満たせませんでした。

表 8-5 一酸化炭素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
松 尾	-	-	-	-



(5) 光化学オキシダント

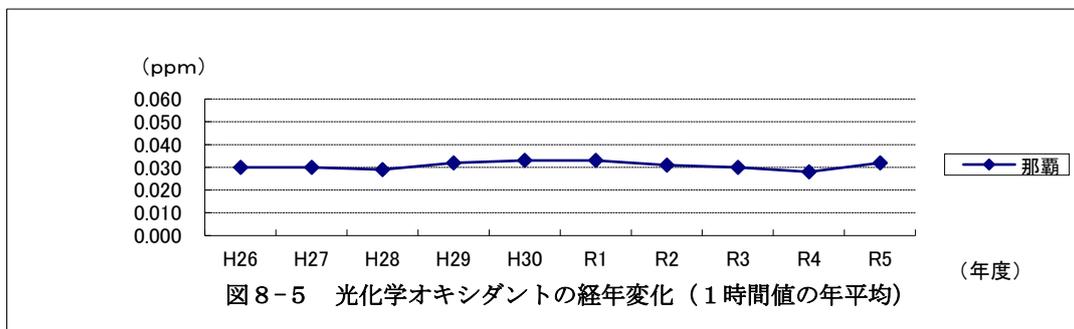
光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの総称です。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。

令和5年度における測定結果は、環境基準（1時間値0.06ppm以下）未達成で、環境基準を超過した日数は15日でした。

なお、環境基準の超過は大陸からのオゾンの移流による影響が考えられています。

表8-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の測定時間	昼間1時間値の年平均	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那覇	4,984	0.032	0.079	否



(6) 微小粒子状物質（PM2.5）

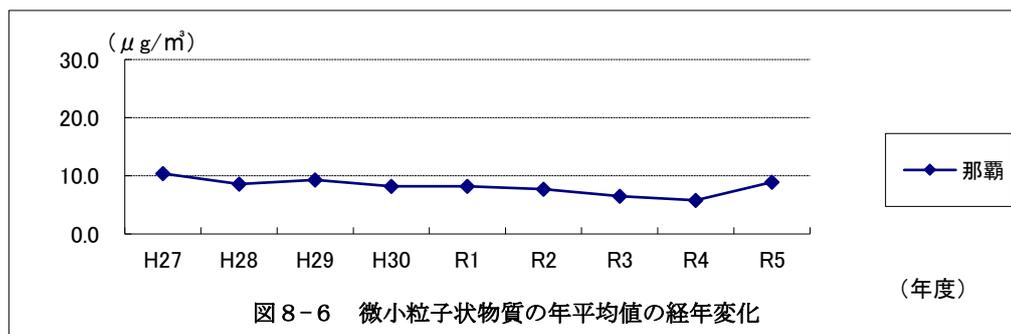
微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が2.5μm以下の非常に小さい物質です。肺の奥まで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されています。

平成26年2月に測定機を那覇局に設置しました。

令和5年度は、環境基準（1年平均値15μg/m³以下かつ1日平均35μg/m³以下）を達成しています。

表8-7 微小粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	長期的評価の適否
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(適否)
那覇	319	8.9	25.0	適



(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。環境基準が定められているベンゼン等4物質については、表8-8のとおり環境基準を達成していました。また、指針値が定められているアクリロニトリル等9物質も表8-9のとおり指針値に適合していました。ホルムアルデヒド等8物質については、表8-10のとおりベリリウム及びその化合物が全国平均を超過しましたが、その他はすべて全国平均値を下回る数値となっていました。

表8-8 環境基準が定められているベンゼン等4物質の測定結果（年平均値）

測定地点 測定項目	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	環 境 基 準 値
ベンゼン	0.580	0.73	3
トリクロロエチレン	0.016	—	130
テトラクロロエチレン	0.020	—	200
ジクロロメタン	1.2	—	150

※—：未測定

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

表8-9 指針値が定められているアクリロニトリル等9物質の測定結果（年平均値）

測定地点 測定項目	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	指 針 値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.027	—	2
塩化ビニルモノマー		0.010	—	10
クロロホルム		0.15	—	18
1,2-ジクロロエタン		0.35	—	1.6
1,3-ブタジエン		0.012	0.032	2.5
トルエン		2.2	5.3	260
水銀及びその化合物	ng/m^3	0.71	—	40
ニッケル化合物		2.0	—	25
ヒ素及びその化合物		0.59	—	6
マンガン及びその化合物		9.6	—	140

表8-10 ホルムアルデヒド等8物質の測定結果（年平均値）

測定地点 測定項目	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	全国平均値 (令和4年度)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	1.1	2.5
アセトアルデヒド		1.1	0.74	2.1
酸化エチレン		0.019	—	0.066
塩化メチル		1.4	—	1.4
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.021	—	0.015
クロム及びその化合物		1.3	—	4.3
ベンゾ [a] ピレン		0.021	0.022	0.15

第9章 ダイオキシン類

1 概要	134
2 測定結果	134



1 概要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は極めてわずかです。

現在の日本の通常的环境汚染レベルでは、ダイオキシン類によってガンになる可能性は低いものと考えられています。

令和5年度の測定結果は、全て環境基準を達成しています。（表9-1）

2 測定結果

大気および水質（河川、海域）の測定は、毎年同じ場所で継続的に実施しています。地下水及び土壌の測定は、市内を4区分（那覇、首里、真和志、小禄）し、ローリング方式で実施しています。令和5年度の対象地区は真和志地区でした。

表9-1 ダイオキシン類測定結果

測定項目		測定場所	測定回数	検出濃度範囲	環境基準値（単位）
大気	一般環境	那覇市保健所	4	0.0037～0.0095	0.6 (pg-TEQ/m ³)
水質	河川	水質	1	0.60	1 (pg-TEQ/L)
		底質	1	5.5	150 (pg-TEQ/g)
	海域	水質	1	0.15	1 (pg-TEQ/L)
		底質	1	14	150 (pg-TEQ/g)
	地下水	ハンタガー	1	0.025	1 (pg-TEQ/L)
土壌	一般環境	那覇市立松城中学校 グラウンド	1	1.9	1,000 (pg-TEQ/g)

第10章 公害苦情・公害防止

1	公害苦情・陳情	136
(1)	公害苦情・陳情の新規受理件数	
2	建築等に伴う公害防止指導状況	137
(1)	建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	
ア	協議及び指導を行う趣旨	
イ	協議及び指導内容	
ウ	事前協議の必要な建築物	
エ	提出書類	
オ	実施開始年月日	
カ	提出先	



1 公害苦情・陳情

(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数

令和5年度の公害苦情・陳情受理件数は158件で、昨年に比べて41件増加しています。内訳は下記のとおりです。

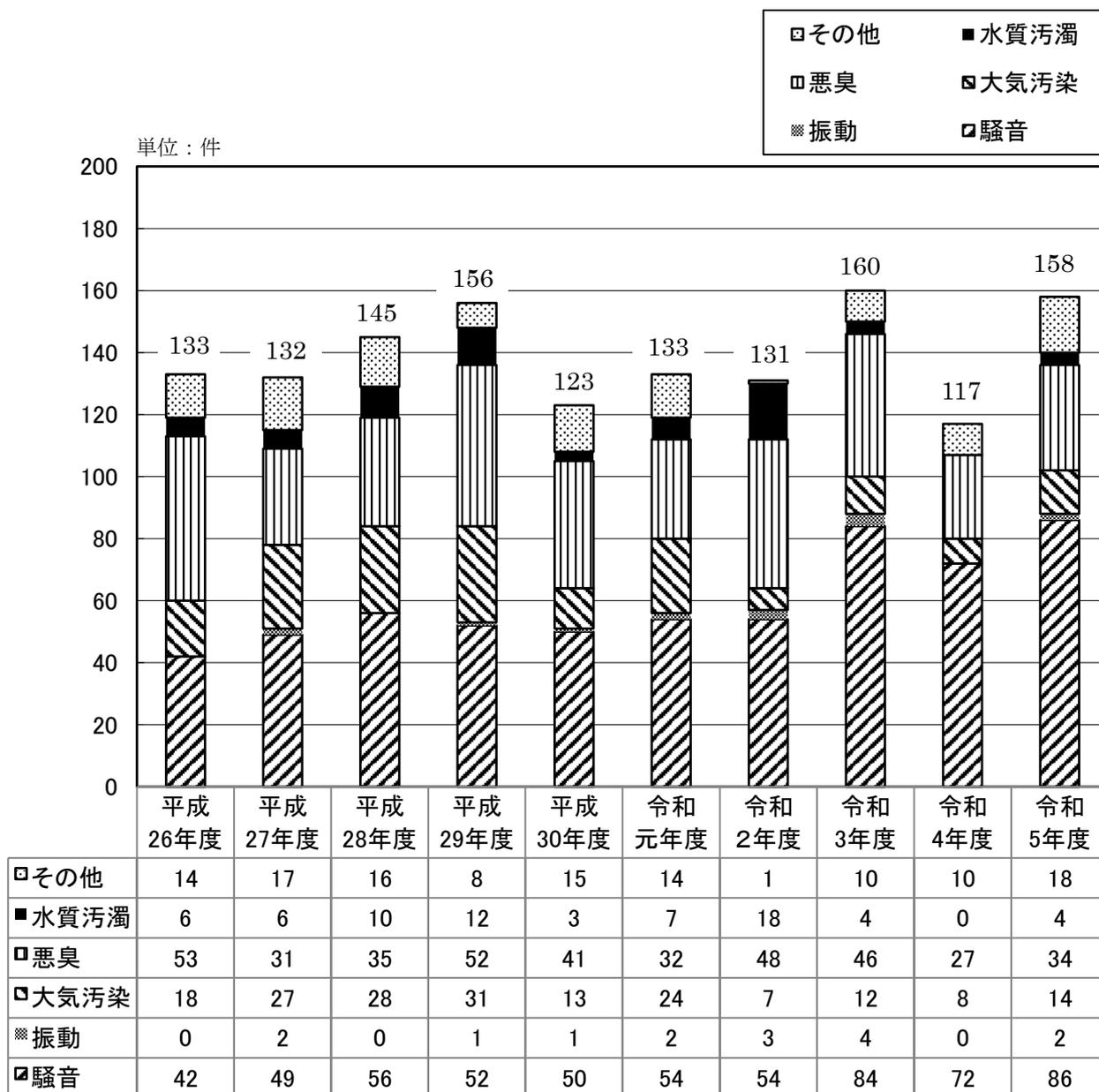


図10-1 年度/種類別公害苦情・陳情新規受理件数

2 建築等に伴う公害防止指導状況

(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について

ア 協議及び指導を行う趣旨

公害を防止するにあたり最も大切な事は、公害（紛争）が発生しないよう未然にどのように公害を防止するかということです。この制度では建築工事について、建築着工前つまり計画段階において、その建築物等の工事中又は完成後公害が発生する恐れがないかどうか、市と建築主（又は設計者等）が力を合わせて問題点を協議し、必要に応じて、市が助言、指導を行うことで公害防止に努めています。

イ 協議及び指導内容

- (ア) 工事の方法
- (イ) 機械の設置の方法
- (ウ) 公害防止及び低減方法
- (エ) 公害規則や届出方法

ウ 事前協議の必要な建築物

- (ア) 建築基準法第6条第1項に定める確認申請に該当する一般1の建築物
(例) 工場、事業所、店舗、興業場、倉庫、遊技場、共同住宅、車庫、公衆浴場、百貨店、旅館など（専用住宅、車庫付専用住宅を除く。）
- (イ) 建築基準法第18条第2項に定める計画通知に該当する公共工事に伴う建築物
(例) 学校、体育館、病院など。
※当分の間、(ア)及び(イ)の建築物の範囲とする。

エ 提出書類

- (ア) 建築等に伴う公害防止指導申請書（第1号様式）
- (イ) 建築場所付近の見取図（第2号様式）
- (ウ) 公害防止対策指導書（第3号様式）正1部・副2部
- (エ) 指導事項遵守誓約書（第4号様式）

オ 実施開始年月日 昭和61年8月1日

カ 提出先 那覇市環境部環境保全課 TEL 098-951-3229

表 10-1 令和5年度建築に伴う公害防止指導受付件数

単位：件

用途地域 建築物等の用途	住居専用地域	左記以外	合 計
長屋	23	1	24
住宅兼店舗	4	2	6
住宅兼事務所	2	3	5
共同住宅	72	22	94
共同住宅兼店舗	5	7	12
共同住宅兼事務所	2	5	7
店舗	8	8	16
事務所	3	6	9
事務所兼店舗	1	1	2
車庫	0	0	0
作業場・工場	1	0	1
倉庫	2	1	3
ホテル・旅館	0	1	1
病院	1	0	1
保育所	3	1	4
その他	28	13	41
合 計	155	71	226

第11章 墓地行政

- 1 那覇市識名霊園の維持管理業務 …………… 140
- 2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務 …… 141



(概 要)

本市では、人口増加や世帯分化の影響により個人墓地（主に家族墓）が急増し、至るところにお墓が造られてきました。また、「墓地、埋葬等に関する法律」が十分に周知されていないことから、無許可の墓地が多く、無秩序な墓地の立地が進み、墓地と住宅地が混在する市街地が増えています。

このような行政課題への対応として、快適な住環境の保全と計画的な墓地行政を行うため、平成 21 年度に学識経験者、市民、関係機関で構成された委員会を設置し、那覇市墓地等に関する基本方針の作成を行いました。

平成 24 年度に解体した北納骨堂跡地に那覇市民共同墓を建設し、平成 26 年度より供用開始しました。

また、平成 24 年 4 月 1 日より、「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限」が県知事から市長へ権限移譲されたため、当該業務を開始しています。

1 那覇市識名霊園の維持管理業務

昭和 31 年に識名、繁多川、真地一帯の高台 35.0ha が墓苑として都市計画決定され、その内 3.92ha を那覇市識名霊園として整備しました。

那覇市識名霊園内墓地区画及び那覇市民共同墓の概要については、表 11-1 のとおりです。

環境保全課では同霊園内施設の維持管理と使用許可を行っています。

表 11-1 識名霊園施設一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

種 別	施設名称	面積 (㎡)	墓地・部屋数	所在地	使用料	築造年度
墓 地	A 地区	7,339.14	480	識名2-448	49,600円/㎡	昭和44年
	B 地区	983.4	65	真地446	〃	昭和54年
	C 地区	1,789.9	140	繁多川5-240-1	〃	昭和57年
	D 地区	427.39	23	繁多川5-240-1	〃	昭和60年
	E 地区	796.68	31	繁多川5-240-1	〃	昭和43年
	計	11,336.51	739			
納骨堂	那覇市民 共同墓	915.64	4,424	繁多川5-21-24	25,000円～	平成26年
	参拝室		2		500円/時間	
事務所	識名霊園 管理事務所	177.31	1	繁多川5-21-24		平成26年
合 計		12,429.46㎡				

[那覇市民共同墓 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とするものであり、主な業務（実績）は下表（11-2、11-3）のとおりです。

表11-2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 墓地経営許可に伴う意見書の交付 平成24年度より墓地経営許可証の交付	44	84	60	52	67
② 法第9条に該当する死亡人葬祭業務	5	6	11	22	39
③ 無縁遺骨等の改葬許可	21	43	42	46	13
④ 無縁遺骨収容 (保護課等からの依頼による)	24	24	40	46	32
⑤ 無縁遺骨返還	5	2	5	10	11
合 計	99	159	158	176	162

- ① 個人墓等の建設申請に対する許可証交付件数
 ② 引取り手のいない死亡人の葬祭件数
 ③ 工事現場等から発見された不明（無縁）遺骨を埋蔵させるための許可証交付件数
 ④ 火葬後、引取り手がいないため、無縁遺骨仮安置所へ収容した件数
 【無縁遺骨仮安置所慰霊祭（年1回11月頃に実施）】
 ⑤ 仮安置されていたお骨の身内による引取り件数

表 11-3 いなんせ斎苑の火葬件数

いなんせ斎苑は、那覇市と浦添市で建設した火葬場で、南部広域市町村圏事務組合が管理運営を行っています。

（単位：件）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 死 体	4,305 (2,523)	4,401 (2,575)	4,661 (2,689)	5,122 (3,169)	3,924 (3,012)
② 改 葬	283 (167)	397 (283)	276 (186)	314 (216)	554 (465)
③ 肢 体	44 (29)	53 (36)	46 (32)	32 (21)	28 (21)
戦没者遺骨	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	4,632 (2,719)	4,851 (2,894)	4,983 (2,907)	5,468 (3,406)	4,506 (3,498)

※（ ）内は那覇市の件数

※浦添市と那覇市の①死亡者の火葬総件数（死産児含む）、②お骨の移動に伴い状況の悪いお骨や土葬されたお骨の火葬総件数、③壊死・事故等により切断された体の一部の火葬総件数

[施設概要](#) | [まるごと! なんぶ 沖縄](#) | [南部広域市町村圏事務組合 \(okinawa-nanbu.jp\)](#)



第12章 廃棄物

1	概要	144
2	ごみ処理の基本方針	145
3	令和5年度一般廃棄物処理実施計画	145
	(1) 基本方針（4Rの推進）	
	(2) ごみの減量・資源化計画	
4	今後の展開及び課題等	149
	(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
	(2) 資源化物の分別の徹底	
	(3) 資源化物の持ち去り対策	
	(4) 収集・運搬	
	(5) ごみ処理施設	
	(6) 不法投棄ごみ対策	
	(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
	(8) 在宅医療廃棄物への対応	
	(9) 災害ごみへの対策	
	(10) 産業廃棄物への対応	
5	ごみ処理等状況	151
	(1) 形態別ごみ収集状況	
	(2) ごみ種別、処理状況	
	(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
	(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移	
	(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況	
	(6) ごみ質試験成績	
	(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流量）	
6	分析測定結果	158
	(1) 一般廃棄物中間処理施設（ダイオキシン類・ばい煙濃度）	
	(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）	
	(3) (旧)一般廃棄物最終処分場周辺及び浸出水処理施設の原水（ダイオキシン類）	
	(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水下水道放流施設（浸出水の水質）	
7	し尿処理状況	162
	(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8	産業廃棄物対策事業	163
	(1) 概要	
	(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
	(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
	(4) 許可等の実施状況	
	(5) 立入調査の実施状況	



1 概要

本市の年間ごみ総処理量は令和5年度実績で96,780 tです。その内、家庭系ごみは63,198 t (65.3%)、事業系ごみは33,581 t (34.7%)です。形態別ごみ量では、可燃ごみ81,739 t (84.5%)、不燃・危険ごみ1,987 t (2.1%)、粗大ごみ1,588 t (1.6%)、適正処理困難物168 t (0.2%)、資源ごみ11,296 t (11.7%)となっています。

ごみの減量化及び適正処理に向けた施策の経過としては、平成3年2月、ごみ減量・資源化実行計画を策定し、同年をごみ減量元年と位置づけ、集団回収団体の育成をはじめ、クリーン指導員制度を導入し、ごみ問題三者連絡協議会を設置しました。また、平成4年度には資源ごみの拠点回収を開始し、平成5年度には「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を制定しました。平成7年度にはリサイクルプラザの完成とともに、ごみの5種類分別を開始しています。

5種類分別実施後、ごみの減量・資源化に1割程度の効果が見られましたが、その後は横這いの状態が続き、依然として可燃ごみ全量の独自処理体制が確保できない状況にありました。

このため平成11年10月には、より一層のごみ減量・資源化を図るため、「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

計画に基づく重点施策として、平成12年10月から門口収集を開始し、平成14年4月から家庭ごみの有料化を実施するとともに、平成15年4月から容器包装リサイクル法に基づきペットボトルの資源化を実施しています。

平成17年12月より那覇・南風原クリーンセンターの試運転開始に伴い、廃プラスチック、ゴム、皮革製品などを燃やすごみに移行するとともに、家庭などから排出される草木を資源化物として位置づけ、無料定期収集を開始し、これまで混合収集していた、かん・びん・ペットボトルを単品収集することにより、それぞれの資源化率の向上に努めています。

平成28年4月より一般家庭から排出されるスプリング入りマットレス及びソファの収集運搬等を開始し、スプリングを除いた選別残渣を那覇・南風原クリーンセンターへ搬入しています。

事業系ごみについては、ごみ減量・資源化施策の一環として事業系一般廃棄物処理手数料の定期的な見直し及び改定を実施しています。

環境施設は、平成18年4月に一般廃棄物中間処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」が本格稼働し、平成19年4月に新一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」、平成19年7月に還元施設「環境の杜ふれあい」、平成23年4月に資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」が供用開始されたことにより整備体制が構築されました。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者による収集運搬体制をとり、平成16年4月までは市の中継層で破砕・一時貯留した後、委託投入船により喜屋武岬沖南方52海里（北緯25度15分、東経127度22分）に海洋投入処分をしていました。平成16年5月から海洋投入処分をやめ、倉浜衛生施設組合（宜野湾市水苑）へ陸上処理を委託しました。

平成18年度から「那覇市し尿等下水道放流施設」の整備を開始し、平成20年4月から供用開始されたことに伴い本市のし尿及び浄化槽汚泥は当施設へ投入し、希釈処理等を施した後、公共下水道へ放流することで適正に処理しています。

令和5年度における年間し尿等収集量は、4,308k1（し尿 1,338k1、浄化槽汚泥 2,970k1）となっており、年々減少する傾向にあります。

また、平成25年4月から中核市移行に伴い沖縄県から委譲された産業廃棄物、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務等については、業務の向上を図り、ごみの減量、再利用の推進及び適正処理の確保のため、排出事業者及び処理業許可業者等への指

導等を行っています。

※個別のごみ量と合計の量は、端数処理の関係で一致しない場合もあります。

2 ごみ処理の基本方針

- (1) 市・市民・事業者で実現する資源循環型都市づくりの推進
- (2) 発生抑制の最優先と再利用の徹底を図るシステムの構築
- (3) 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3 令和5年度一般廃棄物処理実施計画

本市は、令和5年度一般廃棄物処理実施計画において、次のとおりごみの発生・排出抑制計画（減量化計画）を定めています。

(1) 基本方針（4Rの推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び4Rの周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校4年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り4Rを推進する。

③ 4R推進コンクール

ごみの減量及び資源化について考え、4Rを主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学校を対象としたコンクールを実施する。

④ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

(2) ごみの減量・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6区分14種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

[家庭ごみ分別 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

[そ大ごみ | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレイ等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

[食品トレイ等の店頭回収について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」(パンフレット)も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

[家電 4 品目 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

- b パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

(ウ) 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

[パソコンの処分について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

ケ リフォームごみについて

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

[事業系ごみ | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2 区分 5 種類分別【燃やすごみ(資源化できない紙類・生ごみ(以下「食品残渣」という。))・木製品、資源化物(古紙・草木)】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

[事業所から排出される資源ごみ\(缶、びん、ペットボトル\)の処理について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙(機密文書及び雑がみを含む)は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べ

きり協力店登録制度」を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

[那覇市おいしい食べきり協力店登録制度 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

[食品ロスポータルサイト（～食べ物を捨てない社会へ～）の公開について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

[大規模事業所 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

[産業廃棄物排出事業者の責務 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的を実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等について当該廃棄物については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

4 今後の展開及び課題等

(1) ごみの発生抑制・排出の抑制

持続可能な循環型社会の構築を進める上で、ごみ減量・資源化施策を展開するためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムによるライフスタイルや、「リサイクルするからごみを捨ててもかまわない」という考え方を改め、「いかにごみの発生を抑制するか」を第一に考え、4つの行動理念、4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取り組みを市・市民・事業者が協働して今後とも継続して推進していく必要があります。

(2) 資源化物の分別の徹底

資源化物が確実にリサイクルされ有効に利用されるためには、分別排出の徹底が不可欠です。市民及び事業者のごみ出しモラル向上のため、広報・啓発活動を積極的に行う必要があります。

[資源化物（缶・びん・ペットボトル、草・木、紙・布） | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

(3) 資源化物の持ち去り対策

本市では平成20年度に条例で、資源化物の無断持ち去りを禁止し、職員でパトロールを行い、啓発、指導、勧告・命令・過料を行っています。また、家庭から排出された資源化物が行政回収前に持ち去られてしまうことを防止するため、平成26年度より「資源化物持ち去り防止拠点回収事業」を開始しています。

[資源化物の持ち去りについて | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

(4) 収集・運搬

収集・運搬の課題としては、危険ごみの混入防止対策として排出段階での分別の徹底を図ることの他、さらなるごみの減量・資源化を推進するため、段階的に分別収集区分の見直しを実施していくこと等があります。また、多様化する市民ニーズへ対応できるシステムの整備や、環境に配慮した収集運搬体制の整備も必要です。

(5) ごみ処理施設

那覇市は南風原町と共同で一部事務組合を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて一般廃棄物の中間処理を行っています。本施設は一般廃棄物を適正に処理するとともに、施設の特徴として、①環境を考える学習の場、②万全の環境対策、③資源化物の再利用、④最終処分量の削減、⑤県内最大の廃棄物発電施設を備えています。今後は長期的に緻密な計画管理を行うことにより、施設の長寿命化・延命化を図る必要があります。

(6) 不法投棄ごみ対策

適正処理の妨げとなる不法投棄への防止対策として、巡回・監視活動、市民への啓発活動、投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があります。改善策を講じる必要があります。

(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応

収集運搬、破碎・焼却処理及び最終処分に困難をきたすものや作業上の危険性や困難性をも

つものなどを適正処理困難一般廃棄物に指定しており、今後は、拡大生産者責任の趣旨を踏まえ、事業者と行政が連携して回収ルートの整備に取り組む必要があります。

(8) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療の進展に伴い、家庭から排出される医療用廃棄物も増加することが予想され、在宅医療廃棄物の取扱いを明確にし、安全な適正処理が行える体制を整備する必要があります。

(9) 災害ごみへの対策

台風、水害、災害等大規模な災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに、かつ円滑に処理する体制の確保が必要です。

(10) 産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い県から移譲された産業廃棄物業務等については、一般廃棄物と同様に資源循環型社会の実現に向けてごみ減量・再資源化を推進するため、その処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化していく必要があります。



5 ごみ処理等状況

(1) 形態別ごみ収集状況

本市は、収集運搬計画におい収集形態を直営、委託業者、許可業者、直接持込に区分しています。表 12-1 に形態別ごみ収集状況を示します。

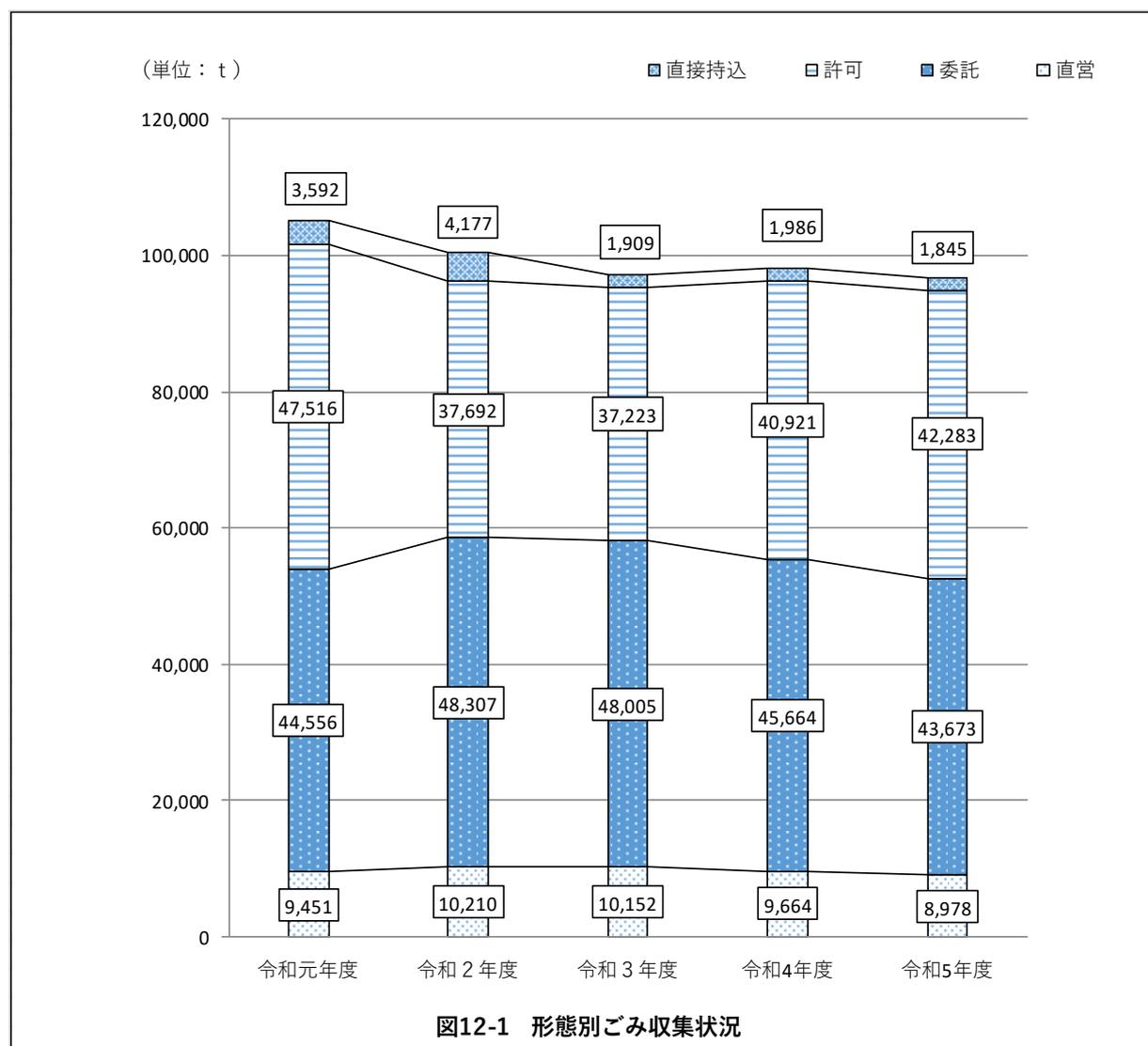
表 12-1 形態別ごみ収集状況 (単位：t)

年度 形態	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比
直営	9,451	9.0%	10,210	10.2%	10,152	10.4%	9,664	9.8%	8,978	9.3%
委託	44,556	42.4%	48,307	48.1%	48,005	49.3%	45,664	46.5%	43,673	45.1%
許可	47,516	45.2%	37,692	37.5%	37,223	38.3%	40,921	41.7%	42,283	43.7%
直接持込	3,592	3.4%	4,177	4.2%	1,909	2.0%	1,986	2.0%	1,845	1.9%
合計	105,113	100.0%	100,386	100.0%	97,289	100.0%	98,235	100.0%	96,779	100.0%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

※「許可」は、事業系ごみと家庭系ごみの混合値となっています。

※「直接持込」は、家庭系ごみと事業系ごみの合算値となっています。



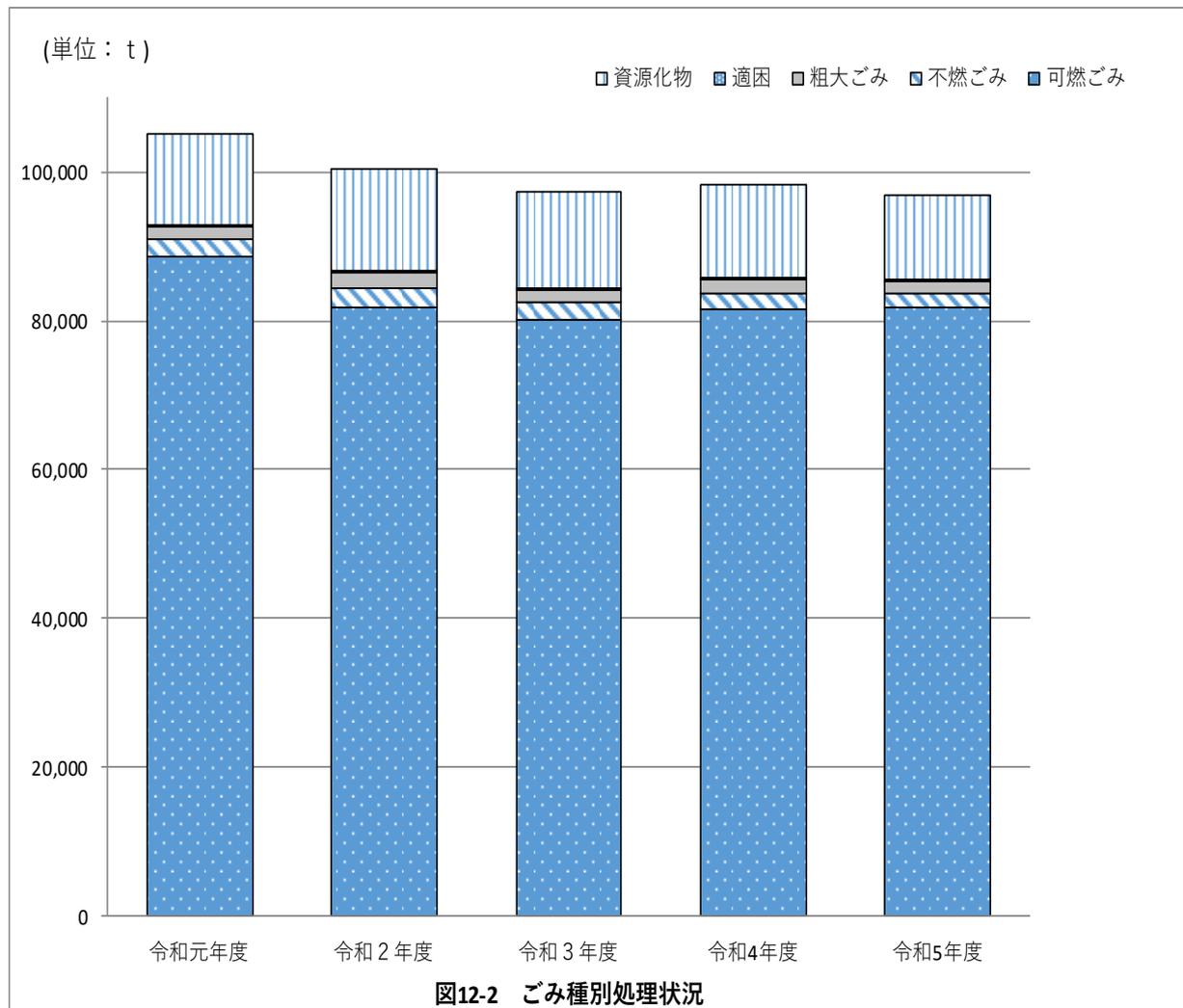
(2) ごみ種別、処理状況

表 12-2 にごみ種別ごとの処理状況を示します。

表 12-2 ごみ種別ごとの処理状況 (単位：t)

種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
可燃ごみ	88,513	△ 1.2%	81,742	△ 7.6%	80,134	△ 2.0%	81,607	1.8%	81,739	0.2%
不燃ごみ	2,385	1.7%	2,654	11.3%	2,362	△ 11.0%	2,033	△ 13.9%	1,987	△ 2.3%
粗大ごみ	1,725	0.5%	2,097	21.6%	1,658	△ 20.9%	1,835	10.7%	1,588	△ 13.5%
適困	213	30.0%	239	12.1%	236	△ 1.3%	211	△ 10.6%	168	△ 20.4%
資源化物	12,277	9.1%	13,653	11.2%	12,898	△ 5.5%	12,549	△ 2.7%	11,296	△ 10.0%
合計	105,114	0.0%	100,385	△ 4.5%	97,288	△ 3.1%	98,235	1.0%	96,778	△ 1.5%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



(3) 年度別、月別ごみ搬入状況

表 12-3 に、年度別・月別のごみ搬入状況（処理量の推移）を示します。

表 12-3 年度別・月別ごみ搬入状況

(単位：t)

年度 月	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
4月	9,026	4.7%	8,293	△ 8.1%	8,397	1.3%	8,104	△ 3.5%	7,734	△ 4.6%
5月	8,908	△ 0.2%	8,396	△ 5.8%	8,240	△ 1.9%	8,294	0.7%	8,441	1.8%
6月	8,015	△ 4.2%	8,699	8.5%	7,904	△ 9.1%	8,066	2.0%	7,928	△ 1.7%
7月	9,330	2.8%	8,667	△ 7.1%	8,335	△ 3.8%	8,137	△ 2.4%	8,063	△ 0.9%
8月	9,238	△ 1.6%	8,420	△ 8.9%	8,645	2.7%	8,836	2.2%	9,035	2.3%
9月	8,585	6.2%	8,424	△ 1.9%	7,762	△ 7.9%	8,022	3.3%	7,985	△ 0.5%
10月	8,655	△ 14.9%	8,147	△ 5.9%	7,627	△ 6.4%	8,009	5.0%	8,107	1.2%
11月	8,094	△ 3.3%	7,870	△ 2.8%	8,142	3.5%	7,996	△ 1.8%	7,655	△ 4.3%
12月	9,715	4.6%	9,234	△ 5.0%	8,941	△ 3.2%	8,963	0.2%	8,251	△ 7.9%
1月	8,779	1.8%	7,989	△ 9.0%	7,921	△ 0.9%	8,207	3.6%	8,169	△ 0.5%
2月	7,721	1.3%	7,304	△ 5.4%	6,863	△ 6.0%	7,218	5.2%	7,468	3.5%
3月	9,046	5.8%	8,940	△ 1.2%	8,514	△ 4.8%	8,382	△ 1.6%	7,943	△ 5.2%
合計	105,113	0.0%	100,383	△ 4.5%	97,291	△ 3.1%	98,234	1.0%	96,779	△ 1.5%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

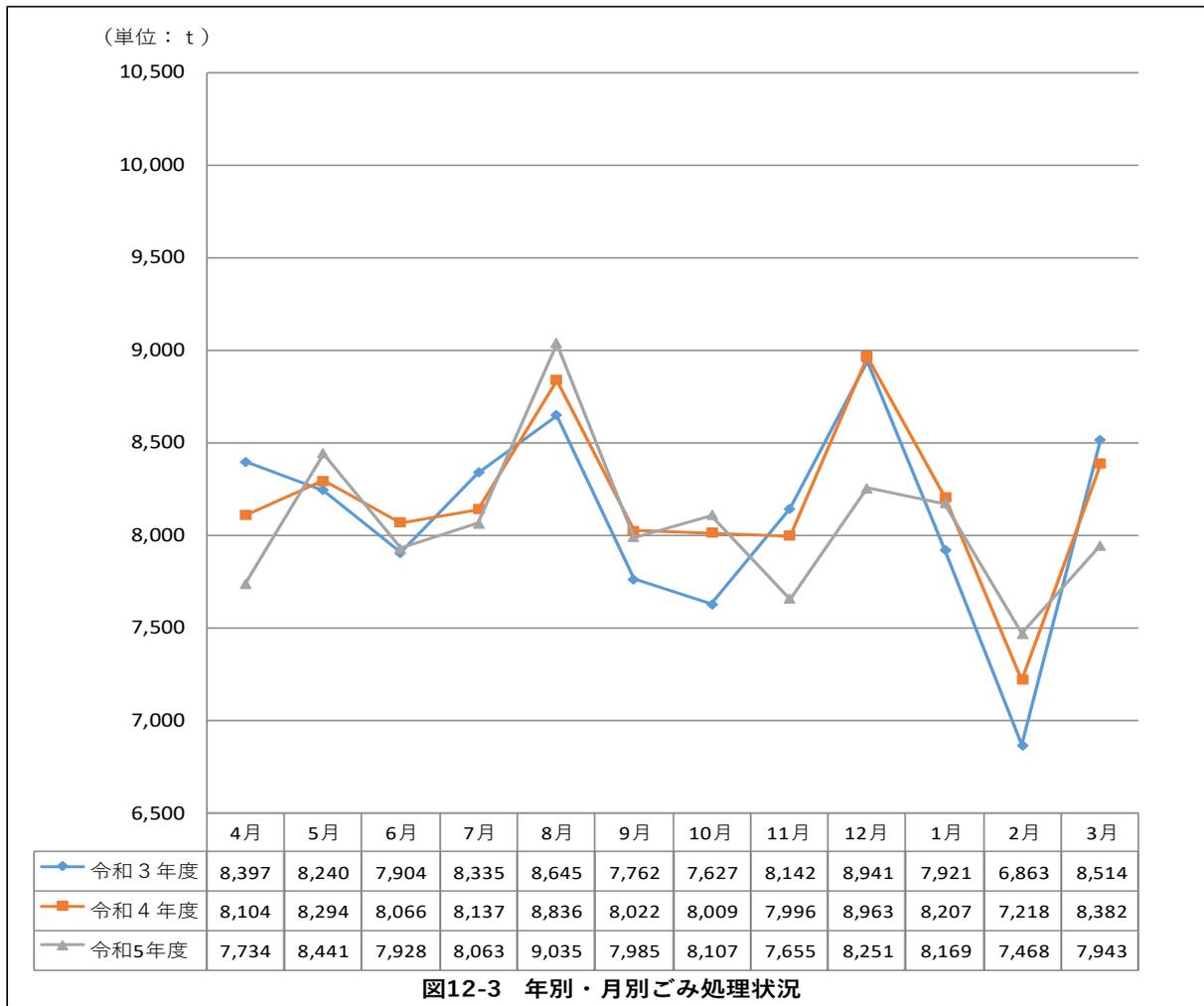


図12-3 年別・月別ごみ処理状況

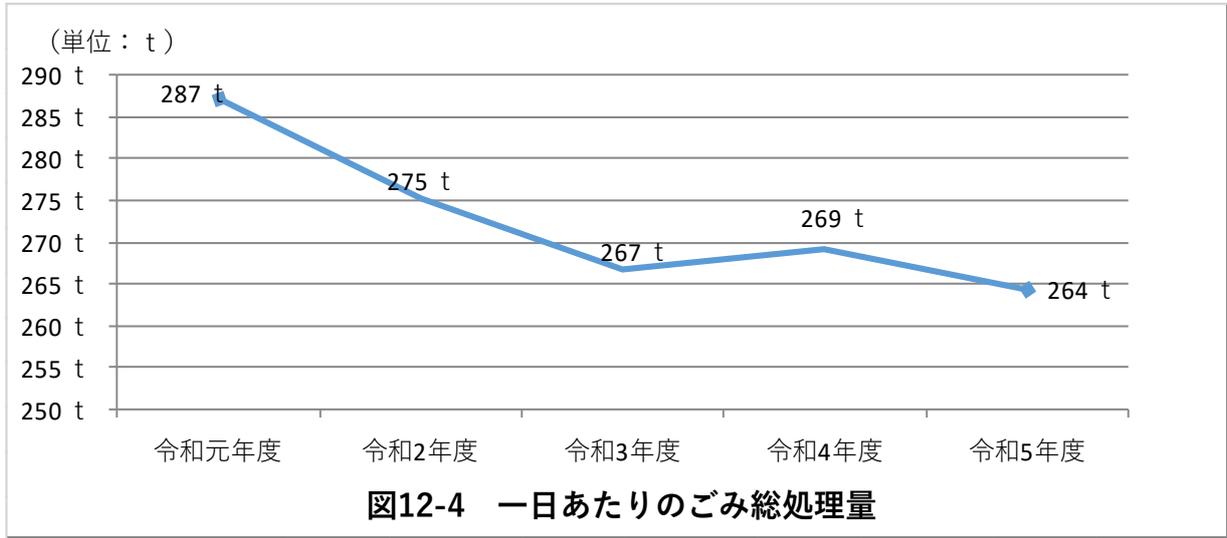
(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）の推移

ア 一日あたりのごみ総処理量

表 12-4 に、一日あたりのごみ総処理量の推移を示します。

表 12-4 一日あたりのごみ総処理量 (単位：t/日)

種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
ごみ総処理量	287	△ 0.2%	275	△ 4.2%	267	△ 3.1%	269	0.9%	264	△ 1.8%

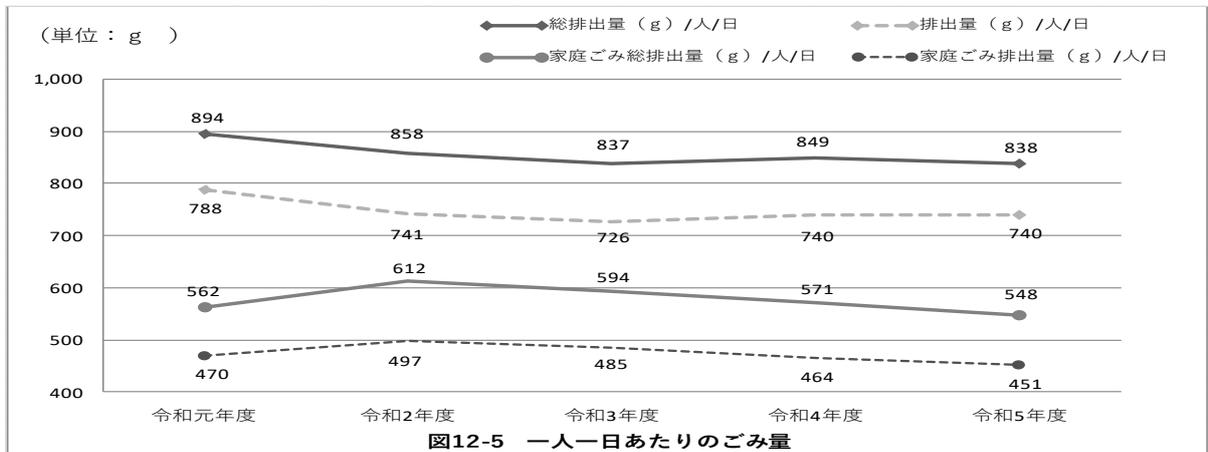


イ 一人一日あたりのごみ量（総排出量、排出量）

表 12-5 に、ごみ総量と家庭ごみの種別ごとに一人一日あたりのごみ量（総排出量・排出量）の推移を示します。 ※人口は、9月末日（外国人を含む）を使用しています。

表 12-5 一人一日あたりのごみ量 (単位：g/人/日)

種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	処理量	前年増減								
総排出量	894	0.0%	858	△ 4.0%	837	△ 2.4%	849	1.4%	838	△ 1.3%
排出量(資源除く)	788	△ 1.1%	741	△ 6.0%	726	△ 2.0%	740	1.9%	740	0.0%
家庭ごみ総排出量	562	1.6%	612	8.9%	594	△ 2.9%	571	△ 3.9%	548	△ 4.0%
家庭ごみ排出量	470	△ 0.2%	497	5.7%	485	△ 2.4%	464	△ 4.3%	451	△ 2.8%



(5) ごみ総排出量・事業系ごみ量状況

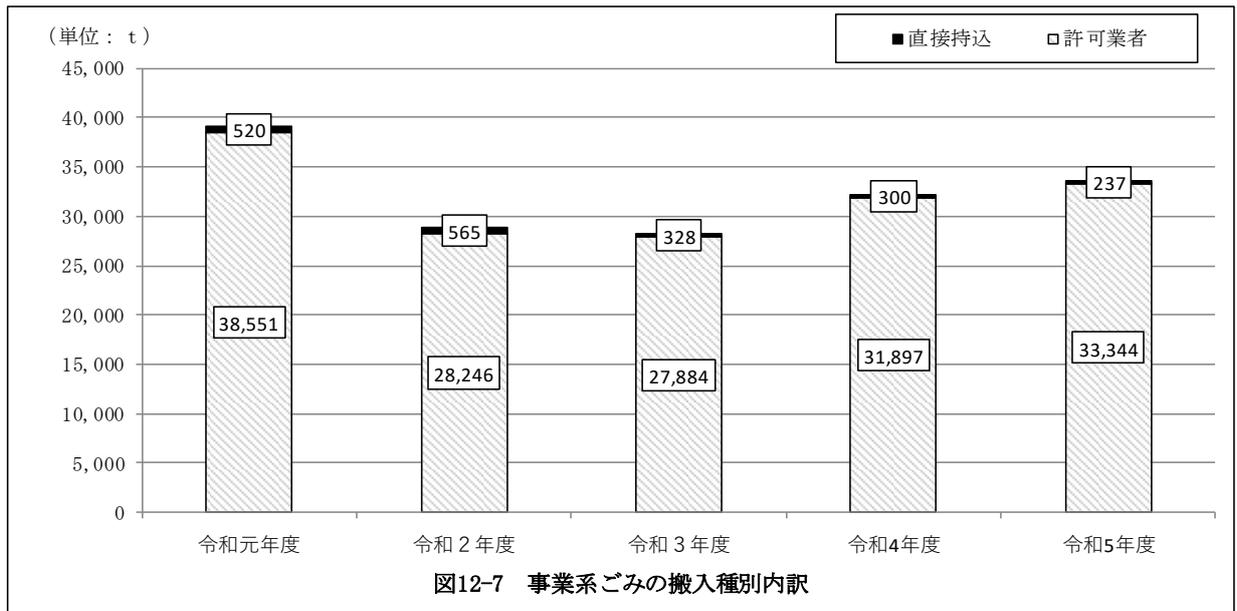
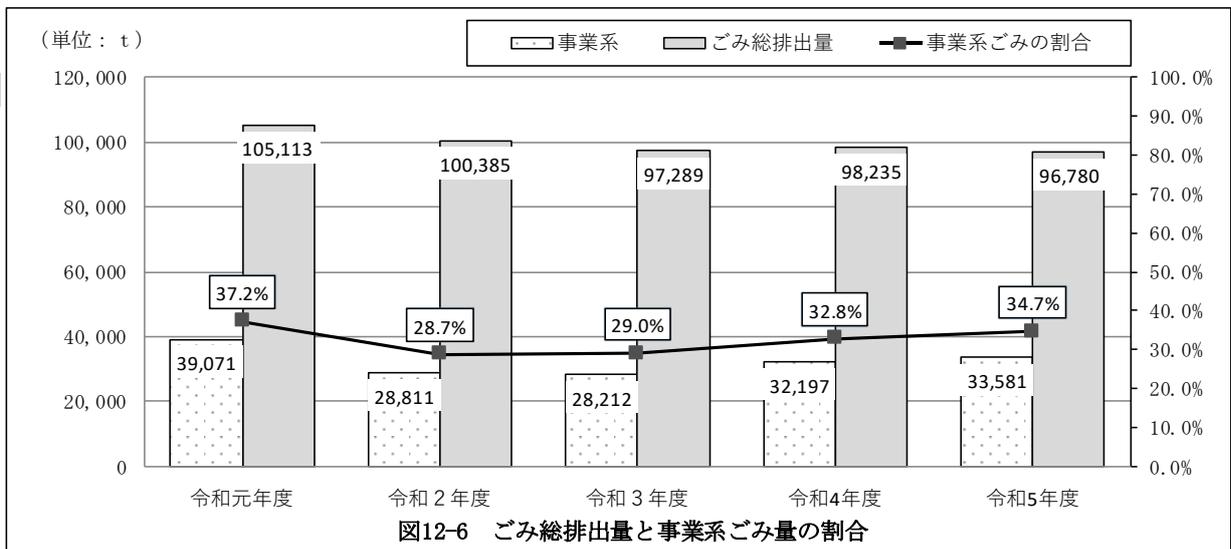
表 12-6、図 12-6 及び図 12-7 に、全体ごみと事業系ごみの状況について示します。

表 12-6 ごみ総排出量・事業系ごみ量状況 (単位：t)

種別 年度	事業系ごみ						ごみ総排出量	
	許可業者		直接持込		事業系合計		搬入量	前年増減
	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減		
令和元年度	38,551	△ 2.7%	520	△ 3.7%	39,071	△ 2.7%	105,113	0.0%
令和2年度	28,246	△ 26.7%	565	8.7%	28,811	△ 26.3%	100,385	△ 4.5%
令和3年度	27,884	△ 1.3%	328	△ 41.9%	28,212	△ 2.1%	97,289	△ 3.1%
令和4年度	31,897	14.4%	300	△ 8.5%	32,197	14.1%	98,235	1.0%
令和5年度	33,344	4.5%	237	△ 21.0%	33,581	4.3%	96,780	△ 1.5%

※許可業者の事業系ごみ量は、推計家庭ごみ量を控除後の推計値で算出しています。

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



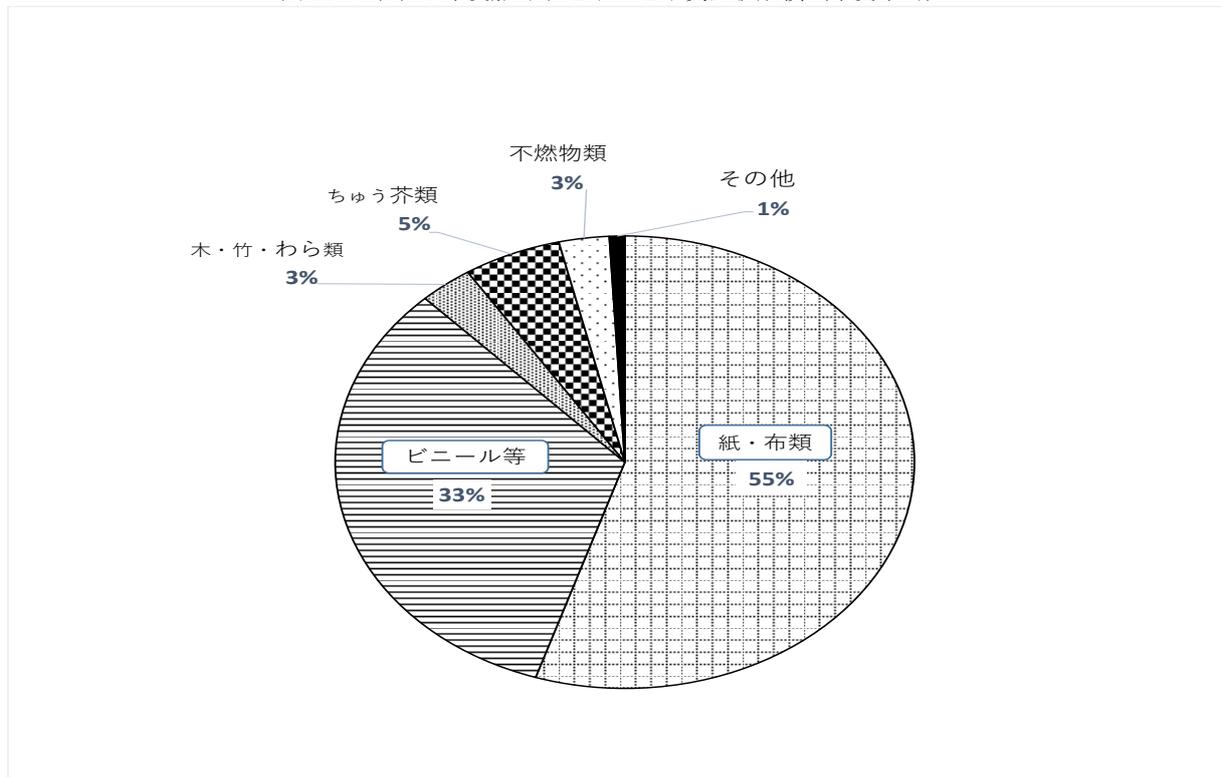
(6) ごみ質試験成績

令和5年度に調査を実施した「燃やすごみのごみ質試験（乾ベース）」の結果を、表12-7及び図12-8に示します。

表12-7 燃やすごみのごみ質試験成績

試験項目		R5.4.6	R5.5.9	R5.6.6	R5.7.4	R5.8.4	R5.9.5	R5.10.3	R5.11.2	R5.12.5	R6.1.5	R6.2.2	R6.3.8	平均	
種類と組成(%)	紙・布	%	60.4	55.0	51.9	50.4	55.9	54.2	56.8	51.4	59.3	45.4	56.1	65.0	55%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	23.5	31.4	30.3	38.1	33.2	31.7	32.8	35.8	51.4	33.0	31.8	30.3	33%
	木・竹・わら	%	2.7	3.8	8.9	4.3	1.8	5.9	2.5	2.7	3.8	5.2	2.3	1.2	3%
	ちゅう芥類	%	3.3	8.1	6.0	4.8	8.3	5.3	3.3	2.6	2.8	11.8	7.5	1.9	5%
	不燃物類	%	9.6	1.0	2.3	0.9	0.4	1.6	3.2	6.0	1.8	3.8	1.7	1.5	3%
	その他	%	0.5	0.7	0.6	1.5	0.4	1.3	1.4	1.5	0.9	0.8	0.6	0.1	1%
単位容積重量	kg/m ³	144	126	119	116	117	134	120	104	135	107	99	116	120kg/m ³	
ごみの3成分	水分	%	38.5	38.9	45.3	43.8	51.2	38.3	36.8	36.0	48.7	42.5	37.8	43.9	42%
	灰分	%	9.6	5.1	5.1	4.9	4.8	5.1	5.9	8.2	4.1	5.7	5.7	4.9	6%
	可燃分	%	51.9	56.0	49.6	51.3	44.0	56.6	57.3	55.8	47.2	51.8	56.5	51.2	52%
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,260	2,640	2,270	2,160	2,010	2,930	2,510	2,450	2,160	2,910	2,870	2,300	2,456kcal/kg	
	KJ/kg	9,440	11,000	9,520	9,040	8,420	12,200	10,500	10,300	9,050	12,200	12,000	9,620	10,274KJ/kg	

図12-8 令和5年度燃やすごみのごみ質試験成績（年度平均）



(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況(放流量)

表 12-8 及び図 12-9 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況(放流量の推移)を示します。

表 12-8 (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況

(単位: m³)

浸出水処理施設放流量経年比較						
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
4月	6,783.2	5,673.0	8,065.0	8,587.0	623.0	5,976.5
5月	8,051.6	12,139.0	6,535.0	11,057.0	11,161.0	8,923.7
6月	8,422.6	22,324.0	10,353.0	19,687.0	9,705.0	12,789.8
7月	23,678.4	20,752.0	16,666.0	20,292.0	9,359.0	13,884.1
8月	26,057.0	14,316.0	20,844.0	18,509.0	15,726.0	12,924.7
9月	14,602.0	19,305.0	17,070.0	13,653.0	14,287.0	8,997.2
10月	16,776.0	17,144.0	9,576.0	10,681.0	15,867.0	10,870.6
11月	11,486.0	13,654.0	7,489.0	13,260.0	9,792.0	11,375.9
12月	7,414.0	8,559.0	5,779.0	18,539.0	6,432.0	7,125.9
1月	6,918.0	11,449.0	6,130.0	2,835.0	5,819.0	6,536.1
2月	5,157.0	13,230.0	7,473.0	11,562.0	4,540.0	6,914.7
3月	4,550.0	11,405.0	8,993.0	11,562.0	6,412.0	7,042.0
合計	139,895.8	169,950.0	124,973.0	160,224.0	109,723.0	113,361.0
平均	11,658.0	14,162.5	10,414.4	13,352.0	9,143.6	9,446.8
最大	26,057.0	22,324.0	20,844.0	20,292.0	15,867.0	13,884.1
最小	4,550.0	5,673.0	5,779.0	2,835.0	623.0	5,976.5

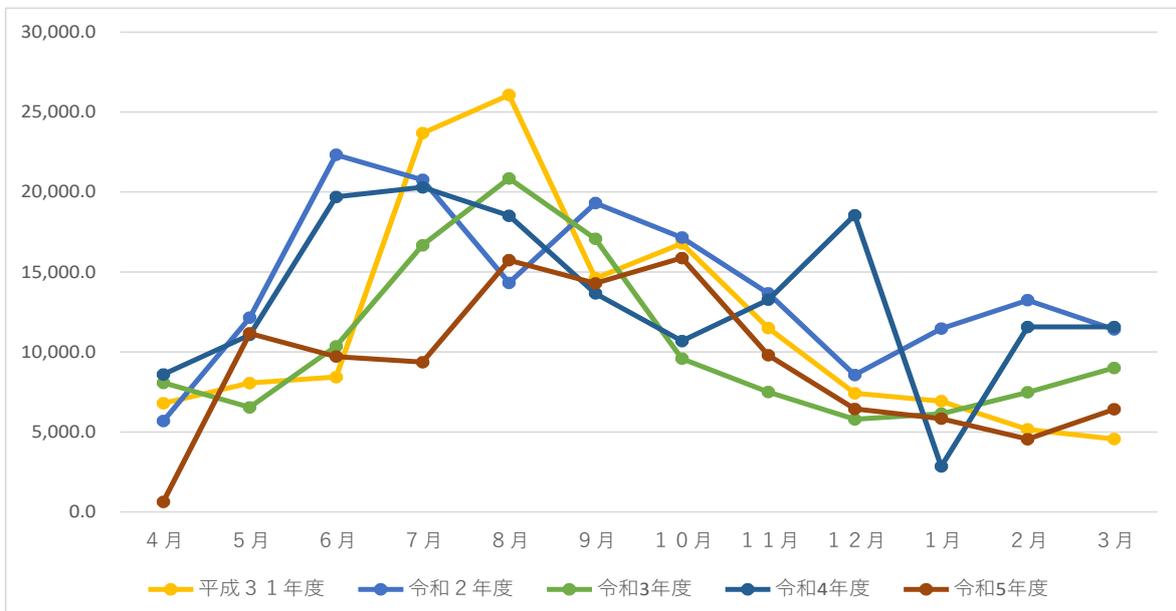


図12-9 浸出水処理施設放流量(経年比較)

6 分析測定結果

(1) 一般廃棄物中間処理施設（ダイオキシン類・ばい煙濃度）

ア ばい煙濃度

表 12-9、表 12-10、表 12-11、表 12-12 及び表 12-13 に、一般廃棄物中間処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）のばい煙濃度測定結果を示します。

表12-9 焼却炉 1号

項目	R5. 4. 17	R5. 6. 19	R5. 8. 9	R6. 2. 8	排出基準値	法令等規制値
硫酸酸化物 (volppm)	4	3	3	6	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	38	35	30	44	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	45 (27ppm)	25 (15ppm)	37 (22ppm)	71 (44ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

◇K値・・・大気汚染防止法で定められた定数で、施設毎に煙突の高さに応じた硫酸酸化物許容排出量を求める際に使用する。

表12-10 焼却炉 2号

項目	R5. 4. 18	R5. 8. 8	R5. 11. 28	R6. 1. 10	排出基準値	法令等規制値
硫酸酸化物 (volppm)	6	3	4	3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	46	36	43	42	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	64 (39ppm)	56 (34ppm)	48 (29ppm)	66 (40ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

表12-11 焼却炉 3号

項目	R5. 5. 16	R5. 7. 13	R5. 11. 29	R6. 2. 1	排出基準値	法令等規制値
硫酸酸化物 (volppm)	7	5	4	2	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	38	38	36	38	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	69 (42ppm)	75 (46ppm)	43 (26ppm)	55 (34ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

表12-12 灰溶融炉 1号

項目	R5. 12. 12	排出基準値	法令等規制値
硫酸酸化物 (volppm)	<3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	25	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	<0.0005	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	<4 (<2ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

*定量下限値未満の濃度表記は括弧付きの数値で示す

表12-13 灰溶融炉 2号

項目	R5. 6. 13	排出基準値	法令等規制値
硫酸酸化物 (volppm)	<3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物 (volppm)	26	50ppm	250ppm
ばいじん (g/m ³ N)	<0.0005	0.01 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N
塩化水素 (mg/m ³ N)	6 (4ppm)	81mg/m ³ N (50ppm)	700mg/m ³ N (430ppm)

*定量下限値未満の濃度表記は括弧付きの数値で示す

イ ダイオキシン類

表 12-14 及び表 12-15 に、一般廃棄物中間処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）のダイオキシン類測定結果を示します。

表12-14 排出ガス

項目	分析年月日	測定結果	基準値
焼却炉 1号 (ng-TEQ/m ³ N)	R5. 6. 20	0.0021	0.1
焼却炉 2号 (ng-TEQ/m ³ N)	R6. 1. 11	0.0024	0.1
焼却炉 3号 (ng-TEQ/m ³ N)	R5. 7. 14	0.0048	0.1
灰溶融炉 1号 (ng-TEQ/m ³ N)	R5. 12. 12	0.00026	0.1
灰溶融炉 2号 (ng-TEQ/m ³ N)	R5. 6. 13	0.00071	0.1

表12-15 ばいじん等

項目	分析年月日	測定結果	基準値
焼却主灰 (ng-TEQ/g)	R5. 6. 20	0.000023	3
焼却主灰 (ng-TEQ/g)	R6. 1. 11	0.000035	3
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	R5. 6. 20	0.24	3
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	R6. 1. 11	0.26	3
スラグ (ng-TEQ/g)	R5. 6. 20	0	3
スラグ (ng-TEQ/g)	R6. 1. 11	0	3

単位説明

◇ ppm

Perts per millionの略。100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位。

◇ Vol ppm

volume(体積) + p p m = 大気中の体積濃度

◇ ng (ナノグラム)

10億分の1グラム。

◇ TEQ

毒性等価量 (Toxic Equivalentsの略)。ダイオキシン類は毒性の異なる数多くの化学物質からなり、その合計量を評価する際には、最も毒性の強いダイオキシン類をもとにした係数を乗じ、毒性等価量 (TEQ) として表す方法がとられている。

◇ m³N (ノルマル立法メートル)

標準状態 (0℃、1気圧) に換算した、1立方メートルの気体の体積を表す単位。

(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）

令和5年度に調査を実施した、一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」の余水処理施設における処理水の水質測定結果を表12-16に示します。

表12-16 一般廃棄物最終処分場の処理水（水質測定結果）

測定値（mg/L）

項目	R5.4.13	R5.5.9	R5.6.8	R5.7.6	R5.8.9	R5.9.15	R5.10.5	R5.11.2	R5.12.14	R6.1.11	R6.2.9	R6.3.7	基準値	備考	
水素イオン濃度	pH	7.6	7.6	7.2	7.8	7.1	7.0	7.1	7.1	7.7	8.1	7.3	7.3	6.5-8.5	※1
生物化学的酸素要求量	BOD	2.6	3.6	2.1	9.8	17.9	15.3	18.8	6.7	7.6	3.8	4.4	8.0	30	※1
化学的酸素要求量	COD	9.4	12.9	12.4	15.8	16.7	14.3	15.4	13.3	10.1	8.2	8.7	9.0	30	※1
浮遊物質	SS	2.8	1.4	1.7	3.8	2.4	2.0	2.1	2.1	1.6	8.0	2.1	4.1	10	※2
総窒素	T-N	11.3	11.8	12.8	15.2	11.5	16.7	15.0	11.5	8.78	8.02	8.85	9.62	120	
n-ヘキサン抽出物質（鉱物油）					<0.5									5	
n-ヘキサン抽出物質（動植物油）					<0.5									30	
フェノール類					<0.5									5	
銅					<0.1									3	
亜鉛					<0.1									2	
溶解性鉄					<0.1									10	
溶解性マンガン					<0.1									10	
総クロム					<0.2									2	
大腸菌群数					1									3000	
総磷	T-P				<0.01									16	
アルキル水銀					不検出									検出されないこと	
総水銀					<0.0005									0.005	
カドミウム					0.005									0.03	
鉛					0.004									0.1	
有機りん					<0.1									1	
六価クロム					<0.005									0.5	
砒素					<0.001									0.1	
シアン					<0.1									1	
P C B					<0.0005									0.003	
トリクロロエチレン					<0.001									0.1	
テトラクロロエチレン					<0.001									0.1	
ジクロロメタン					<0.002									0.2	
四塩化炭素					<0.0002									0.02	
1,2-ジクロロエタン					<0.0004									0.04	
1,1-ジクロロエチレン					<0.01									1	
1,1,1-トリクロロエタン					<0.004									0.4	
1,1,1-トリクロロエタン					<0.1									3	
1,1,2-トリクロロエタン					<0.0006									0.06	
1,3-ジクロロプロペン					<0.0002									0.02	
チウラム					<0.0006									0.06	
シマジン					<0.0003									0.03	
チオベンカルブ					<0.002									0.2	
ベンゼン					<0.001									0.1	
セレン					<0.001									0.1	
ほう素					0.7									230	
フッ素					<0.1									15	
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物					<0.1									100	
1,4-ジオキサン					<0.005									0.5	
ダイオキシン類					0.000043									10	単位 pg-TEQ/L
<p>根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号） ・ " 第1条第2項第10号 ・ " 第1条第2項第14号 <p>※1：水質汚濁防止法に係る上乗せ排出基準（那覇港海域へ放出する場合）</p> <p>※2：廃棄物最終処分場の性能に関する指針</p> <p>第四 廃棄物最終処分場</p> <p>(1) 性能に関する事項</p> <p>イ 処理水質の性状</p>															

(3) (旧)一般廃棄物最終処分場周辺及び浸出水処理施設の原水（ダイオキシン類）

表 12-17 及び表 12-18 に、(旧)一般廃棄物最終処分場周辺及び浸出水処理施設における原水のダイオキシン類の測定結果を示します。

ア (旧)一般廃棄物最終処分場周辺

表 12-17 (旧)一般廃棄物最終処分場周辺のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
地下水-1	0.029 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	R5. 12. 21	10時20分
地下水-2	0.023 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	R5. 12. 21	10時43分
土 壌	10 pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g	R5. 12. 21	9時19分

イ 浸出水処理施設

表 12-18 浸出水処理施設（原水）のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
原 水	0.0072 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	R5. 12. 21	9時42分

【根拠法令】

- ※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
(平成 12 年総理府令・厚生省令第 2 号)
- ※ ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項・第 3 項

7 し尿処理状況

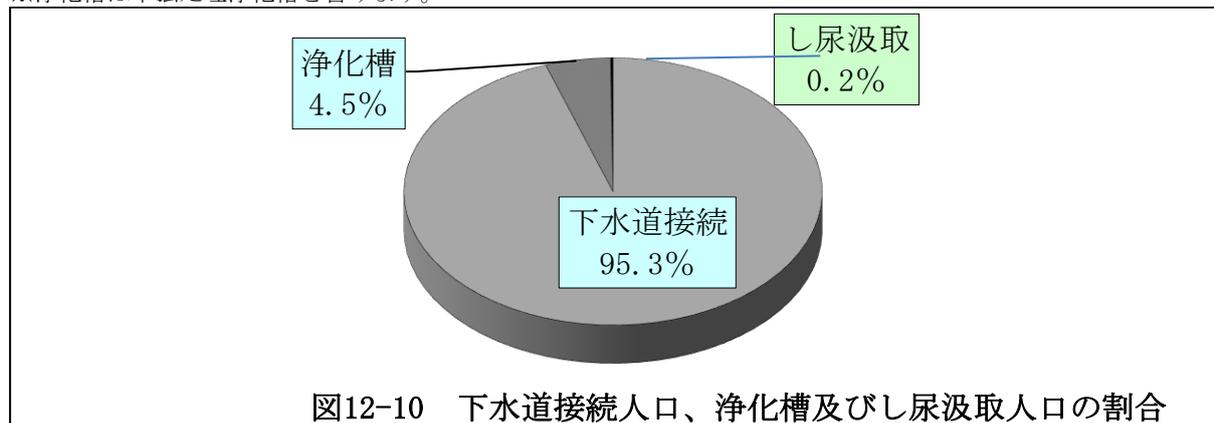
(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況

本市における下水道接続率は95.3%となっています。表12-20に、下水道接続人口、浄化槽及びし尿汲取人口を示します。また、図12-10に、同割合を示します。

表12-20 種別ごとのし尿処理人口（内訳） 令和5年度（令和6年3月末現在）

行政人口	下水道接続	浄化槽	し尿汲取
313,463人	298,810人	14,225人	428人

※浄化槽は単独処理浄化槽を含みます。



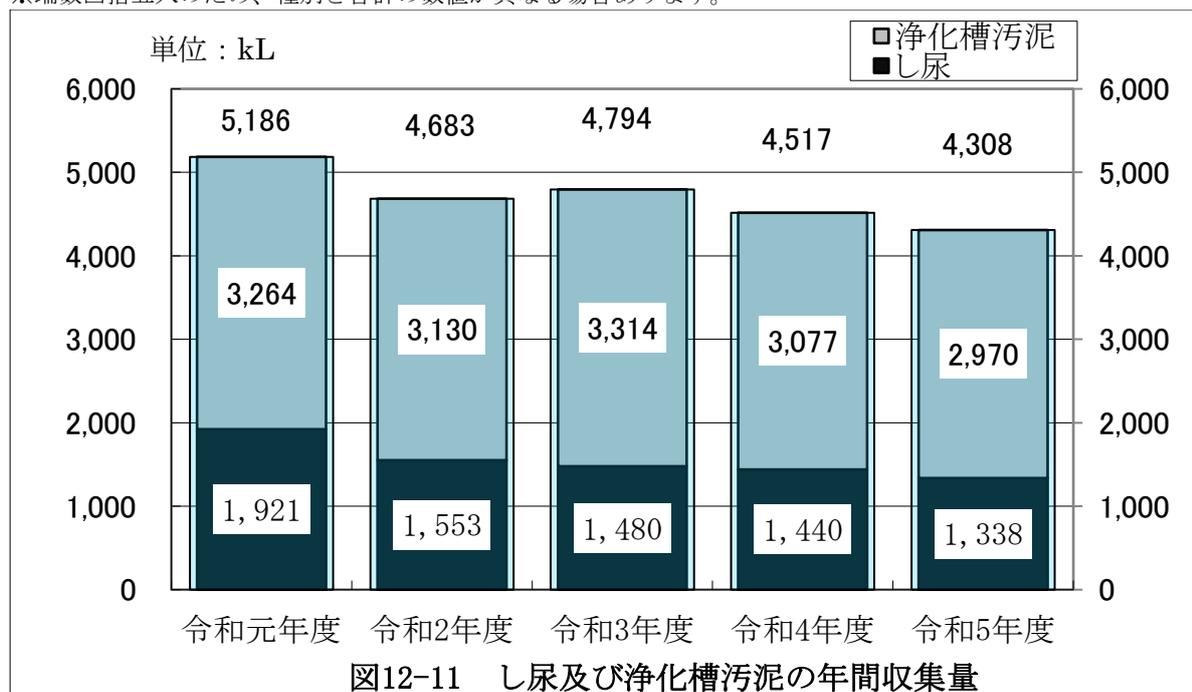
(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移

表12-21及び図12-11に、し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移を示します。

表12-21 し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移（単位：kL）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	1,921	1,553	1,480	1,440	1,338
浄化槽汚泥	3,264	3,130	3,314	3,077	2,970
計	5,186	4,683	4,794	4,517	4,308

※端数四捨五入のため、種別と合計の数値が異なる場合があります。



8 産業廃棄物対策事業

(1) 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で定められた21種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自らの責任において適正に処理するか、若しくは処理業者に委託して適正に処理しなければならないこととされています。

廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境は年々大きく変化しており、国は廃棄物の適正処理を推進するため随時法改正を行い、さらに、資源循環型社会形成に向け「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」など各種リサイクル法の制定なども行っています。

本市においては、これらの法に基づき、廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物処理業者、解体業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を実施するとともに、廃棄物の適正処理及びリサイクルの普及、啓発に努め、本市にふさわしい持続可能な社会形成を目指しています。

(2) 中核市移行に伴い移管された事務

ア 廃棄物処理法に基づく事務

(ア) 産業廃棄物収集運搬業の許可

那覇市内で積替え保管施設を有している場合及び那覇市内のみで業を行なう場合に審査の対象となります。

(※ただし、沖縄県内一円で産業廃棄物収集運搬業を行い、かつ那覇市内に積替え保管施設を設置している場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要があります。)

(イ) 産業廃棄物処分業許可

那覇市内に施設を有する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を用いて業を行う場合に審査の対象となります。

(ウ) 産業廃棄物処理施設の設置許可

那覇市内に施設を設置する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を設置する場合は、審査の対象となります。

[産業廃棄物の処理について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

イ 自動車リサイクル法に基づく事務

使用済自動車の引取業、フロン類回収業の登録及び解体業、破砕業の許可等
(那覇市内に施設を有する場合)

[自動車リサイクル法 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

ウ PCB特別措置法に基づく事務

保管状況届出書の受理等（那覇市内でPCB廃棄物を保管している場合）

[ポリ塩化ビフェニル \(PCB\) 廃棄物 | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

エ 建設リサイクル法に基づく事務

対象建設工事（一定規模の新築・解体工事等）で生じる建設資材廃棄物の適正処理に関する指導（対象建設工事の届出は、那覇市建築指導課）

(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況

表 12-22 に、法種別・業者種別ごとの業者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）を示します。

表 12-22 法種別・業者種別ごとの業者数 (単位：社 ※注1)

法種別	業者種別	業者数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	8
	特別管理産業廃棄物収集運搬業者	4
	産業廃棄物処分業者（施設設置許可を含む）	11
	処理施設設置許可業者※注2	5
自動車リサイクル法関連	引取業者	26
	フロン類回収業者	5
	解体業者	2
P C B 特別措置法関連	P C B 廃棄物保管事業者等（使用製品を含む）	43

※注1 個人事業者含む

※注2 令和 5 年度実績より設置件数から設置業者数に変更して表記する。

(4) 許可等の実施状況

表 12-23 に、許可等の実施状況（令和 5 年度実績）を示します。

表 12-23 許可等の実施状況 (単位：件)

申請の種類		件数	合計
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業	更新 4	9
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	更新 1	
	産業廃棄物処分業	更新 3	
		変更 1	
自動車リサイクル法関連	引取業	新規 1	3
		更新 2	
	フロン類回収業	- 0	
	解体業	- 0	

(5) 立入調査の実施状況

表 12-24 に、法種別・業者種別ごとの立入調査の実施状況（令和 5 年度実績）を示します。

表 12-24 法種別・業者種別ごとの立入調査 (実施状況) (単位：件)

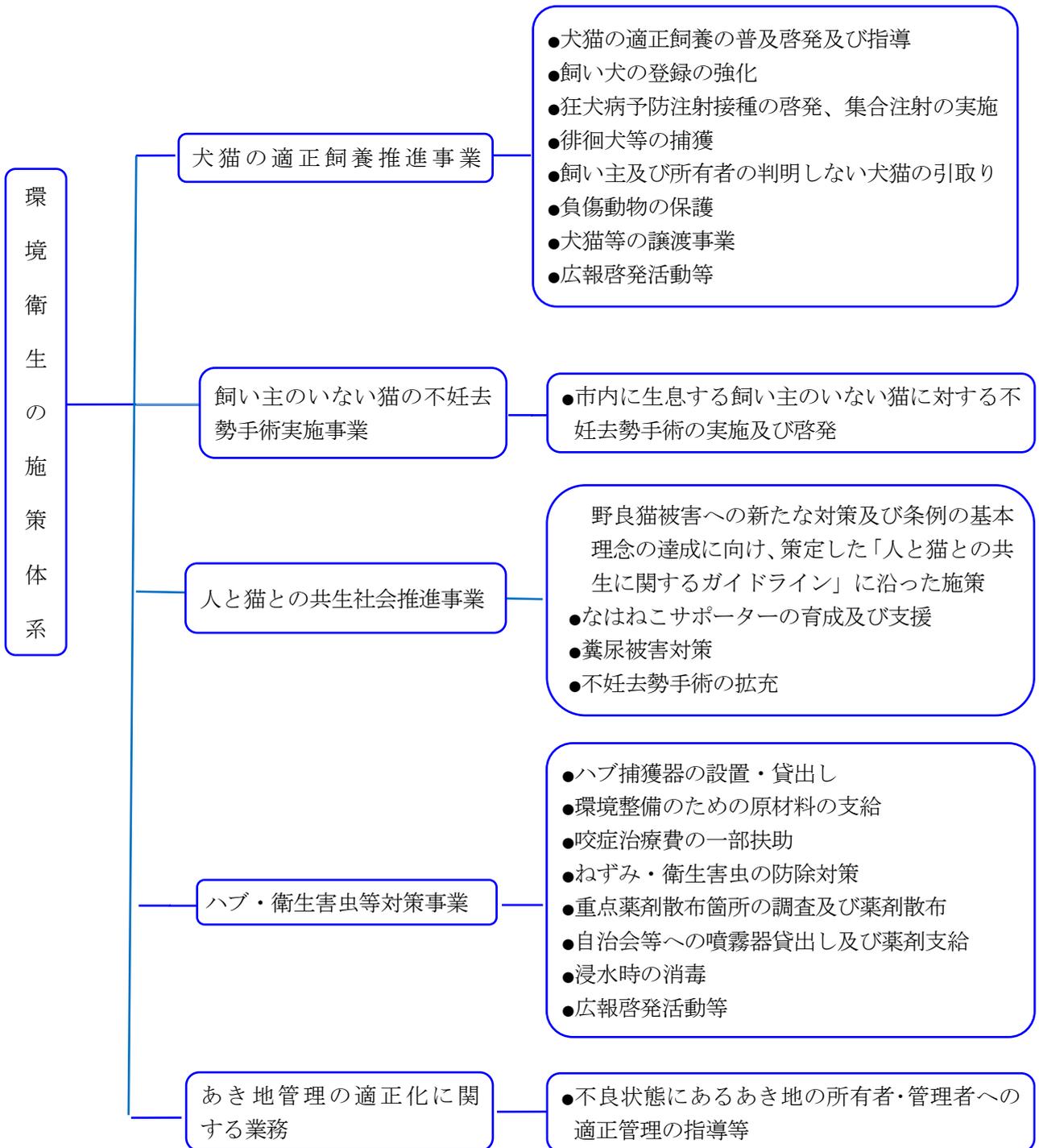
法種別	業者種別	件数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	3
	産業廃棄物処分業者	3
	産業廃棄物排出事業者	162
自動車リサイクル法関連	引取業者	0
	フロン類回収業者	0
	解体業者	0
P C B 特別措置法関連	P C B 廃棄物保管業者	28
	掘り起こし調査	0
建設リサイクル法関連	対象建設工事業者（監視パトロール）	386
合計		582

第13章 環境衛生

1	概要	166
2	犬猫の適正飼養の推進事業	167
	(1) 適正飼養の普及啓発	
	① 動物愛護学習会（施設見学）	
	② なは動物愛護フェスタ	
	③ 犬のしつけ教室	
	④ 譲渡事業	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
3	飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業	170
	(1) 事業の概要	
	(2) 事業の流れ	
4	人と猫との共生社会推進事業	171
	(1) 那覇市の現状と背景	
	(2) 人と猫との共生に関するガイドラインの策定	
	(3) なはねこサポーター制度	
5	ハブ・衛生害虫等対策	172
	(1) ハブ対策	
	① ハブ対策の啓発	
	② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出し	
	③ 原材料の支給	
	④ 咬症治療費の扶助	
	(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
	① ねずみ・衛生害虫の防除対策	
	② 重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施	
	③ 自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出し	
6	あき地管理対策	174

1 概要

環境衛生は、衛生的な生活環境づくりの推進に重要であり、市民の健康的な生活の基盤をなすものです。本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、狂犬病予防注射接種の啓発、集合注射の実施、犬猫の飼い主に対する正しい飼い方の指導、徘徊犬の捕獲、ハブ対策、ねずみ・衛生害虫の防除方法等の指導、並びにあき地の所有者に対しその適正管理に関する指導等を行っています。



2 犬猫の適正飼養の推進

市民や事業者に対し動物愛護思想を高めるために各種の普及啓発事業を行っています。

(1) 適正飼養の普及啓発

① 動物愛護学習会（施設見学）

実 施：一部実施

動物愛護への考えを身近に感じてもらうため、施設見学を通して、動物の飼い方や接し方などを説明し、小学4年生を対象に「ほんとうに飼えるかな？」というテーマを決め、動物を飼う楽しさと命を預かる責任について一緒に考え、動物愛護の大切さを啓発しました。



【動物愛護学習会】

② なは動物愛護フェスタ

内容：「犬猫の飼い方相談」「なはねこサポーター制度のお知らせ」

「適正飼養に関するパネル展」「ペット防災」など

動物愛護団体や沖縄県獣医師会等との協働により、犬や猫の適正飼養、繁殖制限、終生飼養について考えてもらえるよう様々なコーナーを設置。同イベントを通して、多くの市民がより動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深める機会となりました。

相談コーナーにおいては、犬や猫の飼い方で困っている飼い主やこれから飼いたい方へのアドバイスを実施。

また、令和5年度より取り組んでいる「なはねこサポーター制度」の周知広報など多くの市民等に理解を深めました。



【なは動物愛護フェスタ】

③ 犬のしつけ教室

飼い犬の習性や性格を理解した上で、最後まで責任を持って飼い続けることを目的に、プロの訓練士による「犬のしつけ教室」を開催しています。

参加された飼い主が、しつけの大切さを学ぶことで犬の適正飼養の普及啓発につなげました。



【犬のしつけ教室】

④ 譲渡事業

一定期間収容後、譲渡に適していると判断された犬猫については、受入れを希望する方へ譲渡条件の確認と講習会を受講していただいた上で、譲渡を行っています。

(2) 狂犬病予防の啓発

犬の飼い主は、飼い犬へ毎年1回狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

犬の飼い主が利用しやすいよう協力動物病院（34か所）と連携して、予防注射の接種率向上を図っています。また、広報誌（市民の友）や「狂犬病予防注射のお知らせ」を通して、接種の推進を呼びかけています。

表13-1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録	接種	接種率(那覇市)	接種率(沖縄県)	接種率(全国)
令和元年度	8,913 頭	5,341 頭	59.9%	51.6%	71.3%
令和2年度	8,622 頭	5,048 頭	58.5%	43.9%	70.2%
令和3年度	8,499 頭	5,078 頭	59.7%	49.0%	70.9%
令和4年度	8,300 頭	5,063 頭	61.0%	52.4%	70.9%
令和5年度	7,820 頭	4,804 頭	61.4%	52.2%	

表13-2 犬の収容等

単位：頭

年 度	収容	収容（内訳）			殺処分（分類）		
		返還	譲渡	殺処分	治癒困難	譲渡不可	収容後死亡
令和元年度	88	64	20	4	0	0	4
令和2年度	92	81	11	0	0	0	0
令和3年度	82	63	19	0	0	0	0
令和4年度	58	48	10	0	0	0	0
令和5年度	51	39	12	0	0	0	0

表13-3 猫の収容等

単位：匹

年 度	収容	収容（内訳）			※殺処分（分類）		
		返還	譲渡	殺処分	治癒困難	譲渡不可	収容後死亡
令和元年度	96	2	16	78	31	0	47
令和2年度	54	2	9	43	18	0	25
令和3年度	53	1	21	31	10	0	21
令和4年度	34	1	5	28	5	0	23
令和5年度	44	2	18	24	9	0	15

※猫の場合、ほとんどが負傷、衰弱による収容となっております。

環境省の動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の分類（令和元年度以降）

※① 治癒困難 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない、病気や攻撃性がある等）

・負傷や病気等による苦痛が著しい動物

※② 譲渡不可 ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

・先天性疾患又は高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物

※③ 収容後死亡（引き取り後）

・病気、老衰又は事故等により死亡した動物

表 13-4 犬猫の収容等状況 単位：犬頭、猫匹

年 度	徘徊犬の 捕獲数	負傷保護		犬猫の引取り				咬傷 事故 犬
				飼い主		所有者不明		
		犬	猫	犬	猫	犬	猫	
令和元年度	31	5	43	5	14	47	39	15
令和2年度	30	3	48	0	2	59	4	7
令和3年度	19	2	37	5	16	56	0	11
令和4年度	13	1	31	2	3	42	0	7
令和5年度	9	0	26	0	17	42	1	11

※ 負傷して動けない猫については、保護しますが、それ以外は、原則、引取りをお断りします。

表 13-5 犬猫の相談状況等 単位：件

年 度	犬	猫	合計
令和元年度	478	972	1,450
令和2年度	532	1,044	1,576
令和3年度	410	1,219	1,629
令和4年度	359	986	1,345
令和5年度	341	1,031	1,372

[飼い犬の登録と狂犬病予防接種に関すること | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)



3 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業

(1) 事業の概要

近年、猫による糞尿被害やごみあさりなど苦情や相談が増加しております。

また、猫は繁殖力が強い動物で1匹のメス猫から1年で約20匹生まれると言われており、早急な対応と長期的な対策が求められています。

市ではこのような課題を解消するため、これ以上、飼い主がいない猫が増えないよう平成26年度より一括交付金を活用した「観光客に快適な都市環境創出事業」による不妊去勢手術を開始し、さらに平成29年度から市独自事業として、対象地域を市内全域に拡大した「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を実施しています。

(2) 事業の流れ

市民や自治会等、手術を希望する方からの相談等を受け付け、現場確認及び適正飼養・繁殖制限の必要性について普及啓発を行います。

その後、本市獣医師による不妊去勢手術を行い、手術後に当該猫を生息していた場所へ戻す作業を行っています。



【獣医師による手術の様子】



【手術後のリリース】

表13-6 不妊去勢手術実績 単位：匹

年度	不妊去勢手術		
	雄	雌	計
令和元年度	95	87	182
令和2年度	101	114	215
令和3年度	137	140	277
令和4年度	146	168	314
令和5年度	137	163	300

[那覇市飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業のお知らせ | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

4 人と猫との共生社会推進事業

(1) 那覇市の現状と背景

那覇市の現状として猫に関する苦情・相談件数は高止まりとなっており、令和5年度では1,031件となっております。その背景には、猫に対する感情が人それぞれで異なっていることで地域でトラブルに発展しているケースもあります。 ※表13-5 犬猫の相談状況等

(2) 人と猫との共生に関するガイドライン（通称なはねこガイドライン）の策定

そこで令和4年度の8月より人と猫との共生に関するガイドラインを策定すべく、自治会長や愛護団体、獣医師会会長、市議会議員などで検討会を開催し、令和5年3月に策定しました。

そのガイドラインに沿った事業として「人と猫との共生社会推進事業」を令和5年度より実施しています。

ガイドラインの概要

① 猫に関する基礎知識

猫の生態や代表的な病気（感染症）について

② 飼い猫編

最後まで責任を持って飼うことができるか、飼う前にしっかり考える。
満たされた室内環境で飼える頭数のみを飼育するなど

③ 野良猫編

今ある命を尊重する。野良猫を増やさず、地域と共生できるよう「管理」するなど
※将来的には、野良猫という存在そのものが無くなることを目指す。



(3) なはねこサポーター制度

ガイドラインに沿って自分の活動したい地域で野良猫を管理するボランティアサポーターをなはねこサポーターといい、その活動地域にいる野良猫の不妊去勢手術やマナーを守ったエサやりなどを行ってもらい、猫の繁殖制限と糞尿被害の軽減に繋げる制度を行っています。

事前に登録を受けた地域において

- 野良猫の不妊去勢手術や必要に応じた保護・譲渡
- 野良猫用トイレの設置や、排泄物の清掃
- 猫に関するトラブルへの対応
- 地域への活動報告
- マナーを守った方法でのエサやり



※令和5年度は、32地区、47名の方が登録し活動しております。

表13-7 那覇市での不妊去勢手術数（なはねこサポーターの実績含む）

年度	飼い主のいない猫不妊去勢手術事業			どうぶつ基金チケット	なはねこチケット	計
	オス	メス	計			
令和5年度	137匹	163匹	300匹	332匹	158匹	790匹

5 ハブ・衛生害虫等対策

(1) ハブ対策

市民に対しハブに関する正しい知識を深めてもらうため、下記の事業を行っています。

① ハブ対策の啓発

学校や公共施設において、ハブ被害の予防対策を目的とした講座やパネル展示を実施して市民生活の安全と生活環境の向上に努めています。



【ハブに関する出前講座】



【ハブに関するパネル展】

② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出し

ハブの被害を減らして安全で安心できる生活環境を保つため、ハブの目撃情報に基づく現場確認を行い、防除に関する助言や捕獲器の貸出しを行っています。

③ 原材料の支給

ハブが生息するおそれがある石垣などの穴埋め補修を行う市民に対し、補修材料の一部を支給しています。

④ 咬症治療費の扶助

ハブ咬症により医療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を扶助しています。

(自己負担分のうち1万円の範囲内)

表13-8 ハブ等の相談状況等

単位：件

年 度	相談 件数	目撃	捕獲器 設 置	捕 獲 (捕殺含む)			原材料 支 給	咬症	治療費 扶 助
				ハブ	アカマタ	その他の へび類			
令和元年度	122	52	216	82	19	9	6	2	2
令和2年度	122	59	200	92	59	13	5	2	2
令和3年度	112	58	222	79	28	10	4	4	2
令和4年度	116	64	221	86	15	9	2	1	0
令和5年度	121	49	220	116	23	7	2	1	1

※「目撃」は、ハブに限らず、全てのへび類である。「その他のへび類」は、リュウキュウアオヘビ、ガラスヒバアである。

(2) ねずみ・衛生害虫防除対策

ねずみや衛生害虫の正しい知識を深めるため、各種の事業を行っています。また、必要により現場での防除等を行います。

① ねずみ・衛生害虫の防除対策

ねずみや蜂・毛虫等の衛生害虫が住宅やその周辺で生活に影響を及ぼしている場合、現場を確認し、発生防止策や防除方法等の助言を行うほか、専門業者を紹介しています。

なお、危険性の高いスズメバチについては緊急駆除を行う場合もあります。

② 重点薬剤散布箇所調査及び薬剤散布の実施

下水道が未整備地域の道路側溝、排水路等で害虫の発生しやすい箇所を重点薬剤散布箇所(33箇所)と設定し、定期的に調査及び薬剤散布を行っています。

③ 自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出し

自治会、通り会などに対し、ゴキブリ等の衛生害虫防除のための噴霧器の貸出し及び薬剤支給を行っております。



【自治会による薬剤散布】

表13-9 ねずみ・衛生害虫の相談状況

単位:件

年度	相談件数	ねずみ	ゴキブリ	やすで	ノミダニ	蜂	蚊	毛虫	その他
令和元年度	136	38	6	1	1	62	7	3	18
令和2年度	175	26	12	1	2	83	7	19	25
令和3年度	191	24	7	4	4	106	5	12	29
令和4年度	153	20	2	3	1	98	6	2	21
令和5年度	106	20	2	4	1	68	3	2	6

表 13-10 自治会・通り会などによるゴキブリ防除

単位:件

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加団体	32	30	25	36	31
実施回数	44	39	32	50	38

※実施回数については、自治会・通り会で年間2回～3回実施する団体あり。

[そ族昆虫に関すること | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

6 あき地管理対策

清潔な生活環境を維持するため、『那覇市あき地管理の適正化に関する条例』に基づき、必要に応じてあき地の所有者又は管理者に対して適正に管理するよう指導を行っています。



【あき地に雑草が繁茂している状態】



【雑草除去後】

表13-11 あき地管理の相談状況

単位：件

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	172	137	137	156	140

[あき地の適正管理に関すること | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

資 料

1	環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則 ・環境部所管部分抜粋）	176
2	那覇市環境基本条例	177
3	那覇市公害防止条例	181
4	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	185
5	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例.....	193
6	那覇市ハブ対策条例	198
7	那覇市あき地管理の適正化に関する条例 ...	200
8	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に 関する条例	201
9	那覇市霊園条例	209
10	環境行政の沿革	215

1 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）

（環境部における課の分掌事務）

第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション(資源循環型社会をいう。)の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) ISO14001の総括及び推進に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (6) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (7) ごみの減量化及び資源化に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (10) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。
- (12) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関すること。
- (14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

2 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導に関すること。
- (2) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく業務に関すること。
- (5) 霊園及び公営墓地に関すること。
- (6) 那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

4 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病の予防に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (3) ハブ対策に関すること。
- (4) 空き地管理に関すること。
- (5) そ族昆虫の駆除に関すること。

2 那覇市環境基本条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人々が美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第 2 次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくってはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第 3 条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。

4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- 2** 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。
- (1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。
 - (2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。
- 3** 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。
- 4** 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条** 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。
- 2** 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。
- 3** 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

- 第7条** 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。
 - (2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。
 - (3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関すること。
 - (4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。
 - (5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。
 - (6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。
 - (7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。
 - (8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。
 - (9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。
 - (10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。
 - (11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。

- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め、適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第 18 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力を努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第 20 条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力を努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

第 24 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和 62 年那覇市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則 (平成 19 年 12 月 28 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例(平成 7 年那覇市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

3 那覇市公害防止条例

(昭和62年7月11日 条例第21号)

那覇市公害防止条例(1972年那覇市条例第1号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止と環境保全の重要性にかんがみ、公害の防止のための基本的施策と規制に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
 - (2) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
 - (3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号イに規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
 - (4) 排水 指定工場等から公共用水域に排出される水をいう。
 - (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音、振動、悪臭、粉じん又は排水（以下「騒音等」という。）を発生する施設であつて、規則で定めるものをいう。
 - (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
 - (7) 規制基準 指定工場等から発生する騒音等の大きさ又は濃度についての許容限度及び指定施設に係る設備、構造、使用又は管理に関する基準で、規則で定めるものをいう。
- 2** この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止協定の締結)

第6条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市長は、土地の利用、都市施設の整備、市街地の再開発その他地域の整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

(公害の状況の公表)

第8条 市長は、公害防止の立場から調査した結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(苦情の処理体制の整備)

第10条 市長は、公害に関する苦情の処理体制を整備し、市民からの公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

第3章 指定工場等の公害に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第11条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、指定工場等を設置している者が当該指定工場等において、前条の規定に違反して騒音等を発生させることにより、当該指定工場等の周辺の住民の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善、指定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は指定施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

(経過処置)

第14条 前2条の規定は、一の施設が指定施設となった際現に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、その施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該工場又は事業場に既にその施設と公害の種類を同じくする指定施設が設置されていた場合は、この限りでない。

(承継)

第15条 指定工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者又は指定工場等の相続若しくは合併により相続した者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該指定工場等を設置している者の地位を承継する。

(事故時の措置)

第16条 工場又は事業場を設置している者は、故障、破損その他の事故の発生により当該工場又は事業場から騒音等が発生したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべ

きことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 指定工場等以外の公害に関する規制

(雑排水による汚染防止義務)

第18条 何人も、厨房、洗濯、入浴等から発生する雑排水を公共用水域に排出するときは、規則で定める措置を講じ、公共用水域を汚染しないよう努めなければならない。

(建設工事に係る遵守事項)

第19条 建設工事を行う者は、その建設工事による公害を防止するため、規則で定める作業の方法等を遵守しなければならない。

(露天焼却行為の制限)

第20条 何人も、みだりに、廃材、ゴムその他の燃焼の際ばい煙又は悪臭を発生する物を屋外で焼却する行為をし、又はさせてはならない。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(拡声機の使用制限)

第21条 何人も、商業宣伝を目的に拡声機を使用するときは、その使用の時間及び方法並びに音量等に関して、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、祭礼その他の地域の慣習となっている行事で規則で定める場合及び学校、病院その他の静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域については、適用しない。

(行為の停止等の勧告及び命令)

第22条 市長は、前3条の規定に違反している者がいると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 削除

第23条から第25条まで 削除

第6章 雑則

(規制の定めがない公害の措置)

第26条 市長は、この条例に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害の防止のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置している者又は建設工事を行う者に対し、施設又は作業現場の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に工場、事業場又は建設現場に立ち入り、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

- 1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号の指定施設であって第2条第1項第5号の指定施設に該当するものを設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）については、第14条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。
- 4 旧条例に基づき設置された那覇市公害対策審議会及びその委員は、この条例に規定する那覇市公害対策審議会及びその委員として、同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成9年12月26日条例第38号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則（平成16年3月29日条例第4号抄）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）

（昭和62年9月1日 規則第31号）

那覇市公害防止条例施行規則(昭和47年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定施設）

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める指定施設は、別表第1に定めるとおりとする。

（規制基準）

第4条 条例第2条第1項第7号の規則で定める規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（雑排水による汚染防止の措置）

第5条 条例第18条の規則で定める措置は、別表第3に定めるとおりとする。

（建設工事に係る遵守事項）

第6条 条例第19条の規則で定める作業の方法等は、別表第4に定めるとおりとする。

（拡声機の使用制限）

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、別表第5に定めるとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場合は、祭礼、盆踊りその他の地域の慣習となっている行事に際し、拡声機を使用する場合であって、周辺の住民の生活環境を損なうおそれがないときとする。

3 条例第21条第2項の規則で定める静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。

（公害苦情相談員）

第8条 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条第2項の規定に基づき、環境保全課に公害苦情相談員を置く。

（様式）

第9条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根拠条項	文書名	様式
条例第12条	公害防止改善勧告書	第1号様式
条例第13条第1項	公害防止改善命令書	第2号様式
条例第16条第2項	事故時の措置命令書	第3号様式
条例第17条	公害防止措置届出書	第4号様式
条例第22条第1項	公害防止改善勧告書	第5号様式
条例第22条第2項	公害防止改善命令書	第6号様式
条例第26条	公害防止改善勧告書	第7号様式
条例第28号第2項	身分証明書	第8号様式

付 則

1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

2 那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に騒音に係る指定工場等を設置している者のうち、改正前の那覇市公害防止条例施行規則別表第4の適用を受けていたもので、地域の区分の変更により適用される規制基準が厳しくなったものについては、条例第12条及び第13条の規定は、この規則の施行の日から6月は、適用しない。

付 則（平成10年4月 1 日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年 3 月29日規則第13号）

この規則は、平成16年4月 1 日から施行する。

付 則（平成23年 3 月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研磨機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 厨房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 焼窯施設 (2) ^{ばい} 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する ^{ばい} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設

	(4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳造型造施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾ複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、

	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研摩施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する汚水等排出施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分		
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時か ら午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- この表において第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く

地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 3 地域の区分の変更により規制基準が厳しくなる区域に指定工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)については、条例第12条及び第13条の規定は、地域の区分の変更の日から1年間は、適用しない。
- 4 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定地点は、原則として指定工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、指定工場等において発生する悪臭を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- (2) 建物の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう清掃を徹底し、消臭剤の散布を行う等適正に管理すること。
- (3) 指定工場等において発生する汚水、汚物等は悪臭が発生しないよう貯留槽の設置等を行い適正に管理すること。
- (4) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- (5) 悪臭を発生する作業は、屋外では行わないこと。
- (6) 悪臭を著しく発生する施設には、脱臭装置を設置すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 粉じんに係る規制基準

粉じんの規制基準は、指定工場等において発生し、又は飛散する粉じんを防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 指定施設は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。

- (2) 指定施設は、散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 指定施設は、防じんカバーで覆われていること。
- (4) 指定施設は、フード及び集じん機が設置されていること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 排出水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排出水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。
- (2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、^{いつ}溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第3(第5条関係)

雑排水の排出に係る汚染防止措置

- 1 ^{ちゅう}厨房で生ずる調理くず、食べ残し等の不用物、油脂等を除去すること。
- 2 排出口における固形物を除去すること。
- 3 合成洗剤等の使用を自粛し、石けんを積極的に使用すること。
- 4 簡易処理槽を設置し、適正に維持管理すること。
- 5 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第4(第6条関係)

建設工事に係る遵守事項

- 1 建設工事の着工に際し、周辺住民に対し、作業内容を十分に説明すること。
- 2 作業の時間は、周辺の状況に応じて考慮すること。
- 3 建設工事によるばい煙及び粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の防止のため養生シート等を設置すること。
- 4 建設工事による騒音、振動及びばい煙を防止するため工法及び機種を選定、機械の設置場所の選定等を考慮すること。
- 5 建設工事による汚水は、直接公共用水域に排出しないよう沈殿池又はろ過装置の設置等適切な処置を講ずること。
- 6 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第5(第7条関係)

拡声機の使用方法に係る遵守事項

- 1 移動しながら拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 同一場所における使用時間は、10分を超えないこと。
 - (3) 拡声機から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とすること。
- 2 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 使用時間は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔をおくこと。

- (3) 設置場所は、地上7メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

地域の区分	時間の区分	午前9時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域		55デシベル	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域		60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域		70デシベル	65デシベル
工業地域		75デシベル	70デシベル

備考 測定地点は、次に掲げる地点の高さ1.2メートルの地点とする。

- 音源直下の地点から5メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建物の敷地境界線上
- 音源直下の地点からその音源の敷地境界線までの距離が5メートルを超える場合は、当該敷地境界線上
- その他の場合は、音源直下の地点から5メートル離れた地点

5 那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

(令和3年3月26日 条例第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和し、及び共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (4) 適正飼養 動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにすることをいう。
- (5) 係留 丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、その行動を制御すること又は柵、おりその他の障壁を設けて、逸走を防止することをいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
 - (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
 - (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。
- 2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、

飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

第2章 動物の適正飼育等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、その飼い犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合を除き、飼い主以外の者に接触しないよう、常に係留しておくこと。
 - ア 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。第21条第2号において同じ。)等をその目的のために使用する場合
 - イ 制御できる者が、訓練又は運動を目的とする施設で訓練又は運動をさせる場合
 - ウ 綱、鎖等を保持することによりその行動を制御した状態で移動、訓練又は運動をさせる場合
 - エ 展覧会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用する場合
 - オ 生後91日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合
- (2) その種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (3) その種類、年齢その他特性に応じたしつけを行うこと。
- (4) 公共の場所等にふんをしたときは、直ちに当該ふんを持ち帰ること。
- (5) 飼養又は保管をしている場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、飼養又は保管をしている旨を掲示すること。

(猫の飼育等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

- 2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

- 2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。
- 3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要

な指導又は助言をするものとする。

- 4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

第3章 動物の収容等

(犬の収容)

第11条 市長は、第8条第1号の規定に違反して係留されていない犬があると認めるときは、これを収容することができる。

- 2 市長は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物等に入った場合で、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、職員をしてその場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、その限りでない。
- 3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 何人も、第1項の規定による犬の収容のために設置した器具を移動し、又は破損してはならない。

(犬又は猫の引取り)

第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。次項において「省令」という。)第21条の2第7号に規定する犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。

- 2 省令第21条の3第2号に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例、規則等に定める場合は、市長が定める。
- 3 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により犬又は猫を引き取るときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、並びにこれを引き取るために必要な指示をすることができる。

(負傷した犬、猫等の措置)

第13条 市長は、公共の場所等において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等を発見した者から通報があった場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により犬、猫等を収容したときは、その状態等に応じた必要な処置を講ずるものとする。

(公示等)

第14条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文及び第36条第2項並びに第11条第1項及び前条第1項の規定により所有者の判明しない犬、猫等の収容又は引取り(以下「収容等」という。)をしたときは、当該犬、猫等の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を5日間公示するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する犬、猫等の所有者が判明したときは、その所有者に対し、判明した日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 犬、猫等の所有者は、第1項に規定する公示がされた場合にあつては当該公示の期間が満了する日の翌日、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した日の翌日までに、その犬、猫等を引き取らなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する公示期間が満了した日から2日以内(第2項の規定による通知を行った場合にあつては、当該通知が到達した日から2日以内)にその犬、猫等を引き取る者がいないときは、当該犬、猫等を処分することができる。ただし、当該犬、猫等の所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があつたときは、その期間が経過するまでの間は、この限りでない。

(譲渡)

第 15 条 市長は、法第 35 条第 1 項本文の規定により引取りをした犬及び猫並びに前条第 4 項本文の規定により処分することができる犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正飼養ができると認めるものに譲渡することができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第 16 条 犬又は猫の飼い主は、その所有し、又は占有する犬又は猫がみだりに繁殖してこれに適正飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第 4 章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第 17 条 犬の飼い主は、その飼い犬が人の生命等を侵害したときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、被害を与えた日から起算して 10 日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼い犬が人をかんだときは、直ちに、当該犬に狂犬病の疑いがあるかどうかについての獣医師の検診を受けなければならない。

(措置命令)

第 18 条 市長は、第 8 条第 1 号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命等を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第 8 条第 1 号の規定に違反している犬の飼い主に対しては、飼い主以外の者に接触しないよう、当該犬を係留すること。
- (2) 犬に口輪を装着すること。
- (3) その他犬による人の生命等に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(立入調査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から当該動物の飼養の状況、保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入らせ、及び当該動物の飼養の状況等に関し調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、飼い主その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 5 章 雑則

(手数料)

第 20 条 法第 35 条第 1 項本文の規定による引取りを求める所有者は、当該引取りが行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 生後 91 日未満の犬 1 頭につき 500 円
- (2) 生後 91 日以上
ア 体重 30 キログラム未満 1 頭につき 2,500 円
イ 体重 30 キログラム以上 1 頭につき 3,500 円
- (3) 生後 91 日未満の猫 1 匹につき 500 円
- (4) 生後 91 日以上 1 匹につき 2,500 円

2 法第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項本文及び第 36 条第 2 項並びに第 11 条第 1 項及び第

13 条第 1 項の規定による収容等をされた犬、猫等の返還を求める飼い主は、当該返還が行われる際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 返還に要する手数料 1 頭又は 1 匹につき 4,000 円
- (2) 飼養及び管理に関する手数料 1 頭又は 1 匹につき 1 日当たり 350 円

3 納付された手数料は、還付しないものとする。

(手数料の免除)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 官公署から事務上の必要により請求があった場合
- (2) 身体障害者補助犬に係る請求があった場合
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(動物愛護管理員)

第 22 条 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物愛護推進員)

第 23 条 市長は、犬、猫等の動物の愛護、適正飼養等の推進について熱意及び識見を有する者のうちから、法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第 38 条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正飼養に関する助言をすること。
- (2) 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養等の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 18 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 17 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 19 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(那覇市飼い犬条例の廃止)

2 那覇市飼い犬条例(昭和 49 年那覇市条例第 1 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の那覇市飼い犬条例(次項において「旧条例」という。)第 8 条第 1 項の規定により捕獲されている犬は、第 11 条第 1 項の規定により収容されている犬とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(那覇市手数料条例の一部改正)

6 那覇市手数料条例(平成 24 年那覇市条例第 71 条)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

6 那覇市ハブ対策条例

(昭和55年4月1日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、もって市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ハブ 琉球列島に生息する有毒蛇類ハブをいう。
- (2) ハブ咬症 ハブの咬牙により射出された毒成分によって起きる肉体的病変をいう。
- (3) 不適當構造物 岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物であつて、直径2センチメートル以上の裂孔を有し、ハブの生息に適する空間を有すると認められるものをいう。

(生活環境の整備義務)

第3条 市民は、ハブが繁殖、徘徊しないように生活環境を整備しなければならない。

2 市内に存する土地、建築等の所有者又は占有者は、それらが不適當構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。

(発見等の届出)

第4条 ハブを発見し、捕獲し、若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(ハブによる被害の防止)

第5条 市長は、前条の規定による届出に係る場所その他のハブが生息する蓋然性が高いと認める場所において、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

(治療費の支給)

第6条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた者に対し、規則で定める金額の範囲内において、当該治療に要した医療費の一部負担金に相当する金額を支給する。

(補修材料の支給)

第7条 市内に在する不適當構造物の所有者又は占有者が当該不適當構造物を補修しようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を支給することができる。

(ハブ駆除)

第8条 市長は、ハブによる被害を防止するため必要があると認める場合においては、一定の区域及び期間を定めて、捕獲装置等の使用によりハブ駆除を行うことができる。

2 市長は、前項のハブ駆除を行う場合には、あらかじめその区域内の市民に当該期間中飼い犬、飼い猫、家畜等の係留又は移動を命ずることができる。

3 市長は、捕獲装置等を使用するときは、あらかじめ当該区域の市民に周知させ、事故防止に努めなければならない。

(勧告)

第9条 市長は、不適當構造物の所有者又は占有者に対して必要があると認めるときは、ハブの生息に適しない状態に補修又は整備するように勧告することができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市職員にハブの出没する地域その他関連する場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、交布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。
- 2 第5条の規定の施行の際現にハブ飼育者等である者に対する同条の規定の適用については、同条中「ハブ飼育者等となった日から30日以内」は「第5条の規定の施行の日から30日以内」とする。

付 則 (平成4年4月1日条例第17号)

この条例は、交布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 那覇市あき地管理の適正化に関する条例

(昭和51年4月12日 条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないものをいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理についての権原を有する者をいう。
- (3) 不良の状態 雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(指導または勧告)

第4条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な指導または勧告をすることができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しないときは、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去することについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、条例実施のために必要があると認めるときは、市職員をして、当該あき地に立入って調査させ、また関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成5年4月1日 条例第15号)

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年那覇市条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。
- (7) 資源化物 物の再使用、再生利用及び有効利用を目的として法第6条第1項の規定により本市が定めた一般廃棄物処理計画における缶、びん、ペットボトル、紙、布及び草木をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

第6条から第8条まで 削除

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性について

てあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し市民、事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別(前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。)が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を、本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物(スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファを除く。)
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者により適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は市長の指定する一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、収集運搬業者により又は自ら市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(那覇市行政手続条例の適用除外)

第23条の5 前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、大規模事業所等の管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処分等手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、別表に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

第29条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。

(手数料の徴収方法)

第30条 第28条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第33条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

付 則

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに付則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市付属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「

那覇市し尿処理業適正化審議会	し尿収集、運搬及び処分の業態等に関すること。
----------------	------------------------

」を削る。

付 則(平成8年12月27日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第5号で、平成9年4月1日から施行)

付 則(平成9年4月1日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日条例第38号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(平成11年12月28日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則(平成11年12月28日条例第43号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成12年12月28日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月25日条例第31号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第28条第1項第2号及び別表第2の規定による手数料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 2 この条例の施行前の受付に係る粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成15年12月25日条例第43号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の受付に係る使用済パーソナルコンピュータの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月29日条例第4号抄)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年4月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月28日条例第46号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に2条を加える改正規定は平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成23年3月17日条例第16号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理の部燃やすごみ及び燃やさないごみの項の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成24年12月28日条例第77号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請され、かつ、同日以後に交付され、又は再交付されることとなる許可証に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年10月2日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例中、別表の改正規定は平成28年3月1日から、第20条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年9月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第35条に規定する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成29年12月28日条例第29号)

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

付 則(令和元年7月4日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第27号)

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

別表(第28条関係)

区分		手数料	
市が収集する一般廃棄物の処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大(取っ手付き) 360円 大 330円 中(取っ手付き) 240円 中 220円 小(取っ手付き) 170円 特小 120円	
	燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 330円 中 220円 小 170円 特小 120円	
	粗大ごみ	大(1立方メートル以上のもの又は10キログラムを超えるもの)	1個又は1束につき 600円
		小(大以外のもの)	1個又は1束につき 300円
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 2,600円
スプリング入りソファー		2人掛け以上 1脚につき 1,940円 1人掛け 1脚につき 1,270円	
市民が排出し、搬入する一般廃棄物の処理	適正処理困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 1,800円
		スプリング入りソファー	2人掛け以上 1脚につき 1,200円 1人掛け 1脚につき 600円
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	仮設便所のし尿	10リットルにつき 140円	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 35円	
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 17円	
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬		特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,625円以内で規則で定める額	

<p>使用済パーソナルコンピュータ(事業活動に伴って生じたものを除く。)の 収集運搬等</p>	<p>1個につき1,500円。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、指定再資源化事業者が定める回収再資源化料金が支払われていないものについては、回収再資源化料金(回収再資源化料金の定めのないパーソナルコンピュータについては、回収再資源化料金との均衡を考慮して規則で定める額)を加算する。</p>
---	--

9 那覇市霊園条例

(平成25年12月27日 条例第51号)

那覇市霊園条例(昭和47年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の霊園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 本市が設置する墓地をいう。
- (2) 墳墓地 墳墓を設けるために区画した土地をいう。
- (3) 合葬式墓地 複数の焼骨を埋蔵する合葬用納骨室及び合葬室をいう。

(設置、名称及び位置)

第3条 本市に霊園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市識名霊園	那覇市識名2丁目、字真地及び繁多川5丁目

2 那覇市識名霊園に次に掲げる施設(以下「霊園施設」という。)を置く。

- (1) 墳墓地
- (2) 市民共同墓

3 前項第2号の市民共同墓は、次に掲げる施設により構成するものとする。

- (1) 合葬式墓地
 - ア 合葬用納骨室
 - イ 合葬室
- (2) 短期収蔵納骨室
- (3) 参拝室

4 市民共同墓の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市民共同墓	那覇市繁多川5丁目240番1

(使用の目的)

第4条 霊園施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀の目的以外に使用することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 霊園施設を使用(第7条第2項の規定による変更及び同条第3項の規定による更新の場合を含む。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、霊園の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。
- 4 生前予約により合葬室の使用の許可を受けた者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用資格)

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本市に住所を有すること。

- (2) 祭祀を主宰する者であること。
- (3) 焼骨を所持していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、生前予約により合葬室の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 本市に住所を有すること。
 - (2) 自己の使用を目的とする者であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

(使用期間)

- 第7条** 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。
- (1) 墳墓地 永年
 - (2) 合葬用納骨室 12年又は32年
 - (3) 合葬室 永年
 - (4) 短期収蔵納骨室 5年
- 2 合葬用納骨室について前項第2号の12年の使用の許可を受けた者は、市長の許可を得て当該使用期間の満了前に使用期間を32年に変更することができる。この場合において、変更後の使用期間の始期は、変更前の許可を受けた日とする。
 - 3 短期収蔵納骨室の使用期間(第1項ただし書の規定によるものを除く。)については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。

(使用料)

- 第8条** 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による使用期間の変更があった場合は、当該変更の許可を受けた者は、使用料の差額を納付しなければならない。
 - 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

- 第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用权を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。
 - (2) 墳墓地の使用者が当該墳墓地を返還し、引き続き合葬用納骨室(納骨壇又は特殊壇1壇に限る。)又は合葬室を使用するとき。
 - (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(管理上の措置等)

- 第10条** 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を講ずるよう命ずることができる。

(転貸等の禁止)

- 第11条** 使用者は、第5条第1項の許可及び次条の許可(以下これらを「使用許可」という。)を受けた霊園施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第12条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て使用権を承継することができる。

(墳墓の工事等)

第13条 墳墓地の使用者は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 墳墓の設備については、規則で定める基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。
- 4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(霊園の一時使用)

第14条 墳墓地の使用者が、その使用に伴う工事その他の必要により霊園の土地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(埋蔵等の手続)

第15条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、市長の承認を受け、及び職員の立会いを求めなければならない。

- (1) 霊園施設に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするとき。
- (2) 霊園施設(合葬室を除く。)から焼骨を改葬し、又はその返還を受けようとするとき。

(焼骨の容器等)

第16条 市民共同墓に埋蔵又は収蔵をする焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

- 2 合葬室に埋蔵をする焼骨を収めた容器等は、返還しないものとする。

(使用者の責務)

第17条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

- 2 墳墓地の使用者は、当該墳墓地に係る墳墓等を適正に管理しなければならない。

(施設変更)

第18条 合葬用納骨室の使用者は、第7条第1項第2号に規定する使用期間の満了前であっても、市長の承認を得てその使用する施設を合葬室に変更することができる。

(変更等の届出)

第19条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 本籍、住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 霊園施設を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第20条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、第18条の規定による変更の承認又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 使用者は、使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。
- 3 使用者は、前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第21条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第12条の規定による使用権の承継があったときを除

く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第22条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 墳墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墳墓地を使用しないとき。
- (3) 市民共同墓について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (5) 使用許可の条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

(使用場所の返還)

第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は短期収蔵納骨室の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

(使用場所の変更又は返還の命令)

第24条 市長は、霊園の管理又は事業執行上必要があるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部について変更又は返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により変更又は返還を命じたときは、使用者に対し、移転等に係る費用を負担し、又は第8条第3項本文の規定にかかわらず、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(焼骨の合葬等)

第25条 市長は、合葬用納骨室に埋蔵されている焼骨については、第7条第1項第2号に規定する使用期間の経過後、合葬室に埋蔵するものとする。

2 市長は、合葬用納骨室への埋蔵を経ない焼骨については、合葬室に直接埋蔵する。

3 合葬室への焼骨の埋蔵は、市長が行うものとする。

4 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

5 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、埋蔵又は収蔵をされている焼骨を特定の場所に改葬し、又は合葬室に埋蔵することができる。

- (1) 使用者が死亡した場合において、第12条の規定による使用権の承継をする者がいないとき。
- (2) 第21条の規定により使用権が消滅したとき。
- (3) 第22条の規定により使用許可が取り消されたとき。
- (4) 第23条の規定に該当する場合において、使用場所を返還しないとき。

6 市長は、前項の規定により墳墓地に埋蔵されている焼骨を合葬室に埋蔵しようとするときは、その2月前までにその旨を告示するものとする。

(行為の禁止)

第26条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。ただし、使用許可を受けた墳墓地を除く。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (7) その他市長が霊園の管理上支障があると認める行為

(過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けないで霊園を使用した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(那覇市識名霊園附属納骨堂条例の廃止)

- 2 那覇市識名霊園附属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日前に改正前の那覇市霊園条例又は付則第2項の規定による廃止前の那覇市識名霊園附属納骨堂条例(以下「旧納骨堂条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において旧納骨堂条例による許可を受けている者に係る施行日以後に最初に行う第7条第3項の規定による更新の許可については、新規の許可をしたものとみなす。

付 則(平成28年3月24日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市霊園条例の規定は、平成28年6月1日以後に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合について適用し、同日前に使用期間が満了するものに係る更新の許可を行う場合については、なお従前の例による。

付 則(令和4年10月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

霊園施設	区分		単位	使用料	
墳墓地	墳墓地		1平方メートルにつき永年	49,600円	
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1体用納骨壇	1壇につき 12年	52,000円
			納骨壇	1壇につき 32年	139,000円
		2体用納骨壇	1壇につき 12年	104,000円	
			1壇につき 32年	278,000円	
		特殊壇	1壇につき 12年	208,000円	
			1壇につき 32年	556,000円	
	合葬室		1体につき 永年	30,000円	
	短期収蔵納骨室	1体用納骨壇	1壇につき 5年	25,000円	
			2体用納骨壇	1壇につき 5年	50,000円
		特殊壇	1壇につき 5年	100,000円	
1時間につき			500円		

備考

- 1 本市に住所を有しない使用者(墳墓地の使用者を除く。)の使用料は、この表に定める使用料の額に100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 2 合葬用納骨室の使用料を納付する場合は、合葬室の使用料を併せて納付しなければならない。
- 3 第7条第1項ただし書の規定による短期収蔵納骨室の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

10 環境行政の沿革

実施月不明の場合は、その年の最後に記しています。

- 1951年（昭和26年）10月 「衛生課」を設置（職員5人、清掃夫10人、手引き車5台、ごみ処分場は十貫瀬と牧志町間の広場）
- 1952年（昭和27年） トラック3台、馬車10台を増車
- 1952年（昭和27年） ごみ処分場を西本町近郊の海岸に移転（露天焼却埋立処理）
- 1954年（昭和29年） 9月 首里市・小禄村との合併
- 1954年（昭和29年） 9月 5トン車1台（直営）、馬車2台（委託）を配車
- 1955年（昭和30年） 5月 那覇市都市計画決定（霊園計画が明記される）
- 1955年（昭和30年）12月 那覇市都市計画の変更・追加（市識名霊園設置が認可）
- 1956年（昭和31年） 1月 「那覇市清掃条例」制定
- 1956年（昭和31年） 3月 識名、繁多川、真地一帯の高台35.0haが墓苑として都市計画決定
- 1957年（昭和32年） 6月 し尿貯留槽を小禄泉原、宇栄原、石嶺に設置
- 1957年（昭和32年）12月 真和志市との合併
- 1957年（昭和32年）12月 大型トラック1台、清掃夫5人編入。真和志地域に直営車2台配車
- 1957年（昭和32年）12月 「那覇市識名霊園付属納骨堂条例」（1957年那覇市条例第16号）公布
- 1957年（昭和32年）12月 「那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則」（昭和32年那覇市規則第18号）公布
- 1958年（昭和33年） 「那覇市識名霊園付属北納骨堂」建造
- 1963年（昭和38年） 2月 し尿の許可業者による汲み取りを地区制に改める
- 1965年（昭和40年） 6月 米国民政府により下水道浄化槽建設工事着工
- 1965年（昭和40年） 7月 「衛生課」の名称を「保健衛生課」に改める
- 1966年（昭和41年） 8月 保健衛生課の「衛生係」・「施設係」を「衛生第1係」・「衛生第2係」に改める。コンポスト工場建設に伴い「ごみ処分場」（課同格）を設置
- 1967年（昭和42年） 7月 南風原村新川地内に「那覇市コンポスト工場」操業開始
- 1967年（昭和42年）11月 与儀保育所前公衆便所を設置
- 1969年（昭和44年） 5月 ステーション方式による定日収集を実施（一般家庭ごみ：週2回）
- 1969年（昭和44年） 7月 「一般廃棄物中間処理施設第一焼却炉」操業開始
- 1969年（昭和44年） 7月 清掃工場埋立処分場供用開始
- 1969年（昭和44年） 7月 し尿の海洋投入処分を実施
- 1969年（昭和44年）12月 し尿投入船「日進丸」が就航する
- 1970年（昭和45年） 「壺屋公害対策連絡会議」が結成され壺屋焼の登り窯反対運動が議会や行政へ働きかけるようになる
- 1971年（昭和46年） 8月 「保健衛生課」から「清掃課」が分課し、「第一係（本庁）」と「第二係（現場事務所）」を設置
- 1971年（昭和46年） 9月 「企画部企画課」に「公害担当」設置
- 1972年（昭和47年） 1月 「那覇市公害防止条例」（1972年那覇市条例第1号）制定。条例制定により壺屋焼の登り窯の使用ができなくなり、ガス窯などの近代窯への転換や登り窯にこだわり読谷村へ転出することとなる
- 1972年（昭和47年） 3月 「那覇市公害対策協議会規程」（昭和46年訓令第4号）制定
- 1972年（昭和47年） 4月 清掃課の清掃に関する市民要求に対する即応体制を目的として「特別清掃班」を設置（運転手4人、清掃員11人）
- 1972年（昭和47年） 5月 沖縄返還協定に基づく施政権返還が実現
- 1972年（昭和47年） 5月 「那覇市公害対策審議会」設置
- 1972年（昭和47年） 5月 「那覇市霊園条例」（昭和47年那覇市条例第51号）制定

1972年（昭和47年）	5月	し尿中継槽を新設（設置場所：新港湾Bバース横）
1972年（昭和47年）	5月	「海洋汚染防止法」の改正により、し尿投棄海域変更
1972年（昭和47年）	8月	「那覇市霊園条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第47号）公布
1972年（昭和47年）	8月	「那覇市識名霊園付属南納骨堂」建造
1972年（昭和47年）	11月	国庫補助を受け特に公害防止に留意し集塵装置完備の一般廃棄物中間処理施設第二焼却炉完成
1972年（昭和47年）		「那覇市公害防止条例施行規則」（昭和47年那覇市規則第38号）制定
1972年（昭和47年）		「那覇市公害対策審議会規則」（1972年那覇市規則第14号）制定
1973年（昭和48年）	4月	「那覇市清掃条例」（S31.1制定）を廃止し、「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を制定
1973年（昭和48年）	7月	「公害交通課」新設
1973年（昭和48年）	7月	「那覇市し尿処理業適正化審議会」設置
1973年（昭和48年）	7月	「廃棄物処理法」に基づく、し尿浄化槽清掃業の許可を行う
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市飼い犬条例」（昭和49年那覇市条例第1号）制定（S49.4.1施行）
1974年（昭和49年）	1月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により産業廃棄物の搬入を禁止
1974年（昭和49年）	1月	し尿処理業適正化のために市の出資による公社の設立を決定
1974年（昭和49年）	3月	「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく地域指定
1974年（昭和49年）	5月	「那覇市飼い犬条例施行規則」（昭和49年那覇市規則第7号）公布
1974年（昭和49年）	7月	「清掃課」を「清掃指導課」（第1係、第2係、し尿公社設立準備会）と「清掃業務課」（第1係、第2係）に分課
1975年（昭和50年）	4月	南風原村からごみ受け入れ開始
1975年（昭和50年）	5月	清掃業務課の事務所を南風原村兼城へ移転
1975年（昭和50年）	6月	那覇空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定
1975年（昭和50年）	7月	「財那覇市環境衛生公社」設立
1975年（昭和50年）	8月	「公害交通課」から「公害対策課」に組織機構変更。「清掃業務課」を「清掃事務所」に改称
1975年（昭和50年）	8月	「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」（昭和50年条例第41号）制定
1975年（昭和50年）	10月	し尿収集既存業者が廃業し財那覇市環境衛生公社（許可業者）による収集運搬が行われる
1976年（昭和51年）	4月	「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」（昭和51年那覇市条例第20号）、「同条例施行規則」（昭和51年那覇市規則第16号）公布
1977年（昭和52年）	9月	那覇空港周辺騒音対策区域（第1種区域）指定
1977年（昭和52年）	11月	漫湖地区「国設鳥獣保護区」設定
1977年（昭和52年）		「那覇空港周辺の住宅騒音防止対策事業（国庫補助）」実施
1978年（昭和53年）	4月	「悪臭防止法」に基づく地域指定
1978年（昭和53年）	4月	「振動規制法」に基づく地域指定
1979年（昭和54年）	5月	「保健衛生部」に組織機構変更。「清掃指導課」と「清掃事務所」を合併し「清掃課」（企画担当、庶務係、業務第1係、業務第2係）設置
1979年（昭和54年）	7月	旧一般廃棄物最終処分場埋立地浸出水処理施設完成
1980年（昭和55年）	4月	「那覇市ハブ対策条例」（昭和55年那覇市条例第9号）、「同条例施行規則」（昭和55年那覇市規則第8号）公布
1981年（昭和56年）	3月	清掃広報映画「ごみとわたしたちの生活」（26分）

1981年（昭和56年）	5月	那覇市コンポスト工場廃止（老朽化）
1981年（昭和56年）	5月	清掃工場自動スクラップ圧縮機廃止（老朽化）
1981年（昭和56年）	10月	直営収集地域の分別収集実施（可燃物・不燃物・粗大ごみ三分別方式）
1981年（昭和56年）	12月	ごみ焼却施設「那覇市清掃工場」完成、操業開始
1982年（昭和57年）	10月	委託収集地域の分別収集実施により市全域で「燃やせるごみ」・「燃やさないごみ」・「粗大ごみ」の三分別方式による分別収集となる（週2回定日）
1983年（昭和58年）	3月	沖縄県による航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定、同空港周辺の監視測定調査実施
1983年（昭和58年）	12月	「国場川水系環境保全推進協議会」を結成（7市町村）
1984年（昭和59年）	1月	「南風原町と那覇市との公害防止協定」締結
1984年（昭和59年）	4月	一般廃棄物中間処理施設第二焼却炉老朽化のため廃止
1985年（昭和60年）	4月	「ごみ処理委託料及び地域還元全額の算出方法に関する覚書」を南風原町と締結
1985年（昭和60年）	10月	「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）が全面施行
1985年（昭和60年）	10月	一般廃棄物中間処理施設第一焼却炉老朽化のため廃止
1986年（昭和61年）	4月	「公害対策課」から「環境公害課」に組織機構変更（「衛生係」設置）
1986年（昭和61年）	5月	「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」制定（S61. 8. 1施行）
1986年（昭和61年）	8月	「建築事前協議制度」（建築等に伴う公害防止指導要綱）実施
1987年（昭和62年）	4月	燃やすごみ週3回、燃やせないごみ及び粗大ごみ週1回収集市全域実施
1987年（昭和62年）	7月	「那覇市公害防止条例」（昭和62年那覇市条例第21号）改正（1972年那覇市条例第1号の当該条例全部改正）（S63. 1. 1施行）
1987年（昭和62年）	9月	「那覇市公害防止条例施行規則」改正（昭和47年那覇市規則第38号の当該規則を全部改正）（S63. 1. 1施行）。那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）廃止
1988年（昭和63年）	4月	「那覇市民スポーツ広場条例」（昭和63年那覇市条例第13号）、「同条例施行規則」（昭和63年那覇市規則第12号）公布
1988年（昭和63年）	4月	那覇市清掃工場埋立地一部跡地に「那覇市民スポーツ広場（野球用広場）」完成
1989年（平成元年）	7月	「ごみ処理問題懇親会」発足
1990年（平成 2年）	3月	「ごみ処理問題懇親会提言書」を市長に提出
1990年（平成 2年）	11月	「ごみ問題準備室」設置し、清掃課と清掃工場の総合調整及びごみ問題の企画を所管する
1990年（平成 2年）		「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）制定
1991年（平成 3年）	2月	「ごみ減量・資源化実行計画」策定
1991年（平成 3年）	4月	「ごみ減量元年」位置づけ
1991年（平成 3年）	4月	「環境公害課」に「環境係」設置。「ごみ問題準備室」を「環境整備課」へ名称変更。「清掃課」を「環境業務課」へ名称変更され「指導係」が新設される
1991年（平成 3年）	4月	「那覇市清掃工場に係る南風原町と那覇市の覚書」締結
1991年（平成 3年）	4月	廃乾電池及び廃蛍光管の「有害・危険ごみ」分別収集開始
1991年（平成 3年）	4月	5種類分別収集にモデル地区実施（久米自治会、真地団地自治会）
1991年（平成 3年）	4月	浦添市へ一部ごみ処理委託
1991年（平成 3年）	4月	「那覇市資源化物集団回収事業」開始（団体の登録開始）
1991年（平成 3年）	5月	「生ごみ処理容器モニター」委嘱（45名）

1991年（平成 3年）	6月	「クリーン指導員」委嘱(70名)
1991年（平成 3年）	6月	「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会会則」施行
1991年（平成 3年）	6月	「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」結成
1991年（平成 3年）	12月	「那覇市ごみ問題三者連絡協議会」設置
1991年（平成 3年）		那覇空港周辺の「住宅騒音防止対策事業」拡大実施
1992年（平成 4年）	3月	「那覇市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」施行
1992年（平成 4年）	5月	「ごみ減量化行動計画」を採択し、「ごみ減量化宣言」をする
1992年（平成 4年）	9月	「水質汚濁防止法」に基づき生活排水対策重点地域に指定される
1993年（平成 5年）	2月	埋立地污水处理施設が隣接する安里又川を浚渫
1993年（平成 5年）	2月	「資源化物拠点回収事業」開始
1993年（平成 5年）	4月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」（平成5年那覇市条例第15号）（「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例第18号）を全部改正）、「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則」（平成5年那覇市規則第19号）公布（H5. 10. 1施行）
1993年（平成 5年）	4月	一般廃棄物最終処分場供用開始
1993年（平成 5年）	6月	那覇市清掃工場埋立地閉鎖
1993年（平成 5年）	6月	「那覇市生ごみ処理容器による自己処理奨励要綱」制定（H5. 6. 3決裁）。 「生ごみ処理容器購入支援奨励金制度」開始
1993年（平成 5年）	9月	「那覇市一般廃棄物対策推進審議会」設置
1993年（平成 5年）	9月	ごみ減量・資源化推進のためのリサイクルマーク、標語（わんから かんからリサイクル）を決定
1993年（平成 5年）	10月	「那覇市一般廃棄物処理施設管理規則」公布（「那覇市清掃工場管理規則」（平成2年那覇市規則第15号）全部改正）
1993年（平成 5年）	10月	規則により一定規模以上の共同住宅建設における一般廃棄物の排出方法のクリーン推進課との事前協議義務化
1995年（平成 7年）	2月	「那覇市水環境保全基本計画」策定
1995年（平成 7年）	3月	「那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金条例」（平成7年那覇市条例第9号）制定（H7. 4. 1施行）
1995年（平成 7年）	5月	ごみ減量・資源化推進啓発施設「那覇市リサイクルプラザ」稼働開始。 市内全域ごみ5種類分別収集開始
1995年（平成 7年）	6月	第1回「環境フェア」開催
1995年（平成 7年）	6月	「焼却炉プロジェクトチーム」を設置
1995年（平成 7年）	7月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例」（平成7年那覇市条例第31号）公布（H8. 1. 9施行）
1995年（平成 7年）	10月	「那覇市環境衛生公社管理運営検討委員会」設置
1995年（平成 7年）	12月	「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例施行規則」（平成7年那覇市規則第41号）制定（H8. 1. 9施行）
1996年（平成 8年）	4月	「那覇市清掃工場」を「那覇環境センター」へ名称変更
1996年（平成 8年）	4月	「合併処理浄化槽設置補助金制度」開始
1996年（平成 8年）	5月	「焼却炉プロジェクトチーム」最終報告 建設位置：那覇環境センター敷地内 建設主体：那覇市と南風原町を母体とする一部事務組合
1996年（平成 8年）	9月	国際通りを「美化促進重点地域」に指定
1997年（平成 9年）	4月	環境整備課に焼却炉準備室(係)設置

1997年（平成 9年）	6月	「'97水の祭典・国場川水あしび」開催
1997年（平成 9年）	8月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」（平成9年訓令第12号）制定
1997年（平成 9年）	8月	「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会」発足
1997年（平成 9年）	10月	「那覇市生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付要綱」施行。「那覇市生ごみ処理容器による自己処理奨励要綱」（H5. 6. 3決裁）廃止
1997年（平成 9年）	11月	「那覇市環境基本計画策定委員会規程」（平成9年訓令第13号）制定
1997年（平成 9年）		漫湖水面部分が「国設鳥獣保護区特別保護地区」に設定される
1997年（平成 9年）		大気測定局（那覇局）及び自動車排出ガス測定局（松尾局）を沖縄県が開局
1998年（平成10年）	3月	「第二次那覇市一般廃棄物処理基本計画」、「那覇市ごみ処理施設整備実施計画」策定
1998年（平成10年）	4月	「保健衛生部」を廃止し「市民環境部」を設置。「環境公害課」を「環境保全課」に組織機構変更（「公害係」と「環境係」を統合、「環境保全係」設置）
1998年（平成10年）	4月	「民間防音工事業務」を建築工事課に移管
1998年（平成10年）	4月	「那覇市環境基本計画審議会規則」（平成10年規則第26号）公布
1998年（平成10年）	6月	ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価等の住民説明会を開始
1998年（平成10年）	8月	「プラント選定委員会」発足
1998年（平成10年）	8月	沖映通りを「美化促進重点地域」に指定
1998年（平成10年）	10月	「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」（平成10年那覇市条例第25号）公布
1998年（平成10年）	10月	「那覇市災害時し尿汲み取り手数料扶助金支給要綱」、「那覇市災害時し尿汲み取り手数料扶助金に関する支給額の認定基準」施行
1998年（平成10年）	10月	「一部事務組合設立準備委員会」発足
1998年（平成10年）	10月	家庭ごみ収集曜日の変更（完全週休二日制の実施）
1999年（平成11年）	2月	「那覇市水資源有効利用推進要綱」施行
1999年（平成11年）	3月	「那覇市斎場建設基金条例」（平成11年那覇市条例第1号）公布
1999年（平成11年）	4月	環境業務課から環境保全課へ「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」（昭和51年那覇市条例第20号）を業務移管
1999年（平成11年）	5月	漫湖水面部分がラムサール条約の登録湿地に登録される
1999年（平成11年）	10月	「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」策定
1999年（平成11年）	11月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合規約」（沖縄県知事認可）施行
1999年（平成11年）	11月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」設立
1999年（平成11年）	11月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合内に「ごみ処理施設建設委員会」発足
2000年（平成12年）	3月	「那覇市環境基本計画」策定
2000年（平成12年）	3月	「那覇市狂犬病予防法の施行に関する規則」（平成12年那覇市規則第48号）制定（H12. 4. 1施行）
2000年（平成12年）	6月	「那覇市事業系古紙回収奨励金交付事業」開始
2000年（平成12年）	6月	「那覇市環境保全対策会議設置要綱」（平成12年6月8日市民環境部担当助役決裁）施行
2000年（平成12年）	9月	「樹木せん定枝等の再生処理委託事業」開始
2000年（平成12年）	10月	ごみ門口収集開始（ごみ置き場廃止）
2000年（平成12年）	11月	直営地域の門口化業務開始
2000年（平成12年）	11月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合管理者に親泊那覇市長を決定
2000年（平成12年）	11月	那覇市・南風原町ごみ処理施設の機種・規模変更

2000年（平成12年）	11月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合財政調整基金条例」（平成12年那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合条例第13号）公布
2001年（平成13年）	2月	「那覇市水環境保全推進計画」策定（「那覇市水環境保全基本計画」（H7.2策定）改定）
2001年（平成13年）	2月	「そごみ電話申込受付制度」開始
2001年（平成13年）	3月	「那覇市環境保全行動計画」策定
2001年（平成13年）	3月	「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」（平成13年訓令第6号）制定
2001年（平成13年）	4月	「市民環境部」を廃止し、「経済環境部」を設置
2001年（平成13年）	4月	委託地域を含む那覇市全域の門口収集開始
2001年（平成13年）	4月	燃やすごみの最終処分場への埋立を完全廃止し、衛生環境改善を図る
2001年（平成13年）	4月	埋立ごみの搬入時チェックを徹底し、搬入業者及び事務所を指導
2001年（平成13年）	4月	浦添市及び株倉敷環境へ一部燃やすごみ処理委託
2001年（平成13年）	4月	浄化槽法により新たな単独処理浄化槽（し尿のみ）の設置禁止となり、生活排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置義務化。公共下水道の整備が当分見込まれない地域において補助金交付
2001年（平成13年）	5月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合管理者・副管理者において「焼却炉の方式はストーカー炉+廃溶融炉とすること」を確認（確認書）
2001年（平成13年）	6月	南風原町から「南風原町における那覇環境センター周辺まちづくり」について要請
2001年（平成13年）	8月	「那覇市ゼロエミッション推進本部設置要綱」施行
2001年（平成13年）	10月	ごみ処理施設に関する都市計画案及び環境アセス準備書縦覧
2001年（平成13年）	10月	「那覇環境センター周辺地区まちづくり推進協議会」発足
2001年（平成13年）	10月	「那覇環境センター周辺地区まちづくり推進協議会会則」施行
2001年（平成13年）	10月	「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」（平成13年規則第34号）公布
2001年（平成13年）	10月	「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」（平成13年規則第35号）公布
2001年（平成13年）	11月	沖縄県に新焼却炉整備計画書提出（那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合）
2001年（平成13年）	11月	「南風原町と那覇市清掃工場等に関する覚書」の見直し（要請）
2001年（平成13年）	12月	家庭ごみ有料化キャンペーン開始
2002年（平成14年）	3月	「那覇市ゼロエミッション基本構想」策定（ゼロエミッション推進室）
2002年（平成14年）	3月	南部広域市町村圏事務組合「いなんせ斎苑」供用開始
2002年（平成14年）	3月	（財）那覇市環境衛生公社解散
2002年（平成14年）	4月	環境業務課に「きれいなまちづくり室」新設（門口収集推進、不法投棄担当）
2002年（平成14年）	4月	「家庭ごみ有料化制度（ごみ袋指定制度）」開始 市が収集する家庭ごみについては、指定ごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により処理手数料を有料化
2002年（平成14年）	4月	『那覇市民憲章推進「地域美化活動ボランティア団体等」に対するごみ袋支給要領』施行
2002年（平成14年）	4月	「那覇市し尿収集運搬事業補助金交付事業」開始
2002年（平成14年）	4月	「那覇市エコオフィス計画」策定
2002年（平成14年）	4月	「那覇市民スポーツ広場条例」（昭和63年那覇市条例第13号）、「同条例

			施行規則」(昭和63年那覇市規則第12号)廃止
2002年(平成14年)	5月		「那覇市斎場建設基金条例」(平成11年那覇市条例第1号)廃止
2002年(平成14年)	7月		「那覇市ゼロエミッション基本構想審議会規則」(平成13年那覇市規則第34号)廃止
2002年(平成14年)	7月		「那覇市ゼロエミッションロゴマーク選定委員会規則」(平成13年那覇市規則第35号)廃止
2002年(平成14年)	9月		「財団法人那覇市環境衛生公社の事業の総合調整および助成に関する条例」(昭和50年那覇市条例第41号)廃止
2002年(平成14年)	9月		「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」(平成14年那覇市条例第44号)(時限立法H19.3.31失効)、「同条例施行規則」(平成14年那覇市規則第55号)公布
2002年(平成14年)	9月		那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合が所管する還元施設整備事業について那覇市と南風原町によって覚書締結
2002年(平成14年)			「那覇市雨水利用施設(貯留型・浸透型)等設置費補助金制度」設置
2003年(平成15年)	2月		「那覇市ごみ処理施設建設検討委員会規程」(平成9年那覇市訓令第12号)廃止
2003年(平成15年)	4月		「経済環境部」を廃止し、「環境部」を設置。「環境整備課」を「環境政策課」へ名称変更。「環境業務課」を「クリーン推進課」に名称変更。「環境業務課きれいなまちづくり推進室」を統合し、「一般廃棄物収集運搬業許可業務」を「環境政策課」へ移管
2003年(平成15年)	4月		「環境美化促進事業」開始
2003年(平成15年)	4月		「容器包装リサイクル法」に基づくペットボトル資源化物収集を開始
2003年(平成15年)	4月		「ペットボトル資源化事業」開始(那覇市リサイクルプラザ)
2003年(平成15年)	4月		浦添市及び那覇市倉敷環境、島尻消防・清掃組合へ一部燃やすごみ処理委託
2003年(平成15年)	5月		「環境省 漫湖水鳥・湿地センター」開館
2003年(平成15年)	6月		環境保全課が新都心銘苺庁舎へ移転
2003年(平成15年)	6月		「那覇市住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱」施行
2003年(平成15年)	9月		「ISO14001」認証取得(県内自治体初)。那覇市環境マネジメントシステム構築
2003年(平成15年)	11月		「共同住宅のごみ集積場設置実施要領」施行
2003年(平成15年)	12月		「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」改正(家庭用使用済みパソコンの収集・処分手数料導入、H16.4.1施行)
2003年(平成15年)			「那覇市グリーン購入指針」を定める(管財課)
2003年(平成15年)			「屋上緑化推進事業」開始(花とみどり課)
2004年(平成16年)	1月		「那覇市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する要綱」(平成16年那覇市告示第73号)制定
2004年(平成16年)	2月		放置車両及び不法投棄物の撤去に対し、那覇警察署長より感謝状授与
2004年(平成16年)	3月		「那覇市環境基本条例」(平成16年那覇市条例第4号)制定(H16.4.1施行)
2004年(平成16年)	3月		「那覇市環境審議会規則」(平成16年那覇市規則第6号)制定(H16.4.1施行)
2004年(平成16年)	4月		「那覇市一般廃棄物対策推進審議会」を廃止し、「那覇市環境審議会」を設置
2004年(平成16年)	4月		転入者用ごみ袋サンプル配布開始
2004年(平成16年)	4月		「那覇市ゼロエミッション特別参与設置規程」(平成13年那覇市訓令第6号)廃止

2004年（平成16年）	5月	し尿及び浄化槽汚泥処理を海洋投入処分から倉浜衛生施設組合の陸上処理へ委託変更
2004年（平成16年）	9月	「那覇市地域新エネルギービジョン策定委員会規則」（平成16年那覇市規則第40号）公布
2004年（平成16年）	11月	那覇市環境審議会「那覇市一般廃棄物処理基本計画見直し」についてパブリック・コメント実施
2004年（平成16年）		「那覇市こどもエコクラブ推進事業」実施
2005年（平成17年）	2月	「那覇市地域新エネルギービジョン」策定（経営企画部ゼロエミッション推進室）
2005年（平成17年）	3月	「第2次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定（平成10年3月に策定した計画の見直し及び生活排水処理基本計画の追加）
2005年（平成17年）	6月	「那覇市環境基本計画審議会規則」（平成10年規則第26号）廃止
2005年（平成17年）	6月	「那覇市地域新エネルギービジョン策定委員会規則」（平成16年那覇市規則第40号）廃止
2005年（平成17年）	7月	旧一般廃棄物最終処分場浸出水（汚水）処理施設共同利用
2005年（平成17年）	9月	新ごみ処理施設、新最終処分場及び還元施設の名称決定（那覇・南風原クリーンセンター、那覇エコアイランド、環境の杜ふれあい）
2005年（平成17年）	11月	ごみ分別、収集方法の変更に伴い、那覇市ごみ分別・減量啓発キャラクター「ナハゾウくん」を使用し、広報業務開始
2005年（平成17年）	12月	「那覇環境センター」焼却施設稼働終了。新焼却施設「那覇・南風原クリーンセンター」試験運転開始
2005年（平成17年）	12月	那覇・南風原クリーンセンター稼働に伴うごみ分別・収集曜日変更により、「廃プラスチック・ゴム・皮革製品」が「燃やさないごみ」から「燃やすごみ」へ変更。「草木」は「燃やすごみ」から「資源化物」（無料）へ変更となり、門口定日収集を開始。混合収集であった「缶・びん・ペットボトル」を種類別収集へ変更
2006年（平成18年）	3月	クリーン推進課の事務所を「南風原町字新川650番地」へ移転
2006年（平成18年）	3月	「那覇環境センター」を廃止し「クリーン推進課」へ統合
2006年（平成18年）	3月	「那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例」（平成18年那覇市・南風原町環境施設組合条例第4号）制定（H18. 4. 1施行）
2006年（平成18年）	4月	「那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例施行規則」（平成18年那覇市・南風原町環境施設組合規則第9号）制定
2006年（平成18年）	4月	「那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合」の名称を「那覇市・南風原町環境施設組合」に変更。廃棄物発電設備を持つ一般廃棄物中間処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」本格稼働開始
2006年（平成18年）	5月	「那覇市ボランティアごみ袋の取り扱いに関する要綱」施行。『那覇市民憲章推進「地域美化活動ボランティア団体等」に対するごみ袋支給要領（H14. 4. 1施行）』廃止。那覇市ボランティアごみ袋の交付を三支所（首里・真和志・小禄）へ拡大
2006年（平成18年）	9月	「南風原町と那覇市との公害防止協定」施行
2006年（平成18年）	12月	「那覇市路上喫煙防止条例」（平成18年那覇市条例第53号）公布（H19. 4. 1施行）
2006年（平成18年）	12月	那覇市環境審議会「那覇市環境基本計画見直し案」についてパブリック・コメント実施
2007年（平成19年）	2月	「那覇市・南風原町環境施設組合施設整備基金条例」（平成19年那覇

			市・南風原町環境施設組合条例第11号)公布
2007年(平成19年)	3月		「那覇市環境基本計画」改定、「PDCAシステム運用」実行
2007年(平成19年)	4月		新一般廃棄物最終処分場・余水処理施設「那覇エコアイランド」共用開始(港町地先在)
2007年(平成19年)	4月		クリーン指導員制度を改正し新たに「動物愛護サポーター」設置
2007年(平成19年)	7月		那覇市・南風原町環境施設組合の還元施設「環境の杜ふれあい」開業
2007年(平成19年)	7月		「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則」(平成14年那覇市規則第55号)廃止
2007年(平成19年)	9月		那覇市の一部でレジ袋の有料化実験が始まる
2007年(平成19年)	10月		旧一般廃棄物最終処分場埋立処分終了
2007年(平成19年)			「那覇市家庭用廃食用油回収事業」開始
2008年(平成20年)	1月		ハイブリッドパッカー車・ハイブリッド資源化物収集車(ディーゼル2トン級)購入
2008年(平成20年)	2月		「那覇市資源化物(有価物)売却に係る入札参加資格等に関する要綱」施行
2008年(平成20年)	3月		「那覇市地球環境保全行動計画」策定。「那覇市環境基本計画」と共に「那覇市地球温暖化対策地域推進計画」と位置づける
2008年(平成20年)	3月		「那覇市集団回収奨励金交付要綱」廃止
2008年(平成20年)	4月		「屋上・壁面緑化推進事業」を「建設管理部花とみどり課」から「環境保全課」へ所管変更。旧焼却炉解体・マテリアルリサイクル施設建設を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ業務移管。し尿処理施設管理業務(環境施設グループ)を「環境政策課」から「クリーン推進課」へ組織移管
2008年(平成20年)	4月		「自然環境保全・再生事業」開始
2008年(平成20年)	4月		「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し資源化物の収集運搬行為を禁止し、同年7月より罰則規定(過料上限額1万円)を施行
2008年(平成20年)	4月		「環境推進員設置要綱」施行により環境推進員の構成を「クリーンサポーター」、「エコライフサポーター」、「動物愛護サポーター」の三体制分けを行う。「クリーンサポーター実施要領」、「エコライフサポーター実施要領」、「動物愛護サポーター実施要領」施行
2008年(平成20年)	4月		「那覇市し尿等下水道放流施設管理要綱」施行
2008年(平成20年)	4月		「那覇市し尿等下水道放流施設」(伊奈武瀬在)供用開始、公共下水道放流。し尿中継槽閉鎖
2008年(平成20年)	4月		座間味村から排出された燃やすごみの処理受入開始
2008年(平成20年)	4月		「那覇市エコオフィス計画」(第2期実行計画)策定
2008年(平成20年)	5月		「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会要綱」(平成20年5月30日事務局長決裁)制定
2008年(平成20年)	7月		資源化物無断持ち去り行為の条例(平成20年4月1日施行)による罰則適用開始
2008年(平成20年)	7月		「那覇市地球温暖化対策協議会」設立
2008年(平成20年)	11月		「那覇市路上喫煙防止条例施行規則」(平成20年那覇市規則第45号)公布
2008年(平成20年)	12月		し尿中継槽解体撤去(伊奈武瀬在)
2009年(平成21年)	2月		単身高齢者世帯等を対象とした、「アシスト収集事業」の実証実験開始
2009年(平成21年)	12月		「那覇市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可要綱」(平成21年12月

		25日環境部長決裁)制定
2009年(平成21年)		愛がん飼養を目的として、「メジロに係る捕獲及び飼養登録に関する事務」を沖縄県より権限委譲
2010年(平成22年)	3月	「地域温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(平成21年6月)に基づき「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」策定
2010年(平成22年)	4月	「屋上・壁面緑化推進事業」を「環境保全課」から「環境政策課」へ所管変更し、「緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業」として事業統合(環境政策課「ゼロエミッション推進室」は「地球温暖化対策推進室」へ室名変更)
2010年(平成22年)	4月	「那覇市資源化物拠点回収事業実施要綱」を廃止
2010年(平成22年)	4月	「集団回収事業」と「拠点回収事業」を統一
2010年(平成22年)	4月	「那覇市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」を改正し「那覇市資源化物集団回収奨励金交付要綱」を施行
2010年(平成22年)	8月	「那覇市墓地等に関する基本方針」策定
2011年(平成23年)	1月	「那覇市放置自転車の発生の防止及び適正処理に関する条例」(平成14年那覇市条例第44号)廃止
2011年(平成23年)	3月	「那覇市エコオフィス計画」(第3期実行計画)策定
2011年(平成23年)	4月	環境保全課衛生グループより「墓地行政推進グループ」を新設。公園管理課から「識名霊園内墓地区画及び納骨堂管理業務」を、花とみどり課から「北納骨堂建替え事業」が事務移管される
2011年(平成23年)	3月	「那覇市リサイクルプラザ」をリユース・リペア機能を備えた施設「エコマール那覇プラザ棟」へ名称変更
2011年(平成23年)	4月	「エコマール那覇リサイクル棟管理運営要綱」施行。旧那覇市リサイクルプラザの資源化物分別機能の新施設として資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」供用開始
2011年(平成23年)	6月	那覇市定ごみ袋特小サイズの販売開始(4サイズとなる)
2011年(平成23年)	9月	国の指針改定により「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」こととなる
2011年(平成23年)	12月	国場川水域および那覇港海域への排水について上乘せ基準適用(沖縄県)
2012年(平成24年)	3月	「第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
2012年(平成24年)	3月	「那覇市墓地等の経営許可等に関する規則」(平成24年那覇市規則第8号)制定(H24.4.1施行)
2012年(平成24年)	3月	「那覇市資源化物集団回収奨励金交付要綱」を廃止
2012年(平成24年)	4月	環境政策課ごみ減量推進グループが「廃棄物対策室」へ名称変更
2012年(平成24年)	4月	「地域主権推進第2次一括法」により、「自動車騒音常時監視事務」及び「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限事務」が県から市へ権限移譲
2012年(平成24年)	4月	「アシスト収集事業」を本格開始
2012年(平成24年)	4月	「那覇市住宅用太陽熱利用システム補助金交付要綱」施行
2012年(平成24年)	6月	「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」制定
2012年(平成24年)	7月	多目的広場「ちゅらティーダスポーツ広場」(旧一般廃棄物最終処分場跡)供用開始。「ちゅらティーダスポーツ広場管理運営要綱」、「同運営要領」(平成24年7月31日環境部長決裁)制定(H24.8.1施行)

- 2012年（平成24年） 9月 「那覇市識名霊園付属北納骨堂」老朽化に伴い解体撤去
- 2012年（平成24年） 12月 「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例」（平成24年那覇市条例第40号）、「同条例施行規則」（平成24年那覇市規則第58号）制定（H25. 4. 1施行）
- 2012年（平成24年） 12月 「那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」（平成24年那覇市規則第57号）制定（H25. 4. 1施行）
- 2012年（平成24年） 12月 「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」（平成24年那覇市規則第56号）制定（H25. 4. 1施行）
- 2012年（平成24年） 12月 「那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則」（平成24年那覇市規則第65号）制定（H25. 4. 1施行）
- 2013年（平成25年） 1月 環境保全課が新都心銘苅庁舎から那覇市役所本庁舎へ移転
- 2013年（平成25年） 1月 「那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する要綱」（平成25年1月31日付け環境部長決裁）制定（H25. 2. 1施行）。ちゅらティーダスポーツ広場管理運営要綱、同運営要領（平成24年7月31日環境部長決裁）廃止
- 2013年（平成25年） 3月 「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理手数料免除取扱要領」廃止
- 2013年（平成25年） 4月 中核市への移行に伴い、沖縄県が所管していた環境関連業務（大気・水質・土壌の監視、産業廃棄物対策、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務、浄化槽法に係る届出、犬猫保護関連等）が移管、沖縄県より大気測定局（平成9年度開局）2局移管
- 2013年（平成25年） 4月 環境政策課の廃棄物対策室を課に変更し「廃棄物対策課」（「一般廃棄物グループ」、「産業廃棄物グループ」）の新設、環境政策課の地球温暖化対策推進室を「地球温暖化対策推進グループ」に変更。クリーン推進課に「環境美化推進室」を設置。環境保全課の環境保全グループを「大気・騒音グループ」及び「水質保全グループ」に分割、環境保全課の衛生グループを課に変更し「環境衛生課」の新設。
※環境部は3課（環境政策課、クリーン推進課、環境保全課）から5課（環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課）体制へ
- 2013年（平成25年） 4月 「那覇市浄化槽取扱要綱」施行
- 2013年（平成25年） 4月 家庭より排出されるスプリング入りマットレス等の処理残渣を、那覇・南風原クリーンセンターへ受け入れ開始
- 2013年（平成25年） 4月 一般廃棄物（し尿・浄化槽）収集運搬業者2者の許可範囲を変更し、し尿汲み取り業者が1者から3者になる
- 2013年（平成25年） 4月 那覇・南風原クリーンセンター内に搬入された粗大ゴミのうち再生事業実施のため「那覇市再生工房事業実施要綱」、「那覇市再生工房事業実施要領」施行
- 2013年（平成25年） 5月 「那覇市アシスト収集実施要領」、「那覇市アシスト収集（粗大）実施要領」、「那覇市アシスト収集（一時多量）実施要領」制定（平成25年5月14日クリーン推進課長決裁）
- 2013年（平成25年） 9月 那覇市一般廃棄物収集運搬許可取消処分
- 2013年（平成25年） 9月 EV自動車AC200V充電タワーをエコマール那覇リサイクル棟敷地内に設置
- 2013年（平成25年） 9月 「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処

			理手数料免除取扱要領」制定(H25. 4. 1施行)
2013年 (平成25年)	9月		エコマール那覇プラザ棟粗大ごみ再生工房事業(家具等の販売開始)
2013年 (平成25年)	12月		「那覇市霊園条例」(平成25年那覇市条例第51号)公布(「那覇市霊園条例」(昭和47年那覇市条例第51号)の全部改正)(H26. 4. 1施行)。那覇市識名霊園付属納骨堂条例(1957年那覇市条例第16号)廃止
2013年 (平成25年)	12月		「那覇市霊園条例施行規則」(平成25年那覇市規則第86号)公布(「那覇市霊園条例施行規則」(昭和47年那覇市規則第47号)の全部改正)(H26. 4. 1施行)。那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則(1957年那覇市規則第18号)廃止
2014年 (平成26年)	1月		那覇市シルバー人材センターへ余剰パッカー車を3台譲渡
2014年 (平成26年)	2月		微小粒子状物質(PM2. 5)測定機を大気測定局那覇局に設置
2014年 (平成26年)	3月		「環境の杜ふれあい公園」都市計画決定(南風原町)
2014年 (平成26年)	3月		「東日本大震災に伴う避難者に係る市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理手数料免除取扱要領」廃止
2014年 (平成26年)	4月		クリーン推進課の庶務グループと環境施設グループを統合し「管理グループ」へ変更
2014年 (平成26年)	4月		「那覇市の環境」発行事務が環境保全課から環境政策課へ移管される
2014年 (平成26年)	4月		「資源化物収集運搬禁止行為指導事業」の実施 「資源化物収集運搬禁止行為指導員」をクリーン推進課へ配置(非常勤職員として警察OB2名採用)
2014年 (平成26年)	4月		「那覇市資源化物拠点回収事業奨励金交付要綱」施行
2014年 (平成26年)	4月		事業系不燃ごみの区分適正化 (陶器くず→受入禁止、金属キャップ→資源化物へ変更)
2014年 (平成26年)	4月		「那覇市霊園条例」(昭和47年那覇市条例第51号)、「同条例施行規則」(昭和47年那覇市規則第47号)廃止
2014年 (平成26年)	4月		「那覇市識名霊園付属納骨堂条例」(昭和32年那覇市条例第16号)廃止
2014年 (平成26年)	4月		「那覇市識名霊園付属納骨堂条例施行規則」(昭和32年那覇市規則第18号)廃止
2014年 (平成26年)	6月		「那覇市識名霊園北納骨堂」跡地にて「那覇市民共同墓」、「識名霊園管理事務所」供用開始
2014年 (平成26年)	6月		「土壌汚染対策法」に係る県内初の区域指定
2014年 (平成26年)	6月		「第2次那覇市環境基本計画」について、那覇市議会6月定例会への付議・議決、策定
2014年 (平成26年)	6月		第一回那覇「環境絵日記」コンテスト開催(以後毎年開催)
2014年 (平成26年)	6月		那覇市シルバー人材センターへパッカー車を贈与
2014年 (平成26年)	7月		「第2次那覇市環境基本計画」策定
2014年 (平成26年)	8月		地下水の水質測定開始(首里地区マージガー)
2014年 (平成26年)			「資源化物持ち去り防止拠点回収事業」開始(廃棄物対策課)
2014年 (平成26年)			「合併処理浄化槽設置補助金制度」廃止
2014年 (平成26年)			「太陽光発電システム設置補助」廃止
2015年 (平成27年)	3月		「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」と「那覇市地域新エネルギービジョン」を統合し「那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
2015年 (平成27年)	3月		「那覇市環境基本計画策定委員会規程」(平成9年那覇市訓令第13号)廃止

2015年（平成27年）	4月	「那覇市アシスト収集実施要領」（平成27年4月17日クリーン推進課長決裁）施行。平成25年5月制定「那覇市アシスト収集実施要領」、「那覇市アシスト収集（粗大）実施要領」、「那覇市アシスト収集（一時多量）実施要領」廃止
2015年（平成27年）	4月	「那覇市那覇市住宅用省エネ設備補助金交付要綱」施行
2015年（平成27年）	5月	那覇空港周辺騒音対策区域（第1種区域）追加指定
2015年（平成27年）	6月	「那覇市資源化物収集運搬禁止行為指導等実施要綱」（平成27年6月19日環境部長決裁）施行
2015年（平成27年）	7月	「ハブ対策事業」、「そ族昆虫駆除対策事業」を「ハブ・衛生害虫等対策事業」として統合し、外部委託を実施
2015年（平成27年）	7月	環境保全課に「那覇空港周辺住宅防音工事補助」のため「住宅防音グループ」設置
2015年（平成27年）	7月	那覇エコアイランドの埋立期間を平成43年度まで延長（那覇市・南風原町環境施設組合）
2015年（平成27年）	10月	栗国村から排出された「燃やすごみ」の処理受入開始（那覇市・南風原町環境施設組合）
2015年（平成27年）	11月	「那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例」（平成27年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）公布
2015年（平成27年）	11月	「那覇市識名霊園内施設使用許可未更新に係る事務処理及び焼骨等の取扱基準」（平成27年11月26日環境部長決裁）制定（H30.4.1施行）
2015年（平成27年）	11月	資源化物収集運搬禁止行為で初の過料処分実施
2015年（平成27年）		平成15年4月開始「環境美化促進事業」を「不法投棄・持ち去り等防止及び啓発事業」に名称変更
2015年（平成27年）		屋上・壁面緑化助成金事業終了
2016年（平成28年）	4月	適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレス及びソファの収集運搬及び処理を開始、適正処理困難物処理手数料設定（クリーン推進課）
2016年（平成28年）	4月	「資源化物持ち去り防止拠点回収事業」を廃棄物対策課からクリーン推進課へ事務移管
2016年（平成28年）	4月	「那覇市エコオフィス計画」（第4期実行計画）策定。地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付ける。
2016年（平成28年）	8月	一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協議スタート（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
2016年（平成28年）	12月	資源化物収集運搬禁止行為の過料処分者への滞納処分（タイヤロック）を実施
2016年（平成28年）		汚染井戸周辺地区調査開始
2017年（平成29年）	1月	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結（浦添市他5団体）（那覇市・南風原町環境施設組合）
2017年（平成29年）	2月	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を宣言する
2017年（平成29年）	4月	ISO14001国際規格の2015年版に対応した「環境管理要綱」を制定し、新たな環境マネジメントシステムの運用を開始
2017年（平成29年）	4月	「那覇市公害対策協議会規程」（1972年那覇市訓令第4号）廃止
2017年（平成29年）	7月	市内に生息する特定の飼い主のいない猫を対象とした、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を開始
2018年（平成30年）	1月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を改正し、

			過料上限額を5万円に引き上げた
2018年(平成30年)	3月	那覇市指定ごみ袋中(取っ手付き)販売開始	
2018年(平成30年)	4月	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」締結(3団体追加、全8団体)(那覇市・南風原町環境施設組合)	
2018年(平成30年)	10月	「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者であるリオネットジャパン株式会社と協定を締結。使用済み小型家電の宅配便回収開始	
2019年(平成31年)	1月	発火トラブル防止のため、燃やさないごみから小型家電を手選別し、充電式電池の手作業除去を行う	
2019年(平成31年)	3月	「第2次那覇市環境基本計画」中間見直しについて、那覇市議会2月定例会への付議・議決	
2019年(平成31年)	4月	環境保全課「住宅防音グループ」が「大気・騒音グループ」に統合	
2019年(平成31年)	4月	省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)に関する事務が管財課から環境政策課へ移管される	
2019年(令和元年)	7月	「一般廃棄物処理施設変更届書」を沖縄県に提出 (旧最終処分場から出てくる浸出水の処理方法について「浸出水処理施設にて処理後河川へ放流する」から「直接下水道へ放流する」へ変更)	
2020年(令和2年)	3月	「第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定	
2020年(令和2年)	3月	那覇市指定ごみ袋大・小(取っ手付き)販売開始	
2020年(令和2年)	3月	事業系資源化物(缶類・ビン類・ペットボトル)の排出区分及び処理方法の適正化	
2020年(令和2年)	4月	『「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度実施要綱』、『「那覇市おいしい食べきり協力店」持ち帰り対応実施要領』(令和2年1月28日環境部長決裁)施行	
2020年(令和2年)	6月	年契業務が法制契約課に移管することに伴い、管財課から環境政策課へ「グリーン購入法」事務が移管され、環境政策課版「那覇市グリーン購入指針」策定	
2021年(令和3年)	3月	「那覇市動物の愛護及び管理に関する条例」(令和3年那覇市条例第1号)、「那覇市動物の愛護及び管理に関する規則」(令和3年那覇市規則第7号)制定(R3.6.1施行)。「那覇市飼い犬条例」(昭和49年那覇市条例第1号)、「那覇市飼い犬条例施行規則」(昭和49年那覇市規則第7号)、「那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則」(平成24那覇市規則第65号)廃止	
2021年(令和3年)	3月	エコマールプラザ棟内啓発推進事業終了	
2021年(令和3年)	4月	廃棄物対策課を廃止し環境政策課へ統合。企画・ISOグループと地球温暖化対策推進グループを廃止し「温暖化対策グループ」へ変更	
2021年(令和3年)	4月	「那覇市エコオフィス計画」(第5期実行計画)策定	
2021年(令和3年)	4月	「生ごみ処理機購入助成金制度」受付終了	
2021年(令和3年)	5月	「那覇市グリーン購入指針」を「那覇市グリーン購入方針」として改訂	
2021年(令和3年)	6月	ISO14001国際規格認証返上	
2021年(令和3年)	6月	「那覇市識名霊園南納骨堂」老朽化に伴い閉鎖	
2021年(令和3年)	7月	「環境の杜ふれあい公園」開園	
2021年(令和3年)	12月	持ち込みごみの事前受付制開始	
2022年(令和4年)	3月	「那覇市動物の愛護及び管理に関する指針」策定	
2022年(令和4年)	3月	那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業終了	

- 2022年（令和 4年） 3月 雨水施設等設置費補助金交付事業終了
- 2022年（令和 4年） 9月 「那覇市地域防災計画(令和2年5月)」及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の災害廃棄物処理について補完する役割を果たすものとして「那覇市災害廃棄物処理計画」を策定
- 2022年（令和 4年） 10月 那覇市識名霊園南納骨堂築閉鎖に伴い、「那覇市霊園条例」及び「那覇市霊園条例施行規則」の一部を改正
- 2022年（令和 4年） 10月 環境 I S Oの取り組みに代わる新たな「環境管理」を構築
- 2022年（令和 4年） 12月 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収ボックス設置
- 2023年（令和 5年） 3月 「那覇市人と猫の共生に関するガイドライン ～なはねこガイドライン～」策定
- 2024年（令和 6年） 1月 「第3次那覇市環境基本計画（第2次那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・那覇市気候変動適応計画）」策定
- 2024年（令和 6年） 1月 那覇市・沖縄電力株式会社 地域脱炭素及び持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定締結
- 2024年（令和 6年） 1月 「那覇市ゼロカーボンシティ宣言」表明
- 2024年（令和 6年） 1月 那覇市「デコ活宣言」



くらしの中のエコろがけ

「デコ活」とは、CO₂を減らす脱炭素^{デカーボナイゼーション} (Decarbonization) と、環境に良いエコ^{エコ} (Eco) を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。

「省エネ家電やLEDを選ぶ」、「食べ残しを減らす」、「ごみを減らしたり、きちんと分別する」など、脱炭素に貢献していくライフスタイルの選択がすべてデコ活です。できることから「デコ活」にみんなで取り組みましょう。

令和6年度版 那覇市の環境

発行年月 令和7年2月

編集・発行 那覇市環境部環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

TEL 098-951-3392

FAX 098-951-3230

地球にやさしい再生紙

※表紙は、「漫湖みんなでミュージアム2023」の絵画部門の受賞作品です。